場は關係諸當事者並に團體によつて互に研究されつゝある。一九二七年には日本の實業家その他の露西亞訪問と同時に露西亞の社會經濟的活動家の日本訪問が行はれた。

五、結　論

駐日ソヴイエト通商代表アニケーエフ氏はその歸任後の會見に於て、露西亞經濟團體から示された日本に關する生々した興味を指摘した。

兩國間の物資取引發展の障碍は、同通商代表の指示した通り、露西亞側經濟團體の意見によれば、他の諸國に於けるよりも日本に於て比較的商品買付の條件が有利でないといふ點である。具體的に云へばクレヂットの條件である。

これらの障碍の克服はクレヂット問題の圓滿な解決の意味に於て、兩國の物資取引の、又日本商品の對露輸出の發展の眞實の要因の一をなすものである。

品目別對露貿易表

（昭和三年「一月—八月」八箇月）

輸入之部

品目	金額
栗及稗	三、八五五圓
高粱	一七、四二三
コーヒー	二〇、七一一
小豆	一、六六七
大麻	八一
胡麻子	二一
小麥	三
麥角	五
豆糟	七六四、三六五
其他ノ穀物及種子	二、五二〇、八九六
荏胡麻子	一、九七五
蔬菜果實核子	二三、三三九
人造バター	一、四九八
玄米	五五、三七七
莨麻子	八五四
蜂蜜	一七、八九八
酒類	三、五〇六
菓子	二七六
葡萄酒	九、五八二
殿粉及芥子	一、九四一
大麥	三、九二四
ロンガリツト其他還元劑	三〇
其他ノ飲食物	二八、五三四
牛馬羊皮毛皮	二、五二三、八四〇
香水	五八五、九八三
魚介類	二、七八九、四九三
鹹魚	一四七、〇三六
ポートランドセメント	五三四、〇六三
其他ノ魚介類	一七四、五七〇
インク	一九二、四六五
屑繊維	一七、四九二
藥劑化學藥及製藥	一、一六七、〇二五
阿膠	
油脂臘同製品	
貝殼	一四〇
石鹼	六九、一六七
鉄鐵	六五、一九四
屑及故鐵	二、四六五
白金	二九、〇七一
レーベル	一、三八二
原油及重油	一三、八六〇
豚毛其他ノ毛皮	三六七
獸骨角	九九八
書畫（印刷シタルモノ）	一、三四六
同其他	二六〇
書籍及雜誌	三四四
サントニン	七二六
石絨及同製品	六六六
其他ノ肥料	五二
經木	五一〇
フスマ	二三、四〇〇
フイシュダアー	五五四
屑及故インデアラバー及ガタパーチヤ	一、三四六
胡桃	八三、四七九
パインフワーシダー（甲）	一四八
同（乙）	二六六、五四二
ドロノ木及ハコヤナギ	一五六、四四九
其他ノ木材及板	四六〇
小包郵便物	一六〇、五六一
同（歐露）	一二〇
旅客携帶品	三〇
合計	一〇
	一四

輸出之部

米及米粉	二一八、八五二
大豆	三〇六
其他ノ豆類	三、八一九
小麥粉	六四、三八二
穀物及種子	一〇、一〇〇
玉葱	一五、三三三
蜜柑	八、四一八
林檎	三、一一二
其他ノ蔬菜果實	一三、六七六
昆布及刻昆布	一、五一四
寒天	七、四九七
醬油	二、二一五
味噌	一四、九八三
食鹽	一、八五三
蔬菜漬物	九、八〇六
酒類	三、三七五
ビール	五五〇
綠茶	三、九三六
精糖	九七四、六六五
其他ノ砂糖及氷砂糖	七八、一九〇
其他ノ砂糖々菓類	二二、四六九
罐詰食物（鳥獸魚介類）	三、七〇二
同（蔬菜）	七、六八五
同（蟹）	三、三〇一
同（鮭、鱒）	六、三七六
鮭　鱒	二〇〇
干大根其他	七二七
椎茸大根	二九一
米	三一五
粉	二〇〇
其他ノ乾物	一〇、六五七
栗	一五七
海苔及寒天	五二、九三五
礦水	一四、一五七
其他食料品	二一、六一五
其他ノ飲料	一五二、四五二
馬鈴薯	一、四五二
乾魚	三、七五四
コンデンスドミルク	五、〇六六
絲瓜及竹製品	二、七六九
鮮魚	六、五七七
麻類	一、八四一
蓙穫	一、九五五
カンヴス	六、四〇九
綿織絲	一六、八二六
綿縫絲	二、一二〇
打棉	六一、一一六
麻絲麻線	六一、一一六
麻繩	四〇四、八六三
其他ノ絲縷繩索紐	八一、六〇四
同材料	二一、一四五
白木綿	五〇、一一七
綾木綿	一一、五四二
綾金巾デーンス	一九四
生金巾	二、一一八
生シーチング	三、六二七
晒木綿	一、五五五
小倉織	三一六
天笠布	一、六三四
綿帆布	五四、八六九
綿繻子	一、〇二二
其他綿布	四六六
綿フラソネル敷布	一〇九
綿織物（絹共）	一、七〇九
布團其他ノ布帛	一八、六一四
さるまた（メリヤス）	一、八五〇
ブランケット	三八、一四三
洋服	一〇二、七二八
綿手巾	一、二六八
綿製浴巾	六、七二四
葉巻	六、四七五
其他ノ煙草	六、五三四
其他絹製品	一、〇八一
皮毛角牙類	八、一五二
同其他	八五〇
毛布	一、四九二
ホース機械用ベルチング	一、六五七
屑綿屑絲	一、八一五
漁網	一、一七、三五二
麻叢	一七、〇九〇
ポプリン	一、四四七
富士絹	四一二
繻絨	四、三九一
リボン及レース	五二一
其他布帛製品	九四、五九一
メリヤス靴下	一、一三五
同手袋	四〇、三一〇
テーブルクロース	一、八五六
足袋（メリヤス）	八、七三八
帽子（フエルト）	五、二一七

同（其他）	七四四
モスリン	四、九八九
メリヤスシヤツ	二九、七三七
其他ワイシヤツ	八、七六〇
其他ノ毛織物	六、四二四
羅紗及セルヂス	七、六九五
衣類同附屬品	四九、三四七
身邊化粧用雜貨類	一八三
靴（革）	七九、七五七
靴（ゴム）	四八、九六三
釦（貝製其他）	五九五
帶　子	一、二六二
ワイシヤツ肌着	四、四五五
其他ノ釦懸（セルロイド）	一、二三四
齒磨　粉	一、三三四
ガーゼ脫脂綿	二、三五五
白　粉	二〇二
石鹼、化粧用）	五、八二一
同（其他）	三、一六七
クリーム	四、九七九
鉛　筆	二、二六三
インク	二二六
其他ノ調製薰香類	七六五
ペーント	四五、八一〇
染料顏料塗料塡充料	五、七一五
樟　腦	三〇、七九二
殺　蟲　粉	九九九
其他ノ藥材化學藥及製藥	二二二、七一〇
賣　藥	六三〇
藥　子　油	一九、七一四

其他ノ油脂臘同製品	三〇、三一四
錯　酸	一、五八八
硫　酸	五、二七七
沃度（歐露行）	二、五四五
同	一、四一〇
炭化石灰	二、八八一
鉛　炭	一二、二一一
大　豆　油	九、七二二
亞麻子油	二、八八九
鐵　油	二二、一七二
燐　寸	九、〇四一
石　炭	四一九
鑛物及同製品	二四、七七八
爆發藥	四、四九四
木　炭	一八二、三〇五
薄荷腦	二二、九一〇
香水香油	六五〇
蚊取線香	六、二〇四
コールター及ピッチ	二、五三八
革　製　品	二七〇
醫療器械同部分品	四〇、九八七
理化學器同部分品	二、五六六
其他學術器同部分品	二三七
喞筒同部分品	四、五五一
車輛同部分品	二三二、六七三
機械同部分品	八八三
汽罐同部分品	二八
電汽機械同部分品	二七五
電話機同部分品	一五一
船舶同部分品	八、四一三

印刷機同部分品	三〇、三一四
其他ノ硝子同製品	一、五八八
窓　硝　子	五、二七七
硝子鏡及眼鏡	二、五四五
硝子コツプ	一、四一〇
電　灯　球	二、八八一
ヲンプ同部分品	一二、二一一
機械用帶革	九、七二二
掛及置時計	二、八八九
陶　磁　器	二二、一七二
其他ノ玩具	九、〇四一
石　油	四一九
セメント	二四、七七八
其他ノ履物	四、四九四
汽　船	一八二、三〇五
書籍及雜誌	二二、九一〇
食　器	六五〇
包裝用紙	六、二〇四
塵　紙	二、五三八
鐵道枕木	二七〇
丸太、割材及挽材	四〇、九八七
財布ガマロ	二、五六六
竹　製　品	二三七
行李旅行鞄櫃手提類	四、五五一
繩索叭莚	二三二、六七三
其他ノ蓆	八八三
木　炭	二八
レーベル	二七五
漆　器	一五一
植物及動物	八、四一三

二四、四九四	
八八五	
九二二	
一二六、五七七	
一四六、四七五	
三、六一〇	
六六五	
四、五三九	
一、五六八	
一五、〇九七	
二、〇三一	
五、一三七	
一三、二一九	
二、〇八五	
一、〇二三	
一八、六五〇	
六八九	
二一一	
二、四七二	
四、六七〇	
一、二〇七	
一六、七九〇	
一〇、四五五	
二七、七六三	
一五、三六三	
二二二、九三五	
八八、四一二	
二〇、一二四	
一、八四三	
三二六、八一二	

石綿及同製品	一、八〇一
鉛　管	三、七五五
安知每尼	一、五五一
安知毋尼製品	一七一
帳簿及手帳	五、三二八
封　筒	五九二
印刷料紙	二四八、六七六
其他ノ紙類	五、二五二
屑紙（古新聞紙共）	八〇、六一七
其他ノ紙製品	五、五二一
銅　製　品	一一、九五七
銅（線其他）	八、三八三
其他ノ金屬	三八、八九五
眞鍮及黃銅	四、六〇一
眞鍮製品	五、一六六
琺瑯鐵器	一〇八、二三一
ブリキ製品	一九五、二七六
絕緣電線	一三、六六六
ニケル鑛製品	七、八〇五
鐵（塊及錠）	五、九一六
同（條竿及板）	二五五、八二四
同　（線）	五八、〇〇四
同（筒及管）	九一、九一〇
同　（線索）	一五二、八三九
同　（其他）	一九、二三八
鐵釘類	三七、七二三
鐵鍋及釜	八五、四四四
其他ノ鐵製品	二七二、九九四
アルミニューム鑛製品	二、六三七
其他ノ金屬製品	三、五〇八

金屬工木工機械	
木材及板	
農具及工匠具	
木製品（和傘共）	
花莚（單）	
疊　表	
其他ノ莚	
鼻用刷子	
其他ノ刷子	
連史紙	
印刷物	
ゴム製品	
雜品種々	
双　物	
エナメル	
小包郵便品	
同（歐露）	
合　計	

註　本表は大藏省主稅局の調査でトランヂット貨物を含む。

一六、八二六	
一五四、八六九	
四二、一一三	
四八、四六一	
六六五	
一〇五	
二八〇	
一一九	
六、五五〇	
一、四四五	
一六、五七〇	
四、四五六	
八一、三四〇	
九、五五三	
一四三	
三〇〇	
八、〇七一、一一一	

日露木材會社とダリレスの木材取引

日本とソヴイエト露國との通商關係復活以來輸出入貿易を通じて兩國間取引の最重要品目となつてゐるものは木材で、露國から本邦への木材輸入は

一九二五―二六年度　七百十七萬八千圓

一九二六―二七年度　八百三萬圓

一九二七―二八年度　一千二百二十四萬一千圓

の多額に及び、革命前の本邦對露貿易が例年出超を以て其特長としたのに、革命後對露新輸入品目として木材が出現して以後は全く此關係は顚倒し現在まで日本は露國に對し、入超續きを以て推移してゐる。

かくの如く日露貿易に於て決定的な重要位置を占むる露國木材は我が日露木材株式會社によつて之を一手に輸入され我市場に賣捌かれつゝあるがその露國側に於ける取引機關はダリレスの略稱をもつて呼ばれる極東林業トラストである。兩社の取引關係現行契約並にダリレスの營業狀態を示せば左の如し。

日露木材株式會社

一、沿　革

神戸鈴木商店が沿海州材を組織的に我國に輸入する目的を以て大正十五年ソヴイエト社會主義共和國聯邦國營極東林業トラスト「ダリレス」と契約を締結し大陸木材工業株式會社をして「ダリレス」が西伯利亞に於て造材する各種木材の日本市場に於ける共同販賣をなさしめて居たがたま〳〵第二期契約期間中即ち昭和二年五月に至り、鈴木商店の事情に依り事業遂行不能の狀態に陷つた。

茲に於て王子製紙株式會社は之を大いに遺憾となし金融の全部を引受け、大陸木材工業株式會社と共同出資の形式に依て昭和二年六月資本金壹百

五拾萬圓拂込濟の日露木材株式會社をを設立し鈴木對「ダリレス」の契約を繼承し之が經營に任じ、昭和二年十二月には日露木材の手に依りて第三期契約に更新し今日に及んでゐる。

二、昭和三年度第三期契約に依る事業概要

イ、 契約材の種類及數量

沿海州紅松丸太
白松及落葉松中丸太
落葉松サスナ電柱丸太
落葉松杭木　約二、〇〇〇、〇〇〇石
白楊丸太

ロ、 契約上の特權

日本市場に於ける「ダリレス」材販賣權の獨占がそれでダリレスは日露木材の手に依らずしては如何なる方法を以てするも日本市場には一切木材を提供する事を得ない。

ハ、 木材の運搬

契約數量に依り各積出港の契約中に於ける積出數量を算出し之に對する所要船腹を決定し積出し「プラン」を作製し之に適應する傭船契約を當初に日本船會社と締結し以て運搬の正確を期す

ニ、 融資

日露木材は「ダリレス」に對し融資をなす。其範圍は契約木材の船積港FOB假定單價の九〇%の前渡金木材の海運賃鐵道運賃保險料揚荷役賃及木材の販賣完了迄に要する附帶經費の立換拂。

ホ、 融資に對する保證及返還方法

(一)木材入荷前は「ゴスバンク」が之を保證し、入荷後は木材を以て保證擔保となす。

(二)融資は之を木材賣上代金より差引す。

ヘ、 契約の始期及終期

契約は毎年更新されるものにして十二月末日迄に新契約の調印を終るものとす、契約木材の販賣完了を以つて契約の終期となす。

極東林業トラスト（ダリレス）

一、「ダリレス」の沿革

極東國營林業トラスト「ダリレス」は一九二二年八月十一日舊極東共和國政府發布の法規により設定せられたるものにして、其後該トラストの發展頗る目覺しきものあり、忽ちに一地方的組織なりしものが共和國的意義を有する組織に擴張を爲した。而して一九二五—二六年度より該トラストの事業はロシヤ共和國政府の注意と保護を受けるに至つたが、玆て同共和國の監督を離れて一九二八年八月附聯邦中央執行委員會の法律により全聯邦的意義を有するトラストとしての承認を受けるまでに發展した。

二、「ダリレス」の伐採と製材

左記の數字は「ダリレス」の事業が如何に急速度に發展し來つたかを證するものである。

木材伐採高表

一九二三年（九ケ月間）　一、一百萬立方呎
一九二四—二五年　四、一百萬立方呎
一九二五—二六年　三、六百萬立方呎
一九二六—二七年　五、四百萬立方呎
一九二七—二八年　六、三百萬立方呎
一九二八—二九年度の木材伐採高は六千萬立方呎の豫定である。

トラストの製材工場生産高も亦左記數字の示すが如き急激なる發展を遂げてゐる。

製材高

一九二三年（九ケ月間）　二、八百萬立方呎
一九二三—二四年　二、一百萬立方呎
一九二四—二五年　二、八百萬立方呎
一九二五—二六年　四、四百萬立方呎
一九二六—二七年　四七、一百萬立方呎
一九二七—二八年　一二、〇百萬立立呎

三、日本との取引關係其他

一九二—八二九年度には一千八百萬立方呎の丸太を製材する豫定である。

右の如く「ダリレス」の事業は益々大組織工業の性質を帶びるに至り、其の取引高も輸出に於て八〇%而して國內市場に於ては僅かに二〇%を占むるに過ぎないような輸出トラストとしての狀況を呈するに至つた。

國內市場の木材需要は益々增加の一方なるためトラストは各種木材の國內市場供給を滿足せしむること能はず、爲めに國內市場には「ダリレス」のほか地方の木材トラスト及び木材買附組合が活動しつゝある。

斯して「ダリレス」は輸出トラストの性質を帶びるに至つたのである。

「ダリレス」の主なる輸出先は日本にして、日本には紅松丸太縦丸太、白楊材を輸出する而して、日本市場に於ける販賣は是を日露木材株式會社に委托せしめてゐる。

最近「ダリレス」は倫敦市場に挽材及びベニヤ板を輸出して其の輸出業務に一新紀元を劃するに至つた。

倫敦に於ける「ダリレス」の事業は「アルコス」商會を經由して行ふものであるが、該地の業務は極めて急速に發展し、一九二八—二九年度には倫敦行挽材及びベニヤ板の輸出は汽船十四隻乃至十五隻分に達する見込みである。

四、資本金と損益勘定

「ダリレス」の損益勘定は年々に增加し、一九二八年十月一日のそれは三千二百萬留といふ巨額に達した。

「ダリレス」の資本金は動產不動產及び流通資本から或り其額は八百萬留にして、此中動產及不動產は約三百萬留である。

流通資本少額の爲め國立銀行其他に借入金あり是に對し高率の利息を支拂ふの餘儀なき狀態にあるは遺憾である。

併し政府は這般の事情に氣附きたるを以て、遠からずトラストの事業限度に相應する巨額の無償還交付を行ふ筈である。

「ダリレス」が年々各種の建設費に支出する金額は莫大なものである。一九二七—二八年度トラストの建設事業費は百五十萬留で、此中の大部分はオボルスク廣軌鐵道支線敷設費に充てられる。

一九二八—二九年度にはイマン製材工場建設とキヂ湖とデ、カストリイ灣を聯絡する鐵道支線の敷設工事に着手する豫定である。

「ダリレス」初期の重役は左記の人々であつた。

ウエ、ア、アニモフ氏（社長の椅子を占めてゐたが、一九二五年からモスクワに於ける「フアネロ、ドウイノ、レス」重役として活動してゐる。）

五、重役の顏振

イ、オ、チエルネンコ氏（現在はハバロフスク市の地方農業廳地方木材買附部長である）。

イ、イ、クロクス氏（現在は北露アルハンゲリスク「北露木材トラスト」重役である）。

現在のトラスト重役は三年間重任のまゝである。

社長ウエ・ア・マスレンニコフ氏（マ氏は舊い極東出身者で、既に六ケ年間極東地方人民經濟會議參事會員兼極東地方執行委員會議員を勤めてゐる）

社長代理エム・オ・ボニゾフスキイ氏（ドウイナ・レス」舊重役で、木材業に關係すること既に二十ケ年の長い經驗をもつてゐる）。

重役エル・ゲ・コルトウフ氏（セーウエロ・レス」舊重役で、「ダリレス」の製材部長で、木材事業の精通者である）。

因に「ダリレス」社長マスレンニコフ氏は日露木材との昭和四年度木材商談、並に本邦市場視察に來朝中であつが十一月末期歸國した。

北樺太石油會社と全露石油シンヂケートの原油取引契約

露國「サハレンネフチ」（北樺太油田）社長ミルレル氏は全露ネフチシンヂケートをも代表して昭和三年三月三十日本邦に來朝、同四月中旬より北樺太オハに於ける「サハレンネフチ」所屬油田の開發に要する資金を北樺太石油株式會社より借入れ、其代償として、同油田より產出する原油を供給する爲の契約交涉を開始し、諸條件につき折衝を重ねたが、簡單には折合はず、ミルレル氏は交涉中途にして歸國したので駐日露國通商代表代理トレチヤコフ氏及び法律顧問ベークマン氏が之に代つて露國側を代表し、交涉約六箇月にわたつて昭和三年九月五日に至り契約成立の運びとなり東京市麻布區材木町吉田公證役場に於て石油會社社長中里重次氏、露側（石油シンヂケート代表の資格に於て）トレチヤコフ氏との間に正式調印を了した。此契約は日露兩國最初の大口石油取引の實現として、又北樺太に於ける日露油田の企業遂行を圓滑ならしむる上に、少なからぬ意義を持つてゐた。

契約內容左の如し。

日露原油取引契約內容

一、全露ネフチシンヂケートは北樺太石油會社に對し三ケ年間に原油六萬五千噸を賣渡す。

二、引渡は昭和四年一萬噸、同五年に二萬噸、同六年に三萬五千噸とす。
三、北樺太石油會社は同原油代金の一部として調印と同時に百萬圓をシンヂケートに支拂ふ。
四、原油の單價は山元渡し値段で算定され、前渡金は最後に引渡さるべき原油を以て計算する。
五、前渡金に對して露國々立銀行は原油の不渡りの場合辨濟保證をなす。
六、契約は日露兩文を以て正文とす。
七、契約文の解釋は日本法規に基く。
八、本契約に關し不幸にして紛爭問題を惹起したる場合は仲裁手續により解決することを約す。
九、仲裁手續は東京に於て行ふこと。
十、仲裁手續に參加すべき仲裁委員は三名と定め當事者双方より各一名と更に當事者双方に於て第三者より一名を擧げる。
十一、第三者より擧げらるべき仲裁委員の詮衡につき當事者双方の意見が一致せざるときは之が詮衡を日露協會に一任すること。
十二、仲裁手續に於ける本契約の解釋は勿論日本法規に基く。

日露貿易有望品目

（駐日露國通商代表部査定）

日本の對露輸出有望品

歐露向

沃度、樟腦、薄荷油、メントール、木蠟、寒天、綠茶、或種の機械設備、規那、害虫驅除劑、煙草の紙、漁網、綿織物、生糸、小間物原料、手工用材料（此の中にはセルロイド等を含む）製紙工場用のフエルト、同じく金網類、製粉工場に使用する絹ぶるい、護謨。

歐露及亞露向

パルプ、ココアビーン、銅眞鍮等俗に光り物と稱する金物類、小間物原料、綿糸毛糸、加工綿糸、繭、製革用劑、コプラ、鹽酸加里、各種化學樹脂、染料、塗料、鹽酸加里、各種化學藥品、ユーテル油、パラフイン、特種の鐵銅等並に其の製品、各種電線、紙類卷煙草用紙、ボール紙、絕緣用紙、工業用紙、フアイバー、眼鏡用硝子、手工藝用材料、ブリキ、皮革製靴用諸機械、化學工業用、製紙用、鑛業用、金屬工業用、複寫用、煙草製造用、電氣用、林業用、硝子製造用、手工業用諸機械用品、通信連絡、市街諸設備、漁業用諸用品、工業用諸工具、製圖測量用用具、ベルト類、各地國營發電所設備、各種電氣施設、電氣製品、畜産用材料、各種藥品及其原料、醫療器械、米、砂糖、香料、レモン、アーモンド、時計部分品、食器類、小間物類鉛筆、ペン、ガラス。

露國の對日輸出有望品

鮭鱒類、鹽、木材、重油輕油等、小麥、燕麥、亞麻繊維、豚毛、昆布、豆糟、蜂蜜、食用バタ、肉類、アスベスト、雲母其他の鑛石類。

駐日露國通商代表部

露國通商代表部官制

（一九二三年四月十八日附ロシヤ社會主義聯邦共和國國防勞働委員會布告一九二三年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令集第三二號三五九頁）

一、通商事務ニ據ル外國派遣規則

第一條　國家機關ノ委任ヲ受ケ通商事務ヲ帶ヒ外國ニ派遣スル場合ヲ今後左ノ如ク定ム

（イ）國營企業又ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及ヒ人民執政委員會告示ニ據リ外國通商事務ヲ遂行スル權利ヲ有スル國營企業合同機關ノ委任ヲ受ケタル場合（一九二二年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令集第六五號、八四六頁）

（ロ）一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及ヒ人民執政委員會議告示第五條ニヨツテ其代理人又ハ外國ニ於ケル通商代表部內ニ特別代表者ヲ有スル權利ヲ得タル國營機關ノ委任ニヨル場合。

（ハ）國家輸入計畫案ニヨツテ通商代表部ヲ經由シテ爲シタル注文ノ遂行ニ技術的援助ヲ爲サシメルタメ國家機關が委任スル場合。

（ニ）特許規定ニ依リ注文ノ遂行ヲ援助セシメルタメ國家機關カ委任ヲ命スル場合。

（ホ）內外商務人民委員部勞働及國防委員會及ヒ人民執政委員會議ノ特別委任ニヨル場合。

第二條　外國ニ派遣ヲ命セラレタル代表者ノ委任狀及ヒ證明書ニハ內外商務人民委員部ノ裏書ヲ備ヘ、是ニ副本二通ヲ作成シ、其中一通ヲ內外商務人民委員部ニ殘シ、他ノ一通ハ內外商務人民委員部ニ於テ當該通商代表部ニ送附ス

註一　被派遣者ノ旅券ニハ「通商事務」ニヨル旨ヲ明記ス

註二　外務人民委員部及ヒ內務人民委員部ハ若シ被派遣者ノ證明書ニ內外商務人民委員部ノ裏書ヲキ場合ハ通商事務ニヨル出國査證を與へず

註三　「通商事務」による旨ヲ明記シタル旅券ニ若シ證明書及ヒ委任狀ニ通商代表ノ裏書ナキ時ハ派遣サレタル者ノ指定國到着後ノ査證ヲ外國駐剳ロシヤ社會主義聯邦共和國ノ全權代表ニ於テ査證ヲ爲サス

第三條　第一條イ項ニ記載シタル國營企業ニヨツテ派遣セラレタル者ノ證明書及ヒ委任狀ハ附錄第一、第二號ノ形式ニヨリ作成セラル

第四條　第一條ロ項ニ揭ケタル國家機關ノ代表者ハ特別委任ヲ受ケルコトヲ得ス、其ノ權利ハ證明書ニ記載セラル、證明書ノ形式ハ附錄第三號ニ在リ

第五條　通商代表部ヲ經由シテ行フ注文ノ遂行ニ關シ其ノ技術的援助ヲ爲スタメニ派遣セラレタル者ノ證明書ニハ（第一條ハ項）證明書持參人ハ通商代表部ノ命ニヨツテ派遣セラレタル者ナルコトヲ記載ス。而シテ該證明書ヲ通商代表部ト交換スヘシ

第六條　第一條二項ノ特許規則ニヨリ注文遂行ノ爲メニ派遣セラレタル者ニハ、通商代表部ノ命令ニヨツテ派遣セラレタル者ナルコトヲ記載ス。被派遣者ハ取引締結權ノ代理權ヲ有ス、此ノ代理權ハ輸出人ノ特許及ヒ證明ニ關スル人民委員會議告示第十六條ノ規定セル場合ニ於テノミ行使スルコトヲ得。證明書及ヒ委任狀ノ形式ハ附錄第四第五號ノ記載スル處ニヨル

第七條　一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及ヒ人民委員會議告示ニ依リ外國ニ於テ當時事務遂行ノタメ派遣セラレタル者ハ如何ナル取引ト雖モ、ソレカ商業上政治上、或ハ國家ノ計畫上不利益ト認メタル場合ハ禁止ヲ命スル責任ヲ負フ。取引ニ關シ商業上不利益ト認メ反對ノ意ヲ示シタル通商代表ハ他ノ商社或ヒハ他ノ國ニ於テ同樣ノ取引ヲ爲スタメニ有利ナル條件ヲ國營企業ニ提出シ、或ヒハ輸出商品ヲ擔保トシ相當額ノクレヂツト設定ヲナス義務アルモノトス

第八條　通商事務ニ依ラスシテハ國家機關通商上ノ利益ヲ代表スルコトヲ得ス

第九條　通商代表部ノ駐在スル國ニ常時居住スル者ニ對シ通商代表ノ同意ヲ得ルコトニヨツテノミ國家機關ノ代表者ニ任命スルコトヲ得。

第十條　外國商社トノ商談カ具體的範圍ニ達シタル時ハ、國營企業ノ代表者ハ其ノ商談ニ就テ豫メ當該通商代表ニ報告スル義務ヲ有ス

第十一條　通商代表ハ其ノ商取引ニ反對ノ意アル時ハ二日以內ニ國營企業ノ代表者ニ其旨ヲ通告シ若シ同期限內ニ何等ノ回答ニ接シサル時ハ代表者ハ商談ヲ繼續スル權利ヲ有ズ

第十二條　國營企業ノ代表者ハ其ノ一切ノ疑問及ヒ推定ヲ商工業者ニ發スルト同時ニ、又通商代表部ニモ是ヲ通告スルモノトス、而シテ國營企業代表者ハ同シ方法ニヨリ其ノ注文及ヒ代理ヲ通商代表部ニ委任スルモノトス。商社トノ商談終了後國營企業代表者ハ通商代表部ニ取引條件ヲ報告ス。取引カ二晝夜ノ期間內ニ通商代表ノ反對ヲ受ケサル場合ハ反對ナキモノト認メラレル。但シコレハ取引所ニ於テ相場ノ變動アル商品ノ場合ニシテ、然ラサル他ノ商品ノ取引ニ就テハ反對表明期間ハ五晝夜トス

通商代表ハ如何ナル取引ト雖モ、ソレカ商業上政治上、或ハ國家ノ計畫上不利益ト認メタル場合ハ禁止ヲ命スル責任ヲ負フ。取引ニ關シ商業上不利益ト認メ反對ノ意ヲ示シタル通商代表ハ他ノ商社或ヒハ他ノ國ニ於テ同樣ノ取引ヲ爲スタメニ有利ナル條件ヲ國營企業ニ提出シ、或ヒハ輸出商品ヲ擔保トシ相當額ノクレヂツト設定ヲナス義務アルモノトス

第十三條　通商代表部ハ其ノ部員タル官廳ノ代表者カ爲シタル注文ヲ通商部ニ於テ履行スルコトヲ拒絕スル場合、或ヒハ個人商社カ提供シタル有利ナル條件ヲ代表者ニ與へ得サル場合、當該

二、商談及び商取引規定

官廳代表者ノ申出ニヨリ自己ノ名ヲ以テ國家機關ノ指定シタル個人商社ト、指定シタル條件ニヨツテ該國家機關ノ計算ニ於テ契約ヲ締結スルモノトス

通商代表ハ其ノ契約カ政治上或ヒハ商業上不可能又ハ不利益ト認メタル場合、其ノ契約ノ締結ヲ拒絕スルコトヲ得

第十四條　長期ノ委託契約締結ヲ爲スニハ國家機關ノ代表者ハ當該通商代表部ノ同意ヲ得國外商務人民委員部ノ認メタル中央機關ノ許可ヲ受ケサルヘカラス

第十五條　國家機關ノ代表者ハ通商代表以外自己ノ駐在先ノ中央政府機關トノ交涉ヲ禁シラル

第十六條　利權及ヒ外國資本ノ誘入ニ關スル交涉ハ一九二三年八月二十一日附聯邦人民委員部發布ノ聯邦人民委部會內利權本部ノ設立ニ關スル規定ニ準據シテ行フ

三、決算及び會計規定

第十七條　國家機關及ヒ國營企業ノ代表者達ハ通商代表部ニ對シ通商代表ノ提示セル期間內ニ一定ノ形式ニ從ヒ自己ノ爲セル業務ニ就テ會計總決算ヲ通商代表ニ提示ス

第十八條　國家機關及ヒ國營企業ノ代表者ハ通商代表ノ要求又ハ通商代表カ委任シタル者ニ自己ノ帳簿全部及ヒ監督上必要ナル往復文書ヲ提示ス

第十九條　通商代表ハ一切ノ往復文書ノ副本或ヒハ其ノ一部ヲ國家機關又ハ國營企業ノ代表者ニ對シテ要求スル權利ヲ有ス

第二十條　國家機關及ヒ國營企業ノ運用金ハ總テ通商代表ノ當座勘定ニ繰入レ當該國家機關ノ代表者ノ通知又ハ指定ニヨルニ非サレハ通商代表ハ國家ニヨツテ支出スルコトヲ得ス。通商代表ハ國家機關及ヒ國營企業ニ對シ、當座勘定ニ繰入レタル金額ノ支拂ニ關シ責任ヲ負フ。

四、派遣手當に關する規定

第二十一條　外國ニ派遣セラレタル國家機關ノ代表者ニ對スル派遣手當ノ支拂ハ內外商務人民委員部ノ特別指令ニヨリ關係官廳ノ同意ヲ經タルセル場合ノ外

第二十二條　國家機關ノ代表者ト通商代表部トノ間ニ本施行令外ノ問題及ヒ許可ノ手續ニ關シ意見ノ相違ヲ來シタル場合、當該國ノ駐在全權代表ニ於テ是ヲ決定ス

第二十三條　特別重要ニシテ且ツ急ヲ要スル場合

五、本施行令に反せる場合及び意見の相違を生じたる場合の規定

通商代表ハ國家機關或ハ國營企業代表者ノ職務ヲ關係機關ニ遲滯ナク通告シタル後免スル權利ヲ有ス

第二十四條　本施行ヲ遵守セサル場合ハ中央執行委員部及ヒ外國商務人民執行委員會告示ニ違反セル場合ト同樣ノ取扱ヲ受ク（同告示第八條）

第二十五條　全露中央執行委員部及ヒ一九二三年四月十二日附人民執政委員會議ノ告示第七條ニヨリ本施行令ノ發布ト共ニ一九二二年十月十六日附人民執政委員會議ノ施行令ハ其ノ効力ヲ失フ（一九二二年「ロシヤ」社會主義聯邦共和國法令集八六二條）

附錄第一號

（書　式）

施行令第一條イ項ニヨリ外國ニ派遣セラレタル國營企業代表者ニ下附スル證明書認方

證　明　書

本證ハ市民某ニ某機關代表者タル證明トシテ下附ス

某ノ目的ハ……

全露中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日附外國通商人民執政委員會議告示ニヨリ某ハ外國ニ於テ「ロシヤ」共和國通商代表ノ直接指揮及ヒ監督ノ下ニ行動スルモノナリ

某カ爲スヘキ總テノ事務ハ是ヲ通商代表ニ豫メ通告スヘキモノトス

外國ニ於ケル自己ノ事務遂行ニ關シ某ハ全露

中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日及ヒ一九二三年四月十二日附外國通商人民執政委員會議告示竝ヒニ勞働及ヒ國防會議轉載サレタル規定ヲ遵守スヘシ

某カ契約シタル取引ハ總テ通商代表ノ承認ヲ經テノミ……但シ此ノ承認ハロシヤ共和國政府ニ對シテ其ノ取引ヨリ生スル事件ニ關シ何等ノ責ヲ負ハスコトナシ

當證明證ハ指定地ニ到着後四十八時間內ニ通商代表部ニ登記セサルヘカラス

署　名　印

註　餘白ノ箇所ハ代表者ヲ派遣セシメル機關ニ於テ記入スヘキモノニシテ委任事項ヲ詳記スヘシ

附錄第二號

（書　式）

施行令第一條ロ項ニヨリ外國ニ派遣セラレタル國營企業ノ代表者ニ下附スル委任狀書式

委　任　狀

本狀所持者……ハ……行爲ノ範圍ニ於テ……代表者ナリ。所持者（氏名）ハ……全權ヲ有ス……前記使命ヲ遂行スルタメ某ニ對シ……ノ權利ヲ與フ

全露中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日附人民執政委員會告示ニヨリ、某ノ爲シタル總テノ取引ハ……本委任狀ニ依リ……ニ於ケル「ロシヤ」共和國通商代表ノ承認ヲ必要トス

某カ爲シタル取引及ヒ契約ニ就テハ例外ナク本委任狀ニ準シ、副代理人ハ……（國營企業機關ノ名稱ヲ揭ク）ニ對シテノミ取引上ヨリ生ズル一切ノ抗議ヲ爲シ得ヘク國家通商代表人民執政委員會或ハ中央機關並ヒニ其ノ監督下ニアル國營企業ノ名稱ヲ揭ク）

署　名　印

註　餘白ノ箇所ハ代表ヲ派遣スル機關ニ於テ記入シ委任事務及ヒ權限ノ範圍性質ヲ詳記ス

附錄第三號

（書　式）

施行令第一條ロ項ニヨリ外國ニ派遣セラレタル國立機關代表ニ下附スル證明書

證　明　書

本證明書ハ……（國立機關ノ名稱ヲ揭ク）ノ代表者トシテ「ロシヤ」社會主義聯邦共和國通商代表部ノ命ニヨリ……ニ向ケ派遣セラレタルモノナルコトヲ證明ス

某ハ全露中央執行委員會及ヒ一九二三年四月十二日外國通商人民執政委員會議告示第五條ニヨリ通商代表部員トシテ外國ニ於テ通商事務ヲ取扱フ

本證明書ハ本證持參人カ指定地ニ到着後四十八時間內ニ通商代表部ニ提出シ、通商代表部ノ交附スル證明書ト交換スヘシ

署　名　印

註　餘白ノ箇所ハ代表者ヲ派遣スル機關ニ於テ記入シ委任事務ノ內容ヲ詳記ス

附錄第四號

（書　式）

特許規定（指令第一條二項）ニヨリ注文ノ遂行ヲ補助セシメル爲メ國立機關ノ職員ヲ外國ニ派遣シタル場合ノ證明書

證　明　書

本證ハ內外商務人民委員部ノ特許規定ニヨリ注文遂行ヲ補助セシメル爲メニロシヤ共和國通商代表部ノ命ニヨリ某ヲ……ニ向ケ派遣シタルモノナルコトヲ證明ス

前記ノ委任事務遂行ト關聯セル一切ノ事務ハ輸出入特許及ヒ證明ニ關スル人民執政委員會議及ヒ外國通商人民執政委員會議告示並ヒニ前記告示ノ施行令ニ準據シ、又「ロシヤ」共和國通商代表ノ直接指導ノ下ニ外國ニ於テ行フ

輸出入特許及ヒ證明ニ關スル人民執政委員會議告示第十六條ノ揭ク場合ニ某ハ其ノ委任狀ニ基キ通商代表ノ許可ヲ得テ委任事務ニヨル取引上ノ契約ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合其ノ取引ハ通商代表ノ承認ヲ受クヘキモノトス。但シ通商代表ノ承認ハ其ノ取引ヨリ生スル事件ニ關シ「ロシヤ」共和國政府ニ對シ何等ノ責任ヲ負ハシメス

本證明書ハ指定地ニ到着後四十八時間以内ニ通商代表部ニ登錄セサルヘカラス

署名印

附錄第五號

（書式）

特許規定ニヨリ注文ノ遂行ヲ補助セシメルタメニ國立機關ノ部員ヲ外國ニ派遣スル場合ノ委任狀

委任狀

本狀持參人ハ……內外商務人民委員部ノ交附セル特許事務實行ノタメ……ニ派遣サレタルモノニシテ、……ノ全權ヲ有ス

前記事務遂行ノタメニ持參人ノ通商代表部ニ……スル權利ヲ有ス

全露中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日附人民執政委員會議告ポニヨリ……ノ契約セル總テノ取引ハ本委任狀ニヨリ、……ニ於ケルロシヤ共和國通商代表ノ承認ヲ必要トス

本委任狀ニヨリ……（氏名）ノ爲セル取引及ヒ契約ニハ例外ナク次ノ一項ヲ挿入スヘシ、副代理人ニ取引ヨリ生スル一切ノ抗議ヲ……ニ限リ（代表ヲ派遣セル機關ノ名稱ヲ掲ク）爲シ得ルモノナリ、但シ國家通商代表部、人民執政委員部或ハ中央機關及ヒ其ノ監督下ニアル機關ニ對シ何等ノ抗議ヲ爲スコトヲ得ス、」

本委任狀ニヨル取引ハ當該取引ノ完成ヲ許可セル……駐在通商代表ノ本委任狀ニ爲セル署名ヲ得テ初メテ有效ナリ

署名印

註　餘白ノ箇所ハ代表ヲ派遣セル機關ニ於テ記入スルモノニシテ又委任事務ノ內容ヲ詳記セサルヘカラス

駐日露國通商代表部の資格

ソヴイエト聯邦は外國貿易の國營主義に則りて前揭の官制に基いて聯盟各國に通商代表部を設置し、この總裁をして輸出入貿易に關する事務を管掌せしめてゐる。通商代表は、駐在各國に於けるソヴイエト聯邦全權代表の必須の構成因子であつて(イ)外國市場及商業の調査、貿易人民委員部に對する露國の經濟乃至商業現況並に通商條件の紹介(ロ)ソヴイエト聯邦の對外貿易並に物資交易狀況の視察等をなす外に

國家經濟諸機關の爲めに駐在國に於て物資の買を爲す

我國に於ては國交恢復せる大正十四年十二月二十八日通商代表部が設置され通商代表は駐日ソヴイエト聯邦大使館附商務參事官として外交官の待遇をうけてゐるが、通商代表部そのものは勿論日本國法の規定による商事會社と異なるところなく通商代表部員は何等の特權を有しない、從つて外交官の資格所有者たる通商代表は直接商取引にたづさはることなく部員をして其の衝に當らしめてゐる。大正十五年六月二十八日駐日ソヴイエト大使館より我外務省に對し通商代表部は左記の者に對し同代表部の名に於て商取引を爲し且つ右取引に基く契約書證書及其他の商用書類に署名する權限を與へた旨通告した。

ア●イ●ズイグリーヌ氏
ア●エム●ミリアイエフ氏
ア●エム●ベクマン氏
エム●イ●フインケル氏
ヴエ●エム●エレツシユ氏
テ●エム●ポリソフ氏

日本政府はこれを官報紙上に公告し代表部職員及其の職權範圍に變更があつた時は其旨告示することになつてゐる。即ち昭和三年十二月一日現在の右權限を有するもの左の如し。

イ●エ●トレチヤコフ
ア●エム●ベツクマン
イ●ア●デヴアトコフ
デ●ヤ●スムスキイ
ヴ●エル●デメンチエフ
ア●ヤ●ペレンキイ
フルイノフスキイ
ア●ゲ●ステツエンコ

駐日露國通商代表部職員

所在地　東京市麻布區笄町四番地

通商代表兼利權委員會長　ペ●ウエ●アニケエフ

通商代表代理　イ●エ●トレチヤコフ

輸出部長　イ●コズイロ
木材部長　イ●オ●デヴヤトコフ
同　代理　エム●ア●サラジンスキイ
同部統計會計係　ラズドイニ
同部事務員　ルウチン
同　部通譯　高橋徳成
輸入部長　ウエ●エル●デメンチエフ
同副部長　デ●ヤ●スウムスキイ
同部商務事務兼通譯　穂積永頼
同特許部員　ヴイトウシキン
會計部長　ア●ヤ●ペレンキイ
同部簿記係　イ●イ●ラローニン
同　ペ●イ●スプラフツエフ
コロストイレフ
同部出納係　ア●エム●ベークマン
法律顧問兼利權委員書記官　ア●イ●レードニコフ
經濟顧問　ゲ●エス●ゴルブシテイン
同部文書執告係員　通商代表部所屬國營漁業シンジケート代表　ウエ●ウエ●コーチトフ

通商代表部函館出張所

所在地　函館市末廣町十六番地

出張所長　グ●イ●フルイノフスキイ
書記　イ●エヌ●ペトロフ
簿記主任　ア●デ●イワノフ
通譯　櫻井
同所商務事務　エヌ●イ●ストレコプイトフ
アコ代表　アヌ●エヌ●コロレフ

通商代表部神戸代理事務所

所在地　神戸市播磨町五十三番地

事務所長　ア●ゲ●ステツエンコ
書記兼商務取扱　ピターデ

本邦對露取引關係者一覽

本欄に揭げた對露取引關係者とは現在露國との間に直接取引關係を有つもの即ち利權、一般、貿易金融及運輸船舶業者に止め日露漁業條約による露領漁業者を省いた、然し露領漁業者の中でも貿易に關する業務にたずさはつてゐるものは貿易業者として揭げまた外國商社でも本邦に於て取引してゐるものは之を網羅して一般讀者の參考に供することとした

名稱	營業種別
日魯漁業株式會社	漁類輸出入
日露木材株式會社	木材輸入
日露實業株式會社	輸出入
日本漁網船具會社	漁網船具輸出
西川　商店	漁網用ラミ糸輸出
東京製網株式會社	各種ロープワイヤロープ輸出
八坂商事株式會社	各種ロープトワインワイヤロープ輸出魚類油、麥角輸入
大村五左衛門商店	綿帆布輸出
對露輸出組合	輸出入
島田元太郎	木材魚類輸入企業
帝國製麻株式會社	亞麻輸入
同	株式會社服部時計商店
同	白金輸入
同	株式會社田中　商店
同	白金輸入
同	株式會社池貝鐵工所
同	機械輸出
同	古川電氣工業株式會社
同	銅線輸出
同	株式會社新潟鐵工所
同	各種モータ鐵罐輸出
同	東洋ハブコク商會
同	機械輸出
同	三菱商事株式會社
同	紙機械各種金屬製類輸出入
同	大倉商事株式會社
同	石綿輸入一般輸出入
同	日本決度株式會社
同	決度各種藥品輸出
同	友田合資會社
同	各種藥品輸出入
同	株式會社田邊元三郎商店
同	サントニン及各種藥品輸入
同	鳥居　商店
同	サントニン及各種藥品輸出入
同	株式會社小西新兵衛商店
同	同右
同	株式會社田邊五兵衛商店
同	鐵製建築材料輸出
同	日トラスコン會社
同	電機及材料
同	沖電氣株式會社
同	輸出入
同	三井物産株式會社
同	タンニンエキス
同	島　貿易株式會社
同	化學用品藥品輸出
同	ミスター●スノー
同	漁業用品輸出
同	朝鮮　銀行
同	第一　銀行
同	川崎　銀行

神戸　株式會社田中商店　紙類輸出
同　株式會社協信洋行　穀類輸出入
同　株式會社本田商店　モータ輸出
同　朝鮮銀行神戸支店
同　高瀬三郎商店　輸出入業
横濱　株式會社ローベルトフリートン　輸出入業
同　リユーリ兄弟商會株式會社　魚類穀類輸出入
同　カラーエフ組合　船舶業
函館　日本製罐株式會社　空罐及木箱輸出
同　函館製網船具株式會社　漁網船具輸出
小樽　北海製罐倉庫株式會社　同
札幌　一柳商會　船具輸出
靜岡縣　富士製茶株式會社　綠茶輸出
同　アウインホイツトニー商會　同上
同　株式會社イルウキン　同
同　日露柑詰組合　蜜柑輸出
名古屋　株式會社服部商店　綿絲輸出
下關　株式會社林兼商店　魚類輸入
三重　東洋漁網商會　漁網漁業用具輸出
同　山本重次郎商會　同
同　小野作左衛門商店　同
富山　石原庄太郎商店　麥角藥草輸入
同　富山製藥株式會社　藥品輸入

對露輸出組合員氏名

井上小四郎　市川喜七
今井五介　池田藤兵衛
松本福松　濱野茂
堤清六　村山令藏
伊藤琢磨　大澤慶作
淺井辰三郎　大澤亨錫
堀井新次郎　星野謙一
戸村理順　藤田謙一
山田馬次郎　田中杢次郎
玉置金八　宮田藤左衛門
津村重舍　中西儀兵衛
和田正雄　八坂雅二
柳下藤五郎　野田德松
倉持長吉　山崎龜吉
山崎信興　松崎伊三郎
間々田長治　松本豊三
小林富次郎　小西孝治
秋元源彌　阿部成康
齋藤誠司　齋藤熊三郎
澤京次郎　田崎忠恕
篠崎又兵衛　斯眞田百三郎
宮崎庄太郎　宮木宇太郎
樋口太吉　鈴木三郎助
鈴木惣八　細沼淺四郎
池谷作太郎　保々誠次郎
大久保惣左衛門　濱田五郎
市野瀨潛　河瀨豊太郎
塚本太吉　島津源藏
井上增右衛門　稻畑勝太郎
石井勝次郎　今永駒吉
矢野丑乙　伊藤衆吉
西澤清次　藤井善助
三木雄藏　富田常三郎
川上保太郎　太田卯兵衛
高桑順　田中知四郎
谷野彌吉　上山英一郎
中山太一　中谷庄兵衛
長濱增治　溝畑正吉
藤岡貞次郎　松本平次
小林喜重　藤森源之助
芦森武兵衛　山田寅次郎
寺田加泰　北村松次郎
村山令藏　湯淺讓
由解新七　松浦吉松
川村五郎　今井完造
新井清太郎　松葉志郎
藤尾末治　山崎保之助
田中光次郎　高瀨三郎
吉田吉兵衛　熊澤甚太郎
村上順三郎　夫馬勘次郎
井坂彦治　大幸喜三九
佐川恒七　安倍邦太郎
篠原正次　神野正武
細野捨次郎　三輪常次郎
西口利平

中村鎌吉　淺井竹五郎
山地寅太郎　水上源太郎
松浦五兵衛　望月益之助
稻木喜作　西野藤助
荻田芳三郎　河合彌平
土田幸作　中島與作
村上正外　八木繼太郎
山田仙之助　安本吉次郎
松井文太郎　坂田雅美
石田謹造　井垣三四郎
葉加瀨宇三郎　西岡平藏
西澤小平　外海省三
小笠原末松　大島多郎治
加藤藤吉　津田政吉
植山常太郎　久保彦次郎
松原洋行　增山次三郎
小杉瀧平　北川作治郎
木村小市　木村良次郎
菅村與一　碓井榮太郎
武久剛仁　大塚笹一
重政近太郎　御前喜八郎
和田治五郎　岡本康太郎
磯野進　新谷專太郎
西嶋與吉　松下高
壽原重太郎　小笠原甚平
清水靜吉　福田市之助
金原與吉　井上宗一
渡邊瀧次郎　森清次
菊谷茂吉　松葉志郎
柏木末吉　瀧川儀作

通商關係

金融關係

朝鮮銀行と對露金融關係

一、鮮銀浦潮支店

朝鮮銀行は日露貿易金融機關として露領に其支店を有する本邦唯一の銀行である。即ち同行支店は今浦鹽斯德に存在する。

朝鮮銀行浦鹽支店の歷史は相當古く、大正五年日露貿易金融の爲當時同地に在つた松田銀行部を買收して大正七年八月現名稱に改稱され種々の變遷を經て今日に及ぶものである。

同行浦鹽支店は早くより極東銀行、國立銀行、極東銀行、極東國營貿易局、極東林業トラスト極東漁業トラスト其他の營機關とも取引を續けてゐたものである。

二、內地鮮銀の對露融資開始

然し日本內地に於ては一般銀行は勿論朝鮮銀行本支店も露國との取引關係を有せず、本邦對露取引業者や露國側當業者の蒙る不便少くなかつたが、對露輸出資金の融通に關し極東銀行との間に協定を遂げ、露國通商代表部が自國に輸入する爲本邦に於て物資の購買をなす場合に荷主に對し發行してゐる長期手形を前記の如く昭和三年四月以來極東銀行經由再割引の方法により同行神戸支店をして融資の途を開始せしめたが、更に鮮銀東京支店は通商部發行手形の直接割引を開始した。割引條件として鮮銀は通商部との間に特殊の取極めをしてゐないが大體

一、金額の多少荷主の信用程度手形期限等を考慮し鮮銀獨自の方法で割引く事

一、手形期限は原則として三ケ月を限度とし止むを得ざる場合に限り六ケ月

一、割引利率は手形の性質により一定しないが大體露國側の極東銀行割引利率日歩二錢三厘三毛より高からざること

鮮銀は露國內地に支店を有する本邦唯一の對露關係金融機關として浦潮支店は既に露國國立銀行、極東銀行、極東國營貿易局、極東林業トラスト極東漁業トラスト其他の營機關とも取引を續けてゐたものである。

三、通商代表部發行手形の再割引

本邦に於ける露國側の唯一の金融機關たる極東銀行神戸支店と駐日露國通商代表部では昭和三年一月朝鮮銀行に對し日本より自國に輸入する物資買付資金の融通方につき

一、朝鮮銀行は通商代表部が日本に於て輸入品買付に際し荷主に宛て發行する長期拂約手（概して六ケ月）を引受け荷主に割引されたし

二、極東銀行が通商代表部發行に係る前記約手

を引受け荷主に融資せるものは朝鮮銀行に於し再割引に付されたし

の二案を示し交渉を進めてゐたが鮮銀側は之が對策に關し愼重審議を遂げた結果昭和三年三月第二案により極東銀行が引受けた通商代表部發行の手形を左の如き條件の下に鮮銀神戸支店をして再割引を取扱はしむることに決定した。

一、再割引の取扱期限は特約をしない

一、荷主の信用狀態、手形期限をも再割引の條件とする

一、長期手形は大體三ケ月目に書換をなすこと

對露貿易は露國側の延拂のため金融難に陷つてゐる折柄、鮮銀の通商部手形再割引實現は勘からず對露資金の融通を緩和されることとなつた。

極東銀行と對日金融關係

一、極東銀行本店

株式會社極東銀行は一九二二年に創立された本店所在地は極東西伯利ハバロフスク市である當行存立の目的は極東に於ける各種産業商業及日露貿易に對する資金供給にある。

當行創立當初の資本金は金壹百萬金ルーブルであつたが逐年業務發展の結果現在では金壹千萬金ルーブルに增資した。

當行支店所在地は左の如し。

ハバロフスク市　ブラゴウエシチエンスク
ウラジオストツク　チタ、神戸

（莫斯科市には當行代表部を有す）

當行本店重役の氏名左の如し。

取締役會長　ア・エル・レウイタス
同會長代理　ア・エヌ・アレキセーフ
取締役　ペ・カー・ロバーノフ
同　ゲ・イ・コゾローフ
同　ア・イ・ボロヅニコーフ

二、神戸支店の營業趨勢

極東銀行神戸支店は一九二五年十月大藏大臣の許可によつて開業した。

當行神戸支店の主たる目的は日露貿易に對する資金供給にある。從つて當支店は日露貿易に參與せる日本商工業者及ロシヤ商業機關に對して能ふる限りの援助と利便とを與へつゝある。

加之神戸支店は一般銀行業務を營み、信用狀の發行手形割引、貸付、送金等の依頼に應じ且つ各種預金の取扱を爲す。

當行神戸支店の日露貿易發展の爲めに行へる割引貸付の取扱高は逐年貿易額の增加に伴ふて著しき激增を示した。

今玆に該勘定逐年の趨勢を列記すれば左の如し

	圓
一九二五年拾貳月末現在	三〇〇、二九五・一〇
一九二六年六月末現在	三三〇、一八五・七七
一九二六年拾貳月末現在	七八、七五三・〇七
一九二七年六月末	一、〇三二、四四四・一〇
一九二七年拾貳月末	二、二〇八、〇九七・二二
一九二八年六月末	二、七二四、七八八・九三
一九二八年九月末現在	五、一四六、一五〇・一

以上列擧せる數字により視るに一九二五年拾貳月末現在高が金三〇〇二五九圓が一九二八年九月末迄即貳ケ年と九ケ月の間に一躍拾七倍强（一七一三・八%）金五、一四六一五三圓の多額に達した。

他方又右期間や當神戸支店貸借對照表殘高合計は左の如き正比例を以て其の金額の著しき增加を示した。

	圓
一九二五年拾貳月末	五〇七、七四五・七一
一九二六年六月末	一、四八〇、四二六・一五
一九二六年拾貳月末	二、八五九、一七二・七三
一九二七年六月末	四、九四四、五五〇・七九
一九二七年拾貳月末	五、八六六、五五二・九八
一九二八年六月末	八、八一八、二四四・四五
一九二八年九月末	一二、一五五、一五六・二一

以上の如き當行支店の貸借對照表殘高合計は僅二ケ年九ケ月間に最初金五〇七・七四五圓より最近貳拾貳倍强（二二〇二・一%）金一一・一六五・一五六圓に增加を示した。

即ち右の如き逐年の增加は當支店の極めて順調なる營業成績の結果による事を雄辯に表述せるものである。

三、神戸支店の取引先

當神戸支店は多數の銀行と取引を有するも就中株式會社第一銀行及朝鮮銀行とは最も密接なる關係を有してゐる。第一銀行は極東銀行のコルレス先にして當行の依頼せる業務萬端は同行東京、大阪、横濱、函館及小樽等の各支店を通じて全國各地

へ最も敏捷に處理されつゝある。

當神戸支店は海外英、米、獨、佛、支及蒙古等に左記直接取引銀行（コルレス先）を有す。

從て海國外主要都市向の一般銀行業務の取扱を爲す、卽ち

英國に於ては
ロンドン　ウエストミンスター銀行
同　エクプキトラストカンパニー
同　ロシヤ商業銀行

米國に於ては
ニューヨーク　エクプキ・トラスト・カンパニー
同　エクプキ・イースタン・パンキング・コーポレション
同　チエズ・ネショナル・シチーバンク

獨逸　ディテシエバンク
伯林　佛蘭西
巴里　モスコーフスキー・ナロードヌイ・バンク
支那
哈爾賓　極東銀行
蒙古
ウルガ　トルゴウオープロムイシレンヌイバンク

四、神戸支店職員

猶當行神戸支店には六名の露人行員及六名の日本人行員計拾貳名か勤務してゐる。

然して當行支店代理權所有者は

ビ・ベイリン
エム・コトローフ
ゼ・リザレーウキチ
エヌ・スコビン

支配人
檢査部長
營業部長
總勘定部長

エの四名にして當支店總勘定係として栗原不二雄管掌す

當行神戸支店所在地は神戸市仲町六六番地。

對露輸出補償制度要綱

商工省商工審議會はソヴイエト聯邦を中心とする中米南米バルカン、アフリカ等との輸出を振興せしむる目的の下に輸出補償制度の制定の要を決議したが之は本邦議會の審議を經て發効するものである。

一、適用ノ範圍

A、地　域

市場開拓ノ爲メ取引上特ニ危險多シト認メラルル地方ニ限ルコトトシ主務大臣之ヲ指定ス而テ右指定地ハ差當リ中米、南米バルカン地方、阿弗利加並ニ露西亞トス

B、商　品

本邦內（臺灣、朝鮮、樺太ヲ含ム）ニ於テ生産又ハ加工セラレタル一切ノ商品

（註）委托販賣品ノ如キハ除外スヘキナレトモ、銀行ニ於テ危險ノ一部ヲ負擔スル關之ニ對スル制限ヲ設クルノ必要ナカルヘシ

C、手　形

爲替手形ニシテ政府ノ指定銀行ニ於テ融通シタルモノニ限ル

（註）指定地域向ケノ商品ニ對スル爲替手形ナルヲ以テ荷付爲替手形タルヲ原則トスレトモ對露貿易ノ如キニ在リテハ本邦駐在ノ通商代表ニ商品ヲ賣渡シ其代價トシテ受取リタル爲替手形ニ對シ割引融通ヲ爲スコトアリ、故ニ態ト荷付爲替手形トセスシテ單ニ爲替手形トセリ

尙ホ此機會ニ於テ著シ重要輸出品工業組合並ニ輸出組合ノ發達ヲ助成セントスルノ希望アラハ「兩組合又ハ共組合員ノ振出又ハ裏書シタル爲替手形」トスルコトニヨリ相當ノ効果ヲ擧ケ得ヘシ、但シ既ニ地域的制限アルニ依リ此方ノ制限ハ可成設ケサルヲ可トスヘシ

猶ホ補償ハ融通額並ニ實際損失額ヲ標準トスルニ依リ銀行ノ融通割合ニ制限ヲ附スル必要ナシ

又前記指定銀行ハ可成外國貿易ニ從事スル總テノ銀行ヲ包含セシムヘキコト

二、補償ノ割合並ニ限度

政府補償ノ割合ハ銀行ノ蒙リタル實際損失額ノ八割トシ、融通金額ノ八割ヲ以テ限度トス

（註）現在前記諸地方ニ對スル本邦ヨリノ輸出一ケ年約七千萬圓ナリト云フ之ヲ基準

トシ補償制度實施第一年度ニ於テ約三割ヲ增進スモノト假定セハ約九千萬圓トナリ、此中補償ヲ要求スルモノ半額即チ約四千五百萬圓ト見ルヘク其三割即チ千三百五十萬圓ヲ以テ故障手形最高見積高トスレハ、其八割即チ一千八十萬圓ヲ以テ政府補償ノ最高限度トスヘシ

但シ手形關係者ニ對スル償還請求權並ニ補償料收入ノ關係モアリ、實際ニ於テ政府ノ負擔ニ歸スヘキ最高損失額ハ其一割五分即チ一百六十二萬圓見當ト見積ルコトヲ得ヘシ而テ第二年度以降ノ增加率約二割ト見得ヘキモ故障率ハ漸次縮少スヘキヲ以テ損失額ノ豫算增加ハ極メテ小額ニテ可ナルヘシ

三、補償料

銀行ノ融通金額並ニ其期間（期日ノ確定セサル手形ニ付テハ一定ノ郵便日數ヲ加算シタル豫定期日ニ依リ算出）ヲ基礎トシ

D／Aノ場合　（一）荷送人ト荷受人ト同一人ノ場合年二步ノ割合

（二）其他ノ場合年一步五厘ノ割合

D／Pノ場合　年五厘ノ割合

但シ支拂延期ノ場合ニハ其延期々間ニ對シ前項ノ割合ヲ以テ追徵ノコト、又D／PヲD／Aニ變更ノ場合ハ差額追徵ノコト

（註）D／Pハ形式ニ於テ全額擔保付ナリ而テ此擔保處分ニ依ル値下リ損即チ危險率ヲ二割五分ト見積リ、前記ノ如ク補償料ヲD／Aノ四分ノ一トセリ

尤モ本法適用地域向ケノ爲替ハD／A條件ヲ普通トス、假ニ一ケ年融通總額ヲ四千五百萬圓トシ其期間ヲ平均四ケ月トスレハ補償料收入三十萬圓トナルヘシ

尙ホ補償料ハ印紙ヲ以テ納付セシムルコト一法ナレトモ銀行預金利子ニ對スル第二種所得稅ト同一ノ振合ニ依ル方便利ナルヘシ

四、償還請求權

融通銀行ハ手形不渡ノ場合、直ニ振出人又ハ裏書人ニ對スル償還請求權ヲ行使スヘシ償還日迄ノ利息ハ法定利子割合ニ依ル

但シ特別ノ事情アルトキハ政府ノ許可ヲ得テ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

五、手　續

A、政府ハ手形補償ニ關與スヘキ爲替銀行ヲ指定シ之ト包括的補償契約ヲ締結スルコト

B、本法ニ依リ融通ヲ受ケントスルモノハ左記要項ヲ記載シタル補償付輸出爲替取組依賴書正副二通ヲ銀行宛提出スルコト

手形振出人住所姓名

手形名宛人住所姓名

手形金額

融通金額

手形期限

貨物名稱數量

貨物到達地

船積期生產又ハ加工地名（銀行ハ必要ニ應シ之ニ關スル證明ヲ求ムル事アルヘシ）

貨物交附條件（D／A又ハD／P）

C、銀行ハ前記手形ニ對スル融通ヲ拒絕シ又ハ擔保ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

D、銀行カ手形ノ割引融通ヲ爲シタルトキハ（B）項ノ依賴書（副）ヲ添ヘ遲滯ナク屆出ノコト

E、銀行カ滿期日迄ニ支拂ヲ受クルコト能ハサリシトキハ其金額（D／P ノ場合及D／A手形不引受ノ場合ニハ貨物ノ換價處分ヲ爲シ尙不足スル金額）ヲ記載シ、其事實ヲ證明スヘキ資料ヲ添エテ補償ノ請求ヲ爲スコト

F、補償ノ請求アリタルトキハ政府ハ之ヲ審査シ補償スヘキモノト認メタルトキハ直ニ之ヲ補償ス

G、銀行カ補償ヲ受ケタル後ニ償還ヲ受ケタルトキハ其受入金額ノ八割ヲ遲滯ナク政府ヘ納入スヘシ

交通郵電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定

一、國際的運輸聯絡の發端

我國に於ける運輸機關の國際的聯絡の歷史はさして古いことでは無く、未だ纔に廿餘年に過ぎぬ。我國の國際的運輸聯絡と言へば、〔第一〕北滿、沿海州を經由して歐露又は歐洲諸國と聯絡する日滿西歐聯絡〔第二〕日支聯絡〔第三〕太平洋航路を介して北米大陸と聯絡する米亞聯絡—の三つに大別するのであるが、我國は明治四十年六月、日滿聯絡に就いて露國と交涉を開き、四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで玆に我が國際聯絡の端を啓いた。爾來我が聯絡運輸機關の手は逐次歐洲各國に延び、大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と完全に握手し得たのであつた。

米亞聯絡に就いては大正七年四月、日支兩國の鐵道と、太平洋の汽船會社の代表者が協議を始めて成らず、次で大正十五年復び該問題の再燃となり、而かも今日尙ほ何等豫斷を許さざる狀勢にあるが、一方支那との聯絡は遲ればせながらも大正二年春、我が鐵道と支那國有鐵道京奉線との間に、先づ旅客聯絡の協定成立して同年十月より實施の捗びとなり、其後幾許ならざるに貨物聯絡の實現に引續いて着々擴張の步武を進めてゐる。

所が三系統中殆んど完璧に達した彼の歐亞聯絡は、世大戰界に伴ふ當然の結果として微塵に打壞され、加之日露兩國の乘離は其復舊をば全く望み無からしめてゐたのである。

二、歐亞聯絡運輸復舊の動機

日露國交の回復は言ふ迄も無く、我が國際聯絡復舊の動機であつた。即ち大正十四年一月、日露國交の回復すると同時に早くも其機運は醞釀され、之が前提として同年十月、日中露聯絡運輸の復舊會議が莫斯科に開かれたのである。

當時の參加者は日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴイエト鐵道、東支鐵道及支那國有鐵道の各代表者で、約定、運輸規則には略ぼ協定を見たけれども直通運轉問題に關しては終に十一月廿四日惜しくも會議は決裂して帝國代表者は莫府を引揚げて了つた。斯く日中露聯絡運輸復舊會議は不成功に終つたが、兎も角も此の開催そのものが、歐亞聯絡運輸第一回會議の導火線となつたのである。

三、歐亞聯絡運輸會議莫府第一回會議

日、中、露聯絡運輸會議の直後に、歐亞聯絡運輸會議を莫斯科に開催することは、各協定參加國間で取極められたプログラムであつた。であるから日、中、露會議の決裂前、「ラトヴイヤ」「エストニヤ」「リトワニヤ」獨逸、佛蘭西及び波蘭の各鐵道代表者は、既に莫斯科に到着して開會の準備を整へてゐた。そして縱し日、中、露會議が不成功に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の意嚮であつた。是に於て日本側代表者は、本協定に因く實施は東支鐵道の參加するまで保留することを條件として、愈々此の會議に參加するに決し、玆に歐亞聯絡運輸第一回會議は十二月七日から開催され左の事項を決議した。其出席者は日本「ソヴイエト」、「ラトヴイヤ」、「エストニヤ」、「リトワニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者三十餘名であつた。

（1）參加運輸機關—前記八箇國の關係運輸機關とすること。

（2）徑路—〔極東〕に於ては（1）浦潮「ハバロフスク」經由、（2）浦鹽、哈爾賓經由、（3）哈爾賓釜山經由、（4）哈爾賓、大連經由とし、〔莫斯科以西〕に於ては總て「リガ」經由とす。

—「ワルソー」經由は「ソヴイエト」波蘭間の國境驛に必要なる技術上の設備なき故當分設け

ぬこと。

(3)聯絡列車—八輛三十二軸の直通國際列車を運轉すること。

(4)諸規則—(1)運輸機關間の關係を定むるために約定を締結すること、(2)運轉機間對旅客の關係を定むるものとしてベルン協約をその儘採用して運送規則とし、その細則として賃率規則を作ること、(3)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。其他乘車券の樣式、運賃表示及計算に使用すべき貨幣、手荷物運送等の問題を審議して十二月十六日各代表は議事錄に署名したのであつた。乍去此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に更に其方法を研究することゝしたのである。

四、歐亞聯絡運輸の復舊＝伯林第二回會議

歐亞聯絡第二回會議は、大正十五年十月を以て伯林に開かれたが、蓋し此會議の目的は前述の如く、莫府第一回會議の協定を補足完成し、其實施方法を研究しやうと云ふのであつて、その重なる協定事項の要領は次の如くであつた。

(1)參加運輸機關の擴張—第一回會議に於ける八箇國の運輸機關以外に、東支鐵道、支那、白耳義、伊太利、墺太利、「チツコスロヴアキヤ」の五箇國の鐵道の加入を承認し、尙ほ「ワルソー」經路を追加す。

(2)運送規則の簡易化—第一回會議に於ける運送及賃率規則が各九十餘箇條にして頗る繁瑣なりしを努めて簡單にし、實用的の條文のみに止めて四十八箇條の一規則に簡約した。

(3)乘車券の有効期間—歐洲側の要求によつて六十日とした。

(4)携帶手荷物の制限—歐洲內多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶し得ることゝし、一面無賃重量を認めないために旅客の受くる不利益を緩和することゝした。

(5)鐵道の責任—獨立責任に改めた。

(6)大及小荷物—聯絡運輸の取扱をせず。

(7)航路運送—之に關する條文も僅に六箇條に減じ、執賀、浦鹽は大阪商船會社及「ソヴイエト」國營商船部共に之に當り、門司、大連間は大阪商船のみ之に當る。

(8)貨物聯絡運送—暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

(9)運賃料金—公平を期するため第三國貨幣た る米弗を以て表示する。

(10)聯絡事務—莫斯科の交通人民委員會內に聯絡運輸事務管理局を設けて之を取扱はしむること。

(11)開始の期日—昭和二年五月十五日。

十一月十八日議事錄に署名した各關係運輸機關は、爾來極力その準備を急いだが、範圍の廣汎と運賃や乘車券が複雜なために進捗遲々たりしのみならず、其間種々な事情もあつて段々と延期されて何時實施さるゝが豫測かつかぬと云ふ有樣であつた。そこで我國では頻りに事務管理者たる「ソヴイエト」鐵道に督促した結果、兎も角も「ソヴイエト」鐵道から申來れる所の、「ソヴイエト」—「エストニヤ」及「ラトヴイヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乘車券の發賣を始むることゝした。豫定より遲るゝこと正に二箇月半昭和二年八月一日であつた。

◇聯絡取扱

(1)ハバロフスク
(2)ブラゴエシチエンスク
(3)チタ
(4)イルクーツク
(5)オムスク
(6)スウエルドロフスク
(7)莫斯科
(8)レニングラード
(9)ハリコフ
(10)ターリン
(11)リガ

其遲延せる理由に就て「ソヴイエト」側の報ずる所によると「ソヴイエト」鐵道「エストニヤ」鐵道及「チエツコスロヴアキヤ」鐵道は何時にても實施に應ずるが、波蘭鐵道は準備未だ成らず、獨逸及伊太利の鐵道は最近運賃を改正したので、此の改正運賃を聯絡運賃に換算適用した上で實施したき希望を有し、白耳義の鐵道は各關係鐵道が聯絡に加入するまで一時參加を保留すると云ひ、佛蘭西鐵道は萬國寢臺會社の車輛を編成した西伯利特別急行列車の運轉を「ソヴイエト」鐵道で承認するま

で一時參加を見合せると稱し、「リストニヤ」及墺地太利鐵道よりは何等回答がなかつたと云ふことであつた。

五、第三回會議リガ會議

斯く昭和二年八月一日から、不充分ながらも開始された歐亞運輸の聯絡は、我が當局の豫想の如く各參加機關を刺戟せずには置かなかつた。果然同年十月から十一月にかけて、第三回歐亞聯絡運輸會議はリガで開催され、第二回會議事項を更に改訂補足して之が完璧を期し、愈々昭和三年五月十五日を以て實施することになつた。卽ち歐洲及亞細亞の運輸機關間に於ける旅客及手荷物の運送を增進する目的を以て、「西伯利亞經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の下に、聯絡運輸は玆に再び設定せられたのであつて、參加した運輸機關は左の十九箇であつた。

(1)日本鐵道省(在東京)
(2)朝鮮總督府鐵道局(京城)
(3)南滿洲鐵道株式會社(大連)
(4)大阪商船株式會社(大阪)
(5)中華民國交通部(北京)
(6)東支鐵道理事會(哈爾賓)
(7)ソヴイエト社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)
(8)ソヴイエト國營商船部(莫斯科)
(9)エストニヤ國有鐵道局(ターリン)
(10)ラトヴイヤ國有鐵道局(リガ)
(11)リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)
(12)波蘭交通省(ワルソー)
(13)獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)
(14)チエツコ・スロヴアキヤ鐵道省(プラーグ)
(15)墺國聯邦國有鐵道總局(維納)
(16)伊太利國有鐵道總局(羅馬)
(17)白耳義北鐵道會社(リエーヂュ)
(18)白耳義國有鐵道會社(ブルツセル)
(19)佛蘭西北鐵道會社(巴里)

尙ほ同聯絡運輸の取扱驛は

〔日本側〕—東京、橫濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎。

〔ソヴイエト側〕—ハバロフスク、ブラゴエシチエンスク、チタ、イルクーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ。

〔エストニヤ側〕—ターリン。

〔ラトヴイヤ側〕—リガ。

〔リトワニヤ側〕—カウナス。

〔波蘭側〕—ワルソー、ロツツ、ストルブツエ、ホイニツエ、チエフ、ダンチツヒ。

〔獨逸側〕—伯林、漢堡、アルトナ、ケルン。

〔白耳義側〕—ブルツセル、リエーヂュ、オスタンド。

〔佛蘭西側〕—巴里、カレー。

〔チエツコ側〕—プラーグ、カルルスバード、マリエンバード。

〔墺地太利側〕—維納。

〔伊太利側〕—羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴエニス。

等であるが、其聯絡經路は、〔極東方面〕では、釜山—哈爾賓—滿州里

大連—哈爾賓—滿州里

敦賀—浦鹽—哈爾賓—滿州里

敦賀—浦鹽—ハバロフスク—チタ

であつて又た歐洲に於ける經路は、

「モスクワ」—「ワルソー」

「モスクワ」—「リガ」

である。

乘車券は一、二、三等の片道券に限り發賣し、ソヴイエト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乘車券は冊子形として發賣運輸機關の檢印が押してある。乘車券の通用期間は六十日、途中下車回數は各國それ〳〵異にするも、日本側とソヴイエト側には其制限が無い。又た大連、哈爾賓の乘車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關、又は門司との間を經由する場合に於て日本國有鐵道又は大阪商船會社の何れに由るも差支ないことになつてゐる。

手荷物の携帶に便なるものは無賃で車內に持込むことが出來るが、稅關、入市稅廳、收稅廳、警察署其他の行政官廳の規定に低觸することなく、又車內を毀損する憂なきものでなければならぬ。そして旅客は其占有する座席の上下の外其の携帶手荷物を置くことを許されぬ、其保管は勿論旅客の責任である。

尙ほ旅客の自用に供する物品にして、旅行鞄、トランク、手提籠、手鞄帽子函其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物を看做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物車に積込み得るものに限り、

手荷物として之が運送を受託さゝ規定である。

(イ)病人用移動椅子及小車。
(ロ)小兒車。
(ハ)商品見本。
(ニ)箱、匣又は其他の容器に收納した携帶樂器類及樂譜臺。
(ホ)芝居道具にして其內容、容積及重量上之を容易に手荷物車內に積込むことを得るもの。
(ヘ)長さ四米突以下の測量機械及手工用具。
(ト)自轉車、一人乘自動自轉車にして附屬品を全部取外し且つ排出栓附揮發油タンクを完全に空となしたるもの、一人又は二人乘橈、スキー、スケート用帆。

所で第三回會議でも、犬及小荷物の聯絡運送は第二回會議同樣否決されて了つたのであつた。

六、所要時間と運賃

此の聯絡によつて所要時間が短縮されたのは今更云ふ迄もない。今一例として釜山、哈爾賓「ワルソー」經由の時間を計算して見ると大約左の通りである。

區間	旅客運賃(金弗) 一等	二等	三等	手荷物運賃(金弗)每十キログラム リガ經由	ワルソー經由
伯林—東京					
【イ】リガ ハバロフスク、浦鹽港經由。					
【ロ】ワルソー 伯林、哈爾賓間	九八・一四	六〇・六〇	四〇・四〇	六・三六	五・八〇
哈爾賓、東京間	三三〇・〇八	二一・三九	九・二〇	〇・三七	〇・三七
浦港、東京間					

東京—莫府間—十一日十八時五十五分。
東京—伯林間—十三日二十時五分。
東京—巴里間—十四日十八時卅一分。
東京—倫敦間—十五日四時十五分。
東京—維納間—十三日十七時四十分。
東京—羅馬間—十五日十八時〇分。

即ち東京を每週水曜、土曜日の午後九時十五分發直通列車に乘り、釜山經由をとれば十三日目の午前九時十分には莫斯科に到着し、若し浦鹽(黑龍線廻)大連經由をとれば莫斯科に着くことになる。

本協定の運賃は金弗を以て決濟することを原則とし、各國ともに對米爲替相場に依りて歐亞聯絡運賃をば、自國の貨幣に換算して乘車券を發賣するのである。

であるから爲替の變動によつて賃銀も從つて變動せざるを得まい、依つて玆には小兒に對する割引規定の原則と、運賃計算の一例を擧げて稿を結ぶことゝする。

四歲以下の小兒は別に座席を使用せざる場合に限り乘車券を要せず即ち無賃である。

五歲以上十歲迄の小兒と、叙上四歲以下の小兒にして座席を使用するものは、「ソヴィエート」鐵道では大人運賃の四分の一其他の鐵道では二分の一、に割引されることになつてゐる。

運賃表には金弗貨を以て示せる全區間に對する旅客運賃及手荷物運賃が各別に掲げられてあるが、佛蘭西鐵道の區間に對する運賃は、佛蘭西の場合に限りて法貨で表示されてゐる。

旅客運賃は總ての列車に依る旅客に運用せらるゝ片道運賃を示してゐる。旅客が特別急行列車、普通急行列車遠距離直行列車及び番號附座席又は寢臺を有する列車に乘車する場合は、各鐵道の地方的規定に依りて特別追加料金を納めねばならぬ。

更に旅客運賃及手荷物運賃の總額は、發驛哈爾賓又は浦鹽斯德及び哈爾賓又は浦鹽斯德着驛間の運賃の合算額である。

區間	旅客運賃(金弗) 一等	二等	三等	手荷物運賃(金弗)每十キログラム リガ經由	ワルソー經由
▲合 計	一三一・二二		六九・五九	六・七三	六・一七
【ロ】リガ 哈爾賓、浦鹽港經由。					
ワルソー 伯林、哈爾賓間	一〇五・九二	八七・九八	五七・四四	六・一四	五・六一
哈爾賓、東京間	五三・八五	三六・一一	一八・三〇	一・一五	一・一五
▲合 計	一五九・七七	一二四・〇九	七五・七四	七・三一	六・七六
【ハ】リガ 釜山經由。					
ワルソー 伯林、哈爾賓間	一〇五・九二	八七・九八	五七・四四	六・一六	五・六一
哈爾賓、東京間	六〇・八二	三八・九四	二一・〇八	〇・八六	〇・八六
▲合 計	一六六・七四	一二六・九二	七八・五二	七・〇二	六・四七
【ニ】リガ 大連經由。					
ワルソー 伯林、哈爾賓間	一〇五・九二	八七・九八	五七・四四	六・一六	五・六一
哈爾賓、東京間	六四・一五	四二・二四	二一・三六	〇・七五	〇・七五
▲合 計	一七〇・〇七	一三〇・二二	七八・八〇	六・九一	六・三六
◎北京—ハバロフスク					
北京、哈爾賓間	三二・九〇	二一・四五	一一・四五	—	(〇・八四)
哈爾賓、ハバロフスク間	二六・七九	二〇・七四	一三・二七	—	(一・二九)
▲合 計	五九・六九	四二・一九	二四・七二	—	(二・一三)

露國入國案內

一、旅券と査證

海外へ旅行するに第一必要なのは旅券である。旅券を得たならば先づ本邦駐在ソヴィエト聯邦領事の査證を得なければならぬ。査證は現在に於ては通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては旅券に調書(三通)竝脫帽半身の手札形寫眞(三枚)を添へて提出するのである。査證料の外に手數料約五圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料十五圓を要する査證の有效期間は入國一ケ月通過は十四日で一ケ所一晝夜以上滯在の場合は屆出を要する。而して入國の場合は入國後直ちに滯在地に於ける執行委員會

外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種届出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帯するが便利である。

二、手荷物

携帯手荷物は座席の上下のみを使用し得る程度のものは其重量に制限なく持込むことが出來る。從つて大型鞄の携帶は成可く避け服入鞄（曲尺二尺四五寸）巻鞄其他小型の手鞄等を携帶する方が便利である。

託送手荷物は發驛から目的の驛迄直通の取扱をすることゝなつてゐるが當分の間は國境驛で稅關檢査を受けねばならぬ。またこれ等の荷物に對しては滿洲里驛でトランジットの扱を稅關吏に申出れば容易にソヴイエト内ボンドの手續をしてくれる。たゞ現在ソヴイエトでは二〇瓲を單位としてボンド料を定めて居るので小さな荷物に對してはボンド料は割高となることがある。又ソヴイエトと波蘭の國境驛（ストルブツエ）から伯林へもボンド扱をして貰へるが波獨の國境でボンドの調をする爲め取卸さるゝことがあるから注意を要する。

三、稅關檢査

手荷物の稅關檢査は

安東、大連、浦鹽斯德、ポグラニーチナヤ、滿洲里

リガ經由—ビゴソーオ、インドラ、メイテーネヨニシキス、ウイルバリス、アイドクーネン、マリエンブルグ、フイルヒヤウ、アーヘン、エルゲンラード、ジユーモン、エルクリーンス

ワルソー經由—ネゴレロエ、ストルブツエ、ズバシユイン、シユテンチ、ベトロウイツエ、ブレクラヴア、ベルンハルツタール、アーノルドシユタイン、シユタイナハ、クーフシユタイン、タルヴイシオ、ブレンネロ

瑞典經由—ベロオストロフ、ラジヤジヨキー、ヘルシングフオルス、ストツクホルム、トレルブルグ、ザスニツツ等

の各國境驛に於て行はれる。

急行列車の場合は携帶手荷物は客車内に於て、託送手荷物は驛内檢査場に於て檢査される。

檢査は場所に依り多少寬嚴の差あるも箱物、鑵入類は一應開かるゝこと多く、又豫め英露文等に携帶品目錄を作製携行すれば檢査は比較的簡單に濟む。

ソヴイエト入國の場合には無關稅にて携帶し得る物件數量にいろ〳〵制限があるが、通過の場合あまり制限されて居らぬ。即ち左記は入國に際して携帶品目錄を作製携行すれば檢査は比較的簡單旅客が無關稅にて携行し得る主なる物件數量であるが通過の場合は無論次表より幾分超過しても差支ない。寫眞機ラヂオ機等も一箇だけなら差支ないが撮影にはソヴイエト内に於ては官憲の許可を要する。また書籍文書印刷物等に就ては出露の場合一九一七年以降ソヴイエトに於て出版せられたるものに對し檢閲せられることがある。

一、オーバコートの類一著（此外毛皮厚外套一著を許す）
一、帽子　一箇（此外冬毛帽子一箇を許す）
一、靴　一足　衣服　二著（男女共一人に付）
一、下衣類　六枚（男女共一人に付）
一、巻煙草　二五〇本
一、刻煙草　一瓩　一、葉巻煙草五〇本
一、旅行者の需要量を超過せざる被服類、頭飾手拭、毛布、枕、化粧品
一、旅行に必要なる限度の食料品
一、成年者一人に付一フントを超えざる金製、白金製竝三フント以下の銀制品專門家（醫師美術家等）の職業用の手用器具及用品
猶旅行者の携行する書籍、其他の印刷物竝原稿は國家保安部代表立會の上檢査を受くることがある。

滿洲里驛にはジヤパン・ツーリスト・ビューローの出張員の日本人で荷物の世話をする人も居つて相協力して通關代辨其他の世話をして居る。

四、貨幣

東支鐵道線内では大洋、ソヴイエト國内では金本位チエルウオーネツ紙幣竝補助貨として不換小額紙幣が使用されてゐる。

チエルウオーネツには一、三、五、一〇等あり、一チエルウオーネツは邦貨約十圓に相當するチエルウオーネツの十分の一單位の留紙幣があり、其他一、三、五哥の銅貨一〇、一五、五〇哥等の銀貨も行はれてゐる。

旅行中現金を携帶するは種々不便なるを以て必要なる旅費以外は信用狀或はトラベラースチエツクにて携帶するか便利である。

殊にソヴイエトに於てはソ貨の携入、携出を許されざるに付ソ國入國又は通過の旅行者は入國後又は國境に於て國立銀行の公定相場に依りソ貨を買入れなければならぬ。從てソ貨はソ國内の旅行に必要なる制度（シベリヤ經由ソ國通過の費用はモスコー見物費を含め七、八〇留）を買入れて置くのが便利である。若し出國に際してソ貨に殘額ある場合は國境の官憲に於て受領證を交付して之を沒收する。此の受領書は六ケ月間有效であつて再入國の際之と引換に沒收せられたソ貨の交付を受けるか又は在モスコー日本大使館を介し該受領書を提出して返還の請求をせねばならぬ。

外國貨幣は金額に制限なく携入を許してゐるが携出は國外より携入したることの證明あるものに限られてゐるから國境通過の際稅關に之を提出して自己の旅券に登錄證明を求めて置く必要がある。トラベラースチエツクは圓貨、磅貨、弗貨共ジヤパン、ツーリスト、ビューローで發行してゐる。又小額の兩替には國境驛に兩替店あり容易に其の國の貨幣に兩替することが出來る。尤も信用狀、小切手等だと之を現金にするに餘裕のない場合があるから、英磅貨又は米弗貨を少額準備して行けばホテル、食堂車内等どこでも適當な率で地方貨に換算して取つて呉れる。

五、ホテル

莫斯科、レニングラードに於ては室代は一人室七留（約八圓）以上、ワルソーにて十八ゾロチー（約五圓）以上、巴里にて二十五法（約四圓）以上、伯林にて十馬克（約五圓）以上、倫敦にて十志（五圓）以上である。

浦鹽斯德　旭館、扶桑舍、ウエリサーリ、ゾロトイローグ
ハバロフスク　第一—第五公立旅館、ウオグザールヌイエ、ノーメラ
哈爾賓　北滿ホテル、名古屋館、モデルン、グランド
滿洲里　ニキーチン、日本ホテル、大正旅館
チタ　グランドホテル
イルクーツク　コムナリヌイエノーメラ
ノーウオシビルスク　ヨーロツパ
オムスク　サボイ、ボリシヤヤモスコフスカヤユーロープ
莫斯科　サスカヤユーロープ
レニングラード　ユ

六、歐亞聯絡第四回會議

シベリヤ經由歐亞聯絡は、その發展の爲毎年一回宛會議を開くことゝなり、昭和二年は十月リガに於て第三回聯絡會議を開催したのであるが、昭和三年は十一月十三日よりチツコスロヴヤキヤの首府プラーグで第四回會議を開催することとなり、鐵道省よりは新井國際課長、小林事務官及加茂野屬が出席の爲出張したる。

同會議に於て審議せらるべき議題中直接旅客に關係ある主要なるものは左の通りで、右の中第一五問題乃至第一九問題は日本側からの提出議題である。

一、聯絡運輸に和蘭鐵道を加入せしむる件
二、聯絡運輸に瑞典、芬蘭鐵道を加入せしむる件
三、詳細なる聯絡地圖作成の件
四、各參加運輸機關に於ける旅客に對する須知事項を取纏め印刷に附するの件
五、蘇國内に於ける旅券査證簡易化に關する件
六、旅券査收及車中に於ける旅券檢査及手荷物通關の簡易化を各參加運輸機關に於て自國政府に申請の件
七、各國に於ける旅客の入出國手續に關する須知事項を印刷の件
八、乘車券の樣式を簡易化する件
九、旅客、手荷物運賃拂戻に關する規定改正の件
一〇、直通聯絡列車、汽船時刻表制定の件
一一、途中下車制度を一定に簡易化する件
一二、獨逸鐵道「ミユンヘン」及「ライプチヒ」を聯絡取扱驛に追加の件
一三、蘇國鐵道「ウエルフネウーヂンスク」及「ノウオシビリスク」驛を聯絡取扱驛に追加の件
一四、損害賠償の請求を爲すべき期間制定の件
一五、小荷物聯絡運輸設定の件
一六、聯絡急行寢臺券發賣規則設定の件
一七、荷物の保稅運送に關する件
一八、團體券設定の件
一九、往復乘車券設定の件

日滿直通輸送協定

一、日滿直通運輸の沿革

日滿直通輸送は一九〇九年に締結された旅客及び手荷物輸送協定を以て最初のものとし、一九一六年以來今日まで此の直通輸送協定には各種の追加改訂が加へられた。

北滿洲より日本に至るに三交通路の存在する事は何人も知るところで、それは浦鹽を經由して敦賀に至るもの、奉天を經由して釜山に至るもの、及び大連を經由するものの三交通路である。

戰後東方行交通路は停止し、朝鮮及び大連經由は繼續したが、旅客及び手荷物の運賃及び輸送規程は著しく現今の生活狀態に適せず、新規改正の必要を促した。此の結果東支鐵道は歐亞聯絡に加入することとなつたため西部歐洲から極東諸國への通路開かれ、茲に東方交通路復活の機運が起つた。

二、昭和二年東京會議

昭和二年東京に於て十一年振りにて第六回日滿聯絡會議が開かれ、參加機關たる

日本鐵道省　在東京
朝鮮總督府鐵道局　在京城
南滿洲鐵道株式會社　在大連
大阪商船株式會社　在大阪
東支鐵道　在哈爾賓
烏蘇里鐵道　在ハバロフスク
ソヴイエト國營商船部　在莫斯科

の七機關の間に日滿旅客及手荷物聯絡運輸に關する約定を締結するに至つた。

三、昭和三年哈爾賓會議

昭和三年四月二十六日には哈爾賓に於て前揭關係機關の間に日滿輸送聯絡第七回會議が開かれ、日滿聯絡の改善法に就て協議した。是と同時に歐亞聯絡に關係ある極東諸國の發着時間に關する會議を開き前記關係諸團體の代表者の外、支那政府の鐵道代表者も參加した。代表者は二十六名であつた。會議及び發着時間割會議は四月二十六日に終つた。

此の期間に行はれた會議數は總協議會二回、運初まり、五月四日に終つた。

賃協定委員會議三回、計算委員會一回、發着時間評議會五回。是等の會議に於て決定せる問題十九件、此の中第一回委員會に於て四件、總協議會一回であつた。而して是等の諸問題は旅客に對する便宜方法に關するもので、例へば本線以外の廻遊切符の發行。輸送規則或部分の改訂、切符販賣計算法、直通切符所持旅客との精算、旅客中止の場合の精算法等の簡易化、旅客吸收を目的とする直通賃率の低下、北滿洲團體旅行發展策に關するものであつた。

四、旅客關係規約要項

直接旅客に關係ある第七回會議の規約中特筆すべきは左の諸項である。

一、米原より名古屋、横濱、東京又は門司より長崎行往復補助切符の出發驛發賣を決定したこと、是によつて日本漫遊客は後に途中下車下船の切符を別に買ふ必要なく、且つ本切符同樣の割引を以て日本各主要地を觀光することが出來ることとなつた。

二、本線以外の方面に立寄る團體割引補助切符の發行。

三、ウスリイ鐵道全線には從來手荷物の價額を通告することを必要としたが、其れを廢止したること。

四、歐亞及び日滿聯絡賃銀の均等化。

五、輸送規則の必要なる部分を記載したる賃銀表の發行。

右諸事項の一部は實施の發表を見合せ、一九二九年五月京城に開催せらるべき第八回會議に於て再審議することとなつた。

第七回會議は日本諸輸送會社代表者連と「プラツカルト」の相互發賣及び豫備船室の設備等に關する問題を審議した。

以上の協定成立によつて、日本からの乘客は豫め直通切符、此の中には「プラツカルト」、東支鐵道及びソヴイエト聯邦鐵道による直通切符を包含するものであるが、購入することが出來るやうになつた。

他方東支鐵道の商業部及び其の各驛に於て南滿鐵道、朝鮮鐵道、日本鐵道省の鐵道による急行券、「プラツカルト」、本切符をも購入し、浦鹽、釜山、大連より出帆する總ての日本汽船に部屋を豫め注文することが出來るやうになつた。

斯して北滿より日本及び日本から東支鐵道各線に行く旅客及び西行する者にとつて必要なる書類は各鐵道線共前以て入手する便宜を得られたわけである。

滿鐵・烏鐵の北滿貨物輸送關係

一、初期（日露戰後）の關係

日露戰爭は、世界の豫期に反して日本の大勝利となり、その結果寬城子以南の南枝線は日本の有に歸し、南滿洲鐵道株式會社が設立せられたのである。斯くして露國の太平洋征服は空しく立消え、新たに滿蒙の沃野に日露の經濟闘爭が開始せられるに至つた。

露國は始め東支鐵道を建設するや鋭意自國產商品の販路を極東に開拓し、極東市場に於て各國に優越せる經濟的地歩を占めんとする野望があつた。されば同鐵道の輸出穀物の運賃の如きには極端なる保護を加へて舊大連の繁榮を策した。即ち南行哈爾賓大連間五八八哩に對し輸出穀類は布度當一七哥六なるに對し、東行哈爾賓浦鹽間四九〇哩の運賃は布度當二九哥五であつたが爲、大連港は常に浦鹽港を凌駕して繁榮を呈してゐた、然るに大連港と南枝線とを日本に奪はれてからは掌を反へして浦鹽港の極端なる繁榮策を採つたが爲に、一九一二年五月南滿鐵道と東支鐵道間に貨物の聯絡輸送が開始されたが、大連港は萎靡不振を極めた、此の大連港不振時代に於ける東南行の百分率を見るに浦鹽港の九二に對し大連港は八といふ今から考へると實に慘めな狀態であつた。そして東支鐵道上に於ける大連港の勢力範圍は僅に雙城堡以南に過ぎざるに反して、浦鹽港は同鐵道全線に及んでゐたものである。

二、歐洲大戰で位置轉換

然るに玆に一大轉換期が到來した。彼の歐洲大戰により、南滿鐵道は從來の守勢を一擲して攻勢に出ずる機會を握るを得たのであるが、尙大戰初期に於ては、浦鹽着七割九分に對し大連着二割一分の割合で依然東行に一瀉を輸してゐたが、一九一七年露國革命勃發し其餘波の極東に波及するに至つて、西比利亞、沿海地方に土匪横行し、東支及烏蘇里兩鐵道の混亂に陷つてからは、東行頓に減じ遂に勢力全く轉倒して一九一八年には浦鹽着三割一分に對し大連着は六割九分に達するに至つた。一九二〇年初頭の經濟界の好況に際しては大連着は實に八割八分を占めてゐた。

三、貨物爭奪戰の經緯

大連が右の如く優勢になつたことは前述の浦鹽方面の治安の定まらなかつたこともその一因ではあつたが、哈爾賓を中心としての大連向運賃が浦鹽向運賃に比して不當に高率であつたが爲に、即ち樽壁的運賃政策であつたが爲に、哈爾賓城子間に馬車輸送が行はれたことに基因したものであつた。從て東支鐵道としては浦鹽の治安が平定した處で、その運賃を公正に設定するに非されば、日露戰爭直後に展開されたやうな浦鹽向貨物の繁榮は期待し得なかつたのであつた。他方滿鐵としては馬車輸送がそう何時迄も續くものではなく、近い將來に於て浦鹽方面の治安が平靜に復せば、折角歐洲大戰に依つて獲得した優勢を再び浦鹽に奪はれる處があつた。兩鐵道が互に不安と脅威とを感じて居た爲に一九二一年九月長春に於ける兩鐵道の運賃會議は或る程度迄の協定を爲し得たのではあるが、まだ〳〵不公正な運賃は全く撤廢せられたといふ譯ではないから、兩鐵道の親善關係は相不變動搖してゐた。然し此の關係も一九二二年六月に開かれた長春に於ける兩鐵道の運賃會議に於て充分とは言ひ得ぬとしても、北滿に於ける穀類輸出業者に輸出經路の自由選擇を爲さしめる機會を與へ得る程度には効果を擧げた。その結果一九二二年に於ては大連及浦鹽兩港の東支鐵道よりの穀類吸收割合は相伯仲してゐた。

翌二三年には滿鐵稍優勢を示すに至つた。此の年に於ける大連、浦鹽兩港の東支鐵道上に於ける勢力の分布狀態を見るに、哈爾濱管區及東部線に於ては兩者相伯仲し、西部線に於ては大連七割を占め南部線に於ては浦鹽は全敗であつた。之より先一九二二年十月ソヴイエット政府は烏蘇里鐵道をその掌中に收めて、從來東支鐵道が露國政府から委任經營をして居たボグラニチナヤ——エゲリシエリド間の鐵道を奪回して終つた。而も夫が何等の警告も報償もなかつた爲に烏鐵と東鐵との感情は疎隔した。一九二三年に大連港が浦鹽港を凌駕したのは此の感情問題からして漁夫の利を得たに依るのであつた。然るに此の兩鐵道間の確執は翌二四年の奉露協定に依つて打開され、十月始には東支鐵道長官オストロモフが捕縛されるに至つて、局面は忽ち一變した。即ち前長官に代つて新任した赤派のイワノフ長官は運賃の獨立政策を聲明して、暗に浦鹽集注主義をほのめかした。之が

爲に滿鐵東支間の從來の親善關係に一抹の暗影を生じたのである。即ち烏鐵東支兩鐵道は相協力して滿鐵に挑戰した。之迄にない運賃競爭が開かれ貨物爭奪戰が行はれた。然しそれによつて益する者は唯輸出業者のみであつた。

四、運賃協定と其內幕

競爭の弊害が三鐵道の各々に深刻に感ぜられるに及んで、先づ烏鐵は運賃の協定を希望した。戰は彼から開始せられ、協定も亦彼から申込まれて來た。疲れ切つたからである。然しながら妥協はそう直ぐには目鼻はつかなかつた。一入競爭が行はれて一九二五年の秋に漸々烏鐵と滿鐵との間に次の如き北滿貨物數量配分協定が調印せられ、現に同協定は存續せられてゐる。

五、滿鐵烏鐵貨物配分協定

北滿生產貨物東南兩經路別數量配分に關する滿鐵、烏鐵協約、兩鐵道は東支鐵道各驛發兩鐵道着北滿特產品即ち大豆、豆糟、豆油、小麥、小麥粉及麪につき之が數量配分協定を締結し、滿鐵五五%、烏鐵四五%と協定した。而して一出廻年度中上記割合以上の數量を輸送したる鐵道は相手鐵道に對し輸送減收を補償するため、拂戻金を支拂ふ。

此協定に依つて滿鐵は北滿貨物（大豆、豆粕、豆油、小麥、麥粉及麪の六品に限る）の五分五厘烏鐵は四分五厘迄は吸收し得るが夫れ以上餘分に吸收したものはその分だけを他鐵道へ賃費を差引いて拂戻をすることになつたのである。世に協定なるものはいくらもあるが、銀行の預金利子にせよ、火災保險料にせよ、船運賃にせよ、履行せられざる協定の事實に乏しくはない。滿鐵烏鐵の協定に於ても、事實は擧げられてはないが、烏鐵は上海支那商人に割引をしてるとか噂が切りにあつた。右の事實の有無は不知、協定の結果は一二の場合を除いて、烏鐵は常に協定率以上收鐵してゐる。けれども烏鐵は常に不安を感じて居た、同樣に東鐵も不安を感じて居た。その原因は滿鐵の滿蒙に於ける鐵道政策である。洮南から昂昂溪へと線路が延びて、西部線安達から齊々哈爾方面の貨物が洮昂線に奪はれさうであり、吉林から敦化に至る線の工事も進捗し最近竣成を見たので東部線海林方面への出廻が減ずる事となつた。噂されてゐる長大鐵道が實現されることにもなれば南部線と哈爾賓に出廻つた穀類は同鐵道に奪はれそうである、こういふ不安がある爲に、烏鐵は現在は協定以上の成績を維持してゐるので、此の際協定を更改すれば、自鐵道に有利であることから、滿鐵に對し更改を申出たものではないかと思ふ。

六、烏鐵の協定更改提議

烏鐵は全延長一四六六哩であるが、その沿線に於て資源の豐富の割合に開拓せられてゐないので、見るべき產業とてはないのに、通過貨物の主なるものは北滿產の穀物であるから、烏鐵の死活は一にかかつてポグラニチナヤ浦鹽間一四四哩の收入の多寡如何にある。從てソヴイエット政府は曾に浦鹽港の繁榮を計るばかりでなく、烏鐵自體の經營上からしても北滿貨物の吸收にはあらゆる努力を爲なければならないのであるが、僅一四四哩の區間では運賃は少額であるから、割引率も至つて低く滿鐵に對抗して競爭することは到底出來得ぬことである。といつて東支鐵道に於ける露國側理事と協力して、烏鐵東鐵聯絡運賃を割引くこともホルワツト長官時代の如き勢力のない今日では望み得ない。殘るは唯滿鐵との協定のみである。從て烏鐵としては現在の數量配分協定を維持するのが唯一の良策である。問題は單に數量の配分率を巨鐵道に少しでも有利に取極めるより他に途はないがその配分率は決して一年や二年位の輸送數量を基礎としては公正な數字は算出し得るものではなからう。勘くとも五年以上の輸送數量を考慮に入れなければならない。然るにも拘らず烏鐵が協定の更改を滿鐵に申込んだといふのは、一九二五年十月以來最近迄の協定實施期間に於て、同鐵道の收貨量が平均して配分率を超過してゐた事實から、右の收貨量を基礎とし新配分率を決定せんとする肚があるのではないかと豫想せられる。若し此の豫想通りとすれば、滿鐵は配分率の協定當時既に強硬な態度を持し、讓歩に讓歩して五分五厘に同意したのであるから、恐らくは烏鐵の要求を一蹴することであらう。此の場合烏鐵は既述した如き周圍の事情からして協定を破棄して迄も滿鐵に挑戰することはあらう筈がない。結局は現配分率を以て協定を繼續して行くのであらう。斯くして一時的にもせよ日露の東支鐵道を烏鐵と滿鐵の貨物中心としての爭鬪は中止せられるが、露支又は日

支の親交關係の疎密に應じて將來再び爭鬪の行はれぬとは斷言し得ない。願はくば兩國親善の爲に滿鐵烏鐵兩者が公正な配分率を設定して相提携して滿蒙の開發に努力せんことを希ふのである。

川崎汽船・烏鐵直通聯絡協定

一、栗林汽船の協定實現

日露國交恢復前栗林商船株式會社は、大正十三年六月を以て露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結した。

共目的とする所は言ふ迄もなく、直通運送證券によつて、北滿及極東露國と日本及支那との間に於ける輸送貨物に對し、安全迅速と經費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計らんとするのであつて、其運輸系統は大要次の如くであつた。

(1)東支鐵道沿線(北滿)、烏蘇里鐵道沿線（沿海州及黑龍州「ブラゴヴェシチエンスク」を含み「ウシュムン」に至る)より浦鹽斯德を經由して日本各港（太平洋岸、日本海、北海道）及支那各港に至る。——日本及支那より右沿線に至る。

(2)松花江、黑龍江「バイカル」以東「ステレチエンスク」に至る)沿岸各地より「ニコライウスク」港を經由し、日本各港（太平洋岸、日本海及樺太を含む）及支那各地に至る。——日本及支那より右河川各港に至る。

當時協定せられし港は、日本では敦賀港以下十六港、支那四港、合計二十港であるが、此協定成立と同時に、烏蘇利鐵道と栗林商船とは共同にて聯絡運輸共同事務所の機關を設け、本部を浦鹽、支部を哈爾賓の烏鐵管理局內に置き、双方から代表者竝に人員を出して浦潮本部は配船、船車積替作業竝に輸出入一切の手續を行ひ、支部は直通證券の發行、東支鐵道貨車配給及直通輸送貨物の集散に從事することになつた。

更に金融に關しては、朝鮮銀行は直通運送證券によるものに對して無制限に荷爲替取組の依賴に應ずべく、其他の銀行でも割引に應ずることになつたのである。

斯く北滿特產物は簡單に「ハルビン」で處理さるゝことになつたから、從前に於ける輸送上竝に銀行爲替取組關係上の繁瑣を省き、又た烏鐵栗林が連帶して輸送の責に任ずるから、荷主は配船等に關して何等顧慮する必要が無くなつた。其他輸出入業者は、買付竝に船積のため浦潮に店舖を構ふるの要なく、直通貨物に限り、鐵道運賃、浦鹽に於ける積替費用、海上運賃の全額をば、揚地到着荷物受取の際に支拂へば好いことになつたから、金融上の便宜を得るばかりでなく、金利を節約することが出來る。聯絡運輸共同事務所が實費で一切の手續をするから費用を輕減し、而かも期日が正確となり且つ短縮される。更に日本から北滿及極東露國向輸送の貨物に對する運送手續を、栗林汽船會社の發行する直通證券によつて極めて簡單に完了する等の諸利益に均霑することゝなつた。

二、川崎汽船の引繼新協定

然るに大正十四年に至り、川崎汽船株式會社は栗林商船に代つて、改めて此難局に膺ることゝなつた。卽ち川崎汽船は栗林汽船から浦鹽本部・哈爾賓支部の事務所人員の引繼ぎは勿論、一切の事業と權利を繼承して、更に烏蘇里鐵道との間にハバロフスクに於て直通連絡貨物輸送協約を締結した。時に大正十四年五月十六日、彼我の代表は勞農露國交通人民委員會極東代表兼烏蘇里鐵道長官「クゾウレフ」、川崎汽船戶塚太郎の二氏であつた。

新協定書は全文四十二條よりなり、其要領は栗林烏鐵協定と大同小異である。其有效期間を三箇年と定め、双方の請願及勞農露國交通委員長の認可によりて六箇年迄延長し得ることになつてゐる。

尙ほ新協定では其航路を延長して、東支及烏蘇里鐵道沿線諸驛と日本及支那諸港・歐洲、太平洋、印度各港間往復の浦潮經由直通連絡貨物と改め、協定日本港を神戶以下卅四港・支那港を上海以下九港に增加した。

日本 神戶、大阪、橫濱、伊勢灣、淸水
青森、伏木、新潟、敦賀、七尾
小樽、函館、宇品、門司、若松
長崎、鹿兒島、三角、那覇、基隆
高雄、境、米子、舞鶴、佐渡
船川、石濱、大泊、天山、淸津
雄基、釜山、仁川、鎭南浦、
支那 上海、大連、青島、天津、芝罘
漢口、香港、廣東、營口、

新協定に關し之が詳細を擧げて指摘論評を加ふるは本章の目的ではない、依つて玆には單に其概要を掲げて全豹を窺知せしむることゝする。

鐵道は共直通輸送證券によつて引受けた貨物が浦潮斯德の「エゲリシエリド」埠頭に到着するに從ひ、其都度會社に對して貨物の數量、品種及其輸送指定地を通知する、すると會社は此通知接受後日本及支那向貨物に對しては二週間、他に對しては四週間以内に其貨物積取に關る汽船を提供せねばならぬ、そして其荷役は一晝夜一千噸以上と規定されてゐる。但し貨物積取の請求を發するのは日本及支那向貨物は二千噸以上、其他の地方向は五千噸以上とし、其以下は双方の協定によつて取極めることになつてゐる。

露國内に於ける警察、衛生、消費稅、稅關檢査手續は烏蘇里鐵道部商業部が其所在地で之を行ひ、其手續執行料金は商業部の定めた料金率に準じて荷主から徴收する。如何なる場合でも個人運送取扱業は此手續を行ふことは出來ない。

次に貨物の發送及受領に關する重なる規定を見るに、經費は凡て命留を以て計算され、包裝不完全にして運輸に支障を與へたものは、海上運賃は其二倍を課せられ、鐵道運送は鐵道規則に依つて追納せねばならぬ。決定的の精算は貨物交附の際其取扱者側と荷受主との間に行はるゝのが原則であるが、但し荷送人が烏蘇里及東支鐵道驛から貨物を發送する場合には、烏鐵の收得たるべき運賃及附帶料金の一部又は全部をば、輸送貨物引渡に際して支拂ふことを許されてゐる。

貨物宛先驛に於ける貨物の交付は、發送驛の發行せる貨物引換證書によりて引換副證を提出せしめ之と引換に行はれ、又貨物宛先驛に於ける貨物の交附は、發送驛に於て作成した引換證により、烏蘇里鐵道諸驛の規定手續を踏んで行はれるのである。

貨物引換證發行後に於ける貨物の處分權は、(1)記名式引換證にありては荷主、又は規定によりて貨物引換副證を出荷主より讓渡けたる者、若くは貨物名宛人が引換副證を入手せる場合にありては其名宛人——(2)持參人式貨物引換證による時は、貨物引換副證の所持人——に屬する、即ち貨物發送の驛か又は港を經て返還交付を受け、或は途中に抑留し、又は積替若くは中間驛に於て貨物引換證面指定以外の者に交付することを要求することが出來るのである。

荷受人は遲滯なく貨物を受取らねばならぬ、もし受取人が其手續を怠れば、倉庫に移して三十日間の猶豫を與へるが、期間滿了後は不引換貨物として地方新聞に廣告し、更に二箇月を經るも荷受人なき時は之を競賣處分に附して了ふことになつてゐる。

即ち右協定の實施により初年度に僅か十八萬噸であつたが、次年度からは直通輸送によるもの激增し、年々四十萬噸を超え、四年間の取扱高總計百四十萬噸に達してゐる。

山下汽船・東支鉄道運輸協定

一、東支鐵運輸契約の概要

東支鐵道對山下汽船株式會社連絡輸送契約は大正十五年十一月締結せるも、契約の概略左の通りである。

一、積揚地
浦鹽經由内地、朝鮮、支那、印度、歐洲諸港行貨物の連絡輸送をなす。

一、浦鹽——上海定航
船會社は毎月一回の定期回航をなすものとす

一、貨物
船會社は東支鐵道以外の荷主の貨物を積合することを得。

一、數量
積荷の數量は其都度協定す。

一、運賃
其都度協定す。

一、船荷證券
船會社は船積貨物に對し Through B/L を發行す。

二、同契約に基く運輸の現況
浦鹽——上海定期は支那動亂の爲め一時中止の姿なるも、内地揚に關しては同社哈爾賓出張所にて東支鐵道と打合せ配船してゐる。

栗林商船株式會社の勘察加航路

一、航路種類
遞信省命令勘察加「ペトロパウロフスク」線

一、起終點
函館を起點として小樽經由ペトロパウロフスクに至り勘察加東海岸又は西海岸經由函館に至り一航海とす。

二、寄港地
勘察加寄港地左記の如し
イ、東海岸　リストウイチヤナ、ナラチエフ、ウスチカムチヤツカ、ナチキン、マロワヤム、ウカ、カラガ、カラギンスキー。
ロ、西海岸　オゼルナヤ、ヤイナ、ゴセグチツク、オバラ、キシカ、ミトカ、ウトカキクチツク、プイムタ、テジヤーチ、ケフタ、ウオロフスコイ。

一、航海度數
一ケ年夏季七航海(四月より九月迄)

一、使用船名
第五室蘭丸(總噸數二、一二八噸)

一、本航路の目的
郵便物の遞送、旅客及貨物の輸送

一、本航路の使命
郵便物の遞送と共に日魯漁業會社を始め其他漁業會社貿易家の漁場必需品、漁場材料の送込み及鮭、鱒及是等罐詰の切揚輸送に從事し殊に極北荒凉の地と内地(北海道)との間通信交通唯一の連絡汽船にして日露國交親善に資す、ペトロパウロフスク帝國領事は五月初旬本船に依り渡航し領事館開館、九月下旬本船に依りて引揚ぐ。

一、沿革
大正十一年以降引續き當社受命。

一、受命期間
三ケ年。

近海郵船の北樺太航路

近海郵船株式會社は總噸數千三百噸以上最強速力一時間十二浬以上の船舶二隻を用ひ、一ケ月五回以上一ケ年六十回以上發航し得る船會社をして函館樺太間の旅客郵便物の定期航路を受命せしむべしとの遞信大臣の指令に基き、大正十五年四月一日より函館亞港間の旅客郵便物の遞送と共に日魯漁業會社を始め其他漁業會社貿易家の漁場必需品、漁場材料の送込み及鮭、鱒及是等罐詰の切揚輸送に從事し殊に極北荒凉の地と内地(北海道)との間通信交通唯一の連絡汽船にして日露國交親善に資す、ペトロパウロフスク帝國領事は五月初旬本船に依り渡航し領事館開館、九月下旬本船に依りて引揚ぐ。

一、沿革
大正十一年以降引續き當社受命。

一、受命期間
三ケ年。

一、航海度數
一ケ年夏季七航海(四月より九月迄)

一、使用船名
第五室蘭丸(總噸數二、一二八噸)

一、本航路の目的
郵便物の遞送、旅客及貨物の輸送

一、本航路の使命
郵便物の遞送と共に日魯漁業會社を始め其他漁業會社貿易家の漁場必需品、漁場材料の送込み及鮭、鱒及是等罐詰の切揚輸送に從事し殊に極北荒凉の地と内地(北海道)との間通信交通唯一の連絡汽船にして日露國交親善に資す、ペトロパウロフスク帝國領事は五月初旬本船に依り渡航し領事館開館、九月下旬本船に依りて引揚ぐ。

一、沿革
大正十一年以降引續き當社受命。

一、受命期間
三ケ年。

大阪商船の敦浦聯絡航路

大阪商船株式會社は敦賀港及浦鹽斯德間の旅客貨物聯絡運輸を設定し、嘉義丸專ら之に當り、一週一回敦賀出帆、浦汐間を往復しつゝある。尚同航路は歐亞直通運輸連絡の一經路である。

(函館樺太定期航路の延長にその航路を改め寄港地を左の如く變更す)
寄港地　函館、青森、小樽、大泊、眞岡、亞港。

日露郵便物關係

一、對露通常郵便物關係

イ、現定關係
現今日露兩國間に交換する通常郵便物は一九二四年八月瑞典ストツクホルムに於て締結し一九二五年十月一日より實施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

ロ、郵便線路
郵便物の送達線路は左記三線路に依る、尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず殆ど總て浦鹽敦賀線に依り送達し來る。

A　鮮滿經由線
此の線路は下關、釜山、哈爾賓、滿洲里經由に依る鐵道便にて知多以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立を爲す。

一、B　浦鹽線

此の線路は敦賀浦鹽間（一週一回）、小樽浦鹽間（二ケ月三回）七尾浦鹽間（一ケ月約二回）の定期船に依るものにして極東露西亞たる沿海州、アムール州宛の郵便物を送達す

C　サガレン及カムチヤツカ線

此の線路は夏期中函館又は小樽發の船便に依るものにしてサガレン又はカムチヤツカ宛郵便物を送達す又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳の郵便局とサガレン露國郵便局との間に開設する陸送便にて交換す

二、飛行郵便關係

日露間には未だ直接の飛行郵便線路なきも、スモレンスク、ハリコフ、ロストフ、アルマヴイル、ミネラルニー・ヴオデイー、ヴラデイカウカヅ、グロヅニー、マハチ・カラ、バクー及其の附近宛飛行通常郵便物はモスコー迄汽車にて遞送し其の以遠をモスコーより航空遞送す、尤もスモレンスク線を除き他は十月十六日より四月末日迄は飛行業務を中止す。

三、小包郵便關係

日露間小包郵便物の直接交換は大正十二年八月停止せられ、爾來今日に至る迄本邦と亞露及歐露との間に發着する小包郵便物は英國及ラトヴイア經由、又は佛蘭西及ポーランド經由の二線路に依り迂廻送達せらるる狀態に在り、然るに大正十四年一月、日露間の國交恢復と共に當局は日露間小包郵便物の交換開始に關し鋭意露國郵政廳と交渉を重ね居れるも、同國に於ける種々の事情に因り協議の成立延引し居れる義なり。

因に露國に於てはストックホルム締結の郵便條約には加入せるも小包約定には加入せす、今日同國が小包郵便物の直接交換を爲し居れるはエストニア、ラトヴイア、芬蘭及波蘭（何れも舊露國の領土）の四國に過ぎず

四、郵便爲替關係

日露間の郵便爲替は大正二年迄は英國郵政廳の媒介に依り、辛ふじて連絡を保つに過ぎざりしが同年日露兩國間に郵便爲替交換約定締結せられ、歐羅巴及亞細亞露西亞との間のみならず、當時北滿州に設置したる露西亞郵便局との間とも爲替の直接交換を開始し、頗る利便を享受したり。然るに大正三年歐洲大戰爭勃發するや、露貨の暴落と爲り、露西亞に於ては同年九月本邦宛郵便爲替の振出を停止せり、而して本邦より露西亞に宛つる爲替は何等の故障なく大正七年九月迄之を繼續せるも、以後亞細亞露西亞の一部地方に宛つるもののみに限定せられ、次で大正十一年九月全く郵便爲替送金の途杜絶するに至れり。

大正十四年一月、日露の國交恢復に伴ひ郵便爲替交換の再開方に關し帝國より相當提案したるところ、ソヴイエト聯邦に於ても之が開始には主義として同意するも實施上の細目手續に付ては尙ほ相當考究の要ありと爲し、目下審議中に屬する旨回答を得たるに付、帝國に於ては本業務亦早晩開始せらるべしと期待す。

日露電信關係

一、日露間電信連絡の沿革

本邦とロシヤとは隣接國として、夙くより相互間の交通を助長し以て其の善隣關係を促進する必要のあつた關係上、本邦とロシヤとの電信連絡開設の沿革も、本邦の對外電信連絡開始の歷史と共に古く、遠く明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得、長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設したるにはじまる。其の後明治十五年に至り日本政府は會社をして更に長崎浦鹽間に海底線一條を增設せしむるところがあつた。爾來三十餘年に亘り長崎浦鹽線は本邦ロシヤ間の直通線路として、日露兩國間の電信は專ら此の線路に依り取扱はれ來つたのである。しかるに此等の線路は日露通信の外日歐通信等をも取扱ひ、其の通信常に輻輳し兩國間の通信需要を十分に充たすことが困難となり、相隣國としては第三國の電信事業の媒介を經ない直通連絡を有することが最も望ましいので、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線連絡及南北樺太間の陸線連絡が設けらるゝことゝなり、玆に日本ロシヤ間の電信交通に一新紀元を劃するにいたつた。其の結果、兩國發着の電報は著しく料金低廉なる新經路を獲、爾後此の二線路は本邦ロシヤ間の常用電信線路と看做さるゝことゝなつた。此の二線路は這般のロシヤ政變に因り久しく不通となつて居たが、大正十四年三月一日より之が再開を見るに至つた。大正四年には更に本邦の落石無線電信局とロシヤ勘察加ペトロパウロスク間に無線電信連絡が開設せられた。是本邦の對外固定局無線電信連絡の嚆矢である。

二、兩國間電信連絡の現況

現在に於ける兩國間電報の經路は大體左の如くである。

一、朝鮮京城、浦鹽線
二、南樺太豐原、北樺太亞港線
三、長崎、浦鹽線
四、長崎、上海線
五、落石、ペトロパウルスク間無線電信連絡
六、大泊、亞港間無線電信連絡（豐原亞港間陸線不通の場合に代用）

右の外、ペルシヤ經由印度歐羅巴電信會社線、倫敦經由大北電信會社線をも擧げ得るも、迂廻線路なる爲料金亦隨て高額であり、關係線路が不通とならない限り利用困難である。其の他歐洲發着電報に使用し得る諸線路は孰もロシヤ發着電報にも之を利用し得る譯であるが、前記同樣の理由により其の利用絕無の狀態である。

三、兩國間の電報料金及取扱通數

兩國間の電報料金は其の經由線路の如何により差異あるも、其の主要なるものを擧ぐれば左の如くである。

日本ロシヤ間一語電報料金

經由線路 ＼ 着發地	亞細亞ロシヤ	歐羅巴ロシヤ
	通常電報	新聞電報	通常電報	新聞電報
一、京城、浦鹽線（豐原、亞港線）	二二錢	一一錢	二八錢	一四錢
二、長崎、浦鹽線（長崎、上海、キアフタ線）	四二錢	二一錢	四八錢	二四錢
三、其の他	一圓八三錢	—	一圓六七錢	—

餘通に上つて居る。

右の外兩國政府の官報は一語十六錢（朝鮮經由）二十六錢（長崎經由）の減額料金を以て取扱はれる。

此等の料金を以て前記主要線路に於て取扱ふ兩國間發着電報の最近一箇月の取扱通數は四千八百

文化關係

文化關係概觀

一、一般文化關係

トルストイ・ドストエフスキイ等の世界的に偉大な文學作品を中心とする舊ロシヤの文化は、我文壇並に一般讀書界に他の如何なる國のそれよりも大きた影響と力強い感化を與へたが、新しい社會的歷史的必然の上に新興階級の新興文化を萠芽し、生育せしめつゝある新ロシヤのそれも亦、その大衆的規模における獨自の創造性と、豊富なる內容との故に單に我國の新興階級ばかりでなく、可なり廣範な智識階級の層を惹きつけ、興味つけつゝある。

勿論今日の我國の支配階級の持つ文化と、プロレタリア革命の土壤に發芽しつゝある新ロシヤのそれとは一般的には全然異質のものであり、對立的な性質を持つものであるから、我國の支配階級の側からされる反對は、新ロシヤ文化の自由な吸引を我國の新興階級に許與しない。此點で兩國の文化的交涉は或種の重大な支障を受けてゐるわけである。然し文化の持つ國際性と文化殊に藝術文化と政治との持つ特質上の相達とは、兩國の歷史的な藝術的關係の密接さと相俟つて色々の形においてそれ自身の表現を日本の藝術界乃至一般社會の上に見出した。

露國には一九二五年(大正十四年)日本をも含めての諸外國と文化的接近乃至連絡を計る爲の機關對外文化聯絡協會が設置され、盛んに此目的に向つて能動的に働きかけた。同じ年日露國交恢復後間もなく日本には新ロシヤ藝術の研究紹介と兩國藝術文化の交換をその課題とする日露藝術協會が東京に創立された。同十五年には日露協會が「ヤポノール・スコエ・オリブシチエストウオ」から「ヤポク・ソヴエーツスコエ・オブシチエストウオ」と改稱し、且つ規約改正によって、有名無實の亡命舊露西亞人を其會員名簿から削除し、駐日ソヴイエト大使を名譽會頭として迎へ、ソヴイエト國籍の新會員多數を編入し、ソヴイエト國籍との新なる親善に出發した。この親善は、兩國の政治的對立の故に夙ひ文化的經濟的方面に向はざるをえなかつた。

二、日本に於ける新ロシヤ展

大正十四年四月には日露藝術協會が新ロシヤ美術展覽會を東京九段で開催し、同十五年一月には日露協會がロシヤ展覽會を大阪で開催し、同年夏には駐日露國大使館が主として露國對外文化聯絡協會の日本代表たるスパルイン氏の斡旋により、ソヴイエト聯邦國情紹介展覽會を同大使館內に開催し、又東京を始め、本邦各都市に於て新ロシヤ兒童作品展覽會の開催を見、何れも少からぬ成功を收めたが、更に昭和二年六月及七月露國對外文化聯絡協會及東京大阪朝日新聞社主催、露國大使館、日露協會、日露藝術協會三團體後援の下に東京及大阪に開かれた新ロシヤ美術展覽會は、アルヒーポフ、コンチヤロフスキイ、マシコフ、クストジエフ、パボーモフ等現ロシヤ畫壇一流大家の製作に成るネオレアリズムの畫風の油繪、版畫、ポスター等約四百點の出品によつて、日本の美術界、一般社會に大なる注意と興味を與へた。

三、ソヴイエト文人學者の來朝

大正十五年春新ロシヤ作家ボリス・ピリニヤーク氏の來朝、露國交響樂團、歌劇團、又は一流樂人エルデンコ、ブリンデル、カワリヨフ氏等の來朝公演、大正十五年汎太平洋學術會議出席の爲ウイレンスキイ・シビリヤコフ氏を始め、多數露國學者の來朝、昭和二年露國有數の日本通コンラツド教授夫妻の視察來朝、或は露國飛行家の訪日飛行等藝術家學者技術家の本邦訪問は踵を接して頻繁につゞけられ、それは兩國文化的親善關係の上に少からぬ寄與をもたらしてゐる。

四、ソヴイエト文獻の邦譯出版

人事來訪の外新ロシヤの文學、演劇、映畫、美術等の藝術書は勿論、教育、科學、政治、社會、經濟等の各分科にわたる飜譯乃至著述による出版は非常に多數を極め、レーニン、ブハーリン、スターリン、トロツキイ、デボーリン、ルナチヤールスキイ、コロンタイ等の著作は叢書の形で又はパンフレツトの形で洪水の如く讀書市場に提供され、又專門文藝雜誌としては「日露藝術」、專門通信としては「日露通信」が發行されてゐる。

五、ソヴイエトに於ける日本文化紹介

以上は主として日本に於けるソヴイエト文化の紹介、普及の一端であるが、今度は視點を換へて日本文化のソヴイエト露國に於ける紹介普及乃至文化關係日本人の對露往來について一瞥してみたい。日露國交恢復の大正十四年露國學士院の記念祭に招かれて本邦から福田德三、松村松平、八杉貞利氏等が出席、兩國の學術的交涉に意義深き先鞭をつけたのを手始めに、大正十五年四月には對外文化聯絡協會の主催でモスクワに日本文學の夕べが開かれ、又ソヴイエト革命十週年記念祭には秋田雨雀、小山內薰、米川正夫氏等が招待されて出席し、殊に秋田氏は滯在約八箇月の期間に露國藝術文化を專門的に研究すると共に、一方日本の文學乃至文化の紹介にも努め、貢獻するところが少くなかつた。

昭和二年には久原房之助氏の訪露があり、同じ年の十二月には後藤新平氏一行の訪露が實現された。前者は主として兩國の經濟的關係に於て、後者は主として政治的關係において見ることも出來るが、然し兩者就中後藤氏の訪露は文化的親善の性質と意義をも可なりに持つてゐたことは否みがたい。

昭和三年九月十四日から十六日まで一週間ソヴイエト治下では盛大なるトルストイ生誕百年記念祭が擧行されたが、之には日本から昇曙夢氏が招待されて參加した。

モスクワ對外文化聯絡協會の主催、駐日露國大使館、日露協會、日本童話協會の斡旋に成る日本兒童書籍展覽會は昭和三年十月十一日より二十一日まで莫斯科歷史博物館に開催せられ、非常の好成績を收めた。

最近露國では日本並に廣く東洋の文學藝術に對する興味高まり、露國の日本語學者たちにより、日本の小說、戲曲、詩歌集が盛んに露譯刊行されつゝある。

六、歌舞伎劇の訪露興行

だがそれらにも增して兩國の文化關係の上に行はれた大きな事件は、世界的に評判を呼んだ對外文化聯絡協會の日本歌舞伎劇團招待であつた。

市川左團次、松蔦、荒次郎、莚升等を幹部俳優とする日本歌舞伎劇團は一行四十七名の大一座を組織して遠く海を越え、昭和三年八月モスクワとレニングラードで約一箇月にわたる旅興行を打つたが、純國民藝術として世界無比の歌舞伎の特質と、獨自の美が大きな評判を呼び、殊に新しい階級的基礎の上にその大きな生活內容を盛るべき形式を、社會的にも藝術的にも熱心に探求しつつある露國民に歌舞伎の持つ技術と形式の驚くべき完成が必然的に大なる興味を與へ、歌舞伎の訪露興行は非常な成功を博した。この試みが日露兩國の意義ある藝術交換を世界的な視野において實現した點で、主催者對外文化聯絡協會、劇團關係の松竹合名會社並に市川左團次自身の殘した功績は極めて大きいものがあつた。

以上は日露兩國の今日まで成し遂げてきた文化的關係の簡單なスケツチであるが、此關係は今後も益々密接に廣汎に、發展してゆく豫望を負ふてゐる。

本邦對露文化關係團體

日露協會

一、協會の沿革

本會は明治三十九年四月露國の學術及事情の研究を奬勵し、且つ日露兩國民の交誼を增進する目的を以て創立せられた。尋で明治四十四年伯爵寺內正毅氏本會會頭に、男爵後藤新平氏副會頭に就任せられた。翌四十五年には閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴した。爾來本會は益々發展を遂げ、基金の如きも明治四十四年第一次の基金募集をなしたが、金十四萬二千二百圓を得、次で大正六年男爵澁澤榮一氏を委員長として第二次の基金を募集したる所金三十七萬三百圓を得た。大正四年一月には日露貿易調査部を開設し、男爵目賀田種太郎氏同部

長に就任せられた。大正六年には本會は其當時露語に通ずる青年の乏しきを憂へ、本會内に露語講習所を設け速成的に露語の夜間教授をなし、卒業生約六十名を出し、同八年閉鎖した。是後述の日露協會學校の前身である。大正七年四月農商務省の委囑に依り哈爾賓に商品陳列館を設立し、爾來十年、日露支の商品展示一般商取引の仲紹介並に調査報告を發行し日露支貿易の開發發展に努力しつゝある。

大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので、翌月後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた（目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した）。大正九年九月哈爾賓に日露協會學校を設立し、露國並に支那に於て公私の業務に從事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授しつゝある。而して本年三月迄に二百六十七名の卒業生を出した。後藤會頭が同校總理を兼攝してゐる。昨年三月末現在本會會員數四百五十三名である。

二、協會の會則

第一條　本會ハ日露協會ト稱シ本部ヲ東京ニ置キ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ置ク

第二條　本會ハ露國ノ學術及事情ノ研究ヲ奬勵シ且ツ日露兩國民ノ交誼ヲ增進スルヲ目的トス

第三條　本會ノ會員ハ日本又ハ露國ニ國籍ヲ有スル者トシ之ヲ左ノ三種トス

一　通常會員
一　特別會員
一　名譽會員

通常會員ハ本會ノ目的ニ同意シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會金拾圓ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ會頭ノ承諾ヲ經タルモノトス

特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ一時ニ金五百圓以上ヲ醵出シ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦シ總裁ノ裁可ヲ經タルモノトス

本會會員ニハ本會ノ徽章ヲ交付スルモノトス

第四條　通常會員ニシテ一時ニ金貳百圓ヲ納ムル者ニ對シテハ終身會費ヲ徽收セス

第五條　本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會頭　一名
一　副會頭　二名
一　名譽會頭　若干名
一　評議員　若干名
一　幹事長　一名
一　幹事　若干名
一　主事　一名
一　事務員　若干名

第七條　會頭ハ本會ヲ統理シ及本會ヲ代表ス會頭事故アルトキハ副會頭之ヲ代理ス

評議員ハ會務ノ諮問ニ應ス

幹事長及幹事ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

幹事ノ中一名ヲ常務監督トシ一名ヲ會計監督トス

主事ハ幹事長及幹事ノ指示ニ從ヒ事務員ヲ指揮シ會務ヲ整理ス

第八條　會頭及副會頭ハ總會ニ於テ之ヲ推薦シ名譽會頭ニハ露國大使ヲ推薦ス

評議員幹事長及幹事ハ會頭ノ推薦ニ由リ總裁之ヲ囑託シ其他ノ役員ハ會頭之ヲ指名ス

第九條　會議ハ總會及臨時會ノ二種トス

第十條　總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務一切ヲ報告シ及必要ノ事項ヲ議定ス

臨時會ハ臨時必要ノ場合ニ之ヲ開ク

第十一條　通常會員ノ會費ハ年額金六圓トシ毎年三月九月ノ二期ニ之ヲ分納スルモノトス

本邦ニ常住セサル露國人ニシテ通常會員タルモノハ一時ニ金參拾圓以上ヲ納メタルトキハ前項ノ會費ヲ徽收セス

名譽會員特別會員ヨリハ會費ヲ徽集セス

第十二條　會員ノ退會ハ會頭ノ承諾ヲ要ス

第十三條　二ケ年引續キ會費ノ納付ナキ通常會員ハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第十四條　本規約ハ會頭ノ發議ニ依リ又ハ會員十五名以上ノ發議ニ依リ總會ノ議ニ付シ出席會員三分ノ二以上ノ贊成ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

第十五條　會計ニ關スル規定又其他ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

日露協會支部ニ關スル細則

一　本協會支部ノ設置ハ會頭之ヲ指定ス

一　支部ノ規約並ニ細則ハ各支部ニ於テ之ヲ定メ會頭ノ承諾ヲ受クヘシ

一　支部ノ會計ハ獨立トシ支部會員ノ會費ハ支部ニ於テ適宜之ヲ定ム

一　支部長ハ會頭ノ推薦ニ由リ總裁之ヲ囑託シ其他ノ役員ハ支部規約ニ依リ之ヲ選定シ會頭ノ承認ヲ受クヘシ

一　支部ハ毎年一回以上支部ニ關スル報告ヲ本部ニ提出スヘシ

一　本規約及細則規定前既ニ設立セラレタル支部ハ追テ本規約及細則ニ準シ規約ヲ改訂スル迄現在ノ儘存續スルモノトス

三、協會役員

總裁　載仁親王殿下

會頭　伯爵　後藤新平

名譽會頭　ア・ア・トロヤノフスキイ

評議員（イロハ順）

子爵　石井菊次郎　石塚英藏
井上準之助　伊東米治郎
服部金太郎　原田二郎
堀啓次郎　男爵　大倉喜八郎
大谷嘉兵衛　渡邊勝三郎
河村金五郎　川村竹治
片岡直温　高橋是清
高松豊吉　團琢磨
添田壽一　中村是公
中橋徳五郎　中田敬義
男爵　中村雄次郎　野中清
野村龍太郎　安田善三郎
安廣伴一郎　松方幸次郎
松岡洋右　男爵　益田孝
男爵　古河虎之助　男爵　藤田平太郎
藤山雷太　男爵　郷誠之助
江口定條　天羽英二
淺野總一郎　男爵　阪谷芳郎
美濃部俊吉　宮尾舜治
子爵　澁澤榮一　莊清次郎
白仁武　鈴木島吉

幹事（イロハ順）

原富太郎　大橋新太郎
加藤寛治　川上俊彦
男爵　田中義一　田中清次郎
龍居頼三　中島正武
倉知鐵吉　八杉貞利
松井修徳　馬越恭平
志村源太郎　末延道成

主事

關根齊一

四、協會會員

名譽會員　ア・エヌ・ウェンツエリ

特別會員（京濱之部）

男爵　岩崎小彌太　岩崎久彌
原六郎　星野錫
橋本圭三郎　大谷嘉兵衛
大橋新太郎　高橋是清
神田鎗藏　田中平八
高松豊吉　添田壽一
田中銀之助　中橋徳五郎
內藤久寬　山下龜三郎
國澤新兵衛　安田善三郎
山本条太郎　男爵　古河虎之助
馬越恭平　男爵　岩崎小彌太
藤原銀次郎　男爵　阪谷芳郎
藤田謙一　男爵　藤田平太郎
伯爵　後藤新平　男爵　鄉誠之助
赤星鐵馬　淺野總一郎
佐々木勇之助　男爵　三井八郎右衛門
美濃部俊吉　志村源太郎
澁谷嘉助　子爵　澁澤榮一
末延道成

（地方之部）

池田鐵太郎　井田亦吉
堀啓次郎　落合牛太郎
川西清兵衛　金子直吉
瀧定助　曾根正命
中居豐三郎　武藤山治
柳田富士松　松方幸次郎
增田斜　男爵　鴻池善右衛門
秋山忠直　湯淺竹之助
日野誠義　森衆郎
鈴木岩次郎　鈴木ヨネ

通常會員（京濱之部）

飯村穰　伊藤忠三郎
犬養毅　岩永裕吉
岩倉善久　岩崎直砥
入野寅藏　井田孝平
磯田傳七　磯村豊太郎
和泉良之助　稻川竹治
子爵　井上匡四郎　井上辰九郎
今井五介　今井政吉
今井信之　今村次吉
石川清　石坂善次郎
馬越恭平　馬場哲哉
ウエッゲ、ローム　花岡止郎
藤原銀次郎　原口徠
藤田謙一　男爵　原六郎
男爵　岩崎小彌太　男爵　古河虎之助
藤山雷太　男爵　藤田平太郎
江口定條　天羽英二
淺野總一郎　男爵　阪谷芳郎

濱野佐一郎　新妻二朗
西崎有作　堀井新治郎
堀越善重郎　穂積永頼
ア●ヤ●ベレンキー　ア●エム●ベツクマン
ア●エ●ドロズドーワ　島居忠恕
島居肇三　豊久勝輔
戸村理順　富樫潤
イ●エ●トレチヤコフ　戸塚太郎
友田貞吉　エヌ●エス●チフメネフ
エフ●エ●チユジエゼムツエフ　カ●ア●リグスキー
大井包高　大庭義祐
大神佐七　大倉邦彦
男爵大鳥富士太郎　大島健一
小野俊一　尾崎行雄
渡邊鐵藏　渡部任
綿野吉二　河東田經清
門野重九郎　川原袈裟太郎
川上俊彦　川村竹治
片岡良寅　片山禮三
片山繁雄　片山秀太郎
片岸清太郎　柏木弧矢郎
エル●ア●ガシケリ　神林虎雄
米井信夫　吉田薫
吉武源五郎　田畑健造
谷崎安太郎　高橋虎太
高木百行　龍居賴三
田付七太　田中丸祐厚
男爵田中義一　川村竹治
田中耕太郎　玉木懿夫
田中清次郎　瀧口寅之助
竹村廣吉

團琢磨　小林桂助
ア●イ●レドニコフ　イ●カ●コデヤノフ
堤清六　小柳朱一
子爵内田康哉　河野通久郎
中川元彦　エ●ペ●テルノフスカヤ
中村祥太郎　イ●ア●デウヤトコフ
中島正武　阿部秀太郎
長屋順耳　ウエ●エム●アルツイバーシエフ
カ●ペ●ラウロフ　安達峯一郎
内田嘉吉　綾井忠彦
伯爵内田康哉　秋元義親
ア●ウエ●ウオロビヨフ　エ●エヌ●アンドレーエワ
上田仙太郎　澤田茂
植村澄三郎　櫻田助作
梅浦健吉　菊池忠三郎
野口榮三郎　三瓶勇佐
野守廣　峰岸慶藏
久保要藏　宮尾舜治
桑田熊藏　水梨岩太郎
倉知鐵吉　鹽田泰介
山地土佐太郎　庄司鐘五郎
山内恭治　白仁武
山崎龜吉　島村孝三郎
山本榮次郎　澁谷正吉
矢澤密也　樋口太吉
八杉貞利　諸星千代吉
松田衛登　森孝三
松崎増田正雄
富士辰馬
ゲ●エル●ブイストリツキー

檀野禮助　ウエ●エヌ●コロステリヨフ
エヌ●エス●ソロビヨフ　小西孝治
子爵鍋島直和　侯爵小村欣一
中谷貞頼　五味貞吉
中里重次　江木翼
中小路龜次郎　伯爵寺島誠一郎
夏秋龜一　ペ●ウエ●アニケーエフ
室田義文　有賀長文
内田良平　子爵青木梅三郎
イ●イ●ウオロニン　荒木貞夫
上田森治　朝比奈知泉
上仲尚明　エム●エヌ●アンドレーエフ
梅田潔　佐藤安之助
野々村金五郎　阪井徳太郎
野澤源次郎　木村雄次
黒澤禮吉　金應善
久保久治　溝口新平
葛原猪平　箕輪焉三郎
久米金彌　宮田光雄
山中忠雄　鹽原又策
山口爲太郎　鹽田彌惣八
山岸覺太郎　荘司由彦
山本悌二郎　島田元太郎
八坂雅二　上甲信弘
イ●エム●マイスキー　ウエ●ウエ●ジエレズニヤコフ
松崎伊三郎　エム●ペ●モロゾフ
松本福松　森蠑祀
福井菊三郎
藤田好三郎
ウエ●カ●プトナー

關信止
デ●ヤ●スムスキー　エ●ゲ●スパルウイン
ウエ●ウエ●スマギン　ペ●ウエ●ズウオナリヨフ
末永一三　イ●スプラフツエフ
杉浦龍吉　杉原榮三郎
鈴木穆　杉野鋒太郎
鈴木重治　鈴木要三郎

通常會員（地方之部）

飯田新七　伊藤長次郎
伊藤勘作　岩井勝次郎
ア●デ●イワノフ　泉彌市
稻葉博一　稻垣恒吉
井內勇　濱岡光哲
橋本虎之助　長谷川淑夫
長谷川作次　西村總左衛門
西口利平　堀田元次郎
穗下榮松　イ●エヌ●ペトロフ
富田勇　沼野泰二
大和田荘七　太田寛
太田卯兵衛　近江岸辨之助
渡邊俊郎　笠井準司
風間八左衛門　鹿島房次郎
神代彦次　ア●エフ●ガング
米澤吉次郎　大幸喜三九
田口八郎　武井正司
田島竹之助　曾根忠兵衛
津田榮太郎　中谷庄兵衛
中村圓一郎　中村七平
中瀨捨太郎　村山令藏
內山善十郎　熊谷直之
山田寅次郎　山野邊寅雄
山口武　八木龜三郎
丸山繼男　松井勳
松尾孫八　松永祐三
男爵深尾隆太郎　福田秀太
ア●エヌ●コロリヨフ　小曾根喜一郎
小寺謙吉　江崎榮造
愛知萬五郎　有賀篠夫
青木敏郎　赤瀨保次
淺見又藏　齋藤守圀
澤山精八郎　岸本信太郎
由上治三郎　三上豊夷
三谷常七　後川文藏
島定次郎　島津源藏
下村當吉　下村宏
新藤忠太郎　眞藤愼太郎
ゲ●ア●ビタデ　平田佐矩
望月益之助　森猛熊
森本六兵衛　エヌ●イ●ストレコプイトフ
砂田重政　ア●ゲ●ステツエンコ

通常會員（海外之部）

池田福松　太田良三郎
太田覺眠　緒方整肅
渡邊理惠　河井松之介
川谷幸左衛門　川角忠雄
笠原實太郎　龜山一二
田中都吉　田子一也

長井亞歷山　宗蓮半一
黒田乙吉　山崎次郎
杉下祐次郎　布施勝治
蘆田均　酒匂秀一
佐々木靜吾　宮川船夫
三島愛之助　島田正靖
森御蔭　鈴木尚三
ア●デ●ボボフ　カ●ペ●ボルイノフ
ゲ●ゼ●ペセドフスキー　エヌ●カ●レヴイツト
エル●デ●ブラウデエル●オ●エルレデル　エム●イ●ゴツツエム●エス●アレクシンド●ア●アウストリンテ●エス●キーシナウエ●テ●ジヤウオロンコーワ　ア●イ●ジグリンエス●エム●セルイシエフ

日露藝術協會

日露新國交の創造された大正十四年の三月、ソヴイエトロシヤの文學、演劇、美術、映畫、音樂等藝術諸作品の研究、紹介及び兩國藝術品の交換並に兩國民の文化的接近と親善の設定を目的として日本の文壇人及露西亞藝術研究者により、日露藝術協會が組織され、次の如き部門が設けられた。

一、出版部―機關雜誌「日露藝術」及其他パンフレット圖書刊行

二、研究●調査部―ソヴイエト文學、藝術の研究調査

三、事業部―講演會其他各種協會關係事業の組織遂行

四、會計部

以上の事業を遂行するため會員中より一定數の委員が選出され、その委員中より幹事が選出され幹事會を形成する、現在の幹事氏名左の次し。

秋田雨雀、井田孝平、小山內薰、米川正夫、茂森唯士、淡谷袈裟二、金田常三郎、高橋晩成、中根弘

協會は成立後間もなく機關雜誌「日露藝術」の刊行を始め、ソヴイエトロシヤの文學、藝術、文化を本邦讀書界に紹介すると共に、その露文欄では日本文學の露國への紹介につとめてゐる。其外左團次訪露興行の際の如き歌舞伎紹介の露文パンフレツトを刊行し、又單行本「新ロシヤ美術大觀」を譯刊した。

協會はそれ自身の手で新ロシヤに關する展覽會を開いたこと東京及び地方で各一回の外、昭和二年六月の新ロシヤ美術展覽會には他團體と協力して最も積極的に働いた。

又ソヴイエトの藝術文化紹介の爲講演會を開くこと十數回に及び、且つソヴイエトロシヤ藝術及文化關係者の來朝に際しては、種々斡旋の勞をとり、常に歡迎會を開催してゐる。

協會はロシヤ革命十週年祭には協會幹事中から秋田、小山內、米川三氏が招待されて出席し、同じくトルストイ百年祭には昇曙夢氏が出席した。

兎に角協會はウオツクス（ソヴイエト聯邦對外文化聯絡協會）の日本に於ける友誼團體の一として資金不足と事業遂行上の諸種の困難とたゝかひながら、藝術を通しての日露兩國民の親交に努力をつゞけてゐる。

モスクワ會

大正十四年の初春日露の國交恢復して以來、兩國の交渉益々密接となり、人事の往來亦頻繁を極めるに至つたが、國交恢復後、何らかの目的で露都モスクワに赴き歸朝した人士相集り、一夕の歡を盡す目的をもつて、昭和三年九月古澤、橫井、山ノ內、橋口四氏の發起により『モスクワ會』が創立された。會の成員左の如し。

名簿（順序不同）

松村新一郎	大濱喜一郎	前田多門	田中清次郎
橋本實斐	越田德次郎	森孝三	關根齋一
井出正孝	吉田榮	志垣寬	八杉貞利
西春彥	島田正清	米川正夫	山ノ內封介
緒方整肅	佐々木靜吾	秋田雨雀	尾瀨敬止
上田仙太郎	橫井半三郎	塚原嘉一郎	郡司五郎
梅浦健吉	成田忠正	高久甚之助	水原茂樹
瀧口吉之助	瀨沼恪三郎	矢部友衛	久原房之助
石上林次郎	川上俊彥	伊藤文吉	渡邊任
奧村正雄	田坂一郎		
池田謙三	山內恭治		
佐藤純一	中村正明		
加藤五十造	中里重次		
山田文慈	小西增太郎		
古澤覺本	中谷貞賴		
佐々木平次郎	平塚常次郎		
橋口九十馬	伯爵後藤新平		

對露經濟談話會

編者附記――本會は名の示す如く經濟談話會であつて、文化關係團體には非るも、直接の取引乃至企業團體とは異つてその目的も兩國民の福祉增進にあるから、廣義の文化關係として本欄に揭げることとした。

大正十三年九月設立の日露實業談話會を改稱し組織更へして昭和二年十月對露經濟談話會となし、本邦對露關係實業家の交友、親和團體としたが現在會員は內地三十八名、海外十五名に及び、幹事には岩崎直祇、八坂雅二、入野寅造、山內恭治、鈴木重治氏が選任されてゐる。

規約左の如し。

對露經濟談話會々則

第壹章　總則

第壹條　本會ハ日露兩國ノ經濟的發展ヲ計リ相互國民ノ福祉ヲ增進スルヲ以テ目的トス、

第貳條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ兩國ノ經濟ニ關シ調査研究ヲ爲シ意見ヲ發表シ質疑ニ對ヘ其他必要ニ應シ機宜ノ施設ヲナスモノトス

第參條　本會ハ對露經濟談話會ト稱ス

第四條　本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ必要ノ地ニ支部ヲ設ク

第貳章　會員

第五條　本會ノ會員ハ露國ニ對スル經濟的關係者タルヘシ

第六條　會員タラントスルモノハ會員貳名以上ノ紹介ニ左ノ入會金ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ幹事會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

甲　個人　金拾圓

乙　法人又ハ團體　金參拾圓

第七條　幹事會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得

第參章　役員

第八條　本會ニ幹事若干名ヲ置キ內幹事長一名常任幹事若干名ヲ互選ス

常任幹事中一名ヲ會計監督トス

第九條　幹事ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第拾條　幹事ノ任期ハ貳ケ年トシ重任ヲ妨ケス

第拾壹條　幹事ハ幹事會ヲ組織シ會務ヲ擔任シ重要事項ヲ議定ス

第拾貳條　幹事長ハ本會ヲ代表シ總會及幹事會ノ議長トナル

第拾參條　本會ニ書記幷ニ囑託若干名ヲ置クコトヲ得

第四章　集會

第拾四條　定時總會ハ每年壹回之ヲ開催シ其他ノ集會ハ幹事會ニ於テ適宜之ヲ定ム

第拾五條　幹事會ハ幹事長之ヲ招集シ又ハ幹事五名以上ノ請求ニ依リ之ヲ開ク

第拾六條　總會及幹事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章　會費及會計

第拾七條　本會員ハ左ノ會費ヲ負擔ス

甲　個人　年額　金六圓

乙　法人又ハ團體　同　金貳拾圓

但シ甲ハ金百圓以上ヲ乙ハ金參百圓以上ヲ會費トシテ一時ニ醵出シタル場合會費ノ負擔ヲ要セス

第拾八條　基本金ノ元金ハ會ノ元金支出ニ關シテハ幹事會ノ決議ニ依リ之ヲ行フモノトス

第拾九條　臨時必要ノ經費ニ關シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第貳拾條　會計ハ幹事之ヲ管理ス

第貳拾壹條　會計報告ハ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ報告ス

第六章　會則ノ變更

第貳拾貳條　本會ノ會則ハ總會出席人員三分ノ二以上ノ贊成ニ依リ變更スルコトヲ得

露國の對日文化關係團體

對外文化聯絡協會

一、沿革と對本邦文化的活動

全ソヴイエト對外文化聯絡協會（略稱ウオクス）はソヴイエト聯邦と諸外國に於ける學術、藝術等文化關係諸機關との間に相互連絡を設定する目的の下に、一九二五年八月八日創立を見たもので、本會の前身は全ソヴイエト中央執行委員會幹部會に直屬する外國救濟委員會であつた。創立以來の同會會長はトロツキイ氏の令妹として知られるオデ・カーメネワ夫人である。

同會は創立後三週年の間に前記の目的達成のため可なり大きな仕事をなしとげて來た。そして今日ではドイツ、フランス、イギリス、イタリー、チエツコスロワキヤ、オーストリヤ、スイス、ベルギー、デンマーク、フインランド、ポーランドスウエーデン等を始め、アメリカ、アルゼンチントルコ、ペルシヤ、アフガニスタン、日本、支那蒙古等世界の主要國の始んど全部にわたつて友誼團體を有してゐる。我國に於ける友誼團體としては日露協會、日露藝術協會等があり、ウオクスの日本代表にはソヴイエト大使館のスパルイン氏が任ぜられてゐる。

ウオクスが今日まで日本との文化連絡上跡づけてきた仕事の中で最も大きく評價さるべきは、昭和二年六月、七月に東京及大阪で開催された新ロシヤ美術展覽會であり、又昭和三年八月モスクワ及レーニングラードに於て開演した日本歌舞伎劇團の招待である。此外東京に於けるソヴイエト國情紹介展、モスクワに於ける日本兒童書籍展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈並に交換、日本文人學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の斡旋と兩國文化上の聯絡は始んど全部此ウオクスの手を通して行はれ、否ウオクスのイニチアテイブによつて實現されてゐるといふも過言ではない。

左に「ウオクス」の事業各部の概要を主として會長カーメネワ夫人の筆を通して紹介する。（但しこれは一九二七年中の執筆であるから適宜補足した部分もある）

二、書籍の交換事業

ウオクスの書籍交換部は、世界各國に亙つて約千八百人以上の書籍交換者と聯絡を持てゐる。一九二四年から二七年までに、二十一萬部以上の書籍を受取り、二十萬五千部の書籍を發送した。そのうち一九二七年の一月及二月の二ケ月間に二萬七千九百十二部を受取り、三萬二十七部を發送してゐる。而して此等の書籍は其種類各方面に亙つてゐるものである。

書籍交換に最も密接な關係を有する問題は出版目錄の提供である。何んとなれば今日に至るまで我が國の出版物は餘りよく外國に知られてゐないからである。故に書籍交換部は相互の便益に資するため、出來る丈け廣く外國の出版目錄とソヴイエト聯邦の出版目錄との蒐集に力を注いでゐる。學術的な定期刊行の雜誌類の目錄は既に作成に着手された。

三、新聞雜誌に依る聯絡

ソヴイエト聯邦の文化生活を紹介するため、ウオークス出版部では、「インフオルマチオンヌイ・ビリユテン」と稱する週刊小冊子を露英佛獨の四ケ國語で發行してゐる。而して此等の材料は外國の印刷物に廣く利用されてゐる。「ウオクス」出版部は、外國に於ける印刷發行所と直接の聯絡を有してゐるから、外國の如何なる新聞社でも雜誌社でも、ソヴイエト聯邦やその國民生活に關する正確な有ゆる情報をウオクス出版部を通じて入手し得ることが出來る。

ウオクス文學部は外國の出版業者とソヴイエト作家との仲介、相談及外國に於て出版すべき作品の選定等に關し其勞をとつてゐる。

一方ソヴイエト聯邦の人々のためには、文學集の出版及模範的外國文學の飜譯等をなしてゐる。例へば文學集「西洋と東洋」、譯本「大和の歌」、「ペルシヤの詩」、「蒙古民謠集」の如きこれである。

四、「ウオクス」の展覽會事業

展覽會部の組織的な活動は一九二五年十二月から始じまつた。今日までの處共期間は比較的に短かいが、よく各共和國の文化的、社會的、學術的の諸機關が此の事業に參加し、計畫的な出品物を提供してゐる。一九二六年には、ブレスラウリに於て開催され、兒童作品展覽會も同國に革命ポスター展覽會を、ライプチヒの國際定期市にウオクス部を、ベルリンとハンブルグにソヴイエト聯邦東洋諸民族の活字と書籍の移動展覽會を、又古代ロシヤの繪畫展覽會を開催した。英國に於ては、ロンドンとケンブリツチに於てソヴイエト聯邦のポスター及書籍展覽會並に其他の都市に於て同種の移動展覽會を開催して大成功を收めた。日本に於てもソヴイエト出版物展覽會が開催され一九二七年には日本に於てソヴイエト美術家作品展覽會が開催され、兒童作品展覽會も同國に於て開催され、又一九二七年にはフロレンスの第二國際版畫展覽會及ギリシヤのソヴイエト美術家の版畫展覽會に出品した。

尙ほ一九二七年の印刷物は、ブリユツセルに開催さるゝソヴイエトの書籍及ポスター展覽會に陳列され、ベルリン、ハンブルグ、ウヰンナ、ストツクホルムの各都市に於て開催さるゝポスター展覽會（戰時共產主義時代の）にも陳列された

アメリカでは、建築展覽會が開かれた。ライプチヒでは我が國の書籍及版畫展覽會が開催され、オランダに於ける教育展覽會は大成功を博し、ハンブルグとベルリンでも開催された。

五、音樂部

ウオクス音樂部の任務はソヴイエト聯邦と外國の音樂生活とに關する情報、ロシヤ音樂に關する論文を外國雜誌に揭載すること、樂譜の交換、音樂家の招聘及派遣の交涉等である。

音樂部は開設當初から色々な具體的事業の處理に忙殺された。ワルソーに開催されたショーパン國際競技會にはソヴイエト聯邦からも參加し、若いソヴエートのピアニスト、オボーリンが第一等賞を得た。又ベートヴエンの死後百年祭を開いた。尙ほフランクフルトに開かれた國際音樂展覽會に出品した。

音樂部では、革命後の音樂を外國人に紹介するため樂譜を送つたり、音樂會を開いたりしてゐる。ベルリンに開いたソヴイエト音樂會や、オランダ、スウイエーデン、オーストリヤ、ギリシヤ等に開いた音樂會は皆なこの目的に依るものである。

外國にソヴイエト音樂家を派遣する計畫は既に實行されてゐる。ドイツに派遣した異民族民謠團の如き、イタリイ、スカンヂナビヤに派遣したソヴイエト音樂家の一團の如きは之れである。尙ほ音樂部は、外國音樂家の來遊を機會として外國との堅固な聯絡設定に努力してゐる。

六、美術工業建築部

ソヴイエト聯邦と外國の建築技術家を接近せしむるため、競技會を開いたり建築術に關する情報を交換したりすることに努力してゐる。最も多く外國人に利益を與へてゐるのは外國人接待部で、ソヴイエトの實際を知らうとする外國人に對し紹介と案內の勞をとつてゐる。又我が國の組織を理解せんとするものには、ソヴイエト聯邦の社會的文化的機關を訪問せしむる便宜を與へて居る。

外國の事情を知らしむるためには、所謂「親交の夕」と稱する會をモスクワに開き、ソヴイエト訪問の外國人若しくは外國の旅行から歸つて來たソヴイエトの學者や其他の人々を招聘して世界文化の現狀について講演して貰ふ。

終りに臨んで私は、對外文化聯絡の擴張事業が餘りに急速に行はれたので、現在では組織方面に於ても財源方面に於ても不十分なることを認めざるを得ない。

尙ほ、今までソヴイエトの各種機關が「ウオクス」に與へて來た援助は、最早只今では不十分である。我々の生活は、益々諸外國との文化的聯絡を深化せしむる活動家を大いに要求してゐる。殊に文學部、劇と音樂部、美術工業と建築部、展覽會部に於て大に仕事をせんとする人を增加せねばならぬ。而してソヴイエートの各種機關がウオクスに大なる援助を與ふることを希望すると共に、我々は、彼等の援助を悅んで受けんとするものである。

露國の部

國家の構成

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法

（千九百二十三年七月六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回中央執行委員會裁可）

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ「ソヴイエト」ノ統治ノ基礎確乎不動ナルコトヲ嚴肅ニ宣言シ且「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第一回「ソヴイエト」大會ノ決議ヲ執行スル爲並千九百二十二年十二月三十日莫斯科ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第一回「ソヴイエト」大會ノ採用セル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約ニ基キ且聯邦各共和國中央執行委員會ノ提案ニ係ル修正及變更案ヲ考慮シ左ノ通決定セリ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言及條約ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ根本法（憲法）ヲ成スモノナリ

第一編　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言

「ソヴイエト」諸共和國建設以來全世界ノ國家ハ二個ノ集團ニ分裂セリ××××ノ集團及社會主義ノ集團之ナリ

彼ノ××××集團ニ於テハ民族的敵意及不平等植民地的奴隸制度及盲目的愛國主義、民族的抑壓及虐殺、帝國主義的××及戰爭存在シ

此ノ社會主義的集團ニ於テハ相互的信賴及平和民族的自由及平等、人民ノ平和的共存及親睦ナル共働關係存在ス

資本主義ノ世界カ民族ノ自由ナル發達ト人ヲ以テ人ヲ搾取スルノ制度トヲ混交シ以テ民族問題ヲ解決セムトシタル數十年間ノ企圖ハ無效ニ終リタルノミナラス民族團ノ反目ハ却テ益々紛糾ヲ加ヘ資本主義ノ存在自體ヲ脅威スルニ至リ××階級ハ人民ノ共働關係ヲ組成スルノ力無キコト明ナルニ至レリ

唯「××××」ノ集團、自己ノ周圍ニ住民ノ大多數ヲ團結スル無產階級ノ××政治ノ下ニ於テノミ民族的壓迫ヲ其ノ根底ヨリ打破シ人民ノ相互的信賴狀態ヲ樹立シ親睦ナル共働關係ノ基礎ヲ確立スルノ可能ナルコト明トナレリ

唯斯ノ如キ狀態ノ存在セルコトニヨリテノミ「ソヴイエト」諸共和國ハ內外ニ亘リ全世界ノ帝國主義ヲ打破スルヲ得能ク國內ノ爭亂ヲ淸算シ自國ノ存在ヲ確保シ且平和的經濟建設ニ着手スルヲ得タリ

然レトモ數歲ニ亘レル戰爭ハ其ノ結果ヲ齎ラササルヲ得サリキ戰爭ノ結果遺サレタル荒廢セル田園、休止セル工場、破壞セラレタル生產力及涸渴セル經濟資源ハ經濟建設ニ對スル各共和國個々ノ努力ヲ不十分ナラシメ斯ノ如キ各共和國分立ノ狀態ニ於テハ國民經濟ノ復興ハ到底不可能ナルヲ思ハシムルニ至レリ

他方ニ於テ國際政局ノ不安定及新ナル攻擊ノ危險ハ各「ソヴイエト」共和國ヲシテ資本主義ニ直面シテ合同戰線ヲ設置スルノ已ムヲ得ラシメタリ

更ニ階級的性質上××的ナル「ソヴイエト」權力ノ組織夫レ自體ハソヴイエト諸共和國勞働民衆ヲシテ一ノ社會主義的集團ニ結合セシムルモノアリ

以上ノ諸事由ハ「ソヴイエト」諸共和國カ外部ノ安全、國內ニ於ケル經濟的繁榮及民族的發達ノ自由ヲ確保スルヲ得ヘキ一ノ同盟セル國家ニ合同セシムルコトヲ嚴然要求スルモノナリ

最近其ノ「ソヴイエト」大會ニ參集シ滿場一致ヲ以テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ組織ヲ決定セル「ソヴイエト」諸共和國人民ノ意思ハ的確ニ本聯邦カ平等ナル人民ノ自由ナル團結ナルコト、各共和國ハ自由ニ聯邦ヨリ脫退スルノ權利ヲ保證セラレタルコト、既ニ存在シ又ハ將來建設セラルヘキ一切ノ社會主義「ソヴイエト」共和國ハ自由ニ本聯邦ニ加入スルヲ得ヘキコト、新ナル聯邦國家

ハ千九百十七年十月既ニ其ノ基礎ヲ置キタル人民ノ平和的共同生活竝親睦ナル共働關係ヲ完成スルモノナルコト、本國家ハ世界資本主義ニ對抗スル爲倚頼スヘキ城壁タルヘク且總テノ××ノ勞働者ヲ一ノ××的社會主義「ソヴイエト」共和國ニ團結セシムヘキ新ナル決定的手段タルヘキコトノ期待スヘキ保證タルモノナリ

第二編　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國、「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國並「トランス」高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（即「ソヴイエト」社會主義共和國「アゼルベイジヤン」「ソヴイエト」社會主義共和國「ジヨルジヤ」及「ソヴイエト」社會主義共和國「アルメニア」）「トウルクメン」「ソヴイエト」社會主義共和國及「ウズベク」「ソヴイエト」社會主義共和國ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ナル一聯合國家ニ統合ス

第一章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ權限ニ屬スル諸事項

第一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ其ノ最高機關ヲ代表セシメテ左ノ權限ヲ有ス

（イ）國際關係ニ於テ聯邦ヲ代表シ一切ノ外交關係ヲ處理シ他ノ國家ト政治的及其他ノ條約ヲ締結スルコト

（ロ）聯邦ノ國境變更竝聯邦諸共和國間ニ於ケル國境變更問題ノ調整

（ハ）新共和國ノ聯邦加入承認ニ關スル條約ノ締結

（ニ）宣戰及講和

（ホ）聯邦ノ對外及對內借款契約ノ締結並聯邦各共和國ニ對スル對外及對內借款ノ許可

（ヘ）國際條約ノ批准

（ト）外國貿易ノ指揮及內國商業制度ノ制定

（チ）聯邦ノ全國民經濟ノ基礎及一般的計畫ノ制定、聯邦全般的意義ヲ有スル工業ノ諸部內竝各個ノ工業的企業ノ決定、聯邦各共和國ノ名ニテスル利權契約ノ締結

（リ）交通及郵便電信業務ノ指揮

（ヌ）聯邦軍隊ノ編成及指揮

（ル）聯邦各共和國豫算ヲ包含スル聯邦單一豫算ノ確認、聯邦一般租稅及收入ノ確立、聯邦各共和國豫算ノ爲ニスル租稅及收入ノ控除若ハ追加竝聯邦各共和國豫算編成ノ爲ニスル附加的加稅及課金ノ許可

（ヲ）單一貨幣竝信用制度ノ制定

（ワ）聯邦全領域ニ於ケル土地ノ整理及其ノ利用、鑛山、森林及水域ノ利用ニ關スル一般的基礎ノ確立

（カ）各共和國相互間ノ植民ニ關スル共通的立法竝植民地資金ノ設定

（ヨ）聯邦裁判所及裁判手續ニ關スル組織ノ基礎並民事及刑事ニ立法ノ基礎ノ確立

（タ）勞働ニ關スル根本法ノ制定

（レ）國民敎育ニ關スル一般原則ノ制定

（ソ）人民ノ健康保持ニ關スル一般的方針ノ制定

（ツ）度量衡制度ノ制定

（ネ）聯邦統計ノ組織

（ナ）聯邦國籍ニ關スル基本的立法中外國人ノ權利ニ關スル事項

（ラ）聯邦全領域ニ於ケル大赦ノ權利

（ム）本憲法ニ違背スル聯邦各共和國「ソヴイエト」大會及中央執行委員會決議ノ取消

（ウ）聯邦各共和國間ニ於ケル爭議ノ解決

第二條　本憲法ノ基本的原則ノ確認及變更ハ專ラ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會之ヲ行フ

第二章　聯邦各共和國主權及聯邦國籍

第三條　聯邦各共和國主權ハ本憲法ニ揭クル聯邦自體ノ權限ニ屬スル諸問題ニ關シテノミ制限セラレ其ノ權限ヲ除ク外聯邦各共和國ハ單獨ニ國家權力ヲ行使ス聯邦ハ聯邦各共和國ノ主權ヲ擁護ス

第四條　聯邦各共和國ハ自由ニ聯邦ヲ脫退スルノ權利ヲ留保ス

第五條　聯邦各共和國ハ本憲法ニ適應スル爲自國憲法ノ變更ヲ行フ

第六條　聯邦各共和國國境ハ當該共和國ノ承諾ナクシテ變更スルヲ得ス本憲法第四條ニ變更、制限ヲ加ヘ又ハ之ヲ廢止スル場合ニハ聯邦ヲ組織スル總テノ共和國ノ承諾ヲ經ルヲ要ス

第七條　聯邦諸共和國ノ總テノ人民ノ爲單一ナル聯邦國籍ヲ制定ス

第三章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會

第八條　「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦權力ノ最高機關ナリ、「ソヴイエト」大會閉會中ハ聯邦會議及民族會議ヨリ成ル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ヲ以テ最高機關トス

第九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ハ選擧人二萬五千人ニ對シ一人ノ割合ヲ以テ選出スル市「ソヴイエト」及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及人口十二萬五千人ニ對シ一人ノ割合ヲ以テ選出スル縣「ソヴイエト」大會ノ代表者ヲ以テ組織ス

第十條　聯邦「ソヴイエト」大會ニ對スル代表者ハ縣「ソヴイエト」大會ニ於テ選擧ス縣ヲ有セサル共和國ニ於テハ當該共和國「ソヴイエト」大會ニ於テ直接代表者ヲ選擧ス

第十一條　聯邦通常「ソヴイエト」大會ハ年一回聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス臨時「ソヴイエト」大會ハ聯邦中央執行委員會ノ發意ニ基キ又ハ聯邦會議民族會議若ハ聯邦二共和國ノ要求アル場合聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス

第十二條　特別ノ事情ニ因リ聯邦「ソヴイエト」大會カ期日ニ集會スルコト能ハサル場合ニハ聯邦中央執行委員會ハ大會ノ召集ヲ延期スルノ權利ヲ有ス

第四章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

第十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ聯邦會議及民族會議ヲ以テ組織ス

第十四條「ソヴイエト」大會ハ聯邦會議ニ於テ各共和國ノ人口ニ比例シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ノ定ムル人數ヨリ成ル聯邦會議ヲ選任ス

第十五條　民族會議ハ同盟及自治各「ソヴイエト」社會主義共和國代表者各五名及各自治州代表者各一名ヲ以テ組織ス民族會議ノ組織ハ全體トシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ノ確認ヲ要ス

第十六條　聯邦會議及民族會議ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議、各人民委員部及聯邦各共和國中央執行委員會ニヨリ又ハ聯邦會議及民族會議自體ノ發意ニヨリ提出セラルル一切ノ命令法典及決定ヲ審議ス

第十七條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ命令、法典決定及規定ヲ發布シ聯邦ノ立法及行政ヲ統一シ且聯邦中央執行委員會幹部會ノ發意ニ基キ又ハ聯邦二共和國ノ要求アル場合聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス

第十八條　命令又ハ決定ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ政治的又ハ經濟的生活ノ一般原則ヲ定ムルモノ又ハ聯邦國家機關ノ從來ノ慣行ニ根本的變更ヲ加フルモノハ總テ聯邦中央執行委員會ニ提出シ其ノ審議竝確認ヲ經ルヲ要ス

第十九條　中央執行委員會ノ發布スル總テノ命令、決定ハ聯邦全領域內ニ於テ直接之ヲ實施スルヲ要ス

第二十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會、聯邦各共和國「ソヴイエト」大會及中央執行委員會又ハ聯邦領域內ニ於ケル他ノ權力機關ノ發布セル命令、決定及規定ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第二十一條　聯邦中央執行委員會通常會議ハ年三回聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ召集ス臨時會議ハ聯邦中央執行委員會幹部會ノ決定ニヨルカ、聯邦會議幹部會又ハ民族會議幹部會ノ決議ニ依ルカ若ハ聯邦內一共和國中央執行委員會ノ請求ニ基キ之ヲ召集ス

第二十二條　聯邦中央執行委員會ニ提出セラルル法律案ハ聯邦會議及民族會議ノ可決シタル場合ニ限リ法律タルノ效力ヲ獲得シ聯邦中央執行委員會ノ名ニ於テ公布セラル

第二十三條　聯邦會議及民族會議ノ意見一致セサル場合ニハ問題ハ共ノ組織スル調停委員會ノ議ニ附セラルヘシ

第二十四條　調停委員會ニ於テ合意ヲ得サルトキハ該問題ヲ聯邦會議及民族會議ノ合議會ニ附ス合議會ニ於テモ聯邦會議又ハ民族會議ノ投票ノ多數ヲ得サル場合ニハ兩機關ノ一ノ請求ニヨリ該問題ヲ聯邦ノ通常又ハ臨時「ソヴイエト」大會ノ決定ニ附スルコトヲ得

第二十五條　聯邦會議及民族會議ハ各九名ヨリ成

ル幹部會ヲ選任シ其ノ會議ノ準備竝指揮ニ當ラシム

第二十六條　聯邦中央執行委員會閉會中聯邦中央執行委員會幹部會ヲ以テ權力ノ最高機關トス聯邦中央執行委員會幹部會ハ二十七名ヨリ成リ聯邦會議竝民族會議幹部全員ヲ包含ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議（本憲法第二十六條及第三十七條）構成ノ爲聯邦會議及民族會議ノ合同會議ヲ開催ス、聯邦會議及民族會議ノ合同會議ニ於ケル表決ハ聯邦會議及民族會議各別ニ之ヲ行フ

第二十七條　聯邦中央執行委員會ハ聯邦共和國ノ數ニ應シ中央執行委員會幹部委員中ヨリ聯邦中央執行委員會議長ヲ選擧ス

第二十八條　聯邦中央執行委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ニ對シ責任ヲ負フ

第五章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦中央執行委員會閉會中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦權力ノ立法、執行及行政ニ關スル最高機關トス

第三十條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦憲法ノ實施竝聯邦「ソヴイエト」大會及中央執行委員會決定ノ一切ノ權力機關ニヨル施行ヲ監督ス

第三十一條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦人民委員會議、人民委員部又ハ聯邦各共和國中央執行委員會及人民委員會議ノ決定ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第三十二條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦各共和國「ソヴイエト」大會ノ決定ヲ停止スルコトヲ得但シ事後該決定ヲ聯邦中央執行委員會ニ提出シ其ノ審議竝裁可ヲ受クルヲ要ス

第三十三條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ命令、決定及規定ヲ發布シ且聯邦人民委員會議、人民委員部又ハ聯邦各共和國中央執行委員會、其ノ幹部會及其他ノ機關ノ提出スル命令及決議案ヲ確認ス

第三十四條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦各共和國ニ於ケル表決ヲ停止スルコトヲ得但シ事後該決定ヲ聯邦中央執行委員會ニ提出シ其ノ審議竝裁可ヲ受クルヲ要ス

第三十五條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦人民委員會議及其ノ人民委員部ト他方聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會トノ間ノ相互關係ニ關スル問題ヲ決定ス

第三十六條　聯邦中央執行委員會幹部會ニ聯邦中央執行委員會ニ對シ責任ヲ負フ

第六章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議

第三十七條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ハ聯邦中央執行委員會ヨリ附與セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ且人民委員會議官制ニ基キ聯邦全領域ニ亙リ效力ヲ有スル命令及決定ヲ發ス

第三十八條　聯邦人民委員會議ハ聯邦各人民委員部竝聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ノ提出スル命令及決定ヲ審議ス

第三十九條　聯邦人民委員會議ハ其ノ一切ノ行爲ニ付聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第四十條　聯邦人民委員會議ノ決定及規定ハ聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ於テ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第四十一條　聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ハ聯邦人民委員會議ノ命令及決定ニ對シ聯邦中央執行委員會幹部會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ之カ實施ヲ停止スルコトヲ得ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議議長

議長代理（復數）

外務人民委員

陸軍及海軍人民委員

外國貿易人民委員

交通人民委員

郵便電信人民委員

勞農檢査人民委員

最高國人民經濟會議議長

勞働人民委員

內國商業人民委員

財務人民委員

第七章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所

第四十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於テ革命ノ正義ヲ擁護スル爲聯邦ノ中央執行委員會ノ下ニ最高裁判所ヲ置ク其ノ權限ニ屬スル事項左ノ如シ

（イ）聯邦ノ一般的立法ニ屬スル問題ニ關シ聯邦各共和國最高裁判所ニ指導的說明ヲ與フルコト

（ロ）聯邦各共和國最高裁判所ノ決定、判決又ハ宣告カ聯邦ノ一般的立法ニ違背シ又ハ他ノ共和國ノ利益ニ抵觸スル場合聯邦最高裁判所檢事ノ申立ニ基キ之カ審査ヲ行ヒ且聯邦中央執行委員會ニ對シ異議ヲ申立ツルコト

（ハ）聯邦中央執行委員會ノ要求ニ基キ聯邦各共和國ノ各種決定カ憲法上正當ナリヤ否ヤヲ決定スルコト

（ニ）聯邦各共和國間ノ法律上ノ爭議ノ解決

（ホ）職務上ノ犯罪ニ因リ告發セラレタル聯邦最高官吏ノ審判

第四十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所ノ構成左ノ如シ

（イ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會

（ロ）民事裁判部及刑事裁判部

（ハ）軍事裁判部及軍事交通裁判部

第四十五條　聯邦最高裁判所全員會ハ十五名ヲ以テ組織シ其ノ中ニハ議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全員會議長及合同國家政治局代表者一名ヲ含ム、議長、議長代理及其他ノ七名ハ聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ任命ス

第四十六條　聯邦最高裁判所檢事及其ノ代理者ハ聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ任命ス、聯邦最高裁判所檢事ハ聯邦最高裁判所ノ取扱フヘキ一切ノ問題ニ付意見ヲ與ヘ、最高裁判所ニ於テ告發ヲ支持シ且聯邦最高裁判所全員會ノ決定ニ異議ヲ有スル場合聯邦中央執行委員會幹部會ニヨリ確認セラレタル人民委員部官制ニ遵ヒ行動ス

第五十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部ヲ左ノ二種ニ分ツ

（イ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部即チ全聯邦ニトリ單一ナルモノ

（ロ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦聯合同人民委員部

第五十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部トハ左ノ各人民委員部ヲ云フ

外　務

陸軍及海軍

外國貿易

交　通

郵便電信

第五十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部トハ左ノ各人民委員部ヲ云フ

最高國民經濟會議

內國商業

勞　働

財　務

勞農檢査

第五十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部ヘ聯邦各共和國ニ於テ直接自己ニ從屬スル其ノ代表者ヲ有ス

第五十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部ハ其ノ機關トシテ同名稱ヲ有スル聯邦各共和國人民委員部ヲ有シ各共和國領域內ニ於テ其任務ノ遂行ニ當ラシム

第五十五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民

第八章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部

第四十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ行動ノ範圍ニ屬スル行政ノ各部ヲ直接管掌スル爲本憲法第三十七條ニ揭クル十人ヲ置ク人民委員部ハ聯邦中央執行委員

委員會議委員ハ聯邦及人民委員部長官トス

第五十六條　各人民委員ハ其ノ統裁ノ下ニ參與會ヲ有ス該參與會委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委任員會議之ヲ命ス

第五十七條　人民委員ハ當該委部ノ管掌スル一切ノ問題ヲ專決スルノ權利ヲ有ス但其ノ決定ハ同時ニ參與會ニ通知スルヲ要ス參與會又ハ其ノ委員カ人民委員ノ何等カノ決定ニ不同意ナルトキハ決定ノ實施ヲ停止スルコトナクシテ聯邦人民委員會議ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

第五十八條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦各人民委員部ノ處分ハ聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議之ヲ取消スコトヲ得

第五十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部ノ處分カ明カニ聯邦憲法、聯邦法律又ハ聯邦各共和國法律ニ違反スルトキハ聯邦各共和國中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ハ其ノ實施ヲ停止スルコトヲ得、處分ノ停止ニ關シテハ聯邦各共和國中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ハ直ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議各聯邦當該人民委員ニ通知スルヲ要ス

第六十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦各人民委員ハ聯邦人民委員會議、聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第九章　合同國家政治局

第六十一條　政治的竝經濟的反革命運動、間諜及匪賊行爲ノ取締ニ對スル聯邦諸共和國ノ革命的努力ヲ結合スル爲「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ下ニ合同國家政治局（オ・ゲ・ペ・ウ）ヲ設ク、其ノ長官ハ聯邦人民委員會議ニ列シ發言ノ權ヲ有ス

第六十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治局ハ聯邦共和國人民委員會議ニ於ケル其ノ代表者ニ依リ國家政治局（ゲ・ペ・ウ）地方機關ノ行動ヲ指揮ス合同國家政治局代表者ハ立法手續ニヨリ確認セラレタル特別規定ニ基キ行動ス

第六十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治局ノ行動ノ適法ナリヤ否ヤハ聯邦中央執行委員會ノ特ニ定ムル所ニ從ヒソヴイエト社會主義共和國聯邦最高裁判所査事之ヲ監督ス

第十章　聯邦各共和國

第六十四條　聯邦各共和國領域內ニ於ケル最高機關ハ當該共和國ソヴイエト大會トス會議閉會中ハ當該共和國中央執行委員會ヲ以テ最高機關トス

第六十五條　聯邦各共和國最高機關ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關トノ相互關係ハ本憲法ニ於テ之ヲ定ム

第六十六條　聯邦各共和國中央執行委員會ハ其ノ委員中ヨリ幹部會ヲ選任ス中央執行委員會閉會中幹部會ヲ以テ最高機關トス

第六十七條　聯邦各共和國中央執行委員會ハ其ノ執行機關タル人民委員會議ハ

人民委員會議長

議長代理（復數）

最高國民經濟會議議長

農務人民委員

財務人民委員

內國商業人民委員

勞働人民委員

內務人民委員

司法人民委員

勞農檢査人民委員

敎育人民委員

保健人民委員

社會保障人民委員

竝「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務、陸海軍、外國貿易、交通及郵便電信ノ各人民委員代表者ヲ以テ構成ス該代表者ハ各共和國中央執行委員會ノ決定スル所ニ遵ヒ發言權若ハ表決權ヲ有ス

第六十八條　聯邦各共和國最高國民經濟會議及內國商業、財務、勞働、勞農檢査ノ各人民委員部ハ當該共和國中央執行委員會及人民委員會議ニ隷屬シ同時ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦當該人民委員部ノ命令ニ遵ヒ行動ス

第六十九條　聯邦各共和國ノ司法及行政機關ニヨリ處分ヲ受ケタル人民ニ對スル大赦特赦及復權ノ權利ハ當該共和國中央執行委員會ニ屬ス

第十一章　「ソヴイエト」社會主義聯邦共和國徽章、國旗及首府

第七十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦徽章ハ太陽ノ光線ノ中ニ顯ハサレタル地球上ニ鎌及

鎚ヲ配シ麥穗ヲ以テ圍ミ麥穗ハ「リボン」ヲ以テ東ネ「リボン」ニ第三十四條ニ揭クル六箇語ヲ以テ「總テノ國ノ無產階級者團結セヨ」ナル標語ヲ記入シタルモノトス徽章ノ上部ニ五叉ノ星ヲ置ク

第七十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦國旗ハ赤又ハ紅地ニ旗竿ノ側上隅ニ金色ノ鎚及鎚ヲ顯ハシ其ノ上ニ金ニテ緣取リタル赤色ノ五叉ノ星ヲ置キタルモノトス、幅ト長サトノ關係ハ一ト二ノ割合トス

第七十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦首府ハ莫斯市科トス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回「ソヴイエト」大會議長　エム・カリニン

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回「ソヴイエト」大會書記官　ア・エヌキツゼ

莫斯科千九百二十四年一月三十一日

ソヴイエト聯邦憲法の五箇年

（ソヴイエト機關イズウエスチヤ紙所載）

ソヴイエト聯邦の憲法が發布されてから一九二八年の七月六日で滿五ケ年になる。五年前の一九二三年七月六日に、勞役する者の一即ち我が大ソヴイエト聯邦の勞働者と農民の意志に依つてソヴイエト聯邦第二回中央執行委員會はソヴイエト聯邦の根本法たる憲法を發布した。憲法の根柢になつてゐるのは、一九二二年十月三十日第一回ソヴイエト大會に於て採用されたるソヴイエト聯邦建設に關する宣言と聯邦建設に關する條約である。

若し我々が聯邦存在の五ケ年の總計をつくるならば、產業的建設方面にも偉大なる達成をなしてゐることを示すことが出來るであらう。

第一に、ソヴイエト聯邦の合一された勞働者の努力に依つて國民經濟各部門の復興事業が完成された。農業に於ても工業に於ても我々は既に戰前の水準を通り越した。或る產業部門、例へば電機製作やトラクター製作部門に於ては戰前時代に比較して遙かに前進してゐる。工業生產高の增加、農業の技術的栽培の發展、農產物增收法の普及等は現に我々が目擊してゐる事實である。機械製造の發展、農業のトラクター使用僻地の電氣化等は、今や日常の生活現象となつてゐる。茲に、我々の達成が戰前に比較して如何なる程度にあるかを示す若干の數字を引用しやう。一九二四—五年度に於て農產額は戰前の八七、三%、工業生產額は六三、七%に過ぎなかつたが、一九二六—七年度に於て、前者は一〇八、三%、後者は一〇〇、九%に達してゐる。而して一九二七—八年度に對する國家計畫局の推定數字に依れば、農產額は一一四、四%に達することになつてゐる。尙ほ我が鐵道網の物資輸送高も一九二四、五年度には戰前の六三、一%であつたが、一九二六—七年には九九、一%になり、一九二七—八年度には一一一、六%になる豫想である。此等の事實は我々の達成を證據立てるものである。

第二に、過去の五ケ年に於て、ソヴイエト政權と我が共產黨は國民經濟の工業化とその改善を大規模に行つた。國內工業化の大なるものは、ヲルホワ河及びドネプル河二ケ所の强力なる水力發電所建設、ヲルガ河とドン河を聯絡する運河開鑿工事、トルケスタン・シベリヤ鐵道建設等である。

これ以外に、頗る重要なる一事、即ちソヴイエト聯邦住民の一般的幸福の增大を示さねばならぬ此れは、加盟共和國の文化的社會的及び經濟的生產的必要に對する國家豫算の支出增加である。左記の數字（行政機關の經常費を含まず）は之れを證據立てる。（單位百萬留）

	一九二四—五年度	一九二七—八年度
白露共和國		
一、國民敎育	二、八	七、七
二、工業	——	六、五
三、農業	〇、四	三、六
トルクメン共和國		
一、國民敎育	一、一	三、一
二、工業	〇、三	四、五
三、農業	〇、二	二、五
ウズベック共和國		
一、國民敎育	二、五	七、三
二、工業	二、一	五、二
三、農業	一、七	九、七

聯邦單一豫算に依れば、此等の支出額の增加は次の如くである。（單位百萬留）

	一九二四—五年度	一九二七—八年度
一、國民敎育	一四七、四	三〇〇、六
二、工業	一二四、一	六三五、〇
三、農業	七八、四	一五二、二

又ロシヤ聯邦共和國に加盟してゐる少數民族の自治共和國について見るに此等共和國の經濟的及び社會的文化的必要に對するロシヤ聯邦共和國豫算の支出額も同樣に年々增加して來てゐる。例へば、一九二三—四年度に於ける自治共和國に對する支出額は一千二百九十五萬二千留にして一人當り八十一哥であつたが、一九二六—七年度の豫算に依れば最早三千九百四十四萬三千留に達し一人當り二留三十三哥となつた。即ち三年間に二〇四%に增加した譯である。

而して、自治共和國に支出さるゝ總額のうちで最大の割合を占むるものは、社會的文化的及び經濟的人民委員部—教育、保健、農務—に對する支出である。

一九二三—四年度に於ける此等の額は九百七十六萬五千留（總額の七五、四%）にして、一九二六—七年度に於ては三千二百二十九萬八千留（總額の八一、九%）に增加した。即ち三年間に一〇四%の增加をなしてゐる。

ソヴイエト聯邦全體に於て此等の必要に對する地方豫算の支出は、一九二四—五年度には文化的社會的建設に對し三億五千四百九十萬留、一九二七—八年度には七億九千三百四十萬留である。經濟的生產的建設に對しては此等年度に於て一億四千五百二十萬留と五億三千四十萬留を支出した。

地方豫算の支出を共和國別に示せば左の如くである。（單位百萬留）

	一九二四—五年度	一九二七—八年度
白露共和國	八、〇	二三、〇
一、社會的文化的支出	二、二	一〇、三
一、社會的文化的支出	一、三	五、三
二、經濟的生產的支出	〇、五	六、七
ウズベック共和國		
一、社會的文化的支出	六、〇	二二、一
二、經濟的生產的支出	二、八	一八、七

トルクメン共和國

一、社會的文化的支出　一、三　五、三

二、經濟的生產的支出　〇、五　六、七

ウズベック共和國

一、社會的文化的支出　六、〇　二二、一

二、經濟的生產的支出　二、八　一八、七

斯の如く、社會的文化的支出は聯邦全體に於て四年間に一二四%の增大をなしてゐる。そのうち特に增加率の大なる共和國を擧ぐれば、白露共和國の一九八%、トルクメン共和國の三〇八%、ウズベック共和國の二六八%である。

斯る現象は經濟的生產的支出に於ても見ることが出來る。此等の支出は全聯邦の豫算では一九九%の增加をなしてゐる。そのうち白露共和國に對する支出は三六八%トルクメン共和國に對しては一二四〇%、ウズベック共和國に對しては五七五%の增加を示してゐる。

此の達成と相並列して擧ぐべきは、勞働大衆殊に農村に於ける中農貧農大衆のソヴイエト建設に對する活動力の增加である。此れを證するものはソヴイエトの選擧運動と、下級ソヴイエトの事業に對する勞働大衆の參加である。

右に列擧した諸事實は、ソヴイエト聯邦の憲法の精神—即ち、聯邦內に住する民族の完全なる同權、自由意志に基けるソヴイエト聯邦の建設—に依つて結果されたるものであることを雄辯に物語つてゐるのである。

勿論、我々の建設事業のうちには十分ならざる所や失敗がある。然し、全聯邦共產黨の指導下にあるソヴイエト聯邦勞働者の一致協力は、我々の眼前に橫はつてゐる凡ての困難を容易に排除する。

我々は上述の如き達成をなしたのであるが、一瞬時たりとも亦如何なる量に於ても之れに安んじてはならぬ。何んとなれば、我々の成功や達成は我々の敵—外國の資本家やその走狗や、內國のシヤフチン陰謀の如き反革命家—の反感と狂暴を誘發せしむるからである。殊に、ソヴイエト聯邦に於ける有ゆる大建設事業が外國資本の援助をかりることなく、我々の有する經濟力に適應せしめて計畫通り着々遂行してゐるのを見る時に、彼等反ソヴイエト的連中は己れの反感を露骨に現はして來る。之れ、肉刺だらけの手で生活を建設せんとするプロレタリヤ階級及び農民階級の力强さが彼等に安心を與へないからである。斯くして我が共產黨の指導に依つて十月革命に於て資本家に打ち勝つた勞働者農民が有ゆる困難を排除して光輝ある社會主義的社會に近づきつゝあるのである。

我々は今や社會主義的社會に向ひつゝある。我々のこの到達を保障するものは、既に十月革命の××に依つて實現されたる所の、又現に勞働階級及び貧農階級と中農大衆との同盟並にソヴイエト聯邦諸民族の同權的な善意的同盟を堅固にしてゐる所のソヴイエト主權の主義と××黨の觀念が、勞働大衆の意識のうちに堅實に成長してゐる事實そのものである。

ソヴイエト聯邦諸民族の勞働大衆は、聯邦の根本法たる憲法發布の日を祝すると共に、憲法にて得たる成果を總計しその過誤と不備を排除して、今後進むべき社會主義建設の道を決定してゐる。

ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央國家機關重要職員表

ソヴイエト聯邦中央執行委員會幹部會議長（六名）

議長　エム・イ・カリーニン
同　ゲ・イ・ペトロフスキイ
同　ア・ゲ・チエルヴアコフ
同　ゲ・ムサベコフ
同　エフ・ホジアコフ
同　エヌ・アイタコフ

ソヴイエト聯邦中央執行委員會聯邦會議幹部會員（二十七名）

アマガルイ・オグルイ。アイタコフ。アンドレエフ。アタバエフ。アフン・ババエフ。エヌキズゼ。ザトンスキー。カリニン。キセリヨフ。クリベシエロフ。クシヤエフ。ムナベコフ。オラヘリシウイリ。オルジエニキゼ。ズゼパホモフ。ペトロフスキー。ルズタク。スクルイプニツク。スミルノフ。トムスキー。ウグラノフ。ハツケウイチ。ホシヤエフ。チエルウヤコフ。チユバーリ。

ソヴイエト聯邦中央執行委員會聯邦會議幹部會員（九名）

キセリヨフ。スミルノフ。オルヂヨニキゼ。ルズタク。イワノフ。チウバリ。オラヘラシウイリ。アフンババエフ。アタバエフ。

ソヴイエト聯邦人民委員會會議

議長　ア・イ・ルイコフ
代理　ゲ・カ・オルジヨニキゼ
同　ヤン・エ・ルズタク
同　ゲ・ウエ・チチエリン
同　カ・エ・ウオロシロフ
同　ヤン・エ・ルズタク
同　エヌ・カ・アソチノフ
委員　ゲ・カ・オルジヨニキズゼ
同　ウエ・ウエ・シユミツド
同　ア・イ・ミコヤン
同　エヌ・ペ・ニブリユハーノフ
同　ウエ・ウエ・クイブイシエフ
同　ウエ・ペ・ミリユチン
同　ア・デ・チユルパ
同　ゲ・カ・オルジヨニキゼ
同　ゲ・エム・クリジヤノフスキイ
同　ア・イ・ミコヤン
同　カ・イ・エ・ヴオロシロフ
同　エヌ・ペ・ブリユハーノフ
同　ア・エル・シエンマン
同　ア・ペ・スミルノフ
同　ヴエ・ヴエ・シミツト
同　エム・ペ・トムスキイ
同　ヴエ・ヴエ・クイブキシエフ

國家計畫委員會

議長　ゲ・エム・クリジヤノフスキイ
代理　エム・エフ・ウラヂミルスキイ
同　ペ・エス・アサヅチイ
同　ゲ・ヤ・ソコリニコフ
委員　エ・イ・クヴイリング

中央利權委員會

議長　ヴエ・エヌ・クサンドロフ
委員　エム・イ・スコベレフ
同　エム・イ・レーヘレフ
同　カ・イ・クノピンスキイ
同　ペ・エス・ストモニヤコフ
同　ゲ・エム・イワノフ
書記長　ウエ・ア・レウイト
契約部長　ヤ・エ・ルウズターク

勞働及國防委員會

議長　ア・イ・ルイコフ
代理　ヤ・エ・ルウズターク

監査部長　ゲ・イ・アンドレエチン
經濟部長　カ・イ・クノビンスキイ
法律部長　エム・ア・ステプホヴイチ

合同國家政治局

議長　ヴエ・エル・メンジンスキイ
代理　ゲ・ゲ・ヤゴダ
同　エム・ア・トリリスエル

聯邦最高裁判所

所長　ア・エス・ヴイノクロフ
代理　エム・イ・ワシリエフ・ユヂン
檢事總長　ベ・ア・クラシコフ
代理　エル・ベ・カタニヤン

外務人民委員部

議長　ゲ・ヴエ・チチエリン
代理　エム・エム・リトヴイノフ
同　エリ・エム・カラハン
委員　エフ・ア・ロトシテイン
同　ベ・エス・ストモニヤコフ
秘書　ベ・イ・カントロウイチ
總務部長　エヌ・ヴエ・エプシテイン
文書部長　デ・テ・フロリンスキン
政務部長　イエ・ア・アダモフ

中歐部長　ベ・イエ・シテイン
英國部長　エス・ベ・カガン
スカンジナビヤ部長
近東部長　デ・テ・フロリンスキイ
中東部長　エス・ケ・バスツウホフ
極東部長　ヴエ・エム・ツウケルマン
經法部長　ベ・イ・コズロフスキイ
關稅會議委員　ア・ヴエ・サバニン
中央運賃會議委員　ベ・デ・ロゼンブリユム

内外通商人民委員部

委員長　ア・イ・ミコヤン
代理　カ・グ・マクシモフ
同　エル・エム・ヒンチウク
同　エヌ・ベ・エイスモント
同　エヤ・ス・ガネツキー
同　エシ・エム・ドヴオライツキー
同　エヌ・イ・クリコフ
同　ア・エ・ミンキン
同　ヴエ・エ・ゴリエフ
同　エフ・ア・ロートシテイン
同　イ・ヴエ・モログーノフ
同　ユ・ヴエ・ツロヒーモフ
同　エ・ゲ・フエドロフ
同　エ・エ・マルチンスコ
同　デ・ベ・フレンケル
同　ア・エム・グージン
同　エム・ゲ・エズリン

出版情報部長　イ・イ・パンクラトフ
事務部長　ア・ア・プラトーノフ
庶務部長　イ・イ・フロプリヤンキン
報告發令部長　エム・ア・チエルノフ
會計部長　イ・オ・シレイフエル
査證部長　イ・ヤ・ヴエイツエル
外交傳令部長　エル・エム・レヴイチン
經濟部長　ウエ・エム・ムンチヤン
同　ア・ア・プラトーノフ
同　デ・イ・クツゾフ
同　代理　エル・ベ・ザルキンド
條約部長　エム・ヤ・カフマン
對外業務管理部長　ア・エム・レウイン
計畫、許可、割引事務部長代理　ベ・ア・ウオロネツキイ
財政管理部長　ベ・ケ・カゴノーヴィツチ
穀類食料部長　イ・ヤ・ヴエイツエル
製粉製パン工業部長　エス・ベ・ブクシタム
速成需要產物管理部長　イ・イ・パンクラトフ
工業品管理部長　エム・ベ・ヤクボウイツチ
原料管理部長　エフ・イ・アンドリアノフ
運輸管理部長　ケ・イ・イメニートフ
國稅管理部長　ア・ベ・ウイノクール
出版部長　ア・エ・ミンキン

陸海軍人民委員部

委員長（兼革命軍事委員會長）　カ・エ・ウオロシロフ
代理（兼同右次長）　イ・エス・ウンシリフト
同　エス・エス・カーメネフ
同　革命軍事委員　ア・エス・ブブノフ
同　エム・エヌ・ツハセフスキイ
同　ゲ・カ・オルヂヨニキジゼ
同　エフ・イ・パラノフ
同　エル・ア・ムクレウイチ
同　エス・エム・ブジョンヌイ
同　ア・エム・ボストウニコフ

交通人民委員部

委員長　ヤ・エ・ルズタク
代理　デ・エス・リモフ
同　イ・エヌ・ボリソフ
委員　イ・ア・グルウニン
同　ウエ・イ・ゾフ
同　ユ・ヴエ・ルドウイ
同　エ・ベ・ボリユドフ
同　エム・エ・ブイストロフ
同　デ・ヴエ・ボルヤン

郵電人民委員部

委員長　エヌ・カ・アンチボフ

代理　ア・エム・リユボウイチ
委員　ゲ・エル・ウオレンベリグ
同　エヌ・デ・モデノフ
同　ア・ヴエ・ムサトフ
同　カ・エム・シニコフ

勞農監察人民委員部

委員長　ゲ・カ・オルヂヨニキズゼ
主席代理　エヌ・エム・ヤンソン
代理　ヤ・ア・ヤコウレフ
委員　ウエ・ペ・ミリユチン
同　ベ・ア・ロイゼンマン
同　ヤ・エフ・ペテルス
同　ア・ジエ・ゴリツマン
同　エ・エフ・ロズミロウイチ
同　エフ・ウエ・レングニク
同　エム・エフ・シキリヤトフ
同　エ・ヤロスラフスキイ
同　エヌ・イ・イリイン

國民經濟最高會議

議長　ヴエ・ヴエ・クイヴイシエフ
代理　エム・エル・ルフイモウイチ
同　イ・ウエ・コシヨル
同　エス・エス・ロボフ
委員　ア・エフ・トロコンツエフ
同　ヴエ・エヌ・マンツエフ
同　ア・エヌ・ドルゴフ
同　ア・ベ・シテルン

同　ヴエ・イ・メジユラウク
同　ヴエ・ア・アワネソフ
同　イ・イ・レプセ
同　ア・エム・プロトニコフ
同　ア・エム・ポストニコフ
同　ア・ペ・セレプロフスキイ
同　イ・ア・アダモウイチ
同　エ・イ・アラロフ

勞働人民委員部

委員長　ヴエ・ヴエ・シミドト
委員　ヤ・イ・ギンヂン
同　エフ・ゲ・ノア
同　ペ・エヌ・アウゼエフ
同　ア・カ・ガステフ
同　ア・エム・パフトフ
同　エル・ペ・ネムチヤンコ
同　イ・イ・ゼルトフ

財務人民委員部

委員長　エヌ・ペ・ブリユハノフ
代理　エム・イ・フルムキン
同　エス・エム・クズネツオフ
委員　ア・エル・シエインマン
同　ア・イ・ウアインシテイン
同　エル・エヌ・ユロフスキイ
同　エム・ゲ・ブロンスキイ
同　エ・ア・プレオブラゼンスキイ

國立銀行

總裁	ア・エル・シエイマン
委員	ウエ・エス・ネムノフ
同	ア・ベ・スプンデ
同	ゲ・エム・アルクウス
同	ベ・エム・ベルラツキイ
同	ア・ア・プリユム
同	ウエ・エム・スミルノフ(轉)
同	ペ・ベ・ゴルブーノフ
同	エム・ア・カガン
同	ウエ・ゲ・グロマン
同	ゼ・エス・カツエネレンバウム
同	ア・ア・マヌイロフ
同	デ・デ・ミヘリマン
同	ア・イ・モリン
同	エヌ・ア・レスケ
同	ア・ゲ・フルシチヨフ
同	ウエ・ウエ・シエル
同	ア・デ・シレジンゲル

聯邦中央統計局

議長	ウエ・ペ・ミリユチン
代理	ペ・エム・ケルヂエンツエフ
同	エ・ウエ・バシコフスキイ
委員	エム・ベ・クラシリニコフ
同	ウエ・エフ・ドミトリイエフ
同	ア・エム・シシコフ(轉)
同	エム・エヌ・フアリクネル・スミツト
同	エル・エヌ・クリトマン(轉)
同	ウエ・エム・オブウホフ

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法

（根本法）

第一編　總則

第一章

第一條　本露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ハ第三回全露「ソヴイエト」大會ノ決定ニ基キ左ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國改正憲法（根本法）ヲ裁可スヘキモノト決定ス

第二條　露西亞共和國ハ民族的「ソヴイエト」共和國ノ聯邦ヲ基礎トスル勞働者及農民ノ社會主義的國家ナリ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域内ニ於ケル總テノ權力ハ勞働者、農民、「コザツク」及赤兵代表者ノ「ソヴイエト」（復數）ニ屬ス

第三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル最高權力ノ保持者ハ「ソヴイエト」大會トシ大會閉會中ハ「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會トス

第四條　勞働民衆ニ眞ノ良心ノ自由ヲ保障スル爲國家ト教會竝學校ト教會トヲ分離シ又宗教的及反宗教的宣傳ノ自由ヲ全人民ニ認ム

第五條　勞働民衆ニ眞ノ言論ノ自由ヲ保障スル

本的規定及第五回全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ノ根本原ニ則リ有產階級ヲ××シ、人ニヨル人ノ搾取ヲ廢止シ竝階級ノ區別モ××的權力モ存在セサル××主義ヲ實現スル爲無產階級ノ××ヲ保障スルヲ以テ自己ノ目的トス

第六條　勞働民衆ニ眞ノ集會ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」共和國ハ「ソヴイエト」共和國人民ニ對シ自由ニ集會、會合、行列等ヲ擧行スルノ權利ヲ認メ國民的集會ヲ行フニ適スル一切ノ場所ヲ勞働階級及農民ノ處置ニ供ス

第七條　勞働民衆ニ眞ノ結社ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ有產階級ノ經濟上及政治上ノ權力ヲ打破シ以テ今日迄有產階級制度ノ社會ニ於テ勞働者及農民ノ自由ナル團結及行動ヲ防害シタリシ一切ノ障害ヲ排除シ勞働者及農民ニ對シ其ノ合同及團結ノ爲援助ヲ與フ

第八條　勞働民衆ニ眞ノ知識啓發ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ彼等ニ完全ニシテ全般的且無料ナル教育ヲ授クルヲ以テ自己ノ任務トス

第九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ勞働ヲ以テ共和國全市民ノ義務ナリト認ム

第十條　偉大ナル勞農革命ノ成果ヲ凡ユル方法ニヨリ擁護スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ社會主義的祖國防護ヲ共和國全人民ノ義務ト認メ國民皆兵ノ制ヲ定ム武器ヲ手ニシテ革命ヲ防護スルノ名譽權ハ勞働民衆ニノミ之ヲ與ヘ非勞働分子ハ他ノ軍務ニ服セシム

爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ刊行物ヲ資本ヨリ獨立セシメ勞働階級及農民ニ對シ新聞、冊子、書籍及其ノ他總テノ印刷物刊行ニ要スル一切ノ技術的及物質的ノ資料ヲ與ヘ且全國内ニ於ケル自由ナル頒布ヲ保障ス

第十一條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ共和國ノ憲法及法律ニヨリ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ爲定メラルル一切ノ權利ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域内ニ滯在スル他ノ同盟「ソヴイエト」共和國人民ニ對シテモ賦與ス

第十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ政治上ノ權利ヲ賦與スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ有產階級ノ經濟上及政治上ノ權力ヲ打破シ以テ今日迄有產階級制度ノ社會ニ於テ勞働者及農民ノ自由ナル團結及行動ヲ防害シタリシ一切ノ障害ヲ排除シ勞働者及農民ニ對シ其ノ合同及團結ノ爲援助ヲ與フ

第十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ人種及民族ノ如何ニ拘ラス人民ノ權利ノ平等ナル基礎ノ上ニ立ツ

第十四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ共和國ノ總テノ人民ニ對シテ勞働ノ義務ヲ認ム、小數民族ニ對シ學校ニ於テ自國語ヲ以テ學フノ權利ヲ保障ス

第十五條　總テノ土地、森林、地中埋藏物、水域竝工場及製造所、鐵道、水上及空中ノ運輸及交通機關ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ特別法規及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高機關ノ定ムル原則ニヨリ勞農國家ノ所有ニ屬ス

第二編

第二章　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ノ權限ニ關スル事項

第十六條　全露「ソヴイエト」大會ノ權限ニ專屬スル事項左ノ如シ

（イ）露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ノ根本原則ノ制定、增補及修正竝全露「ソヴイエト」大會閉會全露中央執行委員會會議ニ於テ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ノ局部的修正ニ對スル最終的裁可

（ロ）自治「ソヴイエト」社會主義共和國憲法ノ最終的裁可

第十七條　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行

委員會ハ國家全般的意義ヲ有スル一切ノ事項ヲ管掌ス即チ

(イ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一切ノ內政及國民經濟ノ一般的指導

(ロ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ヲ構成スル自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ境界ノ設定同共和國憲法ノ裁可竝自治「ソヴイエト」社會主義共和國間及該共和國ト聯邦ノ他ノ部分トノ間ノ爭議ノ解決

(ハ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域ノ一般行政上ノ區劃ヲ爲スコト竝地方及州合同ノ認可

(ニ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ準據シテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル全國民經濟及其ノ各部門ノ計劃ヲ定ムルコト

(ホ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ單一ナル國家豫算ノ一部トシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算ヲ定ムルコト

(ヘ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ憲法及法令ニ準據シテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國家及地方ノ租稅、課金及租稅外收入ヲ定メ竝外國公債ノ契約ヲ締結スルコト

(ト)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國歲入及歲出ニ對スル最高監督

(チ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ニ準據シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國諸法典ノ裁可

(リ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル全般的及部分的大赦ノ權利

(ヌ)本憲法若ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高機關ノ決定ニ違反スル自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ノ「ソヴイエト」大會竝他ノ地方「ソヴイエト」大會ノ決スコトヲ取消スコト

第十八條　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ハ前條ニ揭ケタル諸事項ノ外「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ノ規定ニ由ル諸事項ヲ管掌ス

第十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ(憲法)ニ定メタル範圍ニ於テ且聯邦ノ權限ニ屬セシメラレタル事項ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ決定ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於テ拘束力ヲ有ス、前記ノ場合以外ニ於テハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域內ニ於テ全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會竝人民委員會議ヲ除キ如何ナル機關モ國家全般的意義ヲ有スル法令ヲ發布スルノ權利ヲ有セス

第三編　「ソヴイエト」權力ノ構成

第三章　中央權力

(イ)　全露「ソヴイエト」大會

第二十條　全露「ソヴイエト」大會ハ第五回全露「ソヴイエト」共和國ノ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ權力ヲ有ス、前記ノ場合以外ニ於テハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域內ニ於テ全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會竝人民委員會議ヲ除キ如何ナル機關モ國家全般的意義ヲ有スル法令ヲ發布スルノ權利ヲ有セス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法(根本法)第二十五條ニ定メタル基礎ニヨリ選擧人二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ以テ選出スル市及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及十二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ選出スル縣及管區「ソヴイエト」大會ノヲ以テ組織ス

備考　縣「ソヴイエト」大會カ全露「ソヴイエト」大會以前ニ開催セラレサル場合ニハ代議員ハ直接郡「ソヴイエト」大會ヨリ派遣ス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」大會ノ定ムル人員ヨリ成ル全露中央執行委員會ヲ選任ス

第二十二條　全露「ソヴイエト」大會ハ年一回全露中央執行委員會之ヲ召集ス

第二十三條　臨時全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會ニ於テ自己ノ發意又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國總人口ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ有スル地方ノ諸「ソヴイエト」及諸「ソヴイエト」大會ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

(ロ)「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會

第二十四條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ本憲法第三條、第十七條及第十八條ニ規定スル範圍內ニ於テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法、行政及監督機關トス

第二十五條　全露中央執行委員會ハ自己ノ發意ニヨリ法典、命令及決定ヲ發布シ竝人民委員會議ノ提出セル法律案ヲ審査シ且裁可ス

第二十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ政治及經濟生活ノ一般的規範ヲ定ムル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國家機關ノ現行慣例ニ根本的變

更ヲ加フル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算ハ必ス「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ノ審議及裁可ヲ經ルコトヲ要ス

第二十七條　全露中央執行委員會閉會中ハ全露中央執行委員會ノ選任スル全露中央執行委員會幹部會ヲ以テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法監督及行政機關トス

第二十八條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ勞農政府及總テノ「ソヴイエト」權力ノ機關ノ行動ニ付一般的指導ヲ與ヘ、立法及行政ニ關スル事務ヲ統一シ、全露中央執行委員會幹部會及人民委員會議ノ行動範圍ヲ定メ、露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ノ實施竝全露「ソヴイエト」大會及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ總テノ決定ノ遂行ヲ監視スルモノトス

第二十九條　全露中央執行委員會ハ全露中央執行委員會及幹部會之ヲ召集ス、臨時會議ハ全露中央執行委員會幹部會ノ發意、人民委員會議ノ提議、全露中央執行委員會員三分ノ一ノ要求若ハ六國ヨリ少カラサル自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ中央執行委員會ノ要求ニ依リ之ヲ召集ス

第三十條　全露中央執行委員會ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一般行政ノ爲人民委員會議ヲ又行政各部ノ指導ノ爲人民委員部ヲ組織ス

第三十一條　全露中央執行委員會ハ全露「ソヴイエト」大會ニ對シ責ニ任シ之ニ自己ノ事務經過竝一般政策及各個ノ問題ニ關スル報告ヲ爲ス

(ハ)　人民委員會議

第三十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ人民委員會議長、議長代理及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第三十七條ニ揭ケタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議委員トシテ參加シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法規ニ基キ任命セラルル聯邦ノ一般人民委員部ノ全權代表者ハ全露中央執行委員會ノ決定ニ從ヒ評議權若ハ決定權ヲ以テ參加ス

第三十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一般行政ハ人民委員會議ニ屬ス

第三十四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ全露中央執行委員會ノ與ヘタル權利ノ範圍內ニ於テ及本條ノ增補トシテ發布セラルヘキ人民委員會議官制ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全領域ニ亙リ實施ノ義務アル命令及決定ヲ發布ス

第三十五條　人民委員會議ハ全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ニ對シ責ニ任ス

第三十六條　人民委員會議ノ凡ユル決定ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ニ於テ之ヲ取消又ハ停止スルコトヲ得

(ニ)　人民委員部

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ管轄ニ屬スル國家行政ノ各部ヲ直接指導スル爲左ノ十一ノ人民委員部ヲ設ク

最高國民經濟會議
內國商業
勞　働
財　務
勞農檢査
內　務
司　法
敎　育
保　健
農　務
社會保障

第三十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高國民經濟會議及內國商業、財務、勞働及勞農檢査ノ諸人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ隷屬シ同時ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦當該人民委員部ノ命令ニ從ヒ行動ス

第三十九條　人民委員會議即チ人民委員ハ各人民委員部ノ長官トス

第四十條　各人民委員ハ其ノ統裁ノ下ニ參與官ヲ置ク、其ノ委員ハ人民委員會議之ヲ認可ス

第四十一條　人民委員ハ當該人民委員部ノ管掌スル一切ノ問題ヲ專決スルノ權利ヲ有ス、參與會カ人民委員ノ決定ニ不同意ナルトキハ參與會ハ決定ヲ停止スルコトナクシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議若ハ全露中央執行委員會ニ之ヲ申立ツルコトヲ得、參與會ノ各會員モ同一ノ權利ヲ有ス

第四十二條　人民委員ハ其ノ事務ニ付人民委員會議竝全露中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責ニ任ス

第四十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得又露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員部ノ處分ニ關シテハ該處分カ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會若ハ人民委員會議ノ明ナル命令ニ準據セサルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ同名ノ人民委員部ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得

第四章　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州

第四十四條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ニ於ケル國家權力ノ機關ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ニ基キ地方「ソヴイエト」、其ノ大會、中央執行委員竝州及中央執行委員ヨリ成ル

自治「ソヴイエト」社會主義共和國根本法（憲法）ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ採決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ得更ニ全露「ソヴイエト」大會ノ最終的裁可ヲ受クヘキモノトス

備考　自治州ニ關スル法律ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ裁決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ受クヘキモノトス

第四十五條　各自治「ソヴイエト」社會主義共和國領域内ニ於ケル最高機關ハ「ソヴイエト」大會トシ大會ノ閉會中ハ其ノ選任スル中央執行委員會ニ任ス

第四十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得又露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員部ノ處分ニ關シテハ該處分カ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會若ハ人民委員會議ノ明ナル命令ニ準據セサルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ同名ノ人民委員部ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得

第四章　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州

第四十四條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ニ於ケル國家權力ノ機關ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ニ基キ地方「ソヴイエト」、其ノ大會、中央執行委員竝州及中央執行委員ヨリ成ル

自治「ソヴイエト」社會主義共和國根本法（憲法）ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ採決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ得更ニ全露「ソヴイエト」大會ノ最終的裁可ヲ受クヘキモノトス

備考　自治州ニ關スル法律ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ裁決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ受クヘキモノトス

第四十五條　各自治「ソヴイエト」社會主義共和國領域ニ於ケル最高機關ハ「ソヴイエト」大會トシ大會ノ閉會中ハ其ノ選任スル中央執行委員會ニ任ス

第四十六條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國憲法ニ於テ之ヲ定ム

第四十七條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ中央執行委員會ハ其委員會、其ノ幹部會及自治州ノ執行委員會ハ其委員會ヨリ幹部會ヲ選出ス幹部會ハ中央若ハ州執行委員會閉會中該共和國若ハ州ノ最高機關トス

第四十八條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國中央執行委員會ハ自己ノ執行機關即左ノ構成ヨリ成ル人民委員會議ヲ組織ス即チ人民委員會議長及内務、司法、敎育、保健、農務及社會保障ノ各人民委員竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員即財務、勞働、内國商業勞農檢査及最高國民經濟會議

地方ノ生活狀況ニ應シ自治「ソヴイエト」社會主義共和國中央執行委員會ハ人民委員ノ數ヲ減シ及人民委員部ヲ適當ニ變更スルノ權利ヲ有ス

第四十九條　本憲法ニヨリ自治「ソヴイエト」社會主義共和國ニ附與セラレタル權利ノ範圍内ニ於テ此等共和國ノ中央執行委員會ハ當該自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ領域ニ於テ拘束力ヲ有スル法令ヲ發布ス

第五章　地方ノ權力

イ　「ソヴイエト」大會

第五十條　地方、州、縣、管區、郡、區及鄉ノ「ソヴイエト」大會ニハ當該行政單位ノ領域内ニ存在スル總テノ「ソヴイエト」大會ノ代表者參加スルモノトス

第五十一條　「ソヴイエト」大會ハ千九百十八年ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）及第七回全露「ソヴイエト」大會ノ決議ニ準據シ左ノ方法ヲ以テ之ヲ組織ス

（イ）地方及州「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」及管區「ソヴイエト」ヨリハ選擧人一千人ニ付代議員一人

（ロ）縣「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸ソヴイエト及郡「ソヴイエト」大會ノ各代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」大會ヨリハ選擧人二千人ニ付代議員一人、郡「ソヴイエト」大會ヨリハ人口一萬人ニ付代議員一人トス

（ハ）管區「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」代表者及村「ソヴイエト」ヨリハ選擧人一千人ニ付代議員一人、區「ソヴイエト」大會ヨリハ人口五千人ニ付代議員一人トス

（ニ）郡「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル

市、市的居住地、郡内ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」代表者及村「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人二百人ニ付代議員一人、鄉「ソヴイエト」大會ヨリハ人口一千人ニ付代表議員一人トス但郡ニ於ケル代議員ハ三百人ヲ超ユルコトヲ得ス

（ホ）區及鄉「ソヴイエト」大會ハ人口三百人ニ付一人ノ割合ヲ以テ區若ハ鄉内ニ存在スル總テノ「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス但區若ハ鄉ニ於ケル代議員ハ百五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

備考　特利ナル場合ニハ全露中央執行委員會ニ對シ地方ノ狀況ニ應シ各個ノ土地ノ爲本條ニ定ムル代表者數ヲ變更スルノ權利ヲ與フ

第五十二條　「ソヴイエト」大會ニハ通常ト臨時トアリ通常「ソヴイエト」大會ハ年一回之ヲ召集ス臨時「ソヴイエト」大會ハ左ノ場合ニ之ヲ召集ス

（イ）上級「ソヴイエト」大會若ハ其ノ執行委員會ノ提議ニヨリ

（ロ）其ノ領域内ニ於ケル「ソヴイエト」權力ノ當該執行機關（執行委員會）ニ於テ其ノ發意ニヨリ又ハ該區域ノ住民ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ占ムル諸「ソヴイエト」ノ要求アリタルトキ

第五十三條　「ソヴイエト」大會ハ自己ノ執行機關即執行委員會ヲ選出ス其ノ委員數ハ各行政區域單位「ソヴイエト」大會ノ爲全露中央執行委員會決定ヲ以テ之ヲ定ム

國家の構成

ロ　執行委員會

第五十四條　執行委員會ハ「ソヴイエト」大會之ヲ選出シ「ソヴイエト」大會ノ閉會中當該領域ニ於ケル「ソヴイエト」權力ノ最高機關ニシテ自己ヲ選出シタル大會ニ對シ責ニ任シ且上級執行委員會、全露中央執行委員會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ニ隷屬ス

第五十五條　當該領域ノ行政竝中央權力ノ決定及命令ノ實施ニ關スル一切ノ常務ヲ指導スル爲執行委員會ハ幹部會ヲ選出ス幹部會員數ハ各行政區域單位ノ爲全露中央執行委員會ノ權利ヲ行使シ且執行委員會之ヲ定ム

第五十六條　執行委員會閉會中ハ執行委員會ノ幹部會ニ於テ執行委員會ノ責ニ任ス

第五十七條　地方權力ノ管轄ニ屬スル一切ノ事務ヲ遂行スル爲及上級執行委員會及中央權力ノ決定ヲ實施スル爲地方、州、縣、管區、郡執行委員會ハ全露中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ定ムル原則ニ基キ諸部ヲ設ク

執行委員會ノ廢止若ハ併合竝新ナル部ノ設置ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ決定ニヨリ之ヲ行ヒ且全露中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ認可ヲ受ク

第五十八條　執行委員會ハ「ソヴイエト」ニ在リテハ全露中央執行委員會ノ部ハ執行委員會及其ノ幹部會ニ隷屬シ執行委員會及其ノ幹部會竝上級

第六十四條　地方、州、縣、管區、郡、區及鄉ノ「ソヴイエト」權力ノ機關即執行委員會及其幹部會並代議員「ソヴイエト」ハ左ノ事項ヲ管掌ス

(イ)當該領域ノ文化及經濟ノ進歩發達ヲ圖ルコト

(ロ)地方豫算ノ編成及認可

(ハ)「ソヴイエト」權力ノ當該上級機關ノ決定ヲ實施スルコト

(ニ)當該領域ニ於ケル地方的性質ヲ有スル諸問題ノ解決

(ホ)當該領域ニ於ケル「ソヴイエト」ノ事務ノ統一

(ヘ)當該領域ニ於ケル革命ノ法規ノ保障並國家秩序及社會保障ノ防護

(ト)自己ノ發意並ニ上級執行委員會ノ提議ニ基キ國家全般的意義ヲ有スル問題ヲ審議スルコト

第六十五條　「ソヴイエト」大會及其ノ執行委員會ハ下級ノ地方「ソヴイエト」及其ノ執行機關ノ行動ヲ監督ス

地方「ソヴイエト」大會ノ決定ハ上級「ソヴイエト」大會及其ノ執行委員會、全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ノミ之ヲ取消スコトヲ得

執行委員會及其ノ幹部會ノ決定ハ之ヲ選出シタル「ソヴイエト」大會並上級「ソヴイエト」大會上級執行委員會、其ノ幹部會、全露中央執行委員會、其ノ幹部會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議又ハ地方、州若ハ縣執行委員會ノ決定ニ違反スルトキハ特ニ其ノ實施ヲ停止スルコトヲ得但之ニ付直ニ地方、州若ハ縣執行委員會及當該部長ニ通報スヘキモノトス

第四編

第六章　「ソヴイエト」選擧

イ　選擧權及被選擧權

第六十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ニシテ選擧ノ日迄ニ滿十八歲ニ達シタル左記ノ者ハ其ノ信仰、人種、民族、定住等ノ如何ニ拘ラス「ソヴイエト」選擧權及被選擧權ヲ有ス

(イ)生產的及公益的勞務ニ依リテ生活資料ヲ得ル者並此等ノ者ヲシテ生產的勞務ニ從事シ得シムル爲家事ニ從事スル者

(ロ)勞農赤軍及赤色海軍ノ赤兵及赤色水兵

(ハ)本條(イ)及(ロ)項ニ掲ケタル部類ニ屬スル人民ニシテ何等カノ程度ニ於テ勞働能力ヲ失ヒタル者

備考　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ニ非サル者ノ中本憲法第十二條ニ指定シタル者ハ選擧權及被選擧權ヲ有ス

第六十九條　前條各項ノ一ニ該當スル者ト雖モ左記ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

(イ)利益ヲ得ル目的ヲ以テ雇傭勞働ヲ利用スル者

(ロ)非勞働收入例ヘハ資本ノ利子、企業上ノ收入、財產上ノ所得等ニ依リ生活スル者

(ハ)個人商人、商業仲介業者

(ニ)修道士、總テノ信仰及教義ノ宗教的祭祀ヲ業トシテ取扱フ者

(ホ)舊警察各憲兵隊及保安部ノ勤務者及代理者、舊露國皇族並警察、憲兵隊及處罰機關ノ事務ヲ指揮シタル者

(ヘ)正規ノ手續ニ依リ精神病者若ハ狂者ト認メラレタル者

(ト)貪婪的又ハ破廉恥的犯罪ノ爲刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ法律若ハ裁判判決ニヨリ定メラレタル期間中

ロ　選擧ノ施行

第七十條　選擧ハ地方「ソヴイエト」又ハ其ノ執行委員會ノ定ムル日ニ之ヲ行フ

第七十一條　選擧ノ經過及結果ニ關シテハ調書ヲ作成シ選擧委員會委員之ニ署名ス

第七十二條　選擧施行細則並職業組合及其他ノ勞働團體ノ選擧參加ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ニ於テ之ヲ定ム

ハ　選擧ノ審査及取消並議員ノ召集

第七十三條　「ソヴイエト」選擧ノ正否ノ審査ハ選擧委員會ニ於テ之ヲ行ヒ「ソヴイエト」大會ニ選

出セラルル議員ノ全權ノ正否ノ審査ハ資格審査委員會之ヲ行フ

第七十四條　選擧カ全部不正ナルトキニ於テ選擧取消ノ問題ハ順序上上級ニ位スル「ソヴイエト」權力機關之ヲ決定ス「ソヴイエト」選擧ニ關スル最終審判機關ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會トス

第七十五條　議員ヲ「ソヴイエト」ニ送リタル選擧人ハ何時ニテモ其ノ議員ヲ罷免シ新選擧ヲ行フノ權利ヲ有ス

第五編

第七章　豫算編成權

第七十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ總テノ國家收入及總テノ支出ハ之ニ加入スル自治共和國ノ歲入及歲出ヲ含ミ之ヲ國家總豫算ニ綜合ス

第七十七條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國豫算ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法及聯邦共通ノ立法手續ニヨリ發布セラルル規則ニ基キ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦單一國家豫算ノ構成部分トシテ之ニ編入スル物トス

第七十八條　支出並露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域ニ於テ徵收セラルル收入ヲ聯邦一般ノ部中ニ入ルヘキ收入及支出ト露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ部中ニ入ルヘキ收入及支出トニ分配スルコトハ同シク聯邦共通ノ立法手續ニヨリ之ヲ定ム

第七十九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國豫算ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ニ於テ之ヲ審議シ全露中央執行委員會ノ認可ヲ受ケ「ソヴイエト」共和國聯邦憲法ノ規定ニヨリ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ單一國家豫算ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ立法機關ニ廻附スルモノトス

第八十條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共國ヲ構成スル自治社會主義「ソヴイエト」共和國ノ國家收入及支出ハ此等共和國人民委員會議ニ於テ之ヲ審議シ全露中央執行委員會ニ於テ採決シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ審議ヲ經テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」共和國豫算ノ構成部分トシテ之ヲ全露中央執行委員會ニ於テ認可ス

第八十一條　國庫資金中ヨリノ如何ナル支出ト雖モ國家收入及支出ノ表中ニ之ニ對スル費目ノ定メラレアルカ又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國立法機關ノ特別決定ノ發布アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算表ニヨル一切ノ支出ノ直接ノ使途ニ從ヒ豫算項目ノ範圍內ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第八十三條　總テノ地方收入及總テノ地方支出ハ聯邦共通及共和國ノ立法手續ニヨリ地方豫算中ニ綜合ス

第八十四條　地方豫算ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國當該中央機關ノ一般的監督ノ下ニ當該「ソヴイエト」大會若ハ適當ナル場合ニハ執行委員會ニ於テ之ヲ審議及決定ス

第八十五條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ決算報告ハ全露中央執行委員會之ヲ認可ス

第八十六條　法律上地方資金ニヨラシメラレタル經費支辨ノ爲「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ立法手續ニヨリ地方豫算ニ對シ租稅及非租稅財源ヲ與フ

第六編

第八章　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ徽章國旗及首府

第八十七條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國章ハ地ヲ赤トシ日光中ニ柄ヲ下ニ向ケテ交叉シタル金色ノ鎌ト槌トヲ顯ハシ穗ノ飾ヲ以テ之ヲ緣取リ左ノ文字ヲ記入シタルモノトス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及總テノ國ノ無產者團結セヨ

第八十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國旗ハ赤(紅)色ノ布ヲ用ヰ其左偶上部旗竿ニ近キ處ニ金文字ニテ「RSESR」ト記入シタルモノトス

第八十九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ首府ハ莫斯科市トス

第十二回全露「ソヴイエト」大會議長　エム・カリニン
第十二回全露「ソヴイエト」大會書記官　ア・キセリヨフ
莫斯科千九百二十五年五月十一日
（一九二五年五月二十六日「イズヴエスチヤ」ヲ以テ公布）

ソヴイエト各共和國中央國家機關重要職員

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長	エム・イ・カリニン
人民委員會議長	ア・イ・ルイコフ
同代理	ア・エム・レジヤワ
同	ア・ペ・スミルノフ
同	テ・エル・ルイスクロフ
國民經濟最高會議長	エス・エス・ロボフ
農務人民委員長	ア・ペ・スミルノフ
財務同	エヌ・ア・ミリユーチン
商業同	エヌ・ペ・エイスモント
勞働同	ア・エム・パフトフ
內務同	ア・ゲ・ペロボロドフ
司法同	デ・イ・クウルスキイ
勞農監督同	エヌ・イ・イリイン
敎育同	ア・ウエ・ルナチヤールスキイ
保健同	エヌ・ア・セマシコ
社會保障同	イ・ア・ノゴウイツイン

ウクライナ社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長	ゲ・イ・ペトロフスキイ
人民委員會議長	ウエ・ヤ・チウバリ
同代理	ヤ・エム・ズズニク
同	ア・カ・セルビイチエンコ
同	ウエ・ペ・ザトンスキイ

白露西亞社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長	ア・ゲ・チエリヤコフ
人民委員會議長	エヌ・エム・ゴロデズ
同代理	エス・ベ・ガルブ
同	エム・エム・カルクリン

後高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長	エム・ツハカヤ
同	オ・エス・アガマルイ
同	エス・エム・カシヤン
同	シエ・ゼ・エリアワ
同	エム・デ・グセイノフ
同	エス・エル・ルカシン

トルクメン社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長	エヌ・アイタコフ
同代理	ア・ラフマノフ
同	ベ・ナザロフ
同	カ・アタバエフ
同	エヌ・ア・バスクツキイ

ウズベク社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長	アフン・ババエフ
同代理	エス・カスイン・ホジヤエフ
同	エヌ・エム・ルトフラエフ
同	ルデンコ
同	エフ・ホジヤエフ
同代理	ア・カリモフ

露國の外交

外交代表ニ關スル規定

勞農政府在外代表者任命ニ關スル全露中央執行委員會及人民委員會議ノ決定

一九一八年六月四日公布人民委員會議命令（一九一八年法令全集第三十九號第五〇五項）第一項外交代表者ノ階級ヲ廢止シ之ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全權代表ト命名スルノ件ヲ增補シ（一九二一年五月二十六日人民委員會議決定（一九二一年）法令第四十九號第二百六十一項）勞農政府在外公館ニ關スル一般規定ヲ追加スルタメ全露中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通リ決定セリ

第一條　外國政府竝ニ同盟「ソヴイエト」共和國政府ニ派遣スル勞農政府全權代表ノ任免ハ全露中央執行委員會幹部會ノ決定ニ依ル

第二條　全權代表ノ信任狀及ヒ解任狀ハ全露中央執行委員會議長及書記官之ニ署名シ外務人民委員之ニ副署ス

第三條　第一條ニ記載セル以外ノ首席代表、委員、特使竝ニ各種ノ國際條約及ヒ協約締結ノ爲派遣セラルル全權委員ノ任免ハ人民委員會議ノ決定ニ依ル

第四條　第三條記載ノ代表及ヒ委員ノ信任狀及解任狀竝ニ委任狀ハ人民委員會議長之ニ署名シ外務人民委員之ニ副署ス

第五條　左記ハ外務部ニ於テ任命ス

（イ）全權代表ノ不在中又ハ其ノ召還後後任全權代表ノ任命サルル迄ノ期間之ヲ代表スル全權代理

（ロ）勞農政府ノ締結セル條約實施ノ爲設置セラルル國際混合委員會ノ委員長

（ハ）全權代表及ヒ其他ノ外交委員、使節ノ隨員、全露中央執行委員會及人民委員會議ノ書記官及ヒ官補又ハ國際混合委員、特使竝ニ各種ノ國際條約及ヒ協約締結ノ爲派遣セラルル全權委員ノ書記官及ヒ官補

第六條　陸海軍武官及其ノ補佐官ハ外務人民委員ト協議ノ上共和國革命軍事會議之ヲ任命ス

第七條　第五條及第六條ニ記載シタル者ニ對スル委任狀又ハ命令書ハ外務部之ヲ發給ス

第八條　勞農政府在外公館ニ關スル一般規定第十五條ニ依リ任命セラルル總領事、領事、副領事及ヒ領事代理ハ外務人民委員ノ署名アル領事旅券ノ發給ヲ受ク

第九條　勞農政府在外公館ニ關スル一般規定第十九條ニ依リ任命セラルル外國貿易部ノ委員及役員ハ外國貿易人民委員ノ署名シ外務人民委員ノ查證セル委員狀ノ發給ヲ受ク

全露中央執行委員會委員長　エム・カリニン
人民委員會議々長代理　ア・ツユールパ
全露中央執行委員會書記官　アー・エヌキゼ
莫斯科クレムリン　千九百二十二年一月二十四日

ソヴイエト聯邦在外代表

日本（東京）駐劄	ア・ア・トロヤノフスキイ
墺地利（維納）駐劄	カ・カ・ユレネフ
亞富汗（カブウル）駐劄	エル・エヌ・スタルク
ヘジヤス（デジエツド）駐劄	カ・ア・ハキモフ
獨逸（伯林）駐劄	エヌ・エヌ・クレスチンスキイ
希臘（アデン）駐劄	ア・エム・ウスチノフ
丁抹（コーペンハーゲン）駐劄	エム・ヴエ・コベツキイ
伊太利（羅馬）駐劄	デ・イ・クウルスキー
中華民國（北京）駐劄	ア・エヌ・チエルヌヰフ
ラトブイヤ（リガ）駐劄	イ・エリ・ロレンツ
リトワニヤ（コウノ）駐劄	ア・ヤ・アロセフ
墨西哥（メキシコ）駐劄	ア・エム・マカル

諸威（オスロ）駐劄　ア・エム・コロンタイ
波斯（テイラン）駐劄　ヤ・ハ・ダフチヤン
波蘭（ワルシヤワ）駐劄　デ・ウエ・ボゴモーロフ
土耳古（アンゴラ）駐劄　ヤ・ジ・スウリツ
芬蘭（ヘルシングフオルス）駐劄　エヌ・エヌ・アレキサンドロフスキー
佛蘭西（巴里）駐劄　ヴエ・ウエ・ドブガレフスキイ
瑞典（ストツクフオルム）駐劄　ヴエ・エル・コツプ
エストニヤ（タールリン）駐劄　ア・エム・ペトロフ
チエツコスロワアク（プラガ）駐劄　アントノフ・オフセンコ

ソヴイエト聯邦駐劄各國外交代表

日本　全權大使　田中都吉
墺國　全權公使　エ・ヘ・ロバート
亞富汗　全權大使　ミルザ・モヘムメド・ハン
獨逸　全權大使　フオン・デイルクセン
ギリシヤ　全權公使　ナコス・パヌリサ
丁抹　全權公使　ビヨトル・スコウ
伊太利　全種大使　ヴエ・チエルルエチ
中華民國　代理公使　チエン・ユンシ
ラトライヤ　全權公使　カール・オゾリス
リトワニヤ　全權公使　ユルギス・バルトルシアイチス
メキシコ　全權公使　パジリオ・ワデリオ
蒙古　外交代表　ボヤン・チウルグン
諾威　全權公使　ア・ウルビ
波斯　代理公使　ゴリヤム・ハン・ヌールザド
波蘭　全權公使　スタニスラフ・ハテツク
ツウインスク　領事　プンツウク
土耳古　全權大使　テフタク・ベイ
芬蘭　全權公使　ペ・アルツチ
佛國　全權大使　ジヤン・ヘルベツト
瑞典　全權公使　カ・フオン・ゲイデンシタム
エストニヤ　全權公使　ゲンリフ・ラレテイ

露國對外關係一覽

亞細亞諸國との關係

日本

一九二五年一月二十日　基本條約北京に於て締結せらる。
一九二五年十二月十四日　北樺太石油利權協定莫斯科に於て締結せらる。
一九二五年十二月十四日　北樺太石炭利權協定莫斯科に於て締結せらる。（其後石炭、金鑛に關する追加協定四件）
一九二七年三月十三日　通商條約「アンゴラ」に於て締結せられたりとの報あり。

波斯

一九二一年二月廿六日　國交に關する條約莫斯科に於て締結せられ大使を交換す。
一九二四年七月三日　通商條約「テヘラン」に於て調印せらる。
同年十月七日　南裏海（波斯領）に於て漁業を經營することを目的とする露波合辨會社の設立方に關する豫備協定「テヘラン」に於て兩國政府代表間に調印せらる。
一九二六年九月　波斯宮內大臣莫斯科往訪主として通商條約（未批准）及漁業問題につき商議せる趣きなり。
一九二七年十月一日　莫斯科に於て一、保障及中立條約（全文發表）二、通商に關する交換公文、三、漁業協定、四、ペプレビ港に關する交換公文、五、關稅協定の諸條約締結さる。

阿富汗

一九二一年二月廿八日　外交關係設立方に關する條約莫斯科に於て締結せらる。公使を交換す。
一九二四年七月　通商條約締結方に關する交涉「カブール」に於て開始せらる。
一九二六年九月一日　中立保障條約「カブール」に於に締結せらる。

支那

一九二四年五月卅一日　懸案解決一般原則に關する條約及東支鐵道暫行管理に關する協定北京に於て締結せらる。
同年九月廿一日　張作霖との間に東支鐵道に關する協定奉天に於て調印せらる。

西部支那

一九二四年十月六日　在西部支那「ソ」聯外務人民委員部代表及新疆省外交委員間に「カシユガル」「クルヂヤ」「ウルムチ」「チュグチヤク」「シヤラスメ」の五ケ所に「ソ」聯領事館開設方に關する協定成る。

外蒙古

一九二一年十一月五日　友好關係設定方に關する協定莫斯科に於て締結せらる。
一九二三年十月廿一日　露領「ザバイカル」地方に蒙古族より成る「プリヤート、モンゴル」自治共和國建設せられ露蒙關係密接となる。
一九二四年十月三日　電信協定及「プリヤート、モンゴル」人の外蒙古國籍取得に關する協定庫倫に於て締結せらる。

烏梁海

一九二四年夏　烏梁海國民黨の反亂後「ソ」聯邦及外蒙古共和國双方より全權を烏梁海へ派遣して烏梁海國民黨の反亂を沈壓す次で烏梁海自治共和國建設せらる領事を交換す。

歐洲に於ける隣接諸國との關係

エストニヤ

一九二〇年二月二日　平和條約「ユリエフ」に於て締結せらる「ソヴイエト」聯邦を承認せる外國條約の嚆矢公使を交換す。
一九二四年六月廿七日　郵便、電信、郵便爲替に關する協定「レバル」にて成立す。
同年十月十五日　「ソ」聯「エストニア」商業會議所「レバル」に開設せらる。
一九二五年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約

同年十月十三日　友好條約「カルス」「アルメニア」の一市）に於て締結せらる。
一九二三年二月七日　君府「スミルナ」「トレビゾンド」「カルス」「アルトウイン」「エルゼルム」に「ソ」聯領事館設置方に關する。協定成る。
一九二五年三月二十九日　露西亞商業銀行支店君府に開設せらる。
同年十二月十七日　中立保障條約巴里に於て締結せらる。
一九二六年十一月十二日乃至十四日　兩國外相（「チチエーリン」及「テブフイクルシユデイベー」）「オデツサ」に於て交驩歐洲に亞細亞聯盟說擡頭。
一九二七年三月十三日　通商條約「アンゴラ」に於て締結せられたりとの報あり。

波斯

一九二一年二月廿六日　國交に關する條約莫斯科に於て締結せられ大使を交換す。
一九二四年七月三日　通商條約「テヘラン」に於て調印せらる。
同年十月七日　南裏海（波斯領）に於て漁業を經營することを目的とする露波合辨會社の設立方に關する豫備協定「テヘラン」に於て兩國政府代表間に調印せらる。
一九二六年九月　波斯宮內大臣莫斯科往訪主として通商條約（未批准）及漁業問題につき商議せる趣きなり。
一九二七年十月一日　莫斯科に於て一、保障及中立條約（全文發表）二、通商に關する交換

締結方申込み爾來交涉中。（大正十五年十二月第五十二議會用調書一九八頁以下參照）

リスアニヤ

一九二〇年七月十二日　平和條約莫斯科に於て締結公使を交換す）
一九二四年三月八日　「メーメル」の「リスアニヤ」歸屬に關し「チチエーリン」は「リスアニヤ」政府及國際聯盟理事國に對し「メーメル」問題を「ソ」聯邦の參加無く決定せることに對し抗議す。
一九二六年九月二十八日　中立保障條約締結せらる。

ラトヴイヤ

一九二〇年八月十一日　平和條約「リガ」に於て締結公使を交換。
一九二一年三月三日　郵便電信に關する暫定協定リガに於て締結せらる。
一九二二年一月十二日　郵便小包に關した暫定協定「リガ」に於て締結せらる。
一九二五年「ラトヴイヤ」經由獨、露乘客貨物直通輸送協定調印せらる。
一九二六年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交涉中。
一九二七年三月十日　中立保障條約「リガ」に於て假調印を了す。（莫斯科十一日發聯合）
一九二七年六月一日　通商條約締結さる。

芬蘭

一九二〇年十月十四日　平和條約「ユリエフ」に於て締結せらる公使を交換す。

一九二二年九月廿日　芬蘭灣内漁業規定に關する協定「ヘルシングフォルス」に於て締結せらる。

同年十月廿一日　北氷洋に於ける漁業及膃肭獸獵に關する協定「ヘルシングフォルス」に於て締結せらる。

同年十月廿八日　「ラドガ」湖に於ける漁業及膃肭獸獵に關する協定「ヘルシングフォルス」に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　郵便、電信、電話に關する協約、族客貨物直通輸送に關する協約「ヘルシングフォルス」に於て締結せらる。

一九二五年二月　廿日郵便爲替に關する協定莫斯科に於て締結。

一九二六年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交渉中。

波蘭

一九二一年三月十八日　平和條約「リガ」に於て締結せらる公使を交換す。

一九二二年乃至一九二四年　東「ガリシヤ」問題及小數民族問題に付紛爭絶えず。

一九二五年一月十八日　波蘭芬蘭「ラトヴイヤ」「エストニヤ」の各外相「ヘルシングフオルス」に於て會商す對「ソ」聯「バルチック」聯盟組織方に付考慮せる形跡あり「ソ」聯政府の神經を刺戟す因に今日迄の處波蘭の策動に基く「バルチック」聯盟計畫は失敗に歸し現に「ソ」聯は「リスアニヤ」と中立保障條約を締結し更に芬蘭「エストニヤ」「ラトヴイヤ」と各別に中立保障條約締結方交渉中なることと既述の通)

一九二六年春　「ソ」聯より中立保障條約締結方申込める形跡あり波蘭側に於て取合はざるもの、如し。

羅馬尼

一九一八年三月五日　馬尼軍隊撤退方に關する協定「イヤッシイ」に於て締結せらる。

一九二〇年十月廿八日　日、英、佛、伊、羅間に「ベッサクビヤ」の主權に關する條約巴里に於て調印せられ「ベッサラビヤ」は羅馬尼領と成る「ソ」聯邦は依然「ベッサラビヤ」に對する主權を主張して讓らず。

一九二一年　主として「ベッサラビヤ」問題に關し「ワルソー」に於て會商す。

一九二四年三月　主として「ベッサラビヤ」問題に關し維納に於て會議す。

一九二四年六月　萬國郵便會議開催せられ「ソ」聯正式に參加す。

瑞典

一九二四年三月十五日　「ソ」聯法律上承認に關する公文「ストックホルム」に於て交換せらる公使を交換す。

通商協定及價格表記郵便及郵便小包交換に關する協定「ストックホルム」に於て締結せらる。

一九二五年十二月十五日　通商航海條約莫斯科に於て締結せらる。

丁抹

一九二三年四月二十三日　豫備協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文倫敦に於て交換せらる公使を交換す。

同年十二月十三日　船舶噸數互認に關する公文「コペーナーグ」に於て交換せらる。

希臘

一九二四年三月八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文伯林に於て交換せらる公使を交換す。

諾威

一九二一年九月二十一日　暫定取極「クリスチヤニヤ」に於て締結せらる。

一九二二年十一月十五日　「ソ」聯政府の諾威政府よりの借款條件に關する協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年二月十五日　「ソ」聯法律上の承認に關する公文「クリスチヤニヤ」に於て交換せらる公使を交換す。

瑞典

一九二四年三月十五日　「ソ」聯法律上承認に關する公文「ストックホルム」に於て交換せらる公使を交換す。

通商協定及價格表記郵便及郵便小包交換に關する協定「ストックホルム」に於て締結せらる。

一九二五年十二月十五日　通商航海條約莫斯科に於て締結せらる。

丁抹

一九二三年四月二十三日　豫備協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文倫敦に於て交換せらる公使を交換す。

同年十二月十三日　船舶噸數互認に關する公文「コペーナーグ」に於て交換せらる。

希臘

一九二四年三月八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文伯林に於て交換せらる公使を交換す。

アルバニヤ

一九二四年六月六日　在羅馬「アルバニヤ」代理公使在羅馬「ソ」聯大使に對し「アルバニヤ」政府の外交關係設定方希望(法律上の承認を意味す)を傳達す。

同年十二月十六日　「ソ」聯公使「チラナ」着任

歐米に於ける隣接國以外の諸國との關係

同年同月十八日　「ソ」聯公使「アルバニヤ」退去を餘儀無くせらる爾來外交關係斷絶す。

勃牙利

國交開けず。

セルブクロアトスロヴエーヌ

國交開けず但し最近「ソ」聯承認の氣運高まりつゝあるやの報導あり。

洪牙利

一九二〇年五月廿一日　俘虜交換協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二一年七月廿八日　俘虜交換協定「リガ」に於て締結せらる。

同年十月三日　俘虜交換覺書「リガ」に於て交換せらる。

一九二四年九月十二日　駐獨「ソ」聯大使及洪牙利代表者間に伯林に於て外交經濟關係回復方に關する協定調印せらる然るに右協定は洪牙利國會に於て有力なる反對を受け批准せらるゝに至らず。

一九二五年三月　政治犯人交換に關する商議成立す。

外交領事機關の交換未し。

チエツコスロヴアキー

一九二二年六月六日　暫定條約「プラーグ」に於て締結せらる「チエツコ」は「ソ」聯政府を事實上承認す全權代表を交換す。

(因に英、佛、伊の法律上承認せる今日「チエツコ」の「ソ」聯政府法律上承認を妨げつゝある有力なる原因は「プラーグ」に於ける所謂白系「エミグレ」の勢力なりと「ソ」聯邦は看做し居れり執れにしても「チエツコ」が白系「エミグレ」を好遇しつゝあることは周知の事實なり)

獨逸

一九二〇年四月十九日　俘虜歸國に關する協定伯林に於て締結す。

同年同月廿三日　俘虜歸國實施方に關する協定「レバル」に於て締結せらる。

同年七月七日　俘虜歸國及一般拘禁者歸國に關する追加協定伯林に於て締結せらる。

一九二一年四月廿三日　歸國(「ラパトリーマン」)に關する條約伯林に於て締結せらる。

同年五月六日　俘虜事務取扱委員の職務範圍擴張或程度迄外交領事事務取扱方並貿易代表部設置方に關する暫定協定伯林に於て締結せらる。

一九二二年四月十六日　外交領事關係回復に關する條約「ラッパロ」に於て締結せらる「ラッパロ」條約大使を交換す。

同年十一月五日　「ラッパロ」條約を「ソ」聯形成する各共和國に擴張適用方に關する協定伯林に於て締結せらる。

一九二三年四月廿五日　各政府の收得せる相手國商船に關する協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年五月三日　伯林警察官在伯林「ソ」聯貿易代表部を臨檢し外交問題となる(爭議の中心點は貿易代表部の治外法權性)

貿易代表部臨檢事件解決方に關する覺書伯林にて交換せらる貿易代表部の治外法權に付ては追而通商條約に於てはつきり規定する事に了解なる。

一九二五年春　通商條約締結方交涉莫斯科に於て開始せらる。

同年十月十二日　經濟關係及國際私法關係に關する總則、居住に關する協定、經濟協定、鐵道協定、航海協定、租稅協定、商事仲裁裁判に關する協定、工業所有權保護に關する協定より成立する通商協約、領事條約及民事上の司法共助に關する協定と共に莫斯科に於て調印せらる。

通商條約の一部を構成する前記經濟協定中に於て貿易代表部の治外法權性に付左の通規定せらる。

貿易代表及高級部員は治外法權を享有す在伯林貿易代表部建物は治外法權とす。

(第五十二議會用調書一八九頁參照)

一九二六年四月廿日　獨逸政府の對露取引損失保證に關する告示公布せらる(前記議會用調書一九一頁參照)

墺地利

一九二〇年七月五日　俘虜交換協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二一年十二月七日　國交に關する暫定協定並俘虜、拘禁者歸國に關する追加協定維納に於て締結す。

一九二三年九月八日　一九二一年十二月七日の國交に關する暫定協定を「ソヴイエト」聯邦

に擴張方公文交換せらる。

一九二四年二月廿六日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる公使を交換す。

同年中　「ルスアウストルグ」(露墺貿易部)維納に支店を開設す。

同年九月十九日　民事上の司法共助に關する協定締結す。

一九二七年一月　獨逸に倣ひ對露取引損失保證の制を設くべしとの聲高し。

瑞西

一九二五年五月　「ソ」聯代表「ボロウスキー」暗殺せらる「ソ」聯は「ボ」暗殺事件に對する瑞西政府の態度を以つて甚だしく「ソ」聯に對し非友好的なるものなりと解釋し爾來國交斷絶す。

一九二六年二月　聯盟軍縮豫備會議「ジュネーブ」に於て開催せらるゝに先だち「ソ」聯は會議地の瑞西國内に在るの故を以て參加を拒絶す一方瑞西商工業者の間には瑞「ソ」聯貿易再開を希望するもの勘からず旁々佛國に於て瑞「ソ」聯盟の紛議解決方調停を試みたるも結局失敗す。

一九二七年二月　聯盟に於て瑞「ソ」聯間の紛議此儘にて推移せば「ソ」聯の軍縮會議參加の見込無きに至るべしとの意見あり旁々獨逸に於て調停の衝に當らんとしつゝあるものの如きも獨逸の調停に對しては佛國に於て氣乘りせず又瑞西の對「ソ」聯惡度相當强硬なるものの如し。

和蘭

未だ交涉無し。

佛蘭西

一九二〇年四月二十日　兩國臣民の相互撤退方に關する協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二四年十月廿八日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる。

同年十二月　對露債權整理方に關する佛「ソ」聯商議巴里に於て開かる。

一九二六年二月　乃至七月右商議巴里に於て續行せらる。

一九二六年六月十日　佛羅修好條約巴里に於て締結せられ佛國羅國の現狀維持を保障する「ベツサラビヤ」の羅や「ソ」聯政府は右を以て「ベツサラビヤ」の羅國併合を更に確認したるものなりと解釋し在巴里大使を經て强硬なる抗議を佛國政府へ提出したり。

一九二七年二月　右商議巴里に於て續行せらる。

對露債權に關する交涉は今尙目鼻さへ付かざるものの如し自然通商條約締結方交涉も亦停頓しつゝあるものの如し。

伊太利

一九二四年二月七日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる。

同年同月四日　通商航海條約羅馬に於て締結せらる。

右は對「ソ」聯正式通商航海條約の嚆矢なり同年同月同日　關稅協約羅馬に於て締結せらる。

一九二六年九月十六日　伊、羅友好條約羅馬に於て締結せられ別に「ベツサラビア」條約に關し公文の交換あり其內に於て伊首相は「ベ」條約の伊國に於ける批准は伊太利の一般的利益を害する事なく之を行ひ得る時期に於て實行さるべき旨を宣明するや「ソ」聯政府は在羅馬大使を經て强硬なる抗議を伊國政府へ提出したり。

一九二七年三月七日　伊國政府は「ベツサラビヤ」條約批准に決し其旨在羅馬羅國公使及「ソ」聯大使へ通告したる趣。

白耳義

一九二〇年四月廿日　在「ソ」聯白耳義人の歸國に關する協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

正式の國交開始せられず。

西班牙

全然交涉無し。

葡萄牙

全然交涉無し。

英國

一九二一年三月十六日　商業協定倫敦に締結せらる。

一九二二年七月三日　前記商業協定を加奈陀へ擴張することに關する公文交換せらる加奈陀「セントリール」に「ソ」聯貿易代表駐在す。

一九二四年二月一日乃至二日　「ソ」聯政府の

法律上承認に關する公文交換せらる代理大使を交換す。

一九二七年五月十二日　英國官憲の「アルコスハウス」並に駐英通商代表部捜査事件を直接動因とし英國政府對露通商條約の破棄を決議す。

北米合衆國

一九二一年　「ソ」聯邦中裏海の北岸及「ヴオルガ」流域に大飢饉あり米國に於て商務卿「フーバー」主唱の下に救濟委員會(アメリカン、レリーフ、アドミニストレーション)組織せられ同年八月廿日「ラトヴイヤ」國「リガ」市に於て米「ソ」聯兩國政府代表者間に右救濟事業實施に關する協定締結せらる。

一九二二年五月十八日　國務卿「ヒューズ」米國商業會議所會議に於て對露通商問題に關し演說す要旨は露西亞に於て國際義務の廢棄及法律上正當に得たる外國臣民の私有財產の國有未だ取消されず「ゼノア」及海牙兩會議の議事錄に依るも現在露西亞を支配せる一團が此點に於て政策を變更するの意なきこと明なり(依て露西亞承認は未だ問題にならず)と爲すに在り。

同年六月十二日　對露通商問題に關する商務卿「フーバー」の報告書公表せらる該報告の要旨左の通り。

米國の對露輸出は米「ソ」聯間何等の通商協定なきに拘らず實際に於ては主たる競爭國英、獨に比し有利なる米國實業家にとり露西亞に關し眞に重要なる問題は貿易問題に非ずして投資問題なり露西亞に投資し得べきや否やは固より勞農政府の政策及一般國內事情の如何に依るべく外國政府の行動は何等重要なる關係なきなり云々。

一九二五年一月十日　國務卿「ヒューズ」辭職し在英大使「ケロッグ」之に代る於茲「ソ」聯承認案を第六十八議會に提出し居る上院外交委員長「ボラー」の意見何時行政部を支配し對露政策に變化を來すべしと取沙汰す。

同年一月十三日　大統領「クーリッヂ」は新聞記者との「インタービュー」に於て「ヒューズ」辭職後も對露方針に何等の變化なかるべしと言明す。

同年四月廿日　新國務卿「ケロッグ」は在外使臣に對し米國の對露政策は從前と何等變りなき旨同年十二月十日　「ボラー」ハ「ソ」聯承認決議案を上院に提出す。

一九二六年三月　「スタンダード」石油會社顧問「アイヴィー、エム、シー、エー」と關係有し多年印度に在留し東洋事情に通ぜる米人「エディー」を主班とし一ケ月に亘りソ聯の一般情況を視察歸來せる「エディー」視察團より「ソ」聯は須く之を承認すべしとの建議書を大統領に提出し耳目を惹く。

同年十月四日乃至十四日　「ミシガン」州「テトロイド」市に於て開催せられたる米國勞働聯盟(アメリカン、フエデレシヨン、オブ、レーバー)第六十四回年次大會は露西亞承認運動を支持すべしとの建議を絕對多數を以て否決せり。

同年十二月卅一日　大統領「ヒューズ」の「スポークスマン」米國政府高官に於て「ソ」聯政府高官と「ソ」聯承認問題に付交涉しつゝありとの米紙の報導に付其事實の全然無根なることを言明す(一月一日華府新聞)

一九二七年一月一日　國務省は米の從來の對「ソ」聯態度に何等の變更なしソ聯に於て米國の制度を破壞せんとする宣傳を繼續し居るの事實は最も重大にして之を止めざる限り承認に關する交涉を開始することを得ざる旨言明す(一月二日華府新聞)

同年同月十二日　國務長官「ケロッグ」は上院外交委員會に對し墨西哥及「ラテン」亞米利加に於ける過激派の目的及政策と題する覺書を提出す其要旨は「ソ」聯は世界革命の一般的計畫を遂加する爲め所謂亞米利加資本主義を破壞することを以て其基本的事業の一とし墨西哥及「ラテン」亞米利加に北米合衆國赤化の策源地を置きつゝありと云ふにあり。

同年同月十四日　米國商業會議所聯合會書記長は莫斯科に於て近く同地に米露商業會議所設置せらるべしと言明せり(莫斯科十四日發聯合)

同年同月十八日　莫斯科「イズヴエスチヤ」「ソ」聯政府機關紙及「プラウダ」(「ソ」聯共產黨機關紙兩紙)は前記「ケロッグ」の覺書に對

し社說を掲げ米國の遣り口は英國が西歐の社會民主黨を利用して「ソ」聯邦を攻撃すると同樣にして「ケロツグ」今回の聲明は既に二週間に亘る米國の對「ニカラグア」干渉並に目下準備中なる對墨干渉に對する國內の反對輿論を緩和せんが爲めにせるカラクリなりと論斷す。

墨西哥

一九二四年七月卅日　在伯林墨西哥公使より在伯林「ソ」聯大使に對し墨西哥の「ソ」聯無條件承認を通告す。

南米

ウルグアイ

一九二六年二月　「アムトルグ」（亞米利加貿易株式會社事實上「ソ」聯邦、外貿人民委員部の在外機關にして本店を莫斯科に置き主たる事務所を紐育に置く米露貿易の最も有力なる當事者なり）は亞爾然丁の首府「ヴエノサイレス」市に出張所を設け其主任者は屢々「ウ」國に往復し商談を進むる傍「ソ」聯承認運動を爲す。

同年八月五日　「ソ」聯外務部は「ウルガイ」外務省に對し在「ヴエノサイレスアムトルグ」出張所主任者に正式の代表權を賦與したる旨を通知し兩國代表者間に「ソ」聯承認に關する交涉進捗す。

同年同月二十三日　「ソ」聯外相及「ウ」國外相の間に「ソ」聯承認に關する電報交換せらる。公使を交換する事となる。

亞爾然丁（A）　同右

國交未し

中米

キューバ　同右
グアデマラ　同右
ボンジユラス　同右
ニカラガ　同右
コスタリカ　同右
ドミニコ　同右
パナマ　同右

國際聯盟

「ソ」聯は聯盟を以て二、三西歐所謂帝國主義國の傀儡なりと爲し其る存在を敵視し來れる所近年聯盟側に於て其の主催に係る軍縮豫備會議、國際經濟會議等へ「ソ」聯の參加せんことを公式に慫慂したるに對し「ソ」聯に於て主義上參加に異議なく唯端西「ソ」聯間の紛議に鑑み端西內に於て開かるる國際會議には如何なる種類たるをも拘らず拒絕し來れるも一九二七年六月端西との間に該問題解決し六月開會の聯盟主催國際經濟會議に參加し、又同年十月軍備縮小準備委員會にも正式參加す。

（A）三國は對露承認問題に付歩調を一にせんとするものの如く巷間傳ふる所に依れば北米合衆國か承認する迄はABC三國は承認せざるべしと云ふ。

ブラジル（B）　同右
智利（C）　同右
ペルー　同右
パラグアイ　同右
ヴエネズエラ　同右
コロンビヤ　同右
ボリヴイヤ　同右

外國貿易

外國貿易に關する法規

第一章　總說

外國貿易ニ關スル一般的規則ハ一九一八年四月發令セラレタル「外國貿易ノ國有化」ニ關スル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令（一九一八年法令集第三十三號第四百三十二項）ニ依リ制定セラレ其後此等諸規定ノ手續法トシテ一九二〇年六月十一日附外國貿易ニ關スル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令（一九二〇年法令集第五十三號第二百三十五項）ノ發令ヲ見タカ此等ノ法令ニヨレハ外國貿易國營トハ「ソヴイエト」聯邦ノ對外貿易業務一切ヲ國家ニ於テ獨占スルノ主義ニ基ケルモノテ其ノ主義ノ點ニ於テハ過去五ケ年ニ國營貿易ハ何等大ナル變化ヲ受ケナイガ貿易獨占ノ解釋ニ於テハ大ナル變化ヲ經テヰル

仍チ一九二〇年六月十一日附人民委員會議令ニヨリ國有トサレタ外國貿易ノ監理ハ外國貿易人民委員部ニ課セラルルト共ニ其他ノ人民委員部、官衙、企業乃至私人ニ對シテハ外國貿易人民委員部又ハ其ノ機關ヨリ豫メ許可ヲ受クルニ非ラサレハ絕對ニ貿易ヲ行フコト此ニ關スル交涉ヲ爲スコト又ハ契約ヲ締結スルコトヲ禁止シ從テ外國貿易國營ハ貿易ノ調節、業務執行上ノ凡ユル行爲ヲ只一個ノ國家機關ニ集中セルモノテ同機關ハ各場合ニ自己ノ所存ニヨリ一定ノ輸出入等ヲ爲スノ許可ヲ與フルノ權利ヲ有スルノテアル

然ルニ新經濟政策ハ外國貿易ニモ影響ヲ及ホシテ從來ノ文字通リノ國營ヲ緩和シ以テ幾多ノ國家企業ニ對シテモ外國市場ヘノ出口ヲ與ヘ國家機關ノ權利ヲ擴張シ貿易ヲ目的トスル株式會社ノ設立ヲ許スコトトナリタル結果玆ニ國家ノ貿易獨占トハ國家自ラ手ヲ下シテ貿易ヲ行フニハ非スシテ只各種經濟機關ノ行フ貿易ヲ監督スルノ意ニ解釋セラルル樣ニ成ツテ來タ

從テ外國貿易人民委員部ニ於テモ從來各課ニ分擔實施セシメテヰタ貿易務ヲ今後ハ新設ノ輸出入特別委員會一名「ゴストルグ」ニ集中シ且右各課ニ對シテハ新タニ貿易ノ調節及監督ニ關スル事務ヲ分擔セシメ此等ヲ統轄スル爲メ課ノ上ニ調節局ナルモノヲ設置スルコトトナツタ

此ノ外國貿易人民委員部內組織改造ハ一九二三年十一月十二日附同委員部ニ關スル法律ニ依リ行ハレタノテアル（一九二三年法令集第百八號第一千三十五項參照）

斯ク新經濟政策實施ノ結果トシテ外國貿易人民委員部ノ機關以外ノ各種ノ獨立團體モ貿易ノ實施ヲ許可セラレタル爲メ中ニハ專ラ貿易ヲ營ム爲メニ設立サルル機關モ在ル等當該行政上極メテ複雜ナル狀態ヲ生シ遂ニ右委員部內ニハ前記調節局ノ外更ニ商企業局ナルモノヲ增設シ外國貿易人民委員部ニ隸屬スル貿易機關一切ノ行動ヲ監督指導統轄セシムルコトトナツタ

又貿易調節機關ヲ貿易實施機關ヨリ切リ離スト共ニ全「ソヴイエト」聯邦ノ貿易調節權ヲ中央ニ集ムル必要生シ遂ニ聯邦憲法ニヨリ外國貿易指導ハ全聯邦的最高機關ノミノ權限ニ屬セシメ聯邦內各共和國ノ外國貿易調節權ヲ制限スルコトトナツタ

斯ノ如ク「ソヴイエト」聯邦憲法ノ發布セラレ且又同憲法ニ基キ定メラレタル全聯邦的機關就中一九二二年十一月十二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會第二例會ノ認可シタル外國貿易人民委員部ニ關スル法律ノ發セラルルト共ニ同憲法ニヨリ全「ソヴイエト」聯邦ニ加盟セル各共和國カ從來發シテ居ツタ諸法規ニシテ右全聯邦的法令ニ牴觸スルモノハ凡テ効力ヲ失フコトトナツタ

一方各共和國ノ外國貿易ハ「ソヴイエト」聯邦組織前ニ於テモ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ト其他ノ共和國間ニ諸種ノ條約乃至協約ヲ設ケ之ニヨリテ各共和國ノ外國貿易ハ事實上露西亞

社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ノ各最高機關及外國貿易人民委員部ニ統一管轄サレテ居ツタコトハ看過シテハナラヌ

他方露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ外國貿易關係法規ハ自然其ノ締盟共和國ニ於テモ採用サレ時ニハ全ク内容同シク只發令者ノ名ヲ變ヘタ以外其ノ儘ノモノヲ適用シテ居タ例モ尠クナイ

更ニ注意スヘキハ聯邦憲法ノ發布セラルル前ト雖モ既ニ全露中央執行委員會ハ「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會ヨリ附與サレテキタ全權行使ノ意味ニ於テ外國貿易ノ組織及調節ニ關スル主要法令ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ共和國ト共ニ適用サルヘキモノヲモ公布セルコトノレアル（全露中央執行委員會及其幹部會法規ノ「ソヴイエト」聯邦全領域適用ニ關スル一九二三年七月十三日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會參照―一九二三年「イズヴエスチヤ」紙第百五十六號參照）要之外國貿易ニ關スル現行法規ヲ解釋スルニ當ツテハ只ニ「ソヴイエト」聯邦憲法發布後ニ公布サレタ全「ソヴイエト」聯邦的法令ヲ研究スル要アルノミナラス更ニ憲法發布前ニ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ公布セル法令ニシテ然モ新シキ全「ソヴイエト」聯邦的法令ニ牴觸セサルモノニシテ「ソヴイエト」聯邦同領域ニモ適用サル可キモノアルコトヲ記憶シテ居ラネハナラヌ

然シ此等露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ發布ニ係ル法律ハ正規ノ全聯邦的法令ノ形式ヲ備ヘテ居ナイカラ法理上ノ効力ヲ今後モ保持セムカ爲メニハ改メテ「ソヴイエト」聯邦機關ノ名ニ於テ發令スル必要カアル故ニ目下一九二四年一月四日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議令ニ基ヒテ同委員會議附屬法律草案委員會及其他ノ關係主務官廳ニ於テ再發令ヲ準備シツツアルノテアル

第二章　貿易調節ニ關スル法規及制度

第一節　概說

前述ノ如ク「ソヴイエト」聯邦憲法第一條ニ依レハ貿易ノ指導ハ「ソヴイエト」聯邦最高機關ノ權限ニ屬シ同シク同憲法ノ第四十九條及五十一條ニ依レハ「ソヴイエト」聯邦ノ貿易直接指導ハ之ヲ聯邦貿易人民委員部ノ權限ニ屬シ更ニ同委員部ニ關スル法律第一條ニ依レハ國營主義ニヨル聯邦ノ貿易行爲指導ハ凡テ同委員部ノ管掌ニ屬ス云云ト規定シテ居ル

仍チ貿易人民委員部ハ聯邦ノ全領域内ニ於ケル國營貿易一切ヲ管轄スル機關テアルト共ニ其ノ上級機關ノ名ニ於テ貿易ヲ調節シ且實施スル機關テアル

次ニ貿易人民委員部ノ地方ニ於ケル調節機關ハ聯邦内各共和國ニ附屬スル同委員部ノ全權代表ニシテ海外ニ於ハテ通商代表テアル（貿易人民委員部ニ關スル法律第十二、第二十九條參照）

而シテ委員部ニ關スル法律第十六條ニ依レハ貿易全權代表ハ其ノ委任セラレタル貿易調節上ノ任務ヲ果ス爲メ管理局ヲ有シ且ツ必要アル場合ニハ委部ノ認可ヲ經テ該出先共和國内ニ州管理局又ハ支部ヲ設置スルノ權利ヲ與ヘラレテ居ル

在外通商代表館ハ右法律第二十三條ニ依リ一方外國貿易人民委員部ノ機關タルト共ニ他方「ソヴイエト」聯邦全權代表館（大公使館）ノ一部ヲ成シ其ノ「スタフ」ニ入ルヘキモノニシテ必要ノ場合ハ通商代表館ノ「スタフ」中ニ聯邦各共和國ノ代表ヲ加フルエトヲ得ルノテアル（第二十五條參照）

要之外國貿易ノ調節ハ即チ外國貿易人民委員部ノ職務ノ殆ント凡テテアル依テ以下同職務ヲ研究シヤウ

第二節　外國貿易人民委員部ノ職務

「ソヴイエト」聯邦外國貿易人民委員部ニ關スル法律第二條ニヨルニ同委員部ノ職務權能ハ左ノ如タ規定セラレテ居ル

（一）聯邦全般及各共和國ノ利益ニ應スル如ク聯邦ノ諸外國トノ通商關係ヲ發展セシムルノ方法ヲ立案シ且ツ實施スルコト

（二）「ソヴイエト」聯邦輸出入計畫ノ設定

（三）本人民委員部ノ中央地方並在外通商機關及貿易ヲ營ム株式會社及其他ノ會社ヲ經テ行ハルル貿易指導及輸出入計畫ノ實施

（四）稅關事務ノ管理及關稅政策問題ノ審査

（五）通商條約締結及外國貿易問題ニ關スル國際會議ニ聯邦代表ノ一員トシテ參加シ該問題審議ニ參加ス

（六）外國貿易各部門ニ於ケル利權作、株式組織

化及合辨其他ノ會社組織、貿易機關設定ニ關スル問題ノ審議

（七）聯邦内ニ於ケル營業許可ヲ申請セル外國商社ノ登錄ニ關スル問題ニ對スル意見ヲ利權本委員會ニ提供スルコト

（八）外國貿易ヲ行フ凡テノ機關、團體及個人ノ輸出入行爲ヲ調節シ監督スルコト並外國貿易國家獨占ニ關スル凡テノ法規ノ遵守方ヲ監督スルコト

（九）外國貿易上ノ利益ヲ保障スル爲メ必要ナル海上、河川、鐵道、及空中各運輸業、保險倉庫及倉庫證券業務ニ關スル問題ヲ審議シ之ニ關シ關係各機關ト協議ヲ遂クルコト

（十）委員部管轄内ノ商港々務ヲ指導スルコト

以上ニ依ツテ見ルニ外國貿易人民委員部ハ殆ント貿易行爲ノ調節指導機關ト云フヘク貿易ヲ直接施行スルノ機關トシテノ性質ハ殆ント之ヲ視ルコトカ出來ナイ

從テ此等直接取引行爲ハ特殊ノ貿易機關例ヘハ貿易人民委員部地方機關ニ附屬スル企業例ヘハ各共和國ニ附屬スル貿易人民委員部全權代表ノ有スル「ゴストルグ」ノ如キテアル或ハ海外ニ於テハ在外通商代表（同代表館内ノ商業部）又ハ貿易人民委員部カ外國貿易ノ爲メニ創立スル合辨其他ノ會社等カ專ラ之ヲ取扱フ譯テアル

以下更ニ節ヲ分チテ外國貿易人民委員部ノ具體的調節業務ヲ述フヘシ

一、一般方策樹立

外國貿易國家獨占ヲ實施スルニ必要ナル一般方策ノ樹立及此レニ關スル法令發布、前記外國貿易人民委員部職務ノ一、二、四、六及十項ハ何レモ外國貿易國家獨占ヲ實施スルニ必要ナル一般方策ヲ樹立シ且此レニ關スル法令ヲ發布スルコトニ他ナラナイ此レト同樣ノ表現ハ一九二〇年六月十一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議々令第二百三十五項）ニ之ヲ見ルコトカ出來ル即チ基イテ勞働國防會議カ決定セル一年間ノ貿易實施計畫ニシテ最初同計畫ハ外國貿易人民委員部カ立案シ豫メ國家計畫委員會ト協議ヲ遂ケタル上勞働國防會議ニ提出シテ勞働國防會議ハ之ヲ更ニ國家計畫委員會内ノ外國貿易部ニ其ノ審査ヲ依囑スルノ順序テアルカ現在ニ於ケル輸出入計畫事業ハ輸出入品ノ分配率、免許狀及證明書ニ關スル一九二三年四月十二日附人民委員會議令ニ依レハ無制限ノ輸出入ヲ禁セラレタ基本物品ノ分配率決定制度殆ント集中シテ居ルノテアツテ玆ニ謂フ分配率トハ要スルニ勞働國防會議カ外國貿易調節ノ目的ヲ以テ外國貿易人民委員部ニ於テ國家一般計畫委員會（之ニハ國民經濟最高會議及其他ノ關係人民委員部ノ各代表者カ參加スル）ト協議ノ上爲シタル提議ニ基イテ定ムル輸出入量ヲ制限セサル基本物品ノ輸出入量ヲ各機關乃至企業ニ或ル期間ヲ限リ割當ツル率ノ意テアル、此ノ分配率決定後外國貿易人民委員部ノ輸出ニ對スル分配率ヲ配分スルニ當リ州經濟會議及聯邦共和國ノ經濟會議ニ附屬セシメサル外國貿易人民委員部代表者ノ手許ニ分配シタル後自ラハ中央ニ於テ又其代表者ハ地方ニ於テ各其許ニ有スル輸出分配率ヲ生産的國家企業、

三百四十五項參照）

三、輸出入計畫ノ作成及實施

「ソヴイエト」聯邦外國貿易調節ニ關スル根本大綱中注意スヘキハ此處ニ述フル輸出入基本計畫ノ作成及實施テアル此ノ輸出入計畫トハ毎年内外市場ノ需要供給關係、國内生産力及政治上ノ見地ニ基イテ勞働國防會議カ決定セル一年間ノ貿易實施計畫ニシテ最初同計畫ハ外國貿易人民委員部カ立案シ豫メ國家計畫委員會ト協議ヲ遂ケタル上勞働國防會議ニ提出シテ勞働國防會議ハ之ヲ更ニ國家計畫委員會内ノ外國貿易部ニ其ノ審査ヲ依囑スルノ順序テアルカ現在ニ於ケル輸出入計畫事業ハ輸出入品ノ分配率、免許狀及證明書ニ關スル一九二三年四月十二日附人民委員會議令ニ依レハ無制限ノ輸出入ヲ禁セラレタ基本物品ノ分配率決定制度殆ント集中シテ居ルノテアツテ玆ニ謂フ分配率トハ要スルニ勞働國防會議カ外國貿易調節ノ目的ヲ以テ外國貿易人民委員部ニ於テ國家一般計畫委員會（之ニハ國民經濟最高會議及其他ノ關係人民委員部ノ各代表者カ參加スル）ト協議ノ上爲シタル提議ニ基イテ定ムル輸出入量ヲ制限セサル基本物品ノ輸出入量ヲ各機關乃至企業ニ或ル期間ヲ限リ割當ツル率ノ意テアル、此ノ分配率決定後外國貿易人民委員部ノ輸出ニ對スル分配率ヲ配分スルニ當リ州經濟會議及聯邦共和國ノ經濟會議ニ附屬セシメサル外國貿易人民委員部代表者ノ手許ニ分配シタル後自ラハ中央ニ於テ又其代表者ハ地方ニ於テ各其許ニ有スル輸出分配率ヲ生産的國家企業、

二、通商代表設置

一九二〇年三月十一日附命令第二條ニ依ルニ共和國唯一貿易全權機關タル外國貿易人民委員部ノ在外機關タル外國貿易人民委員部ハ在外通商代表（大公使）ノ「スタフ」ノ一部ヲ形成スルモノヲ經テ施行セラルルモノテアル（一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議令―一九二三年法令集第三十一號第

其聯合、組合機關及合辦會社等規定ノ手續ニヨリ外國ニ向ケ相當ノ貨物ヲ輸出シ得ル權利ヲ有スルモノノ間ニ夫々分配シ輸入貨物ニ對スル分配率ハ之ヲ通商代表機關、州經濟協議會及聯邦共和國經濟會議附外國貿易人民委員部代表者、國家企業及其聯合等輸入權ヲ享有スル者竝當該輸入貨物ノ最大需要者タルモノノ間ニ割當テ分配率ニ剩餘ヲ生シタルトキハ貿易人民委員部及其機關ハ豫メ同委員部「ライセンス」課附屬ノ特別輸出局及其所屬機關ノ意見ヲ徴シタル上右剩餘率ヲ各別團體及個人ニ許與シ處分スルノテアル斯クシテ分配率ノ一定部分ヲ受領シタ官公衙、企業、團體乃至個人ハ國家ニ對シ自己ノ負擔セル義務ヲ正確ニ履行スルノ責ニ任シ若シ不履行ノ場合ニハ勞働國防會議ノ特別決定ニヨリ定メラルヘキ額ノ物質上ノ責任ヲ負フコトトナリ官公衙若クハ團體ニシテ物質上ノ責任ヲ負フトスルモ之ハ犯罪人カ分配率ニ關スルノ義務不履行ノ結果ニ關聯シテ負フヘキ刑法上ノ責任ヲ免スルモノテハナイ

四、貿易ヲ行フ機關及個人ニ對スル監督

既ニ述ヘタル如ク外國貿易人民委員部ノ任務中ニハ凡テノ貿易上ノ契約乃至一切ノ監督カ含マレテ居リ(同委員部規定第二條(イ)項)一般原則トシテ如何ナル團體、法人、自然人ト雖モ貿易人民委員部又ハ其機關ノ許可ヲ受ケナケレハ通商取引ヲナスノ權利ナキノミナラス一九二三年六月十一日附命令第二條(ロ)項ハ委員部ヨリ豫メ許可ヲ受ケナケレハ絶對輸出入取引ニ關スル交渉ヲ行フコトモ禁シ一九二〇年十二月四日附商品ノ輸入ニ關スル暫定法(一九二〇年法令集第九十三號第五百十項)ニハ貿易人民委員部又ハ其委任セル機關、團體及個人ニヨリ買收セラレ若クハ輸入ヲ許可セラレタル商品ノミヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國内ニ輸入スルコトヲ得ト規定シアリ又一九二三年四月十二日附分配率ニ關スル人民委員會議令第十八條ニ於テモ凡テノ稅關官廳ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ當該代表ノ輸入證明書ヲ備ヘサル外國商品ハ絶對之ヲ通關セシム可ラスト嚴ニ規定シテ居ル

而シテ輸出入ノ權利ヲ設定セル書類ニ關シテハ同令ノ(乙)編ニ於テ規定セラレ一ケノ商品ト雖モ規定ノ書類ヲ伴ハサイモノハ國境ヲ通過セシムルコトヲ得サイ然ラハ右書類トハ如何ナルモノヲ意味スル哉トイフニ同令第四條ニ從ヘハ(イ)證明書(ロ)「ライセンス」ノ二種テアル、證明書トハ前記輸出入品ノ分配率ニ關スル法律第五條ニ依レハ獨立輸出入取扱ヲ許サレテ居ル商品ノ目錄中ニ含マルル商品ノ輸出入行爲ニ對シ下附サルル許可書ノ意ニシテ然ラサル商品ヲ輸出入スル場合ニ必要ナルノカ「ライセンス」即チ免許狀テアル然シ外國人ハ右ノ區別ニ關スルコトナク凡ユル場合ニ「ライセンス」ヲ受ケネハナラヌ

證明書ハ

(イ)一九二三年四月十一日附外國貿易法ニ基キ外國市場ニ於テ直接商行爲ヲ爲シ得ル權利ヲ有スル機關ニ對シ下附セラルル

(ロ)規定ノ分配率ノ範圍内ニ於テ發給セラルル商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附屬又ハ聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表並在外通商代表ヨリ發給セラル

(ハ)(分配率ノ定メアル商品ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會、聯邦共和國附屬外國貿易人民委員部代表者ヨリ發給セラル

(ニ)(分配率ノ定アル商品ノ輸入ノ場合)分配率ノ定メアル商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表並在外通商代表ヨリ發給セラル

(ホ)(分配率ノ定メナキ商品ノ輸出ノ場合)分配率ノ定メナキ商品ニシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可サレタルモノノ輸出證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附屬又ハ聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表之ヲ發給ス

(ヘ)(分配率ノ定メナキ商品ノ輸入ノ場合)分配率ノ定メナキモ輸入ヲ禁止セラレテ居ラヌ商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部ニ限リ之ヲ發給シ且右ハ外國貿易人民委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部ノ參加スル輸出事務局ノ豫メ決定スルトコロニ基キ外國貿易人民委員部ノミヨリ發給セラル

次ニ「ライセンス」ノ發給手續ハ左ノ通リテアル

(イ)分配率ノ定メラレタル商品ノ輸出入ニ對スル「ライセンス」ハ規定ノ分配率ノ範圍内ニテ發給セラル

(ロ)(分配率ノ定メアル輸出商品ニ對スル場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル輸出「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ之ヲ發

給ス同樣州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ其有スル分配率ノ範圍内ニ於テ發給スルコトモアル右何レノ場合ニ於テモ貿易委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部代表ノ參加セル輸出事務局ノ豫備決定ヲ基礎トセネハナラヌ

(ハ)(分配率ノ定メアル輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル輸入「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スルヲ原則トスルモ州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表竝通商代表機關ヨリ發給スルコトモアル然シ其何レノ場合ニ於テモ輸出事務局ノ決定ニ基クヲ要シ又外國ニアツテハ當該通商代表機關「ライセンス」事務課ノ決定ニ基クヲ要シ且伯林及倫敦ニ於テハ必ス國民經濟最高會議代表ノ參加ヲ必要トスル

(ニ)(分配率ノ定メナキ輸出商品ニ對スル場合)分配率ヲ定メラレスシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可セラレタル輸出商品ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ホ)(分配率ノ定メナキ輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メナキモノモ其輸入ヲ禁セラレテ居ラヌ商品ノ輸入ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部各代表ノ參加スル輸出事務局ノ豫備決定ニ基キ外國貿易人民委員部「ライセンス」課ノ決定ニ基クヲ要シ且伯林及倫敦ニ於テハ必ス國民經濟最高會議代表ノ參加ヲ必要トスル

(ヘ)(分配率ノ定メナキ輸出商品ニ對スル場合)分配率ノ定メラレスシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可セラレタル輸出商品ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ト)(分配率ノ定メアル輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル輸入「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スルヲ原則トスルモ州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表竝通商代表機關ヨリ發給スルコトモアル然シ其何レノ場合ニ於テモ輸出事務局ノ決定ニ基クヲ要シ又外國ニアツテハ當該通商代表機關「ライセンス」事務課ノ決定ニ基クヲ要シ且伯林及倫敦ニ於テハ必ス國民經濟最高會議代表ノ參加ヲ必要トスル

(チ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(リ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ヌ)(分配率ノ定メナキ輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メラレスシテ無制限數量ノ輸入ヲ許可セラレタル輸入商品ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ル)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ヲ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ワ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(カ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ヨ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(タ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(レ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ソ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ツ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ネ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ナ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ラ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ム)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ウ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ヰ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ノ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(オ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ク)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ヤ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(マ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ケ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(フ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ヘ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ホ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ロ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(イ)「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己ノ貸與若クハ外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

五、稅關

外國貿易人民委員部ノ貿易調節任務中ニハ更ニ稅關管理カアル、同委員部ニ關スル法律第二條(一)項ニ依ルニ(イ)稅關ノ設置及管理(ロ)國際條約及協定中ノ稅關事務關係問題作成參加(ハ)關稅作成(ニ)密輸防止事業參加(ホ)稅關關係法規實施ノ狀態監督(ヘ)關稅統計作成等ヲ掌ル、尙稅關ノ組織及稅關法ニ就テハ第五條ニ規定ス

六、規格

外國貿易人民委員部ハ輸出品ノ規格ニ關スル一九二三年四月二十七日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働國防會議令ニヨリ輸出入品ノ品質ヲ監督スルノ權利ヲ有シテ居ル(一九二三年法令集第三十七條第三百九十二項)

同法ハ「ソヴイエト」聯邦ヨリ輸出サルル商品ノ素質ヲ改善スル目的ヲ以テ發布セラレタルモノテ輸出品ノ調達及輸出機關及團體カ品ノ規格及包裝ニ關スル外國貿易人民委員部ノ要求ヲ確實ニ履行スルノ義務ヲ定メテ居リ若シ或ル機關又ハ團體ニシテ右規格ニ反セル商品ヲ屢々輸出セルコト發覺セル際ニハ人民委員部ハ將來免許狀ノ下附ヲ停止スルコトアルヘシト豫告シテ居ル

七、貿易國營ノ保護

外國貿易人民委員部ニ關スル法律第二條(ト)項ニヨリ貿易人民委員部ハ更ニ貿易國營ニ關スル法規一切ノ遵守狀況ヲ監督スル義務ヲ有シ又外國貿易ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行

委員會及人民委員會議令第八條（一九二三年法令集第三十一號第三百四十三項）ニヨレハ貿易人民委員部、其ノ地方機關ノ在外通商代表ハ私人タルト官吏タルトヲ問ハス露西亞人ニシテ外國貿易法規ヲ犯セル者ヲ告訴スルノ義務ヲ負フ

因ミニ該委員部ハ毎月貿易國營ニ關スル法規ノ違犯人報告ヲ人民委員會議ニ提出スヘク又委員部ニ關スル法律ノ第八條ニヨリ委員部ノ裁判事務ハ之ヲ一切經濟權利管理局ニ委托サレテアル

第三章　外國貿易ノ主體

第一節　概說

現在ノ外國貿易ヲ行ヒ得ルモノハ左ノ六種テアル

（一）外國貿易人民委員部及其管轄機關（通商代表館商業部及ゴストルグ）

（二）獨立的輸出入權ヲ與ヘラレタル經濟機關（一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議令）

（三）在外通商代表館「スタフ」中ニ自己ノ代表ヲ置クノ權利ヲ有スル國家機關（一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議令）

（四）「コオペラチーヴ」ノ中央團體

（五）輸出入ヲ目的トシテ設立サルル株式會社

（六）其他凡テノ國家機關、企業、公共團體「コオペラチーヴ」團體並私人

以下右六種ノ外國貿易主體ニ就キ詳述ス

第二節　外國貿易人民委員部及其ノ管轄機關

一、在外機關

次ニ國內ニ於テ輸出入取引ヲ行フハ「ゴストルグ」ニシテ這ハ聯邦內各共和國人民委員會議附屬ノ貿易人民委員部全權代表委員部ノ許可ヲ受ケテ商取引ヲ行フ爲メニ各共和國內ニ設置サルルモノテ法人權ヲ有シ勞働國防會議ノ認可スル規定ニ基キ行動シ且又前記全權代表ノ直接指導ト貿易委員部ノ商企業及商業機關管理局ノ監督ヲ受クルモノテアル

「ゴストルグ」ハ原則トシテ專ラ其ノ所在共和國領內ニ於テノミ行動シ他ノ共和國內ニ於ケル行動ハ夫々同共和國ノ「ゴストルグ」又ハ海外ナレハ其當該國通商代表公館附屬商業部ヲ經由セネハナラヌ（一九二三年十一月十二日附貿易人民委員部規定第十七、十八條）

尙「ゴストルグ」ノ業務ハ殆ント前記通商代表館商業部ノ其レト同一テアル露西亞ヨリ輸出サルル商品ハ凡テ（「ツエントロソユーズ」扱品ヲ除キ）通商代表館宛ニ送ラル、一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議令ニ基キ輸出入權ヲ得タル企業ハ第二「アドレス」ヲ記名スル權利ヲ有シ免許狀ニヨリ輸出サルル商品ハ直接買取人ニ宛テ發送スルコトカ出來ルカ但シ該契約ニ依ル決濟カ完全ニ終了セル場合ハ凡テ通商代表館ニ宛テ（買取人記名ノ上）發送スルコトニナツテ居ルカ之ニ反シ輸入品ハ直接荷受人宛發送スルコトカ出來ル

ヴイエト」聯邦貿易官規定參照）

二、國內機關

「ソヴイエト」聯邦ノ外國ニ於ケル主要ナル通商機關ハ（一九二四年四月十二日附外國貿易法第一條）所謂在外通商代表ニシテ實際上ノ取引事務ハ同代表公館ニ附屬スル商業部之ヲ行ヒ其ノ商業行爲ニ關シテハ通商代表ヲ經テ貿易人民委員部ノ商企業局及其他ノ機關ニ隷屬シ其ノ行動範圍ハ專ラ當該駐在國ニ限ラレ同國外ニ於ケル契約ハ當該國通商代表ヲ經由シ又ハ貿易人民委員部全權代表委員部ノ許可ヲ受ケテ初メテ締結スルコトヲ得ルノテアル

商業部ハ自己ノ職責ヲ完フスル爲メニ商取引ニ必要ナル凡ユル動產不動產ヲ取得、賣却、賃入レ、借シ貿易ニ關聯スル信用、銀行、手形其ノ他ノ業務ヲ行フ外起訴並應訴スル權限ヲ持ツテ居ル（在外通商代表館規定第八條備考及第九條參照）

更ニ通商代表ノ外ニ貿易官ナルモノカアル（貿易人民委員部ニ關スル法律第二十九條參照）這ハ未タ正式ノ國交開カレサル外國ニ設ケラルルモノテ其ノ權限ハ殆ント通商代表ト異ナラス更ニ直接取引ヲ行フ上ニ於テ何等政治的ニ支障ナキ外國ニ於テハ貿易委員部ノ商業機關、國家機關、國營企業及公共的團體「コーオペラチーヴ」機關並私營企業乃至私人ノ委囑ニヨリ取引仲介業務ヲモ取扱ツテ居ル其他貿易官ノ權限ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スル委任狀ニ詳細ニ記載シテアル（一九二四年三月三十一日貿易部カ認可シ同年四月四日附同委員部命令第四十八條ニヨリ發布サレタル「ソ

第三節　獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關

獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關ノ名簿ハ外國貿易ニ關スル一九二三年四月十二日ノ政令ニヨリ勞働國防會議之ヲ制定スルノテアル

今日迄獨立輸出入權ヲ附與サレテ居ルノハ一九二三年四月十八、二十七日、十月十二日、十九日及十二月四日附勞働國防會議令（一九二三年法令集第三十二號第三百五十八項、第三十七號三百九十六項、一九二三年「外國貿易」法等四十八號附錄第十九號、一九二四年法令集第十號第二十七項、一九二四年「外國貿易」法第一號附錄（第一號參照）ニヨレハ左記ノモノテアル（令第八十三號附錄ニヨル）

（一）木材ノ大口輸出機關（一九二三年五月七日附外國貿易人民委員部命令）

「セーヴエロレス」「北部林業等「トラスト」

「ペトロレス」「ペトログラード」林業「トラスト」

「ドヴイーノレス」「ドヴイーナ」林業「トラスト」

「ザーパツドレス」「西部林業」トラスト」

「グリレス」「極東林業」トラスト」

右各「トラスト」ノ行動ヲ指揮監督スル爲メ國民經濟最高會議林業中央管理局內ニ木材輸出中央局カ設置セラレ其ノ地方局ハ在倫敦在伯林及在「リガ」各通商公館ニ設ケラレテアル

此ノ地方局ハ各木材輸出機關ノ代表及貿易ノ委員部代表ヨリ成ツテ居ル

（二）石油輸出機關

「ネフチシンヂケート」石油「シンヂケート」

（三）亞麻、大麻及此等類似ノ生產品輸出機關

「リノトルグ」「亞麻貿易部」

「ゴストルグ」「國營貿易部」

「ツエントルソユーズ」「全聯邦消費組合中央聯合會」

「リノツソトル」「亞麻組合中央聯合會」

「フレーボプロヅクト」「穀類貿易部」

註（一）ト同樣ニ亞麻輸出中央局及同地方局ヲ設置ス右記以外ノ國家機關ハ凡テ中央局ニ加入スル又組合團體ハ「ツエントルソユーズ」ヲ經由シテ取引ヲ行ハネハナラヌノテアル

（四）織物ノ輸出入機關

全「ソヴイエト」聯邦織物「シンヂケート」

（五）石炭ノ輸入機關

「ドン」河流域石炭中央管理局（倫敦及伯林ニ支部ヲ有ス）

（六）石油ノ輸入機關

「アゼルバイヂヤン」石油業國家合同部（同右）

「グローズヌヰ」石油業中央管理局（同右）

（七）茶珈琲ノ輸入機關

茶、珈琲及「きくぢさ」（チコリー）工業本局

（八）柔毛、毛、剛毛、馬毛輸出機關

傘露皮革「シンジケート」

（九）護謨及「アスベスト」ノ輸入機關

國營護謨工業「トラスト十」

（十）醫療品販賣部（倫敦、伯林ニ支部ヲ有ス）

（十一）雜貨、小間物品ノ輸出入機關

國營百貨店

（十二）農產物ノ輸出機關

「フレーボプロヅクト」穀類貿易部

而シテ獨立輸出權ヲ有スル經濟機關ハ同權利ヲ行使スルニハ次ノ制限ニ從フノテアル即チ第一ニ四月十二日附外國貿易法ニヨリ只自己ノ生產品ノミヲ國外ニテ販賣シ自己ノ生產ニ必要ナル物品ノミ（勞働者ノ給養品ヲ含ム）ヲ購入スルコトカ出來ル

輸出品調達ニ當リテハ貿易人民委員部ノ制定セル規格ヲ遵守セネハナラヌ輸出品ニ對スル規格包裝等ノ條件ハ外國貿易人民委員部ニ於テ國民經濟最高會議及內國商業部ハ必要ノ場合ニハ其ノ關係官廳又ハ團體ト協議ノ上作成セラル

又露西亞ヨリ輸出サルル商品ニハ凡テ（一）發荷機關又ハ團體ノ名稱（二）規格票（三）數量ヲ記入スル標ヲ貼布スルコト、ナツテ居ル

尙一定ノ輸入商品ヲ專ラ需要スル國營生產企業及其聯合ハ勞働國防會議ノ特別令ニヨリ該品ヲ海外ニテ購入スルノ獨占權ヲ附與セラルルコトモアル（四月十二日外國貿易法第三條）

外國市場ニ於ケル直接取引執行ノ權利ヲ受ケタル機關ハ絕對ニ國外ニテ購入シタル商品ヲ轉賣シ又ハ露國內ニテ購入セル商品ヲ國外ニテ販賣スルヲ禁セラル

以上述ヘタ機關ノ契約締結ノ爲メニハ豫メ外國貿易人民委員部機關ニ申告スルノテアル

四月十二日附外國貿易令ニ對スル一九二三年四月十八日附勞働國防會議令（一九二三年法令第二十二號第三百五十九項）ニヨレハ右記機關ノ代表

者ハ外國商社トノ具體的交渉ヲナスニ當ツテハ豫メ當該通商代表ニ通告スルノ義務ヲ有シ(第一項)通告ヲ受ケタル通商代表ハ二日以内ニ反對ノ意ヲ商館代表ニ通告スヘク若シ通商代表ヨリ何等ノ回答ナキ場合ニハ事實交渉ヲ開始シテ差支ナイノデアル

又商社代表ハ自己ノ注文及提議ヲハ相手商社ニスルト共ニ通商代表ニモ照會スルヲ要シ若シ右注文及提議ニ對スル商社側ノ條件ニシテ通商代表側ノ條件ト同一ナルニ於テハ通商代表之ヲ引受ケケレハナラヌ

商社代表ハ交渉終了ノ曉ハ契約セムトスル條件ヲ通商代表ニ通告シ若シ右契約中ノ商品ニシテ取引所ニテ交換サルル商品ニ對シテハ二日以内ニ其他ノ商品ニ對シテハ五日以内ニ通商代表ヨリ異議ナキ場合ハ最早許可サレタルモノト認メラル(第十二項)

而シテ通商代表ハ(一)政治的見解ヨリ(二)一般國家的計畫ニ適應セサルニヨリ或ハ(三)商業上有利ナルト認メタル場合ニハ計畫サレタル取引一切ヲ停止スルノ權利ヲ有シ若シ取引ヲ停止シタル場合ニハ通商代表ハ此レト同時ニ該取引ヲ實行スル爲メニ一層有利ナル條件ヲ前記機關ニ指示スルカ又ハ相當ノ商品信用ヲ提供セネハナラヌ(第十二項)

凡テ經濟機關(國家機關ヲモ含ム)ノ資金ハ之ヲ通商代表館ニ預金シ該金ハ右機關ノ通告又ハ指示ニヨリ代表館之ヲ支出スルノデアル(第十二項)

以上ハ勞働國防會議訓令ニヨリ定メラレタル輸出入權所有機關ノ外國ニ於ケル契約締結ノ手續アル然ラハ外國品ノ輸入及內國品ノ輸出ニ關スル契約ハ國內ニ於テハ如何ナル手續ニ於テ締結スヘキヤト云フニ之モ前記手續ト全ク同樣テ只指導的地位ニ立ツトイフニ過ギナイ這ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議ノ外國貿易法ニ記載サレテアル(一九二二年法令集第六十五號第八百四十六項第三節)

前記ノ契約ハ凡テ輸出入權ヲ有スル機關ノ代表カ自己機關ノ名ニ於テ取極メネハナラヌ但シ右ニ述ヘタ手續ニヨル契約ハ凡テ當該機關ニ對シテノミ強制的ノモノテ之ニ對シ機關ハ自由ニ處分シ得ル自己ノ財產ノ範圍ニテ責任ヲ負フノデアル(民法第十九條)

勿論民法第二十一條及第二十二條ニヨリ土地建物及設備ハ債務辨濟ノ客體タリ得ナイノデアル國家、人民委員部及其他ノ中央官廳ニシテ前記機關ヲ管轄スルモノモ其ノ契約ニ對シテハ連帶責任乃至追加責任ヲ負ハナイ

故ニ一九二二年七月十七日附全露中央執行委員會及人民委員會議令ハ前記經濟機關ノ締結スル契約中ニハ經濟機關代表ハ凡テノ請求ヲ契約ノ相手方ニナス義務ヲ有スルモ國家人民委員部其他該機關ヲ管轄スル中央官廳ニ對シテハ毫モ請求ヲ爲サル旨ノ一條項ヲ加フヘキヲ規定シテ居ル(第五項備考)

斯ノ如ク「ツエントルソユーズ」ノ行爲ハ全ク輸出入權ヲ有スル經濟機關ニ對スル規定及手續ニヨリ規整サルルモノト見ルコトカ出來ル

次ニ「ツエントルソユーズ」ニ與ヘラレタル右記ノ權利ハ一九二三年五月九日附勞働國防會議令ニヨリ「セリスコソユーズ」(農業組合中央聯合會)及一九二四年三月五日附勞働國防會議令ニヨリ「ウーコスビルカ」(「ウクライナ」消費組合中央聯合會)ニモ附與サレテ居ル

更ニ「ツエントルソユーズ」ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關ニ關スル前揭一九二三年十月十九日附勞働國防會議令ニヨリ亞麻、麻屑、大麻其他此レニ類似ノ生品ノ輸出權ヲ得テ外國市場ニ於テ直接取引ヲ行フコトカ出來ル即チ第二節ニ述ヘタル經濟機關ト同等ノ權利ヲ有シ從テ經濟機關ト同樣一九二三年四月十八日附勞働國防會議訓令ノ手續ヲ遵守セネハナラヌ

此ノ權利ハ十月十九日附勞働國防會議訓令ニヨリ「リノツエントル」(亞麻組合中央聯合會)ニモ及フ

其他「フセコプルソユーズ」(全露工場組合中央聯合會及「フセコレス」(全露林業組合中央聯合會)モ外國貿易人民委員部トノ間ニ結ヘル協定ニヨリ通商代表公館內ニ自己ノ代表ヲ駐在セシムルコトヲ得ルノデアル

又「ウクライナ」組合ノ中央機關タル「ウルコープ」ハ一九二三年九月二十八日附勞働國防會議令ニヨリ「ツエントルソユーズ」ノ在外事務所內ニ自己ノ代表ヲ置クコトカ出來ル

第五節　輸出入株式會社

輸出入取引ヲ目的トシテ設立サルル株式會ヲ述フルニ當リ先ツ其ノ中合辨株式會社ニ就テ述ヘヨウ「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ解釋ニヨルニ合辨株式會社トハ國家資本ト私人資本(外國人及露國人)共同出資ニヨル株式會社デアツテ其ノ中ニ國家資本カ幾何投セラレ居ルモ尙法律上ハ個人企業デアル

從テ此等株式會社ノ事業ノ性質及範圍ハ定隷ニ定ムルモ輸出入取引ヲ行フカ爲メニハ私法人ナルカ故ニ絕對ニ所定ノ法規ニ從ハネハナラヌ即チ原則トシテ其ノ都度豫メ輸出入ノ特許ヲ受ケ若シ外國資本ノ參加シテ居ル場合ニハ更ニ利權ヲ取付クル必要カアル、勞働國防會議令ニヨリ輸出入權ヲ附與サレタル株式會社ハ此ノ例外テ此等ハ何レモ第二節ニ述ヘタル輸出入權ヲ有スル經濟機關ト同樣ノ權利ヲ有スルモノテアル

第六節　其他ノ外國貿易主體

上記以外ノ國家機關、國營企業、公共團體、組合機關、私人等ハ凡テ免許ニ關スル一般規定ニ從ヒ輸出入ヲ行フノ他ナイノテアツテ何レモ商品ヲ處分スル爲メニ委托販賣主義ニヨリ之ヲ貿易人民委員部ノ交附スル例ヘハ其都度貿易人民委員部ノ許可ヲ受ケ其ノ定ムル條件ニヨリ輸出入契約ヲ結フ譯テアル

又貿易人民委員部ノ許可ヲ以テ輸出入契約實施上同委員部機關ニ對シ技術的援助ヲ與フル爲メ自己ノ代表ヲ派遣スル事カ出來ル

而シテ免許ヲ得タルモノハ通商代表ヲ經由シテ海外ニテ行動スルコトヲ得ルモ若シ外國商館ヨリ貿易人民委員部ヨリ以上ノ有利ナル條件ニ接シタル場合ニハ通商代表ノ許可ヲ得テ之ニ關スル契約ヲ結ヒ締結ノ上ハ更ニ通商代表ノ認可ヲ受クルノテアル(一九二三年四月十二日附外國貿易法第十六項、同年四月十八日附勞働國防會議訓令一同年四月十二日附外國貿易法第十條(二)項、第六條及附錄第五號)

第四章　輸出入權ト金融機關

「ソヴイエト」聯邦ノ現行法規ノ下ニ於テハ外國貿易ノ主體ハ上述六種ニ盡キ此等以外ハ絕對ニ輸出入ノ權利ヲ享有セサルモノテアルカ故ニ右輸出入權ヲ得テ貿易機關ノ行動ニ類似ノ行爲ヲ爲スヲ許サレタルモノカアル即チ外國貿易ニ關係アル金融機關テアル、此等ノ金融機關ハ自己又ハ他ノ企業者カ擔保トシテ受理セル輸出入品ヲ處分スルコトヲ得ルノテアル

從テ或ル者ハ金融機關ヲモ貿易ノ一主體トシテ論スルモ元來金融機關ハ右ニ述フル如ク輸出入ヲ營業目的トシテ行フニアラスシテ自己營業ニ關スル商品ヲ其營業ノ目的ヲ果スタメニ處分スルノミナルヲ以テ斯カル觀察ハ全ク誤謬ト云フヘキテアル

定款ニヨリ輸出入業ニ對スル金融機關タル國立銀行其他ハ(一)外國ニ輸出サレタル商品ニシテ擔保ニ入レアルモノハ期限後賣却スルノ權利(二)輸入スヘキ在外商品ニシテ擔保ニ入レアルニ何等カノ理由ノ爲メ輸入不可能トナレル場合及右事情ノ判明後一週間ヲ經ルモ尙債務者又ハ通商代表ニ於テ處分セサル場合ハ之ヲ海外ニテ賣却スルノ權利(三)擔保商品ヲ外國銀行ニ二重擔保ニ入ルルノ權利(四)擔保商品ヲ二重擔保ニ入ルルノ目的ヲ以テ露西亞銀行又ハ中立銀行(外國貿易人民委員部ト協議ノ上國家計畫委員會ニテ作成セル中立銀行表ニ基キ其一ヲ選擇ス)ニ發送シ同銀行ノ倉庫ニ保

管スル等ノ權利ヲ有ス（一九二三年四月四日附勞働國防會議令ー一九二三年七月十二日附財政報第二十八號附錄二號）

第五章　通商代表公館内ニ代表ヲ有スル國家機關

在外通商代表公館内ニ代表ヲ置クノ權利ヲ有スル特種ノ國家機關ナルモノカアル聯邦共和國經濟協議會、州經濟協議會、各人民委員部及其他ノ中央機關カ之レテアル（四月十二日附外國貿易法第五條、一九二二年法令集（第三十一號第三百四十三項）

斯カル權利ヲ附與スヘキヤ否ヲ決定スルハ勞働國防會議テ同會議ノ作成セル此種國家機關名簿（一九二三年五月九日附勞働國防會議令、一九二三年法令集第四十五號第四百五十三項）ニ編入サレテ居ルモノニハ外「カフカズ」聯邦「ソヴイエト」共和國「ウラル」「シビリ」東南部、同西北部及莫斯科各經濟協議會テアル、此ノ他一九二三年八月十日附勞働國防會議令（一九二三年貿易委員部命令第五八號ニヨリ發布）ニヨリ國民經濟最高會議ノ電技本局亦代表設置權ヲ與ヘラレタ

又「ウクライナ」共和國ハ自ラ在外ニ通商代表ヲ設置スルノ權利ヲ有ス（一九二三年法令集第六十二號第五百八十九項）

右代表ハ何レモ其派遣機關ノ名ニ依リ契約ヲ結フコトヲ得、之レ獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關ノ代表ト異ナル所テアル

而シテ右契約ハ凡テ在外通商代表ヲ通シテ締結サル、若シ同代表ニシテ自ラ國家機關ノ注文履行ヲ拒絶スルカ又ハ私人商社ノ提供スル程度ノ有利條件ヲ提供シ能ハサル場合ニハ當該國家機關代表ノ提議ニ基キ國家機關ノ推薦セル商社トノ間ニ國家機關ノ提示セル條件ニヨリ且國家機關ノ計算ニ於テ契約ヲ締結セネハナラナイ（勞働國防會議訓令第十三項）

然シ通商代表ハ政治的見解又ハ商業利益ノ見地ヨリ該契約ノ締結ヲ不可能ト認メタルトキハ提議セラレタル契約締結行爲ニ應スルニ及ハナイ（同訓令第十三項）

此種國家機關カ輸出入權ヲ有スル經濟機關ト異ナル第二ノ點ハ其締結セル契約ニ對スル國家ノ責任ノ範圍テアル即チ經濟機關ノ契約ニ對シテハ國家ハ毫モ責任ヲ負ハナイカ國家機關ノ契約ハ通商代表ノ名ニ於テ締結サルル故ニ國家之ニ對シ責任ヲ負フ譯テアル

而シテ勞働國防會議訓令中ニハ國家機關ハ如何ナル手續ヲ以テ外國商社ト交渉スヘキヤニ關スル規定ナキモ國家機關代表カ外國商社ノ提議ヲ通商代表ニ讓渡スルニハ豫メ交渉スル必要カアル

要之此種國家機關ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關トハ概ネ同一ニシテ而モ却テ其ノ權限狹キカ故交渉ニ當リテハ經濟機關ニ對スル規定ヲ遵守スヘキモノト解セラレテ居ル

第六章　外國商館

外國商館トイフハ「ソヴイエト」聯邦領域外ニ於テ設立セラレ且ツ其ノ所在國ニ於テ商事業務ヲ爲ス法律上ノ權利ヲ有スル（株式會社ノ規約及定款又ハ組合契約）ノ認可ヲ負フ譯テアル

而シテ勞働國防會議訓令中ニハ國家機關ハ如何ナル手續ヲ以テ外國商社ト交渉スヘキヤニ關スル規定ナキモ國家機關代表カ外國商社ノ提議ヲ通商代表ニ讓渡スルニハ豫メ交渉スル必要カアル

要之此種國家機關ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關トハ概ネ同一ニシテ而モ却テ其ノ權限狹キカ故交渉ニ當リテハ經濟機關ニ對スル規定ヲ遵守スヘキモノト解セラレテ居ル

第六章　外國商館

外國商館トイフハ「ソヴイエト」聯邦領域外ニ於テ設立セラレ且ツ其ノ所在國ニ於テ商事業務ヲ爲ス法律上ノ權利ヲ有スル（株式會社ノ規約及定款又ハ組合契約）ノ認可ヲ負フ譯テアル

外國商館カ「ソヴイエト」聯邦ノ外國貿易ニ參加スル爲メニハ之迄吾人カ研究シテ來タ一般並特別法規即チ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ商取引ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會令及同年五月十二日附手續規定ニ從ハネハナラヌ

右ニヨレハ外國企業ハ「ソヴイエト」聯邦内ニテ商業ヲ行ヒ且事務所支店代理店等ヲ設クルニハ中央利權委員會ヨリノ許可ヲ受クルヲ要シ「ソヴイエト」聯邦内ニテ結ハルル輸出入契約ノ相手ハ必ス右許可ヲ有スル外國商館テアラネハナラヌ

而シテ外國商館ニシテ右許可ヲ中央利權本委員會ヨリ取付クル爲メニハ左記事項ヲ認メタル願書ニ所定ノ印稅ヲ添付シテ外國貿易人民委員部ニ提出スルヲ要ス

（一）企業及管理者ノ名稱、業務範圍、所在地
（二）企業設立月日、所在地國ニ於ケル法律上ノ存在ヲ證明スヘキ證據
（三）企業カ所在地國ニ於テ行動スル根據タル條款（會社ノ規約及定款又ハ組合契約）ノ認可又ハ登記ノ年月日
（四）存續期間（企業カ所在地國ニ於テ行動スル根據タル條款ニ其ノ定メアル場合）
（五）企業ノ屬スル株式會社又ハ有限責任會社ノ屆出資本額及拂込資本額
（六）戰前及一九一七年前ニ露西亞ニ於テ業務ヲ營ミタルコトアリヤ否ヤ若シアラハ其ノ場所

及取引商館

（七）一九一七年以降「ソヴイエト」聯邦ニ於テ又ハ其在外通商代表ト取引シタルコトアリヤ否ヤアラハ其ノ取引商館

（八）企業カ行ハムトスル商事業務ノ精確ナル性質（輸出、輸入若クハ國内商業）、業務ノ場所、取扱ハムトスル貨物機械類、業務ノ程度範圍、資本額及自己ノ計算ニ於テナスヤ又ハ委託賣買ナルヤノ點

（九）國家機關ヲ自己ノ商品販賣ノ代理人ト爲サムト欲スルヤ否ヤ若シ欲スルナラハ如何ナル條件ニ於テ之ヲ爲サムトスルヤ或ハ又個人ヲ代理人ト爲サムトスルヤ若シ然ル場合ハ其ノ姓名及住所

（十）以上ノ外企業ノ性質ヲ明カニスル上ニ於テ必要ト認ムル他ノ材料ヲモ添付提出スルコトヲ得

右ノ中（一）及（五）ハ株式會社ノ規約、定款、組合契約其他ノ證據書類ノ寫ニシテ在外當該勞農官憲ノ認證シタルモノ及損益計算書ヲ公告スル企業ニアリテハ認證ヲ受ケタル最近營業年度ノ貸借對照表及損益計算書寫ヲ添付セネハナラヌ

尙右書類ニシテ代理人ヨリ提出セル場合ニハ同人ハ通商代表ノ裏書セル委任狀ヲ提出セネハナラヌ

貿易人民委員部ハ該願書ヲ受理シ此レニ意見ヲ添ヘテ中央利權委員會本部ニ送付シ正規ノ審査ヲ受ケ、許可書ハ一ケ年乃至三ケ年ノ期限附ニテ交付サルルヲ以テ外國商館側ニシテ之ヲ更新セムトセハ期限終了前二ケ月内ニ其旨ヲ貿易委員部ニ出願スルコトカ出來ル而シテ許可期限終了迄ニ回答ヲ受理シナイトキハ右許可書ノ効力ハ回答ニ接スル迄自働的ニ延長セラルルノテアル

斯クテ業務執行許可ヲ受ケタル外國商館ノ許可書ニ指定シアル場所ニ常設代理店、事務所、支店等ヲ置キ其ノ長トシテハ「ソヴイエト」聯邦内ニ於ケル外國商館ヲ代表スル權限ヲ有スル定住所ヲ有スル全權代表ヲ駐在セシメナケレハナラヌ而シテ右代表ハ「ソヴイエト」聯邦内ニ於ケル商館ノ業務ニ關シ發生スル一切ノ裁判上及裁判外ノ事項ニ付キテモ商館ヲ代表スノ權限ヲ有スルト同時ニ聯邦内ニ於ケル商館ノ業務上起ツタ一切ノ訴訟事件ニ關シ其ノ住所地ニ於テ代理人トシテ責任ヲ負ハネハナラナイ

斯クノ如ノ許可ヲ受ケタ商館ハ代表ヲ駐在セシムル義務以外又聯邦官憲カ現在及將來發令スル一切ノ關係法規ニ從ハネハナラヌコトハ云フ迄モナイ

營業許可ノ効力ヲ失フ場合ハ左ノ通リテアル

（一）許可期限ノ滿了セル場合
（二）商館ニシテ外國ニ於ケル存在ヲ停止セル場合
（三）許可受理後三ケ月以内ニ業務ヲ開始シナイ場合及許可條件ヲ履行シナイ場合

又營業ヲ許可サレタル企業ハ其一切ノ動産不動産（所在地ノ何處タルヲ問ハス）ヲ以テ「ソヴイエト」聯邦内ニ於ケル自己ノ行爲ニ對シ責ヲ負フ、此場合聯邦内ニ存在スル商館ノ財産及營業收入ヲ以テ自己ノ行動ニ關シ生スル請求ニ對シ優先的ニ辨濟スヘキテアル

斯クシテ正規ニ登錄セラレタル外國商館ハ商業會議所及商品取引所ノ會員トナル權利ヲ有スルノテアル

尙最後ニ一言シテ置クヘキコトハ右記外國商館ノ他ニ政府ノ批准セル利權契約又ハ特別ノ法令ニヨリ業務執行ヲ許可サルルヲ要シナイノテアル（一九二三年九月七日附司法人民委員部回令第百七十九號、同年九月十三日附「ソヴイエト」司法週報第三十六號）

第七章　通商條約

一九二四年八月二日迄ニ「ソヴイエト」聯邦カ諸外國ト締結セル通商條約ハ「ソ」端典、「ソ」伊及「ソ」波斯ノ三通商條約テアル、其ノ中「ソ」伊條約ハ内容最モ詳細ニシテ相手國ノ人及機關ノ權利、（市民權、入國、出國、營業等ノ權利）貿易ノ條件（關稅輸出入商ノ限定）運送條件（「トランヂット」問題、航海問題）等ノ主要問題カ取極メラレテアル

而シテ此等ノ諸條項ハ（一）最惠主義（居住權、租稅、財産權、裁判構成）（二）平等主義（三）商品及人ニ關スル特權制度（「トランヂット」、利權）ヲ基礎トシ伊露通商條約第三條ニ於テハ「ソヴイエト」聯邦ノ貿易國營制度ニ關聯セル聯邦ノ諸權利ヲ認メテ居ル

最惠國待遇附與ノ宣言サレタノハ之ヨリ先キ獨逸ト結ヘル「ラッパロ」條約ニシテ之ニヨレハ兩國政府ハ双方國民ノ一般的法律上ノ地位竝相互的通商經濟關係ヲ調節スル爲メニ最惠國待遇主義ヲ採用スルコトニ同意ストアル

一九二四年三月十五日附締結サレタ「ソ」瑞通商條約モ全ク之ト同シク其第一條ニ於テ最惠國待遇主義ノ若干變ツタ型ヲ示シテヰル

即チ兩國ハ極力兩國間ノ通商ヲ緩和スルコトニ同意シ兩國間通商ハ相手國現行法律ニ順應シ行ハルルモノトス、兩國間ノ通商ハ他ノ凡テノ國トノ通商ニ對シ課セラレ居ル以外ノ制限又ハ高率ノ稅ニ服セサルモノトストアリ此レニヨリ兩國平等ニシテ且第三國ヨリモ劣ラサル恩惠ニ浴スルト共ニ今後外國人及外國商品ニ適用サルルコトアル可キ制限ハ之ヲ一切容認スルモノト解スルコトカ出來ル

次テ露西亞ニ於ケル無條件的最惠國待遇ヲ各國ニ附與スル例ハ一九〇四年ノ露獨條約第六條及一九〇七年ノ露伊條約第四條ニシテ何レモ特典ヲ無條件ニ遲滯ナク且自働的ニ與ヘテ居ルノテアル

然シ十九世紀ノ後半及二十世紀初期ノ通商條約中ニ於テ川ヒラレタル此ノ無條件的最惠國待遇主義ハ大戰後ハ條件附最惠國待遇主義ノ型ヲトル樣ニナツタカ最近歐洲ノ經濟界カ回復シ世界的工業危機漸次去リ且又國際關係次第ニ安定ヲ見ルニ至ツタ爲メ各國トモニ戰前ノ如ク無條件的最惠國待遇主義ニ後戻リシツツアル摸樣テアル例ヘハ一九二三年ノ米獨條約、米伯（伯拉次爾）及米玆（「チエツコ、スロヴアキヤ」）條約ニ於テモ過去約百年間米國ノ國際條約ノ基礎ヲナセル條件附最惠國待遇主義ハヨリ少ク用ヒラレテ居ル

尙テ「ソヴイエト」聯邦ノ通商條約ヲ觀ルニ元來同國ノ國家經濟組織ハ全ク獨得ノモノナルカ故ニ「ソヴイエト」聯邦ノ締結スル通商條約ニハ所謂

第一章　稅關事務ノ組織

稅關事務ノ管理ハ一九二三年十一月十二日召集「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會第三例會ノ認可セル外國貿易人民委員部ニ關スル法律ニヨリ同委員部ノ管掌スルトコロテ此レカ直接管理ハ中央ニ於テハ同委員部ノ稅關本局、地方ニ於テハ其ノ地方機關之ヲ行フ（一九二三年法令集第百八號、第一千三十五項）右ノ他外國貿易人民委員部ニハ關稅率委員會アルモノアリテ新關稅率ノ制定改正竝輸出入禁止品目錄ノ改正等ニ關スル問題ノ審議ヲ司リ財務人民委員部ノ同意ヲ經タル外國貿易人民委員部ノ提議ニヨリ人民委員會議ノ任命スル委員長及次長ノ下ニ貿易人民委員部（委員長及次長ヲ含マス）及財務人民委員部ノ代表各二名、國民經濟最高會議、農業、外務、勞農檢査各人民委員部ノ代表各一名ヨリ成リ各委員ノ任命ハ凡テ人民委員會議ニ於テ認可セラル、其他ノ人民委員部及國家機關ノ代表ハ自己機關ノ權限ニ關スル問題ノ審議サル場合ニハ議決權ヲ以テ招聘セラル（一九二二年二月二十三日人民委員會議令）

次ニ密輸防止ノ爲メニ一九二一年十二月八日附貿易人民委員部（一九二一年法令集第七十九號第六百七十四項）ニヨリ密輸防止中央委員會及區（「ライオン」）委員會創立セラレ其後同中央委員會ハ稅關本局ニ、其ノ區（「ライオン」）委員會ハ地方稅關ニ夫々附屬スルコトトナツタ

第二章　輸出入手續法規

商品ノ輸出入手續ヲ律スル基本法律ハ輸出入品ノ牧容、保管及通商ニ關スル一九二〇年十一月十二日附人民委員會議令（一九二〇年法令集第九十四號第五百十三項）（一九二二年十一月二十二日附人民委員會議令ニヨリ改正サル）一九二二年十一月二十九日發行「イギズヴエスチヤ」紙第二百七十號）ニシテ其後幾多ノ新規定乃至追補令カ發セラレテ居ル

例ヘハ商品ノ稅關保管ノ期限及倉庫料竝雜料金ノ徵收手續ハ一九二三年三月十四日附人民委員會議令（同年法令集第三十三號第二百六十四項）ニヨリ又稅關管內ニアル商品ノ荷受人倉庫內保管ハ一九二二年八月二日附人民委員會議令（同月十三日發行「イズヴエスチヤ」紙第百八十一號）及一九二三年三月十日附貿易人民委員部ノ認可セル「稅關管內ニ在ル商品ノ荷受人倉庫內保管竝此等倉庫內商品ニ對スル稅關監視料金ニ關スル」規定（一九二三年三月十日附貿易人民委員部命令第三十四

號）ニヨリ律セラレテ居ル

更ニ輸出入品ニ對スル稅關監視ノ詳細ハ

（一）一九二二年九月一日附貿易人民委員部ノ認可セル「商品ノ境外通關、其ノ返送手續及輸送品用風袋ノ特別通關ニ關スル臨時規定（一九二二年十月十七日附貿易委員部命令）

（二）一九二二年十月三十一日附貿易委員部ノ認可セル「商品ノ輸出入監督」ニ關スル稅關ニ對スル訓令（一九二二年十一月四日附委員部命令）（同訓令ハ同年十一月二十三日附第二百九十九號、一九二三年二月八日附第十九號、同月十四日附十四號同月十五日附第二十八號、同年十一月十二日附第五十一號、一九二四年一月十七日附第六號等貿易委員部命令ニヨリ修正サル）

ニ規定セラレテアル

次ニ海路輸入ニ關シテハ一九二三年九月三十日附貿易人民委員部ノ認可セル海路輸入訓令（一九二二年十一月三十日附委員部命令）（一九二三年三月十四日第三十五號、同月二十一日附第四十號同年四月二十七日附第七十三號委員部命令、海路輸入貨物書類ノ發送及受領手續ニ關スル規定一九二四年三月七日附貿易委員部命令第二十五號ー及一九二一年九月十五日委員部ノ認可セル「海船ニ對スル稅關「パスポート」下附手續規定ニヨリ修正サル）ニヨル

鐵路輸入ニ關シテハ一九二二年七月二十日貿易人民委員部ト交通人民委員部ト協議ノ上認可シタル「稅關經由商品ノ輸出入」ニ關スル鐵道訓令ニヨルノテアル、尙同訓令ハ翌年一月十五日附委員部命令第四號ニヨリ若干ノ修正ヲ施サレテ居ル

第三章　郵便小包ノ通關

郵便小包ノ通關ニ關シテハ左ノ如キ法令カ現存シテ居ル

（イ）一九二一年八月二日附外國貿易及遞信兩人民委員部ノ認可セル「郵便物ノ稅關ヨリ通關ニ關スル規定」

（ロ）郵便小包ノ交換條約ヲ結ンテヲラナイ國家ヨリノ食料品其他小包ノ料金並發送ニ關スル一九二一年九月三十日附勞働國防會議令（一九二一年法令集第七十號第五百六十五項）

（ハ）一九二一年十月二十日貿易、外務、遞信、三人民委員部ノ認可シタ「右法適用手續ニ關スル訓令」

（ニ）一九二一年十一月十日外國貿易及遞信兩人民委員部ノ認可シタ輸入「郵便物ノ稅關ヨリ郵便局ニ對スル交付手續」ニ關スル規定

（ホ）輸入郵便物ノ通關手續ニ關スル一九二二年五月三十一日附人民委員會議令（一九二二年法令集第三十五號第四百十八項）

（ヘ）一九二二年十一月九日外國貿易、遞信兩人民委員部ノ認可シタ小包信書ノ輸出通關ニ關スル規定

第四章　旅客荷物ノ輸出入

旅客荷物ノ通關ニ關シテハ一九二二年十月二十三日財務及貿易兩委員部ノ認可セル「旅客及其ノ携行荷物ノ通關」ニ關スル規定カ設ケラレテ居ル

部命令第四號ニヨリ若干ノ修正ヲ施サレテ居ル

（一九二二年十一月二十三日附貿易人民委員部命令第二百九十八號）（本規定ハ一九二四年六月二十八日附貿易委員部命令第七十二號ニヨリ修正サル

ソヴイエト聯邦在外通商代表

日本（東京）駐剳　ペ・ウエ・アニケエフ

墺國（維納）駐剳　ヴエ・カ・カールスベルク

獨逸（伯林）駐剳　カ・エム・ベツゲエ

希臘（アデン）駐剳　ア・エム・ウスチノフ

丁抹（コーペンハーゲン）駐剳　ア・イ・ペロコフスキイ

伊太利（羅馬）駐剳　ジ・エヌ・ドツセル

中華民國（北京）駐剳　エム・ア・コロブキン

ラトヴイヤ（リガ）駐剳　イ・ベ・シエフツエフ

リトワニヤ（コウノ）駐剳　ア・エム・マカルイ・エヌ・エレルドフ

墨西哥（メキシコ）駐剳　ベ・ゲ・ミジワニ

諾威（オスロ）駐剳　エム・イ・ヒルソフ

波斯（テイラン）駐剳　ワルシヤワ）駐剳

波蘭（アンゴラ）駐剳　ヴエ・ハ・アウスセエム

土耳古（ヘルシングフオルス）駐剳　ヴエ・ア・トリフオノフ

芬蘭（ストツクフオルム）駐剳　ゲ・エリ・ビヤタコフ

佛蘭（巴里）駐剳　エム・エヌ・ミロノフ

瑞典

エストニヤ（タールン）駐剳　オ・ヤ・オシポフ
チエツコスロヴアキヤ（プラガ）駐剳　イ・エフ・レンスキイ

外國貿易の十ケ年

（ソヴイエート聯邦内外商業人民委員ミコヤン氏の談）

一、外國貿易の獨占は經濟干涉を防遏する手段である

一九一八年四月二十二日にプロレタリヤ獨裁の一つの重要命令が發布された。これは、資本主義の包圍内に社會主義を建設しつゝある我が國の經濟的陣地を新なる指導的高所に築きあぐる所のものである。ソヴイエート政府がこの命令に基いて外國貿易國有化に關する法律を發布したその時から既に十ケ年を經過してゐる。この命令は至極簡單であるが、そのうちには大なる政治的經濟的内容を含んでゐる。即ち、

「有ゆる外國貿易は國有化する。諸外國及び諸外國に於ける個々の商店との各種物資の販賣及び購入の契約はロシヤ共和國の名を以つて之れが全權機關に依つて行はれる。此等の機關以外の、輸出輸入のためにする外國との有ゆる商契約は之れを禁止する。」

生産手段の根本要具の共有化、土地、工業、運輸及び銀行の國有化に關する十月革命の此等の凡ての法令は、社會主義制度を建設する前提であつた。

世界に始めて現はれたソヴエート共和國は、曾にロシヤの地主や資本家等の崩潰しつゝある搾取階級を破碎するのみならず、更に全世界のブルジユア階級との闘爭に於て社會主義に對する資本主義的絞殺者に打撃を與へつゝ、尚ほ内外の階級的仇敵を防衛しなければならなかつた。赤軍の組織は、外國の軍事干涉からプロレタリヤ獨裁を防衛することを保障した。然し、世界の資本主義及びその代理者たる國内の破碎されたるブルジユア階級の殘存者等は軍事戰線の間隙に乘じ、古い社會を破壞し新しい社會主義的社會の建設をなしてゐる最初のプロレタリヤ國家に對して經濟干涉の戰線を布いた。

四月二十二日に布告された外國貿易の國有化、即ち獨占の形式のうちに組織されたる外國貿易は、富有なる資本主義諸國の經濟干涉に對して建設された要塞である。

二、獨占は蘇聯邦工業化の忠實なる哨兵である

最初のプロレタリヤ國家と有ゆる經濟的交涉を集合化せる外國貿易の場との有ゆる經濟的交涉を集合化せる外國貿易の獨占は、我が國の若き社會主義的工業の成長を促進せしむるためには最もよい條件である。

外國貿易の獨占は、我が國の工業化の忠實なる哨兵である。この獨占は、世界の如何なる所に於ても見ることの出來ない程の速度を以つて、破壞された工業を恢復し、次いで新工業の建設を促進せしむるものである。

外國貿易の獨占は、我が國の經濟的建設の計畫的根據と社會主義的基礎並びに經濟の獨立不羈とを、世界の資本主義とその市場との干涉及び惡計から防衛する土臺である。プロレタリヤ國家は、世界市場、世界のブルジユア階級、それらの投機、危機、動搖等より生ずる激浪を防止する巨岩を、外國貿易の形式にに於て建設したのである。

外國貿易の獨占は國内の工業化を保護して圓滑ならしむるのみではない、又我が經濟の計畫的根據を世界の資本主義的市場の自然力から防禦するのみではない。更にロシヤ・ブルジユア階級の殘存者たる日毎に衰頽しつゝある個人資本、並に我が農村の富農的要素と外國資本との直接的結合を抑制するものである。

三、外國貿易の獨占は確固である

プロレタリヤ革命の敵たる世界的資本主義及び我が國内のブルジユア階級は、過去十ケ年に亘つて壓迫の手を休めなかつた。然し此等の内憂外患はソヴエート政權の外國貿易獨占を少しも動搖せしむることが出來なかつた。否、却つて、貿易の獨占は組織的に益々鞏固になつて行つた。

要するに外國貿易の獨占は、勘なくも我々が資本主義の包圍のうちにをる間は、又猛烈な階級戰を續行しつゝあるプロレタリヤ獨裁が人間社會の社會主義的改造の途を開拓してゐる間は、決して廢止すべからざるものである。

外國貿易の獨占は、資本主義世界と我が經濟の相互關係を調節する實際的唯一の手段であり、ソヴエート聯邦の經濟的獨立性を防衛する手段である。最高率の關稅も許可主義的貿易制度も、世界的資本から我が國を防ぎ護る力がない。故に或る同志が外國貿易の獨占を緩和してはどうかと提議した時、外國貿易國有に關する命令の作者たるウラヂミル・イリイチ・レーニンは次のやうに言ふた。「此れは最も驚ろくべき誤謬である。如何なる關係政策も、今日の如き帝國主義の時代及び國と國との間に驚くべき貧富の差のある時代には何等の効力を持つことが出其ない」と。

四、獨占に對する資本主義世界の闘爭

我が國の社會主義發展にとつて外國貿易の獨占は如何なる意義と力を持つてゐるかと云ふことに付ては、我々の敵もよく之を理解してゐる。外國貿易の獨占は、對角線的に異つてゐる二つの經濟組織―ソヴイエート的と資本主義的―の間に行はれる階級闘爭の特殊な形式であり、外國貿易獨占制度は、富める强大なる諸國に對する闘爭に於て我々を最もよく武裝せしむるものである。從つて資本主義諸國は絶えず外國貿易の獨占に反對して戰つてゐる。此の資本主義諸國の闘爭は貿易獨占制度が行はれると同時に始まつたもので、可成り古い歷史を持つてゐる。然し、武力干涉に失敗した資本主義世界は遂には經濟封鎖をも解除して實際的に我々と貿易を行はねばならなかつた。當時、外國とのあらゆる交涉に於て、我々は常に外國貿易の我が形式を法文化し鞏固化することを其任務としたのである。

今日、世界の重要諸國にはソヴエートの通商代表部や貿易機關が設置してある。此等は我が貿易上有ゆる役割を演じ、我々のために大なる經濟的意義となつてゐる。我が國と資本主義諸國との條約に外國貿易獨占の形式が認められてゐるが、これは重大なる我々の勝利である。而して斯る通商條約を結んでゐる國は、ドイツ、イタリー、ノルウエー、スエーデン、ラトウイヤ、トルコ、ペルシヤである。

其他の諸國とは目下交涉中である。然し、通商條約を締結してをらない諸國と雖もその大部分には成が通商代表部が實際的に存在して活動してゐるのである。

外國貿易獨占の制度は、ソヴエート聯邦の社會主義的經濟並に貿易獨占それ自體の利益をも防禦するため、色々な形態のもとに日常猛烈な闘爭を行はなさねばならぬ。外國貿易獨占に對する闘爭の波は、ソヴエート聯邦の外交關係の變化と世界市況の如何に依つて或は鎭靜し或は强大となる。例へば、最近英露關係の決裂後、我々は諸外國に於て我が外國貿易の獨占に對し無數の襲撃を受けた。遺憾なことには、我々と通商條約を締結してゐる諸國に於てさへも此襲撃を受けた。世界のブルジユア階級は外國貿易獨占の廢止若しくは少なくともその緩和を實現せしめやうとする試みを決して棄てない。此等の襲撃は、我々との貿易の非採算的、若しくは支拂の不正確、又は我が國と諸外國との輸出入運用が發展不充分であると云ふために行はれるのではない、何んとなればソヴエート外國貿易が開始されてから以後今日に至るまでソヴエート經濟機關の方から不拂をしたことは一回もないからである。事實斯の如き例は、如何なる富有なる國でも嘗てないことであつて、我が國の如く其契約を立派に果し、實際的にも又法律的にも之を完全に遂行してゐる國が果して他に何處にあるか？　實にソヴエート聯邦は外國貿易の契約に於て最も信頼の出來る立派な相手方である。これは多年我々と商業關係を有してゐる凡ての國、凡ての會社が信じてゐる所である。

五、獨占に對する闘爭の諸原因

我が外國貿易の獨占に於て、敵が不滿とする所は次の諸點である。（イ）輸出入業者が、戰前のロシヤに於て、植民地的異常な利益を得て居たのが今はそれが出來ぬこと、（ロ）我等の相手方が特に有利なる商品と思てゐるものでも、我が經濟上輸出若くは輸入に關係を持たないならば、斯る物資の輸出及び輸入は之をなすことが出來ぬこと、（ハ）ソヴエート市場を世界的資本政策の對象に變化することが出來ず、從つて聯邦の經濟を破壞し又は社會主義的建設を破碎することが出來ないこと、（ニ）外國資本がソヴエート聯邦に自由に侵入することが出來ず、從つて、例へば成が石油や滿俺に對する支配權、換言すれば原料や食料の源泉を經濟的に領有することが出來ないこと等である。

而して、過去に於ける外國貿易獨占の破碎及び緩和の運動者は、プロレタリヤ國家政策の此の重大なる問題に於ける我々の陣地の牢固として動かすべからざること及び彼等の企圖の望みなきこと

を信んぜねばならぬ機會が十分にあつた。例へば最近世界の諸新聞が盛んに唱導した外國貿易反對說、即ち外國貿易獨占を土臺としてソヴエート聯邦と仕事をすることが出來ない、そこでソヴエートの貿易制度に對し、同國と貿易をなしてゐる諸國が特別な協定を締結してこれに對峙する必要がある（デモンヂ案）と唱導したけれど見事に失敗に歸した。

此の種の運動を繰り返すことに依つて、外國貿易の獨占を動搖せしむることは出來ない、却つて益々我々の力の緊張と外國貿易獨占の鞏固化に對する我々の奮起を增加せしむるのみである。外國貿易の獨占に對する壓迫の企圖—明かに失敗に運命づけられてゐる企圖を再び繰返せば、此れを唱導し鼓吹する諸國及びその會社は、これまで大なる利益を得てをつたソヴエート聯邦との貿易を擴張することが出來ないのみならず、却つて縮少されざるを得ない。

之れに反して、反ソヴエート的團結に參加することなく、我が國と正規的な條件のもとに商業運用をなしてゐる國や會社は、有利な條件で自己の產物を益々多く提供して利益を獲得してゐる。

六、外國貿易の組織的形式

外國貿易の實行と指導の組織的形式は過去十年間に著しい變化をなしつゝ益々完成されて來た。一九一八年四月二十二日の命令は、國有化された指導權を當時の商工人民委員部に與へた。其後、軍事共產主義時代に外國貿易の實行權は中央集權化された外國貿易人民委員部の機關に移された。

新經濟政策實施當初からソヴエート聯邦の輸入取引が急速に恢復を始め、外國貿易人民委員部の事業も擴張されて來た。これと同時に外國貿易と商業運用の調節事業に所要なる組織的變革を行つた。其後、內國の物資取引と外國貿易との間に密接不可分の聯繫のあるのに鑑み、一九二五年十一月十八日の命令に依つて外國貿易を內國商業人民委員部を合同せしめ、之れに內外商業の指導權を賦與した。此等の變革をなした結果、目下內外商業人民委員部は、その機關を通じて外國貿易一般の調節をなしつゝ輸出入會社及び通商代表部を經由して外國貿易の運用を實行してゐる。

外國貿易の獨占制度は世界に類例のない新奇なもので我々には參考にすべき何ものもなかつたこと、貿易に取扱はれる物資の複雜多樣なること、各種の鬪爭をなしつゝ貿易を實行することの困難なること等は自ら我々の失敗の原因となつた、殊に外國貿易の開始の初年に於て蕊しかつた。

外國貿易獨占制度は—世界市場に進出する、我々の唯一の道であり、我が取引の大なる特質であり、操業の伸縮自在である點に於て—我々のために有利且つ合理的であるにも拘らず、我々は外國物資の購入に際し普通の値段よりも高く支拂ひ、ソヴエート物資の販賣に際し普通値段よりも安く渡すといふ大なる缺點を有してゐる。更に、ソヴエート物資の輸出方面に於ける缺點は、外國貿易の經驗や知識のないこと及適當な活動家のないことのみではない、內國の仕入機關の商品研究と市況順應力の足らないために適當な標準と包裝の物資を供給してくれないことも、我々の失敗に可成りの影響を與へてゐる。

此等の缺點の排除は相當の成績を擧げてゐるが、外國貿易獨占の存在第十一年に入つた今日、我々は尙ほ殘存してゐる諸缺點を完全に排除することに努めなければならぬ。

七、貿易取引の發展

此所に擧げねばならぬ重要なことは、我が國の輸出及び輸入が國民經濟全體の發展速度から著しく後れてゐることである。即ち國內の全經濟が戰前の水準を突破してゐるに拘らず、我が輸出は戰前の約四三%を占むるに過ぎない。此は十月革命の結果國內に於ける生產的及び個人的需要の增加に起因するものである。

戰前の輸出の過半を占むるものが穀物であつたのであるから、今日の如く穀物產出が恢復して居らぬ上に、國內の穀物消費が增加してゐるため、輸出の恢復速度の遲いのも當然と言はねばならぬ。戰前の輸出總額は十三億戰前留であつたが、最近の外國貿易取引の消長を示せば左の如くになる。（單位　千留）

年次	輸出 戰前留	輸出 現代留	輸入 戰前留	輸入 現在留
一九一〇	一、三九七	—	二八、四六九	—
一九二一	三〇、一九五	—	二〇八、三五	—
一九二二	八二、六三	—	二六九、七七	—

れば、我々は五年後に於て我が輸出を殆んど二倍にすることが出來、從つて我が輸入を增加する可能性も出來て來る。然し、當分の內は國內の貨幣資源を考慮に入れつゝ我が輸出入計畫の範圍內に於て輸出入を行はねばならぬ。何んとなれば貿易決濟に於て我々の利益を確保することが出來ないからである。

此等の諸事情、並びに我が外國貿易を行はねばならぬ國際的環境と關聯して大なる意義を有してゐるのは、外國貿易機關の改善、斯業活動家の資格向上、並びに我が國內に於ける社會主義的經濟の迅速なる成長に絕えず利益を齎らすために各國の經濟及び世界市況の變動をより注意深く研究すること等である。

我々は、我々に敵意を有する所の富裕にして且つ多年の經驗に依つて武備せる競爭會社と複雜困難なる鬪爭を行はねばならなかつた。例へば、デテルリソグ石油會社の如きは我々に對して猛烈なる妨害運動をなした。然し、斯る窮地にありながらも我々は世界の石油市場に於て壓倒なる地位を勝ち得るに至つた。鬪爭は依然として行はれてゐる。こゝに於て、最初の勞働者國家と資本主義的諸國との間に、經濟取引を實行すべき重大なる責任ある任務を課せられてゐる機關、及びその活動家の大なる組織化、並に大なる我々の努力を必要とする。外國貿易の成長は、ソヴエート聯邦と資本主義市場との經濟的聯繫の成長を意味するものである。而して、我々は我が經濟發展に必要なる需要量を考慮して輸出入計畫を樹て以つて此の成長に助勢せねばならぬ。

我々は今や外國貿易獨占の十一年を迎ふるに當り左の二項目の實現に努力せねばならぬ。

一、外國貿易獨占制度に內在する組織上の缺陷を排去し、今日までの經驗を基礎として指導方法を改善して此の制度の完璧を期せねばならぬ。

二、我が工業發展の速度を迅速ならしむる所の輸入を盛んならしむるためには、我が輸出を益々振興擴張せねばならぬ。

八、重大任務は輸出の擴張

輸出と輸入は、我が國民經濟に於てはまだ僅少の意味を示してゐるに過ぎない。輸出の擴張問題は、石油や毛皮のみが戰前の水準を超過してゐるだけであるから依然として重大問題の一つとなつてゐる。

穀物と亞麻の輸出が著しく縮少されてゐるために外國貿易の取引が十分な額に達してゐない。然し、國民經濟各部門に於ける大規模な建設及び工業化計畫の實現は、他の諸國に於けるとは違つて輸出發展の澁滯と輸入要求の增加を惹起してゐる。故に國內の工業化及び穀物產業恢復の結果が現はれて來なければ、我々は新たなる輸出資源を得ることが出來ないのである。五ケ年計畫案に依

一九二三	三〇五、八二三	—	一四四、〇五六	—	—
一九二三—四	三六九、一八八	五三、六五五	二三三、五三三	四二九、三三三	—
一九二四—五	三六五、一六九	五五八、六三三	四二五、五〇九	七三三、五〇一	—
一九二五—六	四七〇、四八八	六七六、六二〇	四五五、一五三	七六六、三三一	—
一九二六—七	五八六、六一一	七七〇、五四三	四七七、四二四	七二一、六九二	—

外國貿易統計

外國貿易額（佛噸）

輸出	歐洲國境	亞細亞國境	合計
一九二四・二五	五、四五四、三三八	六九四、六二六	六、一六八、八六四
一九二五・二六	七、一三三、九九七	七三三、八六一	七、八五五、八八八
一九二六・二七	八、七五二、三六一	七六八、一六〇	九、五二〇、五二一

輸入			
一九二四・二五	一、八二三、八〇九	二三〇、八三	一、八四四、六三
一九二五・二六	一、三五二、六五六	一四四、六八三	一、五四七、三三八
一九二六・二七	一、六三〇、五三八	三三、九五五	一、八四四、四三三

外國貿易額（留）

輸出			
一九二四・二五	五〇七、八四四、〇〇〇	六七、四一四、〇〇〇	六七五、二五八、〇〇〇

一九二五・二六	五八九、一二四、〇〇〇	八七、四九八、〇〇〇	六七六、六一〇、〇〇〇
一九二六・二七	六七八、二四〇、〇〇〇	九二、二〇三、〇〇〇	七七〇、五四三、〇〇〇

輸入

一九二四・二五	六四三、七七二、〇〇〇	七六、一〇九、〇〇〇	七一九、八八一、〇〇〇
一九二五・二六	六七三、六七七、〇〇〇	八三、六五五、〇〇〇	七五六、三三三、〇〇〇
一九二六・二七	六三三、八〇九、〇〇〇	八八、八〇三、〇〇〇	七二二、六九一、〇〇〇

輸出入總額（留）

一九二四・二五	一、二九五、二九一、〇〇〇	二四四、六三五、〇〇〇
一九二五・二六	一、四三、九五二、〇〇〇	一七九、七二二、〇〇〇
一九二六・二七	一、四八、三四、〇〇〇	十五七、八五二、〇〇〇

歐洲國境通過國別輸出入額（留）

一九二五―二六

	輸出	輸入
米國	三五、一〇三、〇〇〇	一九、九〇〇、〇〇〇
獨逸	二一、〇〇〇、〇〇〇	一七、三〇〇、〇〇〇
英國	一八七、一〇〇、〇〇〇	一六七、三〇〇、〇〇〇
墺地利	—	一二五、四〇〇、〇〇〇
白耳義	一八、六〇〇、〇〇〇	一九、九〇〇、〇〇〇
チエツコスロワキヤ	五〇、〇〇〇	一三、一〇〇、〇〇〇
丁抹	一〇、四〇〇、〇〇〇	二八、一〇〇、〇〇〇
埃及	三、九〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
エストニヤ	一七、〇〇〇、〇〇〇	三六、六〇〇、〇〇〇
芬蘭	四、五〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇
佛國	三九、八〇〇、〇〇〇	一四、四〇〇、〇〇〇
和蘭	二一、一〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇
		一三、一〇〇、〇〇〇
		四、八〇〇、〇〇〇

歐洲國境通過輸入品目及重量と價格

一九二五―二六　一九二六―二七

品目	佛噸	留	佛噸	留
綿花	八五、六〇〇	一〇四、四五〇、〇〇〇	一四八、一〇〇	一一〇、六五一、〇〇〇
工業機械	三六、〇〇〇	四三、三九七、〇〇〇	六六、八〇〇	六九、五七六、〇〇〇
鐵以外金屬類	五二、一〇〇	二六、六五三、〇〇〇	八五、八〇〇	四四、五三二、〇〇〇
皮革	三四、六〇〇	四一、五六六、〇〇〇	五〇、三〇〇	三七、六五〇、〇〇〇
羊毛	八、九〇〇	三一、四四八、〇〇〇	一一、七〇〇	三五、三三三、〇〇〇
茶	一六、三〇〇	一〇、三四七、〇〇〇	一四、四〇〇	一〇、五五三、〇〇〇
紙	一四一、三〇〇	二七、五〇六、〇〇〇	一〇三、三〇〇	一七、三一一、〇〇〇
毛絲	二、〇〇〇	一一、四五九、〇〇〇	二、八〇〇	一三、一九、〇〇〇
農業機械	六四、三〇〇	三一、三五六、〇〇〇	三八、三〇〇	二二、八五五、〇〇〇
製革材料	六五、八〇〇	一〇、七六八、〇〇〇	六九、三〇〇	一一、六七八、〇〇〇
纖維類	四、一〇〇	九、九一八、〇〇〇	七七、五〇〇	一〇、七四二、〇〇〇
染料	五、三〇〇	二五、七三七、〇〇〇	三、八〇〇	一〇、一八九、〇〇〇
パルプ	七九、三〇〇	八、一二四、〇〇〇	八六、五〇〇	八、五八六、〇二〇
トラクター	一六、一〇〇	一一、四九六、〇〇〇	九、八〇〇	八、〇八四、〇〇〇
自動車	六、一〇〇	一二、七九三、〇〇〇	四、四〇〇	六、三三〇、〇〇〇
石炭	三〇六、一〇〇	三、三五五、〇〇〇	四七一、八〇〇	五、三一一、〇〇〇
サーヂン	一九、三〇〇	二、〇四六、〇〇〇	三六、五〇〇	三、一三〇、〇〇〇
綿絲	七、一〇〇	一七、五一六、〇二〇	一、七〇〇	一、九七三、〇〇〇

綿布	一〇、九〇〇	三八、三九九、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇
其他	三四一、〇五六	一〇四、四〇六、〇〇〇	三五八、五二八	一八六、〇八九、〇〇〇
合計	一、三五三、六五六	六七二、六七七、〇〇〇	一、六三〇、五二八	六三三、八〇九、〇〇〇

歐洲國境通過輸出品目及重量と價格

一九二五―二六　一九二六―二七

	佛噸	留	佛噸	留
穀物類	二、〇四八、〇〇〇	一五六、〇二一、〇〇〇	二、三三六、八〇〇	二〇四、九五〇、〇〇〇
油類	一、四三、八〇〇	六九、四九七、〇〇〇	二、〇〇五、一〇〇	八二、八三四、〇〇〇
毛皮	三、〇〇〇	六三、一一〇、〇〇〇	三、七〇〇	八〇、三九〇、〇〇〇
材木	一、六六、七〇〇	五二、〇八〇、〇〇〇	二、一三、一〇〇	七〇、三六三、〇〇〇
バター	三七、一〇〇	三一、八五〇、〇〇〇	三〇、三〇〇	三四、三四、〇〇〇
卵	四一、四〇〇	三三、六二九、〇〇〇	五八、六〇八	五八、九五四、〇〇〇
マンガン鑛	六七三、〇〇〇	二一、三五五、〇〇〇	七八四、七〇〇	二四、〇九〇、〇〇〇
油粕	四〇〇、一〇〇	一三、六三三、〇〇〇	三四五、九〇〇	一三、一五一、〇〇〇
亞麻及屑	六九、六〇〇	四四、七三三、〇〇〇	四一、八〇〇	一九、三六六、〇〇〇
腸詰	二、五〇〇	九、二六〇、〇〇〇	二、八〇〇	九、六四四、〇〇〇
砂糖	一、三〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	六九、六〇〇	九、一四四、〇〇〇
鳥類	四、二〇〇	二、九七〇、〇〇〇	九、三〇〇	七、一三、〇〇〇
豚毛	一、五〇〇	一〇、三九九、〇〇〇	一、三〇〇	六、七九九、〇〇〇
種子	一四一、八〇〇	一四、八一、〇〇〇	三一、六〇〇	四、一五三、〇〇〇
魚卵	二、九〇〇	五、三三一、〇〇〇	一、一〇〇	三、五〇一、〇〇〇
大麻	七、〇〇〇	三、三九〇、〇三〇	一、三〇〇	三六、六〇〇
其他	六二〇、一五七	五九、七七〇、〇〇〇	一、〇〇六、七一三	七〇、五七九、〇〇〇
合計	七、一三、九五七	五八九、一二四、〇〇〇	八、七九三、三六一	六七八、二一〇、〇〇〇

亞細亞國境通過國別輸出入額（留）

一九二五―二六

	輸出	輸入
波斯	四三、二七七、〇〇〇	三八、四三九、〇〇〇
支那	一八、六七四、〇〇〇	一〇、八六七、〇〇〇
日本	一一、四九二、〇〇〇	三、〇八三、〇〇〇
蒙古	四、六三三、〇〇〇	七、五五二、〇〇〇
米國	五、九二九、〇〇〇	二、二八、〇〇〇
アフガニスタン	三、四三三、〇〇〇	三、九〇六、〇〇〇
英國	一、二五、〇〇〇	三、九八六、〇二〇
獨逸	一、八三〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇
其他諸國	一、八九〇、〇〇〇	四、九〇六、〇〇〇
合計	九二、三〇三、〇〇〇	八八、八二、〇〇〇

露國の利權（コンセツシヨン）

利權ニ關スル法令

一、利權法（利權ノ一般經濟的竝法律的條件）

露西亞ニ於ケル全世界經濟ノ爲メノ一大原料品供給根據地ヲ復興セシメ且世界大戰ニヨリテ破壞セラレタル露國ノ一般生產力ヲ發達セシムル爲人民委員會議ハ既ニ一個年餘以前ニ工業ノ發達シタル國家ノ技術上ノ力ト物質的資本トヲ誘致スルコトヲ實際上ノ綱領中ニ入レタリ三個年ニ亙リ敵ト武裝的爭鬪ヲ爲スノ必要ニ追ラレツツモ「ソヴイエト」共和國ハ自己ノ努力ト資力トヲ以テ其三個年間ニ於テ破壞セラレタル國民經濟復興事業ニ付著大ナル成功ヲ收メ得タリ然レトモ露西亞生產力ノ恢復ハ同時ニ全世界生產力復興ノ行程ナル處右ハ露西亞ノ天然的富源ノ開發、精製事業ニ付キ外國國ヌ及自治團體的營造物、私的企業、株式會社、組合及勞働者團體ヲ招致スルコトニ依リテ幾倍カ之ヲ促進スルコトヲ得ヘシ而シテ茲タシク原料品ノ缺乏ヲ感スルト同時ニ一面資金ノ剩餘ヲ有スル歐洲諸國及亞米利加合衆國ニアリテハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ天然資源開發ノ爲一定條件ノ下ニ外國資本ヲ應用セムトノ具體的提案ヲ携ヘテ「ソヴイエト」共和國政府ニ對シ切實ナル提議ヲ爲スニ至レリ

現今「ソヴイエト」政府ハ露西亞ノ森林及土地資源ノ開發（例ヘハ機械的開拓ヲ爲ス爲農耕用空地ノ租借提議）竝各種工企業ノ創設ニ關スル多數ノ具體的利權提議ニ付審議シツツアリ

此共和國ノ生產力竝全世界經濟復興ノ手段ヲ廣ク適用スル目的ヲ以テ人民委員會議ハ左記利權ノ一般經濟的竝法律的條件ヲ公布シ又確實ニシテ信用アル外國會社及團體トノ間ニ締結シ得ヘキ利權ノ物體ヲ擧示スヘキコトヲ決定セリ

第一條　利權者ハ契約ニ定メタル生產物ノ一部ヲ報酬トシテ受取リ且之ヲ國外ニ輸出スルコトヲ得

第二條　特別ナル機械的設備ヲ大規模ニ應用スル場合ニハ利權者ハ商業上ノ特權ヲ附與セラルヘシ（例之、機械ノ調達、大註文ニ關スル特別契約其他）

第三條　利權者ノ危險竝利權事業ニ投下シタル經濟的設備ニ對スル完全ナル補償ヲ確保スル爲利權ノ性質及條件ニヨリ長期ノ利權期限ヲ許與スヘシ

第四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ利權者ニ對シ政府ノ何等カノ處置又ハ命令ヲ以テ一方的ニ利權契約ヲ變更セサルヘキコトヲ保障ス

第五條　利權者ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於テ自己ノ事業ノ爲勞働者及從業員ヲ雇傭スルノ權利ヲ附與セラルヘシ但勞働法典若ハ勞働者及從業員ノ生活ト健康ヲ保護スヘキ一定ノ勞働條件ヲ彼等ニ對スル關係ニ於テ遵守スヘキコトヲ保障スル特別契約ヲ守コトヲ要ス

第六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ利權者ニ對シ政府ノ何等カノ處置又ハ命令ヲ以テ一方的ニ利權契約ヲ變更セサルヘキコトヲ保障ス

人民委員會議長
ヴエー・ウリヤーノフ（レーニン）

人民委員會議事務局長
ヴエー・ボンチ・ブルエウイツチ

書記官
エル・フオティエワ

千九百二十年十一月二十三日

二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定

農業移民及再移住ノ利用ニ依リ廣漠タル及邊境ノ地方ニ於ケル農業ヲ合理的形式ヲ以テ振興發展セシムル爲勞働國防會議ハ左ノ通リ定ム

第一條　農業移民用トシテ東南地方及「ウオルガ」沿岸ニ於テ國有地二十二萬「デシヤチン」ノ割當方ヲ農務人民委員ニ委任ス

第二條　農業移民ノ許可及土地給與ノ必須條件トシテ事業計畫及經營ヲ保障スルニ足ル額ノ移民用資本（基本及營業資金）ノ輸入ヲ要ス輸入資本ノ額及形式ハ契約ニ依リ之ヲ定ム

第三條　移民ニ對スル土地等ハ契約ニ依リテノミ之ヲ與フ但シ「ソヴイエト」露國人民ト同樣ニ負擔スヘキ租稅及課金ノ外所定ノ租借料ヲ徵收ス右料金ヲ以テ特別協議ニ依リ特殊ノ農業改良ノ手段（家畜交尾所農具貸借所及精穀所ノ設置）ヲ爲サシム

第四條　農業移民ノ團體及組合ノ旅費及居住經費ハ自辨タルヘシ國家ノ負擔ハ土地劃當ニ要スル諸經費ノミトス

第五條　農業移民ニ對シ左記特典ヲ與フ

（イ）從業人員ノ移送、農業用屬具等ノ輸送ニ關シ內國移民ノ爲制定セラレタル現行鐵道賃率ニ基ク特典

（ロ）內國移住民ト同樣ノ食糧稅公役稅及兵役ヨリ關スル特典

（ハ）關稅ニ關シテハ自家用生產用具農業用家畜及器具種子肥料及家具家什等ニ對シ立法手續ニ依リ定ムル特別訓令ニ依ル

第六條　農業移民ノ移動條件ヲ調節シ輕減スル爲左ノ通定ム

（イ）農務人民委員ハ勞働國防會議附屬農業工業移民調節委員會經由ニテ農業移民ニ劃當ソヘキ土地、事業等ニ關シ右讓渡ノ條件事業計畫ニ要スル資本額等ヲ露國技術的援助會ニ報告スヘシ

（ロ）移民團體及組合ノ代表（ホダギイ）ハ事業狀態ノ實地調查竝移民旅行及土地受領準備ノ爲土地及事業ヲ豫メ視察スルコト

同　書記官　エル・フオーテイエワ

千九百二十三年二月二日

三、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央利權委員會官制

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ハ千九百二十三年三月十八日附全露中央執行委員會及人民委員會議命令ヲ廢止シ左ノ通リ相定ム

第一條　聯邦人民委員會ヲ設置ス

第二條　中央利權委員會ハ聯邦人民委員會讓ノ任命スル委員長及委員（複數）ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　中央利權委員會ハ左ノ事項ヲ管掌ス

（イ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於テ商業上其他ノ經濟的活動ヲ爲ス爲外國資本及勞力ヲ誘引シ且之ヲ許容スルコトニ關スル一般的指揮

（ロ）一般法規ノ除外例ヲ認ムル總テノ利權共他ノ契約締結ニ關スル交涉ノ處理及指揮

（ハ）本法ニ基キ作成シタル總テノ利權契約案及ヒ其ノ實行ニ關シ中央利權委員會ノ決定ニ基キ中央利權委員會ニ提出シタル自治團體ノ企業ニ關スル利權契約案ヲ關係官廳代表者ヲ參加セシメテ審查スルコト

（ニ）國內商業委員部ヲ參加セシメテ左ノ事項ヲ審查スルコト

一、外國資本ノ參加ヲ以テ設立スル株式會社ノ定款案

二、利權契約ニ基キテ設立セラレ若ハ一般法規ノ除外例ヲ認メラルル株式會社ノ定款案

三、外國株式會社、組合其他ノ提出シタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可決議

（ホ）利權契約案竝（ニ）ニ記載シタル株式會社ノ定款案及外國商館ニ對スル聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可ニ關スル決定案ヲ認可ヲ得ル爲聯邦人民委員會議ニ提出スルコト

備考一　外國商館ニ對スル聯邦內ニ於ケル商事業務執行認可ニ關スル中央利權委員會ノ決定ニシテ該委員會ト勞働國防會議附屬內國商業委員會及外國貿易部トノ間ニ於ケル相互協定ニヨリ採決セラレタルモノナルトキハ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

備考二　中央利權委員會ノ管掌事項ニ關スル決定ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル外國船舶ニヨル大小沿岸貿易許可ニ關スルモノハ該委員會ト聯邦交通部及外國貿易部トノ間ニ於ケル相互協定ニ依リ採決セラレタルモノナルトキハ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

(ヘ)締結セラレタル利權契約上ノ義務履行ヲ管理スル特別官廳ヲ指揮監督スルコト

(ト)契約ヲ管掌スル一切ノ官廳ヲシテ總テノ必要ナル報告ヲ提出セシメ及契約ノ實施ヲ妨害スヘキ原因除去ノ手段ヲ講セシムルコト竝利權者カ契約ニ違反シタル場合ニ於テ特別機關ヲシテ契約破棄ノ問題ヲ提起セシムルコト

第四條　中央利權委員會ハ利權契約案審査ノ爲關係官廳代表ヲ招致スルノ義務ヲ有ス

第五條　聯邦ヲ組織スル各共和國人民委員會議ニ附屬シテ利權委員會ヲ設置スヘキモノトス該委員會委員ハ中央利權委員會ト協定ノ上當該國人民委員會議之ヲ任命ス

第六條　聯邦ヲ組織スル各共和國利權委員會竝聯邦各人民委員部ニ附屬スル利權委員會ハ專ラ中央利權委員會ノ發布スル一般訓令及指令ニ從ヒテ行動スルモノトス

第七條　第五條及第六條ニ記載シタル利權委員會ハ其會議ノ一切ノ議事錄、其ノ處理スル利權事務及交涉ニ關スル定期報告竝委員會ニ提出セラレ及作成シタル申込ノ摘要錄ヲ之ニ關スル一切ノ材料ト共ニ中央利權委員會ニ提出スヘキモノトス

第八條　利權委員會ハ中央利權委員會ノ同意ヲ得テ利權契約豫備案ニ調印スルノ權利ヲ有ス但契約ノ最終認可ハ聯邦人民委員會議之ヲ爲ス

第九條　中央利權委員會ハ個々ノ利權委員會ヲ經スシテ利權者ト交涉ヲ爲スノ權利ヲ有ス

第十條　如何ナル官廳モ中央利權委員會ノ特別許可ナクシテ利權賦與ニ關スル交涉ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　地方執行委員會ハ千九百二十三年四月十二日附命令ノ範圍内ニ於テ自治企業ニ關スル利權交涉ヲ爲スコトヲ得

第十二條　國外ニ於テ外國ノ利權請願者ト直接交涉ヲ爲シ及利權契約案ノ豫備作成ヲ爲シ竝利權事務ニ關スル中央利權委員會ノ命令ヲ國外ニ於テ執行スル爲中央利權委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦通商代表事務所内ニ其ノ直屬機關トシテ利權委員會ヲ設置スルコトヲ得、該利權委員會ハ聯邦人民委員會議ノ認可シタル個々ノ規程ニ準據シテ事務ヲ執行スルモノトス

第十三條　聯邦人民委員會議ノ認可シタル利權契約ハ政府ヲ代表シテ當該企業ヲ管理スル人民委員之ニ署名シ外務人民委員連署ス但聯邦人民委員會議カ特ニ契約ノ署名ヲ一定ノ者ニ委任シタルトキハ此限リニ非ス

第十四條　聯邦人民委員會議ノ決定ニ依リ正當ナル權限ヲ與ヘラレタル者及利權者ノ署名シタル契約原本ハ人民委員會議事務局ニ之ヲ保存ス適當ナル認證アル契約謄本ハ之ヲ中央利權委員會ニ送致ス中央利權委員會ハ該謄本ヲ契約ニ署名シタル人民委員部、財務人民委員部及利權者ニ交附シ同時ニ中央利權委員會ニモ之ヲ備付クルモノトス

第十五條　本法ニ準據シテ正當ノ權限ヲ與ヘラレタルニ非スシテ利權交涉ヲ爲シタル者ハ刑法第百十條ニ依リ之ヲ處斷ス

聯邦人民委員會議長代理
エル・カーメネフ

全露中央執行委員會書記官
テー・サプローノフ

莫斯科「クレムリン」千九百二十三年三月十日「エコノミーチェスカヤ、ジイズニ」所載)

四、在「伯林」通商代表部附利權委員會ニ關スル規程

第一條　在獨勞農露國通商代表部ニ利權委員會ヲ設ク同會ハ中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒテ行動ス

第二條　委員會ハ中央利權委員會ノ任命スル會長一人及委員二人ヲ以テ組織シ内委員一人ハ最高國民經濟會議ト協議ノ上任命スルモノトス

第三條　委員會ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナスタメ專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四條　委員會ハ左ノ事務ヲ管掌ス

(イ)歐洲大陸諸國ヨリノ利權ニ關スル提議及合辨株式會社ノ設立提議竝勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國領域内ニ於ケル何等カノ形式ニ依ル業務執行認可ニ關スル情願ノ審査

(ロ)利權附與ヲ請願シタル商館ノ財政竝技術上ノ信用調査

(ハ)利權競爭者ト直接交涉ヲ爲スコト並中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

(ニ)中央利權委員會及各人民委員部利權機關ニ直接提出セラレタル總テノ利權提議ニ關シ中央利權委員會ヨリノ質問ニ對シ意見書並調査書ヲ提出スルコト

第五條　利權委員會ハ其ノ會議ノ總テノ議事錄管掌スル利權事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利權委員會ニ送致ス又委員會ハ自ラ爲シ若ハ認定及承諾ヲ與ヘタル交涉ニ關シ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スヘキモノトス

第六條　英國ヲ除ク他ノ歐洲諸國ニ駐在スル外交代表及通商代表ハ專ラ中央利權委員會ノ認可ヲ得且其指揮ニ從ヒテ利權交涉ヲ爲スモノトス緊急ナル心要アル場合ニハ在獨逸利權委員會ノ指導ニ依リテ交涉ヲ爲スコトヲ得但同時ニ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スルコトヲ要ス

第七條　利權委員會ト勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國ノ官廳及營造物トノ接涉ハ專ラ中央利權委員會ヲ經テ之ヲ爲ス緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務並貿易人民委員及最高國民經濟會議長ニ對シ書類ノ寫ヲ送附スルコトヲ得

全露中央執行委員會議長
エム・カリーニン

人民委員會議長代理
エル・カーメネフ

聯邦人民委員會議事務局長
エヌ・ゴルブーノフ

書記官
エル・フオチイエワ

莫斯科千九百二十三年八月二十一日

(大正十二年十月一日米國華府發行勞農政府權關雜誌「ルシアン・レヴイエー」所載ニヨル)

四、在「伯林」通商代表部附利權委員會ニ關スル規程

第一條　在獨勞農露國通商代表部ニ利權委員會ヲ設ク同會ハ中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒテ行動ス

第二條　委員會ハ中央利權委員會ノ任命スル會長一人及委員二人ヲ以テ組織シ内委員一人ハ最高國民經濟會議ト協議ノ上任命スルモノトス

第三條　委員會ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナスタメ專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四條　委員會ハ左ノ事務ヲ管掌ス

(イ)歐洲大陸諸國ヨリノ利權ニ關スル提議及合辨株式會社ノ設立提議竝勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國領域内ニ於ケル何等カノ形式ニ依ル業務執行認可ニ關スル情願ノ審査

(ロ)利權附與ヲ請願シタル商館ノ財政竝技術上ノ信用調査

(ハ)利權競爭者ト直接交涉ヲ爲スコト並中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

(ニ)中央利權委員會及各人民委員部利權權關ニ直接機關ニ直接提出セラレタル總テノ利權提議ニ關シ中央利權委員會ヨリノ質問ニ對シ意見書並調査書ヲ提出スルコト

第五條　利權委員會ハ其ノ會議ノ總テノ議事錄、管掌スル利權事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利權委員會ニ送致ス又委員會ハ自ラ爲シ若ハ認定及承諾ヲ與ヘタル交涉ニ關シ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スヘキモノトス

第六條　利權委員會ト勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國ノ官廳及造營物トノ接涉ハ專ラ中央利權委員會ヲ經テ之ヲ爲ス緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務並貿易人民委員部及最高國民經濟會議長ニ對シ書類ノ寫ヲ送附スルコトヲ得

全露中央執行委員會書記官
テー・サプローノフ

莫斯科、「クレムリン」千九百二十三年三月二十九日

(千九百二十三年四月四日「エコノミーチェスカヤ、ジイズニ」所載)

利權企業近狀

◇露國利權出願件數

（出願者國籍別）

國名	一九二五—二六年度	一九二六—二七年度	一九二七年九月末日迄
亞米利加	四一	一六	二〇七
英國	三〇	二六	二二五
佛國	三三	一六	一七一
獨逸	一九九	一〇二	七七七
伊太利	四	七	五二
瑞典	九	九	四五
諾威	八	二	四四
丁抹	二	二	二四
和蘭	三	四	四一
埃地利	二四	一四	七二
チエコスロヴキヤ	一六	四	三七
波蘭	四二	七	八一
日本	一二	七	四〇
ホストニヤ	〇	二	九
ラトウイヤ	一二	九	四八
フキンランド	九	三	二六
白耳義	三	〇	一九
聯合國	一〇	二	五三
其外	二五	三一	二二九
合計	四八二	二六三	二、二〇〇

◇露國利權出願件數（種類別）

種類別	一九二六—二七年度	一九二七年九月末日迄
鑛業	二〇	一一一
製造業	九	五
運輸及通信事業	一〇	六
農業	一九	一
林業	四九	二
漁業及狩獵業	三二	二六三
建築業	二	一
科學工業	一一	二
商業	一二	二
其外	一三	一〇
合計	一一六	二九

◇作業中の利權企業（國籍別）

（一九二七年十月一日現在）

國名	企業數
埃地利	五
亞米利加	一三
英國	一〇
獨逸	六
和蘭	一九
丁抹	二
伊太利	一
ラトウイヤ	二
リトアニヤ	二
諾威	一
波蘭	二
チエコ・スロヴキヤ	二
瑞典	一
日本	七

種類別	一九二六—二七年度
鑛業	二〇
製造業	一一一
運輸及通信事業	九
農業	五
林業	一〇
漁業及狩獵業	一六
建築業	一九
科學工業	三二
商業	四九
其外	二
合計	二六三

◇作業中の利權企業（國籍別）

（一九二七年十月一日現在）

國名	企業數
佛國	二
公益團體	五
露國	二
合計	四
	九九

◇作業中の利權企業（種類別）

類種	企業數
鑛業	一六
製造業	二四
林業	六
農業	二
漁業及狩獵業	二
運輸及通信事業	九
建築業	三
金融	一
商業	九
科學工業	二五
其外	四
合計	九九

中央利權委員長の報告

中央利權委員長クサンドロフ氏は一九二八年九月二十四日國營商工會議委員會の席上において利權事業の現狀に就き大要次の如く述べた。

ロシヤは其の對外借款に今日まで未だ成功するに至らず、又海外との取引は短期クレヂットに限られ居る故、利權によつて外國資本、技術、機械設備を招來すべき必要がある。然るに利權の契約は經濟的並に政治的の問題にして複雜なものである。利權政策の發達は國際關係に影響せられること多く最近二ケ年は英國其他と國交斷絶ありしが爲め頓座を生じた。一九二五—二六年における利權出願數は四百八十二件であつたが一九二六—二七年度は二百十六件本年上半期は百十五件である。その中英人の出願數は前各年度に三十件、十六件及び二件となつてゐる。出願數の多い割合に契約の成立するものは甚だ少い、契約締結數は一九二五—二六年に三十八件（七件は技術的援助）昨年度は二十三件（十五件は技術的援助）である。二年前利權事業數は五十四件、その投下資本四千七百萬留であつたが昨年は七十四件、四千五百萬留（投資額の減少は計算の精確と廢業者ありしに由る）となつた。利權事業に依る生產高は昨年一億一千二百萬留、使用勞働者の數は二萬六千人であつた。

利權事業の種類は之を輸出向とロシヤ內地向とに區別し得る。目下の處輸出を目的とするものは業績不振であるがロシヤ市場を對手とするものは利益を擧げてゐる。昨年利權事業の利益は總體で七百萬留にして、內地向きのものは普通三割乃至三割五分の收益を見てゐるが中には十五割、甚だしきは四十割といふ莫大な利益を得てゐるものもある一例を示せばボールベーアリング製作工場（P.K.F.）は二百萬留の資本で二百四十萬留の純益を擧げた。

利權政策はその目的を達したかと言ふに無論例外はあるが、善くその目的に添ふてゐる。現存の諸利權は國營工業に刺戟を與へ、其生產品は良質にして輸入上爲替の失費を大に節約し且密輸入を減少することが出來た。例せばロシヤは三年前まで外國から二百萬留の鉛筆を輸入し同時に鉛筆は密輸品の最たるものであつたが、今ではハンメル利權事業に依て國內の需要のみならず英國、ベルシヤ、支那に輸出するやうになり其輸出高は百萬留を超へる。

今日まで利權政策は無計劃的であつた、外國資本家は彼等の着目せる利權を自ら撰定し、之に反しロシヤは自己の欲する地域における利權を提供するを得なかつた。今後はロシヤの爲に利益になるが如き利權對象物を許可しまたロシヤに取り有利な地域における利權に對して外國資本を誘引しなければならない。此目的の爲め新たに鐵道、農業其他產業上約百種の利權對象物を選定し契約の形式をも審議した。然し之等改善が直に利權政策に好結果をもたらすとは思はれないが將來に期待するものである。

國營商工委員會列席者は右クサンドロフ利權委員長の報告を聽取したる後各自意見を述べ從來利權政策に幾多の失錯ありしことを注意した。大資本を投下して模範的企業を創設するには宜しく外國の信用ある大會社と利權の契約を取結ぶべきである、今日までの處斯かる大會社との契約は寥々たる有樣であることを指摘した。ロシヤ國營事業が極めて尠くしてゐるが、利權事業も當然該五年計畫中に包含せらるべきものである、從つて人民委員會は國家計畫部に利權對象の詳細なる案を作成すべく命じたが、是によつて五ケ年計畫

新利權政策

（一九二八年十月イズウエスチヤ紙發表）

一、新利權政策の轉換

一九二八年七月二十四日聯邦人民委員會は利權對象物件に關する利權委員會本部の報告を聽取し、利權事業全體の統制を決定する基本法規の承認を與へた、利權事業の範圍は輸送、製造業、鑛業、電氣、林業、農業、農事改良、棉花栽培、糖業、搾乳、共働經濟に亘るものである。

利權事業の統制に關する一般法規と共に人民委員會は前記諸事業に對し外國の投資を歡迎する利權對象物の概要書に承認を與へ、且つ前記利權目的物に關し外國資本家に汎く是を知らしめるため利權委員會本部に對し關係官廳と協力して外國文の利權案內書を發行すべきことを命じた。

人民委員會の承認した利權物件概要書は利權希望者に對し、自己の興味を有する利權對象を撰定するに便せしめてゐる。

此他人民委員會は利權委員會本部に對し前記概要書に記載なき利權對象たりとも、それがもし國家に有利なりとすれば交涉すべきことを命令してゐる。

聯邦の國家計畫部は現在國民經濟建設五年計畫案編成の事業に着手してゐるが、利權事業も當然該五年計畫中に包含せらるべきものである、從つて人民委員會は國家計畫部に利權對象の詳細なる案を作成すべく命じたが、是によつて五ケ年計畫

案及び將來の國民經濟十五ケ年計畫案に如何なる事業を利權化すべきかを決定する資料となさんとするものである。

二、新政策の諸要項

現在產業の不振なる地方、又は全然存在せざる地方の工業化問題と關聯し、人民委員會利權本部に對し產業の發展せる地方のほか、非產業地方にも利權資本を誘導し、且つ嶄新なる問題を提供して利權を申込む者に對しては能ふ限りの便宜を與ふべきよう命じた。

利權事業に外國資本を誘致せんとせば單に基本的產業のみならず、第二流の產業にも利權事業を許可しなくてはならぬ。外國資本の誘致を必要とする產業は主として技術的要素の多い產業である。

利權契約締結に當り人民委員會が最も重要視するものは投資額の最大限度を豫定することゝ、利權所有者は義務として其の事業に最新の技術を應用すること及び聯邦內に生產せられざる半製品其他の材料を事業の副產物として生產することである。

利權本部が外國の投資を歡迎する主なる事業は、有色鑛採掘、金屬工業（殊に旋盤機械製作）製紙、セルローズ、自動車製造、人造絹絲、製皮用藥品製造業である。是等の利權事業希望者には人民委員會に於て生產上の保證を與へる爲めに從來よりも有利なる條件を提供することゝなつた。

原則として利權所有者には其生產品の自由販賣權を認める、もし國營產業がそれら製品の最大需要者である場合は、利權契約締結に際して、利權事業の利益を保證する條件の下に製品の一部を主として國家が買取るべしとの項目を加へなくてはならない。

利權契約による生產を短期間に開始せしめる爲め、事業のために要する機械器具、原料建築材料等聯邦領土內に於て購入不可能なものゝ輸入に關し關稅上の特典を與へる、而かして是等の物資輸入に對する許可は遲くも一ケ月以內に利權所有者に下附しなくてはならない。

又、利權所有者が利權契約に從ひ貨幣を輸出する場合は人民委員會は利權本部と財務人民委員會に命じ、利權所有者の之に關し提出したる願書を直ちに審閱し、障碍なからしめる。

利權事業の課稅を簡單ならしめるため人民委員會は利權契約書中に利權所有者が單一稅を支拂ふべしとの項を加へ、該稅をして一定の機關をして徵收せしむる。

割當免除額及地代の額を決定するには、利權事業の健全なる發展と相當の收入を保證する必要あることを考慮に置かなくてはならない。

利權事業の使用する原料は聯邦產たることを原則とする、輸入原料を使用する場合はその原料輸入又はその原料よりする生產品の輸入が利權契約の如何にかかはらず必要である場合に限られる。輸入原料を使用する利權の許されるのは、利權の性質上外國原料及び半製品を使用し、その需要量を利權所有者がその製品の輸出によつて補填し得る場合か、又は利權所有者が爲替上の關係なき輸入原料を生產する場合かである。利權の性質如何により利權本部は利權契約中に利權所有者の義務としてその事業生產品の一定量を外國に輸出することを主張することもある。

聯邦は外國資本の誘致を必要とする關係上、人民委員會は利權本部に對し、利權所有者をして資本は絕對に國外のものなることを言明せしめ、且つ契約所定の資金を聯邦信用機關を通じて送金せしめることを約束せしめる、但し、事業の擴張又は新規利權事業の開始の場合、聯邦內に於けるその事業より得たる利益金を是に充當することが出來る。

三、勞働者雇傭問題

勞働者及び從業員の勞働條件、雇傭、解雇、紛爭解決、利權事業の保險等は今後も勞働法規並びに特に公布せらるべき法規、又は共同契約或ひは利權に關係する勞働者全部に効力を及ぼす當該職業組合と利權所有年との他の協定に從ふものとす。普通勞働者、技術勞働者、從事員の雇傭は勞働人民委員會を通じて行ひ、又或る程度まで獨立して共同契約主義によることが出來る。利權所有者は又高級技術勞働者及び外國市民中より幹部の技術家を招聘する權利をもつてゐる。

前記の如く利權事業實施に關する基本法規と共に人民委員會は又產業各部に於ける利權事業實施に關する法規を同時に承認してゐる。是等の法規及び利權の對象に關する案內者は駐外聯邦通商代表部及び利權委員會に通知し、是等の文書は總て外國文を以て出版せられることゝなつてゐる。

今後の露國利權對象一覽

（露國政府當局發表）

一、金屬工業利權ノ對象（採金、加工）

黑色金屬冶金

	利權目的	所在地方	生產概略（年額）	利權ノ組織	投資豫定額
一	金屬工場	「クリボイ、ローグ」	四千乃至五千萬布度鑄鐵ヲ產シ將來ノ鋼ヲ豫見ス	貧鑛硅石精煉工業トノ「コムビネネーション」	九千萬留
二	同	「マグニツトナヤ」ノ出地地方（中部ウラル）	同	鐵鑛無煙炭石灰石ノ「コムビネーション」「カルタルイマグニツトナヤ」鐵道ノ建設	一億乃至一億一千萬留
三	同	「ドネープルストロイ」	混鐵（フエロスプロフ）九萬五千噸		二千萬留

現在冶金工場

	利權目的	所在地方	生產概略（年額）	投資豫定額
一	「コンスタンテノフスキー」工場	「ウラル」	五萬五千噸鑄鐵、二十萬七千噸鑛鐵、八萬三千噸鍮鐵	四百萬留
二	「ウオロシーロフ」工場（元「ドーユーリエフスキー」工場）	「ドンバツス」	卅三萬噸鑄鐵、廿三萬噸鋼鐵、十九萬五千噸鍮鐵	九百萬留
三	「カヂエフスキー」工場	同	二十萬噸鑄鐵	六百萬留
四	「ルスキープロビダンス」	同	十四萬噸鑄鐵、十二萬噸鋼鐵、十三萬噸鍮鐵	七百萬留
五	「タガンローグ」工場	「タガンローグ」工場	六萬五千噸鋼鐵、三萬六千噸鍮鐵	四百萬留

露國の利權

	利権目的	所在地方	生産概略（年額）	利権ノ組織	投資豫定額
六	「オリホスキー」工場	「ドンバツス」			
七	「グダンツエフスキー」工場	同	十萬噸鑄鐵 十一萬五千噸鑄鐵		八百萬留 二百萬留
八	「スウオボードヌイツーコリ」工場	同			
九	「セルグウフアレースカヤグルツパ」	「ウラル」	四十四萬噸鑄鐵、三十萬噸鋼鐵、二十四萬五千噸鍛鐵		一千萬留
一〇	「カターフスカヤグルワパ」	同			
一一	「スターリノ」工場但シ「マケーエフスキー」工場ハ國營ニ留保	「ドンバツス」			

有色金屬冶金

一	鋼精錬工場	「ザンゲズールイ」後高架索	四十萬布度	同利權目的ハ調査未完成ニ屬ス	二千萬乃至三千萬留
二	同	「バヤンアウリスキー」地方（カザクスタン）			
三	同	「ミヌシンスクスリヤンハイスキー」地方			
四	同	「カルカラリスキー」地方（カザクスタン）			
五	亞鉛精錬工場	「ネルチンスキー」地方			
六	鋼精錬「スパスキー」工場	「シベリヤ」			

機械製造

一	「トラクトル」工場	「スタリンガラード」	一萬臺ヲ下ラサルコト此價格一千八百萬乃至二千萬留		九百萬乃至一千萬留
二	一般的機械製造工場（「スタンキ」）	「モスコー」又ハ南部	年產額？價格五百六十萬留		
三	―	―	―		―
四	自動車製造工場 a 貨物自動車 b 客用	「ウラル」又ハ南露	一萬乃至十萬臺自動車		四千萬乃至五千萬留
五	汽車製造工場	「ニジニータギル」「ウラル」	大貨車年五百臺、價格三千三百萬留？		三千萬乃至二千百萬留
六	飛行機用發動機製造工場	「ウラル」	一千乃至一千五百臺	冶金燃料採掘ト運搬主トシテ高壓機關製造	一千五百萬留
七	農具製造工場（種蒔機、收獲機）	「ウラル」「ウオトキンスク」	種蒔機一萬臺鍬別機打穀機一萬臺年六百萬留		七百萬乃至八百萬留
八	河川汽船建造工場	「ウオルガ」ノ「サレプタ」	一回交代ノ場合一萬二千噸二回交代ノ場合二萬噸		一千百萬留（住宅建築共）
九	蒸汽機關製造並ニ製鐵工場	「スタリングラード」	年四百萬乃至五百萬留		一千五百萬留
一〇	印刷機械製造工場		製品價格三百五十萬乃至四百萬戰前留		三百五十萬留
一一	時計製造工場	中央	二百萬乃至百五十萬留		四百萬留
一二	印字機並ニ計算機製造工場	「モスクワ」ノ「レニングラード」	年一萬個金額二百五十萬戰前留		四百五十萬乃至五百萬留
一三	齒科醫及外科用機具製造工場	中央	二百五十萬戰前留		二百三十萬留
一四	機械機鍾附屬計量器製造工場	中央	百五十萬留迄		二百萬留
一五	磨研器具製造材料製造工場	中央	百五十萬戰前留		二百五十萬留
一六	製糖釀造機械製造工場	「ウラル」	二百萬乃至二百五十萬留		二百萬留
一七	陶器工業機械製造工場	「ウクライナ」	三百萬留迄		三百萬留
一八	皮革工業（靴）機械製造工場	中央	百五十萬留		二百萬留

	利權目的	所在地方	生産概略（年額）	利權ノ組織	投資豫定額
一九	製材機械製造工場				
二〇	燐寸製造機械製造工場	中央	百五十萬戰前留		
二一	運轉並工場內使用起重裝置製造工場	南露中央「ウラル」「ウクライナ」	百萬戰前留		
二二	自轉車製造工場		十萬乃至五十萬個		

二、鑛山、燃料利權ノ對象（註、但シ工場ヲ含マス）

	利權目的	所在地方	概略生産高及所要投資額	利權組織	備考
一	A、鐵鑛 「クリボイローグ」鐵鑛	A、「ジョールタヤレカ」地方「チエルヌイ」鐵鑛ノ北二十五「ウエルスト」			
		B、「イングレツキー」地方其ノ南方ニ於テ「イングレツ」エフゲニエフスキー「シローキー」「ウシヤコフスキー」其他ノ鑛山アリ	二千萬布度迄		
		C、調査未了ノ地			
二	「クリボイローグ」鐵硅石	D、「クリボイローグ」中央地方「カルノワトカ」及「カラチエフスカヤ」驛地方			
三	鐵鑛 「ダシケツサンスキー」磁鐵鑛	後高架索	年六千萬布度鐵道建設流動資金一千五百萬留	製鐵工場ノ建設ト連繫	
四	極東南部沿海地方ノ鑛床	A、浦潮ノ南「ポシエツト」灣	砂鐵七千萬布度含鐵平均五二%	「ガンドデヤ」驛迄鐵道ノ建設ヲ要ス	

					十「サーゼン」ノ深サ迄トシテ埋藏量約十五億布度ニ達スヘシ
					層鑛二千五百萬噸アリ猶六年間ニ一千萬噸合計三千五百萬噸
					（「バクー」「チフリス」鐵道）
					極東沿海南部地方ノ利權目的ハ第二次ニ屬ス

五	「ウラル」鑛床	B、「オリガ」灣及聖「ウラヂーミル」灣 「コマロフスキー」地方	磁鐵一億一千五百萬布度	此地方砂鐵多キモ鐵道及水運ノ便ニ遠キタメ作業ニハ多大ノ資本ヲ要ス	

B、鋼

一	「サンゲスールスコエ」	高架索	精鍊シタルモノ四十萬布度	調査事業	
二	「タナルイコバイマクスキー」地方	「ウラル」			
三	「ミヌシンスコエ」地方	「シベリヤ」			
四	「バヤンアワリスキエ」地方	「カザクスタン」			
五	「ペルミ」含鋼砂岩	「ペルミ」地方			

C、鉛亞鉛鑛

一	「プリバルハシスキー」地方	西部「シベリヤ」			
二	「カルカラリンスキー」	「カザクスタン」			
三	「ネルチンスク」	A、「プリアルグンスカヤグルツパ」 B、「シルキンスコクールトマンスカヤ」 C、「カライインスコエ」			「トルケスタン」鐵道沿線
四	極東州諸鑛山	A、日本海ニ注ク「ヤウズイハ」河流域 B、聖「ウラヂーミル」灣附近ノ「プスーフン」河地方 C、「エリザベチンスコエ」			同調査事業

D、金鑛

	利權ノ目的	所在地方	概略生産高及所要投資額	利權組織	備考
一	「ベレゾフスキー」鑛山	「スウエルドロフスク」市附近	深サ五十米突迄トシテ鑛金推定埋藏量二百噸年產三百布度六百萬留ノ投資ヲ要ス		
二	極東沿海ニ於ケル砂鑛	a、「アヤンコス・ウードスキー」地方「ウード」河「アイヤン」港附近ノ一部			
三	海岸ヨリ遠隔ノ地方	a、「ウエルフネ・ウヤ」地方 b、「ウエルフネ・セレムヂンスキー」地方ノ一部 c、「ニジネ・シルキンスキー」地方ノ一部 d、「ヤクーツク」共和國「ヴイリユイスキー」地方ノ一部	「オホ、ツク」地方ニ於ケル「ウリヤ」河及「シルカン」河地方ノ一部		同諸鑛山ハ「ウラルゾロト」「ナル「トラスト」ニ屬シ目下保存鑛區ナリ

E、ニツケル

一	「セルギエウオ・ウファレースキー」地方		年百萬布度百萬留ノ投資ヲ要ス		

F、黑鉛

一	「トウールハンスキー」「グラヒツト」	「クレーキ」川地方			
二	「アリベロフスキー」「グラヒツト」	「イルクーツク」縣			

G、石炭

一	「エナキーエフスキー」地方	a、「バイカル」驛 b、「ハンジヲンコオウオ」驛			
二	「セメンスキー」地方	「イズワリ」ノ驛			
三	「ベロカリトヒエンスキー」地方	「ボグライウオ」驛			
四	「グリレンスキー」地方				
五	「クラスノドンスカヤ」鑛床				
六	無煙炭礦區「アントラチツト」	a、「チスチヤコーフスキー」 b、「クリンダチエフスキー」 c、「ローヴエンスキー」 d、「ドルゼンスキー」 e、「グルーセフスキー」 f、「ネスベターエフスカヤ」盆地ノ北部			
七	「クズネツキー、バツセーン」ノ「コークス」甲炭	「トーミ」河ノ右岸			
八	「トカワルチエリスコエ」炭田	「ガリスグ」河沿ノ「スフームスキー」地方	十八萬噸乃至二十五萬噸投資額、三百乃至四百萬留		

E、石油

一	「ウラルエムバ」地方	「カスピアン」海ノ「チエレンケン」島	二千五百萬乃至三千萬留ノ投資年採油二千五百萬乃至三千萬布度	「ドツソール」及「マカート」既利用地方ノ一部	同利權ハ「アレキサンドロフガイ、チヤールデユ
二	「カスピースキー」		六乃至八百萬留及投資年採油六乃至八百萬布度		

露國の利權

元「アウエルバーフ」所有ニカカル南部「ニキトフスキー」現坑並ニ其ノ附近ノ新坑
元「エカテリニンスキー」及佛國會社所有ニカカル現坑ト共ニ
礦區ハ「ソロキンスク」礦務局ノ現坑ヲ含ム
「ベロカトウエンスキー」地方全部
「グリシノドブロボリエ」線ノ北部又ハ「グリシノチエンコウオ」線南部地方
「グリシノ」附近
此等諸地方ハ凡テ「ドンバツス」ノ東部ニアリ
「クタイス」市ヨリ近キ後高架索

三、土地改良事業利權ノ對象

	利權ノ目的	所在地方	概略生產高及所要投資額	利權組織	備考
三	「テムリユーク、タマンスキー」地方				
四	「ザカフカーヂエ」				
五	中央亞細亞	「シラークスキー、チヤトマ」川 チフリス縣 a、ネフテダーグ b、バーヤダーグ c、ケーマル		イ」鐵道利權ト連繫スルコトナルヤモ知レス	
六	「ケルチエンスキー」				企業調査並ニ探險

	共和國及州地方	利權目的名及其略說	一單位ニ付所要費用	總入費	利權期限	摘要
一	全露共和國「カザクスクン」「キリギス」共和國	中央亞細亞「チユウ」河溪谷二十四萬「デシヤーチン」	一五〇留	三千五百萬留	三十年乃至四十年	利權地區ハ六個ノ獨立地區タル可シ既ニ成案アリテ革命前ニ着手セリ同地方ハ中央亞細亞ノ棉花地方ニ供給スル穀物生產ニ重大ナル意義ヲ有ス猶砂糖大根及果實園ノ發達ヲ豫見ス
二	「カザクスタン」	「ウエルフネ、イリー」河溪谷二十七萬「デシヤチン」ノ灌漑	一五〇留	四千五十萬留	三十年乃至四十年	
三	「カザクスタン」	「ニジニ、イリ」河溪谷九十萬「デシヤチン」ノ灌漑	一五〇留	一億三千五百萬留	同	
四	「カザクスタン」	「ウラル、エムバ」地方五十萬「デシヤチン」ノ灌漑	—	—	—	未調査ニ關スル或ハ「アレクサンドロフ、ガイ、チヤル、デユイ」又ハ「サマラ、ウラルスク、エムバ」鐵道若クハ石油利權ヲ附屬セシメラルルヤモ知レス

五	北部高架索地方	「キズリヤルスキー」及「モズドクスキー」「ステツプ」約五十萬「デシヤチン」ノ灌漑	—		三十年乃至四十年	利權地區ハ數區ノ別個ノ地域ニ對シ提供セラレ發電事業トノ「コンビネーション」タルコトアル可シ「キズリヤルスキー」及「モゼドツクスキー」「ステップ」ノ灌漑ハ「デレカ」河ヲ秩序的ニ利用スルコトニヨリテノミ可能ナリ
六	北部高架索地方	「マヌキチ」溪谷約百萬「デシヤチン」ノ灌漑	—			同利權ハ「カスピヤン」海ヨリ黑海若クハ「アゾフ」海ニ至ル航行路開設事業トノ「コンビネーション」ニ於テノミ意義ヲ有シ北部高架索ノ全經濟上ニ重大ナル使命ヲ有ス
七	北部高架索地方			二〇〇留	二十五ケ年	本利權ハ其ノ事業組織ニ際シ地方人民ヲ參加セシムルコトヲ條件トシテ留保利權表中ニ暫ク殘サルルヤモ知レス同地ハ有價ノ工業用農產物ノ生產可能ナリ
八	「ニジネウオルガ」地方	大及小「ウーゼニ」河地方六萬「デシヤチン」	一五〇留		二十五ケ年乃至三十年	本利權ハ干魃救濟上重大ナル意義ヲ有ス
九	同	「クミューマ」河溪谷八千「デシヤチン」ノ灌漑並干魃救濟ヲ保障セラルル地方八萬「デシヤチン」		九百萬留		
一〇	同	「ウオルカアフトウービン」草原十六萬「デシヤチン」ノ灌漑	—	六百萬留	十五年乃至二十年	
一一	「シベリヤ」	「アルタイ」山ノ東部「アバカニ」河溪谷及南部「シベリヤ」十一萬「デシヤチン」	一五〇留	三千萬留	三十年乃至四十年	本利權ハ農具製造工場トノ「コンビネーション」タルコトアルベシ且ツ數區ニ分割スルヲ得同地方ハ「ラー」ノ如キ高價ナル工業原料ヲ產出スルニ至ル可シ
一二	後高架索共和國	黑海沿岸「レオン」河口地方「ポーチ」港及「アブハーヂヤ」州地方ノ沼澤地ヲ乾燥セシムル事業	二〇〇留	千六百二十萬留	三十年	本利權ハ種々ノ形式ニヨリ別個ノ利權者ニ別個ノ地區ヲ提供セラルルコトアルベシ 本利權ハ鑛山、鐵道利權ト結合スルコトアルヘシ同地方ハ移民基本地方トシテ價値等シ

四、交通利權ノ對象

一、鐵道利權

	利權目的	距離	利權ノ組織
一	「オピ」白海鐵道「ナデヂジンスキー」及「ウスチ、ツイリム」支線	二千百露里	本利權ハ東部「ウラル」「オピ」及「イルツイン」河地方ノ材木並「ウフタ」地方ニ於ケル石油事業トノ「コンビネーション」トシテ提供セラルルコトアル可シ
二	「アレキサンドロフガイ、チヤルジウイ」鐵道（元ノ「サラトフ」縣「アレキサンドロフガイ」ヨリ中亞ニ至ル	千八萬露里	本利權ハ「エムバネフチ」地方石油工業及棉花事業トノ「コンビネーション」トシテ連繫セシムルコトアル可シ
三	「サラトフ、ミルレローウオ」又ハ「グラーチ」鐵道（「サラトフ」「ドンバス」鐵道）	五百五十露里	「サラトフ」ニ於テ「ウオルガ」河鐵橋ノ架設ヲ條件トス
四	南部西伯利亞鐵道（「オムスク」「アクモリンスク」「パウログラード」「クルンダ」「バルナウル」「クツネツク」	二千百八十露里	數案中ノ一トス
五	高架索山脈電氣鐵道	二百露里	

二、水運利權

一	「ウオルガ」「ドン」運河（黑海ニ出ロヲ作ル案）		
二	「カスピアン」黑海ノ「マヌヰチ」連絡		
三	「シビリ」河ノ閘門事業		

五、皮革工業利權ノ對象

	利權目的	地方別	生產力及所要投資額	利權ノ組織	備考
一	「セヴロ」革及「セヴロラーグ」工場	「タタール」共和國	一晝夜羊三千頭ノ製造力建築並ニ機械裝置費百三十萬留流動資金四十萬留合計百七十萬留		「エクストラクト」ハ柳ノ根皮ヨリ製造ス
二	製靴工場	左ノ地點ノ一ニ於テ「サラトフ」「ノヴオシビリスク」「スウエルドロフスク」「ウクライナ」	一晝夜四千足ノ製造力建築並ニ機械裝置費百八十萬留流動資金百六十萬留合計三百四十萬留		
三	「エクストラクト」工場	a、「ベーラヤ」河地方北部高架索「ウオログダ」「ウヤトカ」及「ニジエゴロド」縣地方ニ於テ二工場 b、白露地方 c、「チューワシュ」共和國 d、「バイカル」鐵道地方 e、「アルタイ」地方	年產額二千噸「タンニング」 年產額二千噸「タンニング」 同 同 年產額一千五百噸「タンニング」		「ダバーン」草ヨリ「エクストラクト」ヲ採ル
四	機械製造工場	「ウオロネゲ」	此等工場ハ各建築費及裝置費計八十萬留融通資金三十六萬留計一工場百十六萬留「エクストラスト」工業利權合計八百十二萬留 機械動力裝置費百萬留 年產三百萬留		金屬工業利權參照

六、「セメント」製造利權ノ對象

	利權ノ目的	地方別	生產力（年）	利權ノ組織	投資豫定額
一	「セメント」製造工場	「ウクライナ」「ジメリンカ」河附近	六十萬樽		四百八十萬留

七、硝子工業利權ノ對象

	利權ノ目的	地方別	生産力（年）	利權ノ組織	投資豫定額
二	同	「チエルニーゴフ」管區	六十萬樽		
三	同	白露	五十萬樽	右同	四百萬留
四	同	極東	五十萬樽	四百八十萬留	
五	機械製造所	莫斯科		五百萬乃至七百萬留	

	利權目的	地方別	生産力	投資額
一	窓硝子及瓶罐	「クズネツキーバッセーン」「コリチユーギンスカヤ」鐵道驛「ケメローウオ」	二個ノ溶鑛爐ヲ有シ年産窓硝子一萬噸壜類一萬噸	七百萬留
二	同	「プリヤートモンゴリヤ」共和國「ウエルフネウージンスク」市	同	七百萬留
三	同	「ニジニーノヴゴロド」	六個乃至十個ノ溶鑛爐ヲ有シ內窓硝子製造四個乃至八個壜製造二個年產額窓硝子四萬乃至八萬噸壜二萬噸	建築費千八百萬乃至二千二百萬留機械裝置及「トルフ」採取ノ爲四百萬乃至五百萬留
四	窓硝子、藥舖及家庭用硝子器製造工場	後高架索「ボムジヨム」地方	六個ノ溶鑛爐內三ケ窓硝子二個雜硝子器製造一個ハ藥局向器具製造年產額窓硝子三萬噸雜硝子器一萬噸藥局向硝子器五千噸	一千八百萬留
五	特殊硝子工場	莫斯科	二個ノ溶鑛爐ヲ有シ年產壜二萬噸	三百萬乃至四百萬留
六	製瓶工場	「リスチヤンスクドンバス」	六個ノ溶鑛爐ヲ有シ年產額二萬噸	百五十萬留
七			二萬噸ノ溶鑛爐ヲ有シ年產壜二萬噸	
			二個ノ溶噸爐ヲ有シ年產壜二萬噸	
			二—三百萬留ニ達セシムルコト	

八、森林利權ノ對象

	利權目的、名稱並其所在地	總面積（デシヤチン）	利用可能ノ總面積	利權地區ノ年伐高	備考
一	「アルハンケリスク」原「コイナツスコエ」林區「ヌーゼニ」河流域	六十萬「デシヤチン」	—	六萬立方「サージエン」	1、2ノ利權ハ若シ利權者「カツエルローズ」製造幷「アルハゲリスク」ヨリ「メーゼニ」ニ至ル鐵道支線建設ヲナス場合ニ於テハ全「メーゼニ」地方ヲ利權目的トスル又若シ「メーゼニ」地方ニ於テ國家ノ費用ヲ以テ木材工場カ建設サルナラハ其工場ノ原價ヲ政府ニ償却スルコトヲ條件トシテ利權者ノ利用ニ供スルコトヲ得
二	「コミ」州「ウドールスコエ」林區「メーゼニ」河流域	十六萬五千「デシヤチン」	—	一萬八千立方「サージエン」	
三	「コミ」河ニ於ケル「ペチヨールスキー」地方「ヤクシンスカヤ」埠頭ヨリ「ウラル」州境ニ對シ「ペチヨール」河下流「シユーゴラ」河口ニ至ル四百五十「キロメートル」ノ間	五百三萬「デシヤチン」	—	一萬九千立方「サージエン」	
四	同上ノ「イゼムスキー」地方「イゼム」河ノ上流中流及其水源地方	二百二十八萬「デシヤチン」	—	一萬立方「サージエン」	
五	左ノ株式會社ニ屬スル林區 a「ルスアングロレス」 b「ルスゴヲンドレス」	百二十萬「デシヤチン」 百四十萬「デシヤチン」	—	三十萬本（丸太） 三十萬本（丸太）	
六	「ムラシキ」岬	十六萬「デシヤチン」	九萬五千「デシヤチン」	百萬立方尺	
七	「ウエルフニートウムニ」	卅五萬「デシヤチン」	十三萬「デシヤチン」	二百萬立方尺	

極東地方韃靼海峽沿岸ニ於ケル森林利權ノ對象

露國の利權

	利權目的、名稱並其所在地	總面積（デシヤチン）	利用可能ノ總面積	利權地區ノ年代高	備考
八	西部「トウムニン」	三十二萬「デシヤチン」	十九萬「デシヤチン」	二百萬立方尺	
九	「ムーリ」	二十六萬「デシヤチン」	十五萬「デシヤチン」	百六十萬立方尺	
一〇	東部「ツムニン」	十五萬「デシヤチン」	九萬「デシヤチン」	百萬立方尺	
一一	「アクール」	十七萬「デシヤチン」	十萬「デシヤチン」	百十萬立方尺	
一二	「フーツ」	六十八萬「デシヤチン」	四十萬「デシヤチン」	四百四十萬立方尺	
一三	「オニユイスカヤダーチヤ」	七十萬「デシヤチン」	四十三萬「デシヤチン」	四百七十萬立方尺	
一四	「ゴリンスカヤダーチヤ」	百萬「デシヤチン」	五十五萬四千「デシヤチン」	六百二十萬立方尺	第一三乃至第一五ハ第二次的トス
一五	「ラール」「ウルミースカヤダーチヤ」	二十五萬「デシヤチン」	十五萬「デシヤチン」	百六十萬立方尺	「アムール」河沿ノ利權ハ「キージーデカストル」運河開鑿事業ト聯絡セシムルコトアルヤモ知レス（第十五、第十六ハ沿「アムール」河林區
一六	「ヒンカンスビルスキー」	百萬「デシヤチン」	八十萬「デシヤチン」	二千六百四十萬立方尺	
一七	「ブレンスコトサルミンスク」	百五十萬「デシヤチン」	百五萬「デシヤチン」	二千三百十萬立方尺	

後高架索ニ於ケル森林利權ノ對象

一八	「ウズイブスキー」（アブハージヤ）	十二萬「デシヤチン」	六千「デシヤチン」	十八萬立方尺	
一九	「コドルスキー」（アブハージヤ）	十三萬　同	六千五百　同	十九萬五千立方尺	

此ノ外電化利權ト稱スルモノアルモ餘リ漠トシテ補捉シ難キニ付略ス

（一）「パルプ」「ツエルローズ」及製紙工場ノ利權對象

1、「アルハンゲリスク」市及其附近「ツエルローズ」工場

製造能力（基本製產品）

第一案　「ツエルローズ」年五百萬布度

第二案　同　五百萬布度及三萬六千「スタンダード」ノ製材（「スタンダードトハ材木ノ單位ニシテ百六十五立方尺）

利權ノ組織

第一案　現在ノ製材工場トノ「コムビネーション（工業彙）

第二案　現在ノ製材工場ト獨立ノ「コムビネーション」ヲ設立シ製材工場ハ十個乃至十二個ノ縱鋸ヲ裝置スルヲ要ス

豫定投資金額

第一案　建築費一千四百五十萬留流動資本五百五十萬留

第二案　同　一千七百七十萬留　同　六百萬留

豫定原料基礎

第一案　北部「ドビナ」河地方材木就中「ビネガ」河（註北部「ドビナ」河ノ支流）地方ノ原木

第二案　「ビネガ」河地方ヲ獨立原料基本地トシテ同「コムビネーション」ノ爲分割スル「パルプ」原料（「バランス」及挽製適材年產額（註「バランス」トハ製紙原料丸太ナリ）

第一案　約七萬立方「サーゼン」ノ「バランス」

第二案　約七萬立方「サーゼン」ノ「バランス」及一千百萬立方尺ノ挽製適材ノ造材

備考　現在「アリハンゲリスク」ニ存在スル工場ヲ基礎トシテ「コムビネーション」ヲ造ル場合ニハ廢物屑物材木ヲ二千二百萬乃至二千八百萬布度迄燃料又ハ製造用トシテ利用スヘシ

2、「ウイチエゴド」地方「ツエルローズ」「パルプ」工場

（「コトラス」市ー「ヴヤトカ」ヨリ北方鐵道ノ終點）

製造能力（基本製產品）六百萬布度「ツエルローズ」二百萬布度「パルプ」及三萬乃至三萬六千「スタンダード」ノ挽材

利權ノ組織　製材、「ベニヤ」板製造ヲ兼ヌル「コンビネーション」

豫定投資金額　建築費二千三百萬乃至二千五百萬留、流動資金八百萬乃至一千萬留

豫定原料基礎　「ウイチエクドイ」河地方ノ木材（註同河ハ北「ドビナ」河ノ上流）

「バランス」及適挽材年產額　約九萬五千立方

「サーゼン」ノ「バランス」及九百萬乃至一千百萬立方尺ノ挽製適材ヲ造材スルコト

3、「ツエルローズ」「パルプ」工場「メーゼニ」河地方

（註「メーゼニ」河ハ北「ドビナ」ノ東方ニアリ同ジク北流シテ「メーゼニ」灣ニ注ク）（工場豫定地ハ「ウシチワシコエ」村其他）

製造能力　三萬乃至四萬布度ノ「ツエルローズ」及二萬四千乃至三萬「スタンダード」ノ挽材

利權企業ノ組織　八乃至十個ノ縱鋸ヲ有スル製材工場トノ「コムビネーション」トス

豫定投資金額　建築資金（千二百萬乃至一千五百萬留、融通資金四乃至五百萬留

豫定材料基礎　「メーゼニ」河流域ノ材木

「バランス」及適挽材年產豫定額「バランス」四萬二千乃至五萬六千立方「サーゼン」及適挽材七百五十萬乃至九百萬立方尺

備考　本企業ハ「アリハンゲリスク」市ヨリ「メーゼニ」河迄（ウーレチ、ワシスコエ」村迄）二百六十露里ノ鐵道建設ノ問題ト關聯ス本鐵道建設費ハ概略一千五百萬留ナリ

露國の漁業

漁業ニ關スル法令

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會及人民委員會議決定

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（以下露西亞共和國ト稱ス）漁業經濟ノ組織及管理ニ關スル一九二二年九月二十五日附全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定（一九二二年度法令集第六一號第七八〇條）一般國家的意義ヲ有スル漁場表ニ關スル一九二三年二月十六日附勞働及國防會議決定（一九二三年度法令集第一三號第一七二條）及露西亞共和國漁業經濟ノ組織及管理ニ關スル決定第六條ノハ項變更方ニ關スル一九二三年五月三日附全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定（一九二三年度法令集第三九號第四一九條）ヲ廢止シ露西亞共和國全露中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通決定ス

左記露西亞共和國漁業經濟ニ關スル規則ヲ認可ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則

第一章　總　則

第一條　漁業經濟トハ左記各項ヲ謂フ

（イ）魚類及其他ノ水棲動物（哺乳類、甲殻類、軟體動物）及海藻ノ富源ノ利用ニ關スル事業

（ロ）前記ノ富源ノ衰滅ヲ防止スル合理的原則ノ下ニ右利用ノ組織ニ關スル措置

（ハ）魚族ノ富源ノ維持又ハ創設ニ關スル措置（魚族ノ蕃殖）

第二條　自然的水域――海面、湖沼及河川――並人工的水域（池其他）ニシテ本規則第一條所揭ノ目的ノ爲使用シ得可キ一切ノ水域ハ右目的ノ爲ニ必要ナル地區ト共ニ漁場ト稱ス

備考第一、漁業ノ目的ヲ以テ使用セラレ且市街地ノ外ニ存在スル一切ノ水域ノ岸地ニ於テハ漁夫ノ一時的避難ノ爲最高滿潮線ヨリ起算シ幅員二十米突ノ沿岸地帶ヲ無償ニテ供與ス但シ建築物若ハ船舶航行用、水利用又ハ其他ノ設備若ハ農業的ノ園圃的又ハ其他ノ作物ノ爲ニ使用セラレアル場所ヲ除ク

備考第二、漁場ニ編入セラル可キ地區ノ境界ハ露西亞共和國土地法ノ定ムル手續ニ從ヒ之ヲ定ム

備考第三、都市ノ境域内ノ漁場ニ於ケル一切ノ築造物、設備及實用的構造物ハ當該都市「ソヴイエト」トノ協議ヲ經ルニ非レハ之ヲ築造又ハ設置スルコトヲ得ス

備考第四、漁場ニ編入シタル成規ノ陸岸地帶内若ハ船舶航行用又ハ浮袋用内水路ニ於テ各種ノ築造物ヲ築造シ各種ノ建築物、機械其他ヲ設置シ、若ハ水路ノ人工的築造物（運河、堤防、閘門其他）ノ境域内ニ於テ漁場ヲ經營シ又ハ本規則第一條ニ揭ケタル措置ヲ實施スルニハ豫メ交通人民委員部當該官衙ト協議スルヲ要ス

備考第五、「ソヴイエト」聯邦ノ商港内ニ存在スル漁場經營ノ手續ニ付テハ「ソヴイエト」聯邦商港内ニ於ケル漁場又ハ附屬漁場ノ經營手續ニ關スル一九二五年四月三日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會ノ決定（一九二五年度法令集第二三號第一五七條）ニ從フヘシ

第三條　魚類、海獸及其他ノ水産業ノ目的ヲ以テスル漁場經營權ハ國家的保安ノ理由ニ因リ「ソ」聯邦ノ機關（譯者曰ク官衙企業團體ヲ指ス）及

人民ノミニ許與スルコトヲ得外國人民、其ノ團體及外國法人ハ當該國家機關ノ特別決定ニ基キテ右權利ヲ享有スルモノトス

第四條　漁業築造物、機械及設備並漁業用船舶及國營漁業企業若ハ漁業及魚族蕃殖官廳ノ管理ニ屬スル一切ノ漁業用財産ハ國有財産トス

第五條　漁場ハ之ヲ分チテ營業用及非營業用トス非營業用漁場トハ漁場ノ生産物カ沿岸住民ノ魚類ニ對スル自家用消費量ヲ超エサルモノヲ謂フ其他ノ一切ノ漁場ハ之ヲ營業用漁場ト認ム營業用漁場ハ其國家經濟ニ對スル意義ニ應シ之ヲ一般共和國的（露西亞共和國ヲ通スル）意義ノ漁場ト地方的意義ノ漁場トニ分ツ

備考　一般共和國的意義ノ漁場ニ屬スルモノ左ノ如シ

（一）「ソヴイエト」聯邦領域ヲ圍ミタル海面漁業水域及一般聯邦機關ノ締結スル國際的協定ノ對象タリ得ヘキ國境漁場

（二）當該漁場ノ生産物カ食糧品市場ニ於ケル數量及價格ノ關係上重要ニシテ該生産物ノ數量ノ減少又ハ價格ノ騰貴カ一般聯邦的又ハ國際的意義ノ市況ニ影響ヲ及ホスカ如キ漁場

（三）人口鮮キ邊陬地ノ漁場ニシテ該地方ノ文化幼稚ナル住民ニ取リ漁業カ第一義的重要性ヲ有シ且該漁業ノ維持及保護ノ爲一般共和國的主權ノ特別措置ヲ必要トスルモノ

（四）生産能力ニ付テハ地方的意義ノモノナリト雖産業維持ノ爲一般共和國資金ノ多大ノ支出ヲ要スヘキ漁場

第六條　一般共和國的意義ノ漁場ノ編成及境界ハ之ヲ本條附屬表ニ揭ク（別表）

第七條　一般聯邦的意義ノ漁場ハ露西亞共和國豫算ニ計上シ右共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ漁業ノ實施ノ爲之ヲ有償ヲ以テ國營漁業企業、「コオペラチヴ」及私人團體並個人ニ貸下クルコトニヨリテ漁業對象物ノ漁獲、買付及加工ヲ謂フ

備考第一、漁業ノ實施トハ漁業築造物、機械及設備ニシテ國營漁業企業ノ定款資本ニ編入セラレタルモノ以外ヨリ生スル收入ハ露西亞共和國豫算ニ計上シ右共和國農務人民委員部所管トス但シ成規ノ金額ハ地方資金ノ爲控除ス

備考第二、露西亞共和國農務人民委員部ハ本規則ノ擴充ノ爲一般共和國的意義ノ漁場管理手續ニ關シ關係ノ部分ニ付各關係ノ官府自治共和國中央執行委員會又ハ地方若ハ州執行委員會ト協議ノ上訓令ヲ發スルコトヲ委任セラル

第八條　國有漁業築造物、機械及設備並漁業用船舶及一般ニ漁業用財産（第四條）ニシテ漁業「トラスト」ノ定款資本ニ編入セサリシモノハ露西亞共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ之ヲ同部貸下基本財産ニ編入方ニ付露西亞共和國經濟評議會ニ申請スヘシ

備考第三、漁業築造物ノ分配又ハ共ノ賃貸ハ漁業經濟單一計畫ノ實施ノ爲現地ニ於ケル州、地方、縣又ハ管區土地行政廳若ハ漁業行政廳附屬特別委員會之ヲ行ヒ右ニ當該財務部、商業部及國民經濟會議（地方經濟部）ノ代表者ヲ參加セシメ縣ノ行政區劃ヲ有セサル自治共和國ニ於テハ農務人民委員部特別委員會之ヲ行ヒ右ニ財務、商業兩人民委員部及國民經濟中央會議ノ代表者ヲ參加セシム

第九條　一般共和國的意義ノ國有漁場ノ運用（第六條）並右漁場ノ境域内ニ於ケル漁業築造物、機械及設備ニシテ國營漁業企業ノ定款資本ニ編入セラレタルモノ以外ヨリ生スル收入ハ露西亞共和國豫算ニ計上シ右共和國農務人民委員部所管トス但シ成規ノ金額ハ地方資金ノ爲控除ス

第十條　露西亞共和國農務人民委員部ハ本規則ノ擴充ノ爲一般共和國的意義ノ漁場管理手續ニ關シ關係ノ部分ニ付各關係ノ官府自治共和國中央執行委員會又ハ地方若ハ州執行委員會ト協議ノ上訓令ヲ發スルコトヲ委任セラル

第十一條　本則第六條附屬表ニ記載ナキ漁區ハ地方的意義ノ漁場トス

第十二條　地方的意義ノ漁場ノ編成及境界ハ各縣又ハ當該行政區劃單位毎ニ當該土地行政機關之ヲ定メ當該執行委員會ノ審査ヲ經タル後當該共和國農務人民委員部ニ於テ認可ス

縣ノ行政區劃ヲ有セサル自治共和國ニ在リテハ本條所載ノ漁場ノ編成及境界ハ當該共和國農務人民委員部之ヲ定メ當該中央執行委員會認可ス

第十三條　地方的意義ノ漁場ハ露西亞共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ自治共和國ニ於テハ右共和國農務人民委員部ノ管轄ニ屬シ地方土地行政機關之ヲ運用ス

備考　都市ノ境域內ニ於ケル地方的意義ノ漁場ハ當該土地行政機關ノ監督ノ下ニ且本規則ノ定ムル漁業調整規則ヲ遵守シテ都市「ソヴイエト」之ヲ運用ス

第十四條　地方的意義ノ漁場ハ一般原則（第三十八條乃至第四十三條）ニ依リ賃貸ニ付スルカ又ハ漁業經營免許狀ヲ發給シテ（第四十五條乃至第四十八條）之ヲ運用ス

備考　北方未開住民ノ居住スル地域ニ於ケル地方的意義ノ漁場ハ當該農務人民委員部ノ訓令ノ定ムル手續ニ從ヒ地方住民ノ勞働的用益ニ供スルコトヲ得

第十五條　地方的意義ノ漁場運用ニヨル收入並ニ右漁場ノ管理及保護ニ要スル經費ハ地方豫算ニ計上ス

第十六條　露西亞共和國農務人民委員部若ハ當該自治共和國農務人民委員部ハ本規則ノ擴充ノ爲當該執行委員會又ハ關係官府ト協議ノ上地方的意義ノ漁場管理方ニ關スル訓令ヲ發スルコトヲ委任セラル

第十七條　一般共和國的意義ノ漁場表（第六條）中ニ編入セラレス且編成ノ手續ヲ以テ地方的意義ヲ有スル漁場（第十二條）トシテ公示セラレサル漁場ハ非營業用漁區ト認メ特別ノ文書ヲ以テ是等漁場所在地域ノ土地組合、農業團體其他各種勞働的土地用益者ノ結合體ニ對シ無期限ニ共ノ勞働的用益ニ供スルコトヲ得

第十八條　自家用ノ爲ニスル魚類ノ漁獲ハ禁漁地又ハ特設經營ニ付シタル池乃至湖ヲ除キ當該農務人民委員部カ各漁業地方ニ付定ムル表ニ記載セラルル漁具ヲ以テ無料ニテ隨所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第二章　漁業經濟ノ行政機關

第十九條　露西亞共和國農務人民委員部ハ露西亞共和國ノ漁業經濟ニ關スル一切ノ方策ニ付協調ヲ保ツカ爲各曆年度ノ初ニ於テ露西亞共和國農務人民委員部及自治共和國農務人民委員部（複數）ノ代表者、露西亞共和國政府附外務人民委員部全權代表者並露西亞共和國最高國民經濟會議、同商業人民委員部、同財務人民委員部、同內務人民委員部、本聯邦聯業同盟本部、全露漁夫生產組合聯合會及消費組合中央聯合會ノ各代表者ヲ以テ組織スル評議會ヲ召集スヘシ

第二十條　前條ノ評議會ニハ左記各號ノ事項ヲ委任ス

（イ）各水域ニ於ケル魚族保護方法、漁場貸下條件及免許料金率ノ協調

（ロ）露西亞共和國及自治共和國農務人民委員部ノ實施スル方策ノ豫算及計畫ノ審査

（ハ）學術的產業調查派遣員及常設學術產業研究機關ノ計畫及豫算ノ審査

（ニ）人工養殖ニ依ル漁場生產力ノ維持

（ホ）湖沼經濟ノ開發、養魚池ノ設備、新規魚族ノ風土馴化並住民ニ對スル移植魚ノ供給

（ヘ）漁業ニ關スル職業的技術的敎育ニ付其敎授要項ノ審議ニ參加

（ト）漁業經濟ノ利益上必要ナル其他ノ方策ノ執行

（ホ）本則第十九條所載ノ各農務人民委員部ヨリ提出スル漁業狀態報告ノ審査

（ヘ）評議會ニ參加スル者ヨリ提議シタル漁業關係問題ノ審議

第二十一條　本則第十九條ノ評議會ノ決議ハ露西亞共和國農務人民委員部ヨリ之ヲ同共和國經濟評議會ニ提出シテ其認可ヲ受クヘシ

第二十二條　露西亞共和國及自治共和國農務人民委員部ニ對シ本則ノ課シタル使命ヲ實現スル爲右人民委員部內ニ漁業及魚族蕃殖課ヲ設ケ其ノ下級機關ヲ地方ニ設クヘシ

第二十三條　露西亞共和國農務人民委員部ニ左記事項ヲ委任ス

（イ）一般共和國的意義ノ漁場、露西亞共和國領域內ニ於ケル地方的意義ノ漁場及國有漁業財產（第四條）ニ對スル行政的經濟的一般管理並右漁區及財產運用方法ノ決定

（ロ）漁業ノ調查、漁業ニ關シ定メタル法令履行ニ對スル監督並漁業及魚族蕃殖ニ關スル地方行政機關ノ事務ニ對スル監督

（ハ）漁業狀態ノ調查、漁業及魚族蕃殖ニ關スル學術的產業的研究及漁業經濟組織問題ノ審查

第二十四條　漁業並魚族蕃殖ニ關スル地方行政機關ノ職務ノ範圍及共ノ執行手續並此等機關ト中央政廳及地方執行委員會トノ相互關係ハ當該自治共和國農務人民委員部及關係執行委員會ト協議ノ上露西亞共和國農務人民委員部ノ定ムル訓令ニ依リ律セラルヘシ

第二十五條　漁業法令ノ履行ニ對スル監督及貸下ケタル漁場ノ保護ノ爲地方土地行政機關及地方漁業行政機關ニ特別漁業監視官吏ヲ置キ之ニ武器並水陸運輸物件ヲ附與ス一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル漁業監視官吏ハ國家豫算ニヨル支出金ヲ以テ之ヲ維持スル國費ヲ以テ維持スル監視官吏ト雖分ノ場合ニハ漁場借受人ハ自ラ地方土地行政機關ニ納付スル特別資金ヲ以テ右監視官吏增加方ノ問題ヲ提起スルコトヲ得

備考第一、一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル漁業監視官吏ノ職務執行手續ハ關係官府及執行委員會ト協議ノ上當該農務人民委員部ノ定ムル訓令ニ依リ律セラルヘシ

備考第二、地方的意義ノ漁場ニ於ケル漁業監視官吏ノ職務執行手續ハ關係官府及執行委員會ト協議ノ上當該農務人民委員部ノ定ムル訓令ヲ以テ律セラル

第二十六條　本則第二十三條ニ揭ケタル職務ニシテ地方的意義ノ漁場ニ關スルモノハ之ヲ自治共和國農務人民委員部漁業及魚族蕃殖課ニ委任ス

第二十七條　地方的意義ノ漁場ニ於ケル漁業經濟ヲ管理スル地方機關ハ縣土地行政廳又ハ之ニ該當スル農務機關トス

第二十八條　魚類捕獲ノ爲爆發物又ハ水ヲ有毒ナラシメ若ハ魚類ヲ麻痺セシムル物質ハ何處ニ於テモ之ヲ使用スルコトヲ禁ス

第二十九條　內海（裏海、「アゾフ」海、「アラル」海及黑海）ニ於テハ鱘魚族ノ漁獲ニ種類名稱ノ如何ヲ問ハス一切ノ「トロール」網及魚類ヲシテ自ラ地方土地行政機關ニ特別ノ餌ヲ付セサル釣針ヲ嚥下セシムルコトヲ構造ノ基礎トスル配網ヲ使用スル漁業ハ非營業用漁區ト認メ特別ノ文書ヲ以テ是等漁場所在地域ノ土地組合、農業團體其他各種勞働的土地用益者ノ結合體ニ對シ無期限ニ共ノ勞働的用益ニ供スルコトヲ得

第三章　漁業調整規則

第三十條　河川ニ在リテハ水流全幅ニ亘リテ魚類ヲ阻止スヘキ遮斷物ヲ築設スルコトヲ禁ス

備考　移動的ナラスシテ河川ノ水流ノ一部分ヲ區劃スルニ過キサル遮斷物ノ築設ハ其ノ各遮斷物ニ付當該農務人民委員部ヨリ特ニ許可ヲ得タル場合ニノミ之ヲ爲シ得ヘク但交通人民委員部ノ直轄スル水域ニ付テハ右人民委員部ノ協議ヲ經ルヲ要ス

第三十一條　產業的尺度タル左記ノ大サヲ有スル鱘魚族ハ其漁獲買入、販賣又ハ貯藏ヲ禁止ス

（一）「ベルーガ」及「カルーガ」　一一六「サンチメートル」

（二）「アショートル」　七一　同

（三）「セウリユーガ」　六二　同

（四）「シープ」　七一　同

（五）「ステルリヤーデイ」　二七　同

（六）　同

備考第一、產業的尺度トハ眼ノ中心ヨリ臀鰭ノ終端ニ至ル長サヲ云フ

備考第二、產業的尺度ニ滿タサル鱘魚族ノ漁獲ハ學術的產業的研究ヲ目的トスル場合ニ限リ其都度露西亞共和國又ハ當該共和國農務人民委員部ノ特別許可ヲ受ケテ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　本則第六條ノ附屬表中ニ列擧シタル地方的意義ノ漁場ニ於ケル漁業ハ露西亞共和國農務人民委員部ニ於テ關係官府及當該執行委員會ト協議ノ上定ムル規則ニヨリ之ヲ行フヘシ

第三十三條　地方的意義ノ漁場ニ於ケル漁業實行ノ規則ハ地方土地行政廳之ヲ作成シ當該執行委員會ノ審查ヲ經タル後露西亞共和國又ハ當該自治共和國ノ農務人民委員部之ヲ認可ス

第三十四條　本則第二十八條乃至第三十一條ヲ以テ定メタル禁止事項ノ外第三十二條及第三十三條ニ揭ケタル規則ヲ以テ左記事項ヲ定ムルコトヲ得

（イ）漁業實行ニ對スル禁漁區域

（ロ）禁漁期

（ハ）禁止ノ漁具及漁撈方法

（ニ）漁獲魚類ノ大サニ對スル最小限度（鱘魚族ヲ除ク）

（ホ）一定ノ水域若ハ其各個ノ漁場ニ於テ漁獲シ得ヘキ魚類ノ數量ノ限度

（ヘ）漁業ノ地方的條件ニ由リ必要ナル其他ノ

第四章　漁業企業ノ調整手續

第三十五條　國營漁業ノ管理並國營「コオペラチヴ」及私的漁業企業ノ事業ノ調和ハ管轄ニ從ヒ露西亞共和國最高國民經濟會議又ハ地方國民經濟機關ニ於テ統轄ス

第三十六條　最高國民經濟會議及國民經濟地方機關ニハ左記事項ヲ委任ス

(イ)　漁業全體ノ豫想的計畫ノ編成ニ參加スルコト

(ロ)　漁業全體ノ發達ニ關スル理想的計畫ニ基キ且關係官府及組織體ノ協力ヲ得テ產業的漁業地方ノ漁業發展ノ理想的計畫ヲ作成シ所定ノ手續ニ從ヒ露西亞共和國經濟評議會ニ提出シテ其認可ヲ求ムルコト

(ハ)　同一ノ手續ニ從ヒ每年各漁業地方別ニヨリ漁業ノ綜合計畫及財政的資金融通計畫ヲ作成シ之ヲ當該政府機關又ハ金融機關ヲ經テ實施スルコト

(ニ)　前記計畫ノ實施ヲ監督シ及魚類又ハ其製造物ノ捕獲又ハ加工方面ニ於ケル各組織體ノ業務ヲ調和スルコト

(ホ)　漁業企業ノ開設、移轉又ハ擴張ニ關聯スル問題ノ解決ニ參加スルコト

(ヘ)　漁業及漁獲物加工ノ合理化ヲ目的トスル其他ノ措置ヲ講スルコト

(ト)　漁業ノ必要ノ爲共同輸入計畫ヲ作成スルコト

第三十七條　露西亞共和國商業人民委員部及地方商業行政廳ニ左記事項ヲ委任ス

(イ)　國營、「コオペラチヴ」及私的漁業企業ノ商業業務ノ調和

(ロ)　生魚市場ノ調整及生魚販賣ノ合理化ニ關スル方策ノ實施

(ハ)　魚貨調達者ノ員數ノ決定

(ニ)　魚貨ト共包裝ニ關シ內外市場ノ要求ニ從ヒ標準設定問題ノ審議

第五章　漁場ノ用益手續

第三十八條　本則第八條及第九條ニ從ヒ賃貸ニ付スヘキ一般共和國的意義ノ漁場又ハ漁業財產ハ露西亞共和國農務人民委員部カ同共和國財務、商業各人民委員部、同最高國民經濟會議及當該執行委員會ト協議ノ上各地方每ニ定ムル規則及模範的契約ニ基キテ借受人ニ貸下クヘシ

備考　賃貸ニ付シタル漁場ニ於テハ魚類ノ捕獲(自己ノ消費ノ爲ニスルモノヲ除ク)買入及加工ノ權利ハ右漁場借受人ニ排他的ニ屬ス

第三十九條　漁場ハ原則トシテ計畫的方法ニ依リ基本的ニヨリ之ヲ運用スル計畫的方法ニヨリ基本的トニヨリ之ヲ運用スル計畫的方法ニヨリ基本的魚貨調達者ニ貸下ケサル漁場ハ之ヲ競賣ニヨリ貸付クルカ又ハ漁撈免許狀料若ハ布度稅ヲ徵收シテ貸下ク漁業財產ハ國營漁業企業ノ定款資本ニ編入ノ方法ニヨリ右企業ニ交付スル漁業築造物、機械及設備並漁業用船舶ヲ除キ同シク有償貸下ノ原則ニ從ヒ之ヲ運用ス貸下ハ管轄ニ從ヒ漁業行政廳、縣土地行政廳又ハ當該土地行政廳之ヲ行フ

第四十條　計畫的方法ニヨリ配付セラル漁場又ハ漁業財產ハ左記ノ場合ニ限リ露西亞共和國農務人民委員部ノ許可ヲ經テ競賣ニ依ラスシテ交付スルコトヲ得

(イ)　學術的產業的目的ノ爲ニ前記漁場又ハ財產ヲ交付スルノ必要生シタルカ又ハ國家ノ特殊利益ノ爲競賣ニ依ラスシテ貸下クルコト必要ナル場合

(ロ)　成立セサリシ第二次競賣ノ後競賣ニヨリ前記漁場及財產ヲ競賣ニヨリ貸下クルコト不可能ナルコト明白トナリタル場合

(ハ)　契約カ期限前ニ解除セラレタル場合但競賣指定迄ノ期間

第四十一條　競賣ニ付スヘキ漁區ハ競賣執行機關之ヲ定ム

第四十二條　競賣ニ付スヘキ漁場又ハ財產ノ評價ノ基礎ハ左記資料トス

(イ)　魚類漁獲高並生產物ノ數量及價格ニヨツテ定メラレル漁場ノ收益

(ロ)　漁業築造物及建物ノ狀態但其大修繕ニ要スヘキ費用ヲ考慮ス

(ハ)　當該競賣直前ノ契約ニ依ル貸下料

第四十三條　競賣執行手續ハ露西亞共和國農務人民委員部同財務人民委員部ト協議シテ定ムル訓令ニ依ル

第四十四條　競賣ニ依ラスシテ貸下クル漁場及漁

業財產(第四十條)ノ使用條件ハ露西亞共和國農務人民委員部、同財務人民委員部ト協議シテ之ヲ定ム但シ漁場又ハ漁業財產ノ借受人カ露西亞共和國最高國民經濟會議所管ノ國營企業ナルトキハ右最高國民經濟會議トモ協議スヘシ

地方、州及縣ノ執行委員會ハ競賣ニ依リ又ハ競賣ニ依ラスシテ貸下ケラルル地方的意義ノ漁場ニ關スル契約ニ付テハ金額ノ如何ニ拘ハラス之ヲ認可スルコトヲ得縣及管區土地部ハ競賣ニ依ラスシテ貸下クル場合ニハ貸下全期間ヲ通シタル貸下料三千留以下ニシテ貸下期間六年ヲ超エサルモノニ付競賣ニ依リ貸下クル場合ニハ貸下全期間ヲ通シタル貸下料總額一萬八千留期間六年ヲ超エサルモノニ付契約ヲ認可スルコトヲ得地方及州農務部ハ競賣ニ依ラスシテ貸下クル場合ニハ借區全期間ヲ通シタル貸下料一萬留ヲ超エス期間六年ヲ超エサルモノニ付契約ヲ認可スルコトヲ得

備考　本條ニ揭クル地方行政機關ノ權限ハ利權法ニヨリ實行スル賃貸貸下ニ付之ヲ適用セス

第四十五條　漁業經濟ニ關スル貸下政策ノ一般原則ヲ定メ及右政策ト國營及「コオペラチヴ」漁業ノ利益トヲ調和セシムルコトハ露西亞共和國經濟評議會ノ管轄ニ屬ス

第四十六條　免許狀料ヲ徵收シテ運用スル漁場ニ於ケル魚類ノ漁撈、獸獵、漁業生產物ノ買入ノ免許狀ハ地方土地行政廳之ヲ發給ス

第四十七條　第四十六條ニ揭ケタル免許狀ハ地方的條件ニヨリ左記各號ノ區別ニ從ヒ之ヲ發給スルコトヲ得

(イ)　漁撈、買入又ハ副的業務ニ使用セラルル船又ハ漁撈若ハ買入ノ爲ノ根據タル各船舶ニ付

(ロ)　各漁具ニ付

(ハ)　又ハ各漁夫若ハ買入人ニ付

冬期漁業執行ノ場合ニハ漁業又ハ買入人ニ使用スル艙一臺每ニ免許狀ヲ發給スルコトヲ得

第四十八條　本則第四十六條ニ揭クル免許狀及船舶又ハ艙ニ付着セシムヘキ證票ハ各個ノ地方ニ付露西亞共和國農務人民委員部ノ定ムル期間ニ對シ之ヲ發給ス

第四十九條　一般共和國的意義ノ各水域又ハ地方ニ對スル免許狀料額ハ露西亞共和國農務人民委員部、同財務人民委員ト協議シテ之ヲ定ム

第五十條　地方的意義ノ漁場並右漁場ノ用ヲ便スル附屬漁場及設備ニシテ自治共和國ノ領域內ニ存在スルモノノ用益ニ關シテハ本則第三十八條乃至第四十八條ニ揭ケタル露西亞共和國農務人民委員部ノ職務ハ當該自治共和國財務人民委員部ト協議ノ上該共和國農務人民委員部地方土地行政廳ニ委任スヘシ

第五十一條　賃貸ニ付シタル漁場ノ境域外ニ於テ新ニ魚類ノ買入及加工ノ爲ノ漁業企業ヲ開設スルコトハ當該農務人民委員部及地方農務部ニ於テ露西亞共和國最高國民經濟會議及地方國民經濟會議(地方經濟部)ト協議ノ上與フル許可アル場合ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

第六章　魚族蕃殖

第五十二條　一般共和國的意義ノ漁場ニ於ケル高價ナル魚族ノ富源ヲ支持及增加シ並地方的意義ノ水域ヲ合理的ニ及漁業經濟的ニ用益スルカ爲保護制限的方法ノ外ニ國家的及農業經濟的魚族蕃殖ノ方策ヲ實施スル(第五十三條及第五十四條)コトヲ當該農務人民委員部ニ委任ス

第五十三條　國家的魚族蕃殖トハ大水域(海面、大河川又ハ湖)ニ於ケル產業的價值アル魚族ノ大量的人工養殖ニ關スル一切ノ方法ヲ含ム

第五十四條　農業經濟的蕃殖トハ大ナラサル人工的又ハ自然的水域(池及湖)ニ於テ該水域ヲ集約的ニ用益スル目的ヲ以テ經濟的ニ高價ナル魚族蕃殖ノ爲合理的ニ漁業經濟ヲ組織スルコトニアリ

第五十五條　一般共和國的意義ノ水域ニ於ケル國家的魚族蕃殖ニ關スル方策ハ國家豫算中露西亞共和國農務人民委員部所管ノ經費ヨリ支出スル資金ヲ以テ實施ス農業經濟的蕃殖ニ關スル方策ハ地方豫算ニヨリテ支出スル資金ヲ以テ實施ス

第五十六條　露西亞共和國人民委員會議ノ認可スル表ニヨリ一般國家的意義ヲ有ヲル養魚場ノ組織、設備及維持ノ經費ハ當該農務人民委員部所管ノ豫算ヲ以テ支出スル一般國家資金ヲ以テ之ニ充ツ

第五十七條　國家的及農業經濟的蕃殖ニ關スル方策實施ノ爲當該農務人民委員部ハ必要ニ應シ養

漁場放流場及模範養魚池ヲ設置スヘシ

第七章　學術的産業的研究

第五十八條　魚族富源ノ狀態並右魚族富源ニ對スル漁業ノ影響ヲ闡明シ漁業ノ全般的經濟狀態就中一般共和國的意義ノ漁業地方ニ於ケル漁民ノ經濟的狀態ヲ研究スルカ爲露西亞共和國農務人民委員部所管ノ豫算ヲ以テ支出スル資金ヲ以テ學術的産業的研究（魚生物學的經濟的研究）ヲ爲スコトヲ右人民委員部ニ委任ス

第五十九條　前條ノ研究ハ特別調査隊ヲ派遣スルカ又ハ常設學術的産業的研究機關（「インスチチユーション」『ラツボラトリー』『ステーション』）ヲ通シテ之ヲ行フコトヲ得

第六十條　調査隊又ハ常設學術的産業的研究機關ノ作業計畫及豫算ハ露西亞共和國農務人民委員部ノ認可スル特別規則ニ遵據シテ行動スル同人民委員部漁業及魚族蕃殖課附屬學術的産業的評議會之ヲ審議シ本則第十九條ニ揭ケタル評議會ニ提出シテ其ノ審査ヲ受クヘシ

第六十一條　生産ノ合理化及經濟化方面ニ於ケル國營漁業企業ノ行動ニ關聯スル問題ヲ研究スルカ爲學術的實驗的機關ヲ設置スルコトヲ露西亞共和國最高國民經濟會議ニ委任ス

第六十二條　國營及「コオペラチヴ」企業ハ右企業ニ關係アル諸問題ヲ解明スルカ爲露西亞共和國農務人民委員部ノ現有學術的産業的研究機關ヲ利用スルコトヲ得當該作業實施ニ要スル費用ハ前記企業ヨリ此等作業ヲ行フ機關ニ直接納付スヘシ右納金ハ露西亞共和國農務人民委員部所管ノ學術的研究的實驗機關及學術的模範機關附屬特別資金積立方ニ關スル一九二四年七月九日附該共和國人民委員會議決定（一九二四年度決令集第六〇號第五八九條）ニ從ヒ前記機關ノ特別資金ヲ組成ス

一九二七年七月二十五日

全露中央執行委員會議長
「エム、カリーニン」

露西亞共和國人民委員會議長代理
「ア、レジヤワ」

全露中央執行委員會書記官心得
「ヤン、ボルヤン」

露西亞共和國ノ一般共和國的意義ヲ有スル漁場表

（第六條附屬別表）

順序番號	漁業地方又ハ漁場ノ名稱	編成及境界
	海面漁場	
一	裏海	
二	「アゾフ」海	「アゼルバイジャン」國境ト「カラブガズスキー」海峽トノ間ノ線以北ノ全域（港灣、江灣、海峽、河口及小灣一切ヲ含ム）
三	黑海	全域但一切ノ港灣、海峽、河口及海灣（「シワシ」ヲ含ム）ヲ含ミタル「ウクライナ」「ソヴイエト」社會主義共和國領水ヲ除ク
四	芬蘭灣	露西亞共和國領水ノ全部
五	北氷洋	露西亞共和國所屬全領域ノ大陸及島嶼ノ最大干潮線ヨリ十二海里ノ幅員ヲ有スル沿岸水域
六	「モトフスキー」灣	「バシエンカ」岬ト「ボガニ、ナウアロク」岬トヲ連結スル線以西ノ全域
七	「コーリスキー」灣	「ボガニ、ナウアロク」岬ト「ギリデイン」島トヲ連結スル線ヨリ南ノ全域
八	白海	「スウアトイ、ノース」岬ト「カニン」岬トヲ連結スル直線ヨリ南方全水域及前記各點ヨリ海上二海里ノ水域（一切ノ港灣、入江及海峽ヲ含ム）
九	「チエーシスカヤ」灣	「ミクーリン」岬ト「デイマンスキー、スウアトイ、ノース」岬トヲ連結スル線ヨリ南方ノ全水域並前記諸點ヨリ海上十二海里ノ水域
一〇	「ベチヨールスカヤ」灣	全域
一一	「オブスカヤ」灣	
一二	「アゾーフスカヤ」灣	
一三	「ベーリンク」海	露西亞共和國全領域ノ大陸及島嶼ノ最大干潮線ヨリ十二海里ニ亘ル沿岸全水域（港灣海峽及入江一切ヲ含ム）
一四	「オホートスク」海	
一五	韃靼海峽	露西亞共和國全領域ノ大陸及島嶼ノ最大干潮線ヨリ十二海里ノ幅員ヲ有スル沿岸水域（港灣、海峽及入江一切ヲ含ム）
一六	日本海	
一七	太平洋	
一八	黑龍江海灣	北ハ「ペトロフスキー」岬ト「ウイトフスキー」岬、南ハ「ラザレフ」岬ト「ボギバ」岬トヲ各連結スル線ヲ境界トスル全域
	河川漁場	

順序番號	漁業地方又ハ漁場ノ名稱	編成及境界
一九	「ウオルガ」河	海トノ境界ヨリ上流「スターリングラード」縣「ルイノク」村南境界ニ至ル間（支流、舊河床、積砂洲ヲ迂廻セル支流、入江、湖及入江湖及出水時氾濫地ノ一切ヲ含ム）
二〇	「ウラル」河	海トノ境界ヨリ上流「サライチク」自然界標ニ至ル間（河口、支流、舊河床、山間濁流ヲ含ム）
二一	「クバニ」河	海トノ境界ヨリ「プロトーカ」河分離地點ニ至ル間（支流、海灣及河口ヲ含ム）及「プロトーカ」河（「クバニ」河トノ分離地點ヨリ河口迄）
二二	「ドン」河	「アゾフ」海灣ニ注入スル地點ヨリ「コンスタンチノフスカヤ」兵村ニ至ル間（支流、河口、出水時氾濫地海灣ヲ含ム）
二三	「トウーロム」河	海トノ境界ヨリ「ショームガ」產卵地點ニ至ル下流
二四	「オネーガ」河	河口ヨリ「コージヤ」河トノ合流點迄全延長但支流「コージヤ」河ヲ含ム）
二五	北「ドウヰーナ」河	河口ヨリ「アルハンゲリスク」上流八露里ノ地點迄
二六	「ジームニヤヤ、ゾロテイーツア」河	河口ヨリ「ショームガ」產卵地點迄
二七	「カニンスキー」半島ノ各河川	海トノ境界ヨリ滿潮時海水ノ進入スル地點ニ至ル間
二八	「メーゼニ」河	河口ヨリ「ペーザ」河合流點迄
二九	「ペチヨーラ」河	河口ヨリ「シヤープキナ」河（「ビリウオル、ヤーガ」）ノ合流點迄
三〇	「オビ」河	河口ヨリ「オレーンスキー」塘砂「ベリヨーゾフ」ノ北方百五十露里ニ至ル間（支流、湖ヲ含ム）
三一	露西亞共和國境域內ニ於ケル白令海、オホートスク海、日本海及韃靼海峽沿岸ノ河川ニシテ鮭鱒族カ產卵ノ爲溯上スル總テノモノ	

順序番號	湖漁場	
三二	黑龍江	河口ヨリ「ウスリー」河合流迄ニ至ル間
三三	「ウスリー」河（支流ヲ含ム）	露西亞共和國ノ全流域
三四	「ラドカ」湖	露西亞共和國ニ屬スル全域
三五	「チユード」湖	
三六	「チヨープロエ」湖	
三七	「プスコフ」湖	
三八	「イリメニ」湖	注入河川ノ入江、湖、河口ヲ含ム

（終）

露國の勞働

勞働ニ關スル法令

勞働法施行ニ關スル全露中央執行委員會決定

全露中央執行委員會ハ千九百二十二年公布ノ露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國勞働法ノ實施ニ關シ左ノ通決定ス

第一條　千九百二十二年制定ノ勞働法ヲ千九百二十二年十一月十五日ヨリ實施ス

第二條　本決實施以後ハ千九百十八年公布ノ（一九一八年法令集第八十七號及第八十八號ノ）勞働法ハ其效力ヲ失フ勞働ニ關スル其ノ他一切ノ法令ハ新法令ノ規定ニ反スル限リ其ノ效力ヲ失フ

千九百二十二年公布ノ新勞働法實施ニ際シ效力ヲ保有スル勞働ニ關スル法令ハ勞働人民委員部（以下單ニ勞働部ト記ス）ニ提出セシムルコトシ十二月一日迄ニ之ヲ公表スルコトヲ人民委員會議ニ委任ス

第三條　本法ニ規定スル各條項ノ適用及實施ノ規定ハ人民委員會議勞働國防會議及勞働部ノ命令及指令ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第四條　本法ノ變更若ハ增補ハ全露中央執行委員會ノ決定ニ依テノミ行ハルルモノトス

第五條　本法ハ露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國及凡テノ同盟及自治 ソヴイエト 共和國竝ニ自治州ノ全領土内ニ其ノ效力ヲ有ス

第六條　本法竝本法第三條ノ規定ニヨリ人民委員會勞働國防會議及勞働部ノ發布シタル命令決定及指令ニ規定シタル條項ニ違反シタル雇傭主ハ刑法第百三十二條第百三十三條其他ニ從ヒ刑罰ニ處セラルヘシ

千九百二十二年十一月九日

全露中央執行委員會議長
エム・カリーニン

全露中央執行委員會書記官
アー・エヌキツゼ

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法

（クゾート）

第一章　總則

第一條　勞働法ハ家庭ヲモ含ム（家庭勞働者）雇傭勞働ヲ爲ス總テノ人ニ適用セラル而シテ凡テノ企業營造物及經濟團體（軍事上ノ機關ヲモ除外セサル國家ノ事業ト機關、公共及私人ノ事業ト機關但シ家庭内ニ於テ勞働者ヲ雇傭スル者ヲモ含ム）竝ニ報酬ヲ支拂ヒ勞力ヲ雇傭スル凡テノ人ニ對シ拘束力ヲ有ス

備考　本法ノ適用ヲ受ケサル家庭勞働者ノ範圍ヲ定ムル爲特別ノ命令ヲ發布スルコトヲ人民委員會議ニ委任ス

第二條　義務勞働（第十一條）ニ關シ本法ヲ適用スル場合ノ限度ハ人民委員會議勞働國防會議竝ニ其ノ委任ニ依リ勞働部ニ於テ之ヲ定ム

第三條　本法ノ規定若ハ其ノ一部分ノ適用ヲ現役ノ軍務ニ服シ居ラサル或種ノ軍人ニ及ホス權限ヲ人民委員會議ニ附與ス

第四條　本法ニ規定スル勞働條件ヨリモ不利ナル條件ヲ課スル一切ノ勞働契約及合意ハ總テ之ヲ無效トス

第二章　雇傭及勞力ノ提供

第五條　露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國ノ人民ハ第九條ニ定メタル場合ヲ除キ勞働部ノ機關ヲ通シテ任意雇傭平續ニヨリ勞力ヲ提供スルモノトス

第六條　求職者ハ勞働部ノ地方勞働部ニ失業者トシテ登錄ヲ受クヘシ

第七條　諸種ノ企業、營造物及經濟團體（國營、公營及私營）竝ニ個々ノ雇傭主カ勞力ヲ雇傭スル場合ニハ例外ナク凡テ左ノ手續ニヨリ勞働部機關ノ仲介ヲ經ルモノトス

（イ）求人ノ要求ハ企業及營造物ノ管理部若ハ個々ノ雇傭主ノ名ヲ以テ勞働部ノ當該機關ニ申込ムコト

（ロ）當該機關ハ此ノ申込ニ應シ得ヘキ資格ヲ備ヘタル者カ其登錄名簿ニ記入シアリタル場合ニハ職業組合傘露中央「ソヴイエト」トノ協議ニヨリ勞働部ニ於テ定メタル手續ニ依リ其人ヲ差向クルコト

（ハ）雇傭主ハ差向ケラレタル人ヲ雇傭スルヤ否ヤヲ勞働部ノ定メタル手續ニ從ツテ勞働部ノ當該機關ニ通告スルコト

第八條　雇傭主ハ左記ノ場合ニハ責任ヲ負フモノトス

（イ）求人申込ニ就テノ勞働條件ニ關シ虚僞ノ申告ヲ爲シタル場合

（ロ）雇傭ノ條件ヲ履行セサル場合

（ハ）差向ケラレタル人ノ雇傭ヲ不法ニ拒絕シタル場合

第九條　左記ノ場合ニ勞働部ノ當該機關ノ仲介ヲ經スシテ勞働者ヲ雇入ルルコトヲ得　但シ雇入後ニ必ス勞働部ノ當該機關ニ登錄スルコトヲ要ス

（イ）被雇傭者ノ人物ト關聯シ政治的ノ信賴若ハ特殊ノ技能ヲ必要トスル場合

（ロ）勞働部ノ當該機關カ求人申込ヲ受ケ三日以内ニ所要ノ勞働力ヲ供給シ得サル場合

第十條　國營、公設及私人ノ營造物及企業ノ管理部ハ勞働部ノ定ムル形式及時期ニ於テ勞働者ノ變更ニ關シ定期的ニ勞働部ニ報告スヘキモノトス

（イ）求人ノ要求ハ企業及營造物ノ管理部若ハ個々ノ雇傭主ノ名ヲ以テ勞働部ノ當該機關ニ申込ムコト

（ロ）當該機關ハ此ノ申込ニ應シ得ヘキ資格ヲ備ヘタル者カ其登錄名簿ニ記入シアリタル場合ニハ職業組合傘露中央「ソヴイエト」トノ協議ニヨリ勞働部ニ於テ定メタル手續ニ依リ其人ヲ差向クルコト

（ハ）雇傭主ハ差向ケラレタル人ヲ雇傭スルヤ否ヤヲ勞働部ノ定メタル手續ニ從ツテ勞働部ノ當該機關ニ通告スルコト

第八條　雇傭主ハ左記ノ場合ニハ責任ヲ負フモノトス

（イ）求人申込ニ就テノ勞働條件ニ關シ虚僞ノ申告ヲ爲シタル場合

（ロ）雇傭ノ條件ヲ履行セサル場合

（ハ）差向ケラレタル人ノ雇傭ヲ不法ニ拒絕シタル場合

第九條　左記ノ場合ニ勞働部ノ當該機關ノ仲介ヲ經スシテ勞働者ヲ雇入ルルコトヲ得　但シ雇入後ニ必ス勞働部ノ當該機關ニ登錄スルコトヲ要ス

（イ）被雇傭者ノ人物ト關聯シ政治的ノ信賴若ハ特殊ノ技能ヲ必要トスル場合

（ロ）勞働部ノ當該機關カ求人申込ヲ受ケ三日以内ニ所要ノ勞働力ヲ供給シ得サル場合

第十條　國營、公設及私人ノ營造物及企業ノ管理部ハ勞働部ノ定ムル形式及時期ニ於テ勞働者ノ變更ニ關シ定期的ニ勞働部ニ報告スヘキモノトス

第三章　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ義務勞働

第十一條　特別ナル場合（天災又ハ重要ナル國家的仕事ヲ遂行スル爲勞働力ノ不足シタル場合）ニハ第十二條乃至第十四條ニ揭ケタル者ヲ除ク露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ總テノ人民ハ人民委員會議若ハ其ノ委任ヲ受ケタル當該機關ニ通告シ義務勞働ノ爲召集セラルヘシ

第十二條　左ニ揭クル者ハ全然義務勞働ノ爲召集セラルルコトアルヘシ

セラルルコトナシ

（イ）十八歲未滿ノ者

（ロ）四十五歲以上ノ婦人

（ハ）四十歲以上ノ男子

第十三條　左ニ揭クル者ハ全然義務勞働ノ爲召集セラルルコトナシ

（イ）病氣若ハ負傷ノ爲一時的勞働不能者ハ其ノ恢復ニ必要ナル期間中

（ロ）姙婦ハ分娩前八週間及分娩後八週間

（ハ）乳兒ヲ有スル婦人

（ニ）勞働及軍事ニ依ル傷病者

（ホ）他ニ扶養者ナキ八歲以下ノ子供ノ母親

第十四條　種々ナル形ノ義務勞働ニ關シ健康上ノ理由家族的關係仕事ノ性質及生活ノ條件ニ依リ人民委員會議、勞働國防會議及勞働部ハ例外ト免除トヲ追加スルコトヲ得

第四章　團體契約

第十五條　團體契約トハ一方被雇傭者ヲ代表セル職業組合（第百五十二條、第百五十三條）ト他方雇傭主トノ間ニ締結セラルル契約ニシテ個々ノ企業、營造物及經濟團體若ハ其聯合（第十七條）ノ爲勞働及雇傭ノ條件ヲ定メ且將來ノ個人的（勞働）雇傭契約（第二十七條、第二十八條）ノ内容ヲ決定スルモノトス

第十六條　團體契約ノ條件ハ其ノ人々カ團體契約ヲ締結シタル職業組合ノ組合員タルト否トニ關係ナク當該企業若ハ營造物ニ於テ勞働スル總テノ人々ニ之ヲ適用ス

備考　團體契約ハ勞働者ヲ雇入レ又ハ解雇スル權能ヲ有スル當該管理部員ニハ適用セス

第十七條　團體契約ハ一般的ナルコトアリ（生産業ノ全部門、國民經濟若ハ行政ノ部門ニ亘リ共和國ノ全領土内ニ適用セラル）又地方的ナルコトアリ一般的團體契約ノ存スル場合ニハ右一般的團體契約ニテ特ニ規定シタル場合及手續ニ依リテノミ地方的團體契約ヲ締結スルコトヲ得

第十八條　團體契約ノ期間ノ制限ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ勞働部之ヲ定ム

第十九條　本法又ハ其他ノ現行勞働法規ニ規定シタル條件ヨリモ不利ナル勞働條件ヲ規定シタル團體契約ノ條項ハ之ヲ無效トス

第二十條　職業組合ハ團體契約ニ關スル物質的ノ責任ヲ負ハス

第二十一條　團體契約ハ成文ヲ以テ締結シ勞働部ノ機關ニ登錄スルヲ要ス契約ノ條項中現行勞働

法規ニ規定シタル條件ヨリモ被雇傭者ノ爲惡シキ條件ヲ規定シタル部分ニ對シテハ勞働部ハ之ヲ無效(第十九條)トスルノ權能ヲ有ス團體契約登錄ノ手續ハ勞働部之ヲ定ム

備考　勞働部ノ機關カ團體契約ノ或ル條項ヲ無效トスル場合ニモ若シ契約當事者雙方ノ同意アラハ契約ノ殘餘ノ部分ヲ登錄スルコトヲ妨ケス

第二十二條　登錄ヲ了シタル團體契約ハ當事者雙方カ調印シタル日以降若ハ其ノ契約ニ示シタル期限後效力ヲ發生ス

第二十三條　營造物若ハ企業ノ編制替ヘ又ハ新所有主ニ移リタル場合ト雖團體契約ハ其ノ期間ノ滿了迄效力ヲ有ス

備考　前記ノ場合ニハ當事者雙方ニ對シ團體契約改訂ノ希望ニ關シ申出ヲ爲スノ權利ヲ附與ス但シ相手方ニ對シ二週間前ニ豫告ヲ與フルコトヲ要ス而シテ新契約ノ成立スル迄ハ舊契約ハ有效トス

第二十四條　契約ラ更新シテ更ニ一定ノ期間繼續スル場合ニハ從來ノ條件ニ依ルモ又ハ雙方ノ合意ニ依リ舊契約ニ變更追加ヲ爲ス場合ニ於テモ一般ノ手續ニ(第二十一條)從ヒ登錄スルヲ要ス

第二十五條　何等カノ理由ニ依リ登錄未了ノ契約ニ就キ雇傭主、被雇傭者間ニ爭議ノ發生シタル場合ニハ之カ解決ハ右契約ニ基カスシテ現行法律ニ從ヒ決定ス

第二十六條　團體契約履行ノ爲監督ニ當ルヘキ主要機關ハ評價爭議委員會第百七十二條トス

第五章　勞働契約

第二十七條　勞働契約トハ二人若ハ二人以上ノ間ニ締結スル契約ニシテ右契約ニ依リ當事者ノ一方(被雇傭者)ハ相手方(雇傭主)ニ對シ報酬ヲ受ケ勞働力ヲ提供スルモノトス勞働契約ハ團體契約ノ有無ニ拘ラス締結セラルヘシ

第二十八條　勞働契約ノ條件ハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ定ム勞働法規、團體契約竝ニ團體ノ總テノ被雇傭者ノ爲不利ナル條件ヲ定メタル勞働契約竝ニ被雇傭者ノ政治上ノ權利又ハ公民權ヲ制限スル領向アル條件ヲ定メタル勞働契約ハ何レモ之ヲ無效トス

第二十九條　勞働契約ヲ締結シタル場合ニハ一切ノ企業、營造物及經濟團體ノ總テノ被雇傭者ノ勞働ニ從事スル同業組合ノ各員ニ對シテ個人的ニ契約ヲ締結シタル場合ト同一ナル責任ト權利ヲ有ス

第三十條　勞働契約ハ(イ)一ケ年ヨリ越エサル一定ノ期間ヲ定メ又ハ(ロ)期間ヲ定メス若ハ(イ)(ロ)一定ノ仕事ノ完成ニ必要ナル期間ニ於テ締結セラルヘシ

第三十一條　勞働契約ハ個人ト個人トノ間ニ締結スル場合ニモ締結スルコトヲ得(同業組合其他)トノ間ニ締結スル場合ニハ一切ノ條件ニ依リ無期限ニテ繼續セラレタルモノト見做ス

第三十二條　勞働契約ハ當事者雙方ニ對シ團體契約改訂ノ希望ニ關シ申出ヲ爲スノ權利ヲ有ス但シ相手方ニ對シ二週間前ニ豫告ヲ與フルコトヲ要ス而シテ新契約ノ成立スル迄ハ舊契約ハ有效トス

第三十三條　團體契約履行ノ爲監督ニ當ルヘキ主要機關ハ評價爭議委員會第百七十二條トス

者ト同一ノ權利ヲ有ス兩親後見人又ハ勞働保護ニ關スル法律ノ遵守ヲ監督スヘキ責任ヲ有スル官廳及官吏ハ其ノ契約ノ履行カ未成年者ノ健康ヲ害シ若ハ一般ニ未成年者ニ有害ナル影響ヲ與フル場合ニハ契約期間ノ滿了前ニ其ノ取消ヲ要求スルノ權利ヲ有ス

第三十二條　勞働契約ニ依ル勞働カ直接其ノ契約ニ關聯シテ其ノ者ヲ使用スル企業若ハ經濟團體ノ爲行ハレシテ其ノ者ヲ使用スル企業若ハ經濟團體ノ爲行ハル場合又ハ被雇傭者ノ勞働スル事業カ他ノ企業ノ一部分若ハ一部門ヲ爲ス場合ニハ勞働契約ニ對スル責任ハ是等ノ勞働ヲ行ハシムル企業營造物若ハ人ノ負フヘキモノトス

請負人カ自己ノ引受ケタル請負事業ト關聯シテ締結シタル勞働契約ハ請負人ニ於テ責任ヲ負フモノトス

備考　企業營造物若ハ個人及請負人相互間ノ爭議ハ一般法律上ノ手續ニ依リ決定ス

第三十三條　同業組合ト勞働契約ヲ締結シタル場合ニハ雇傭主ハ此ノ契約ニ規定シタル勞働ニ從事スル同業組合ノ各員ニ對シテ個人的ニ契約ヲ締結シタル場合ト同一ナル責任ト權利ヲ有ス

第三十四條　勞働契約ハ

(イ)一ケ年ヨリ越エサル一定ノ期間ヲ定メ又ハ

(ロ)期間ヲ定メス若ハ(イ)(ロ)一定ノ仕事ノ完成ニ必要ナル期間ニ於テ締結セラルヘシ

第三十五條　被雇傭者ハ雇傭主ノ承諾ナクシテ自己ノ仕事ヲ他人ニ委任スルコトヲ得ス勞働契約ニ依リ雇入レラレタル同業組合ハ勞働契約ニ反對ノ條件ナキ限リ其ノ組合員ノ間ニ仕事ヲ割リ振リ又或組合員ト他ノ組合員ヲ振替フルコトヲ得

第三十六條　雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ當初契約ニ依リ雇入レタル事項ニ關係ナキ仕事竝ニ明カニ生命ニ危險ナル仕事若ハ勞働法規ノ規定ニ適合セサル仕事ヲ要求スルヲ得ス

若シ雇入レ當時ノ仕事カ一時ナキ場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ヲ共ノ資格ニ相當シタル他ノ仕事ニ移スコトヲ得被雇傭者カ之ヲ拒ム場合ニハ雇傭主ハ第八十九條ニ依リ解雇手當ヲ交附シ被雇傭者ヲ解雇スルノ權利ヲ有ズ

災禍ヲ防止スル必要アル例外ノ場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ其ノ資格ニ不相當ナル仕事ヲ委任スルコト得

前記ノ場合ニハ賃銀ヲ引下クルヲ得ス若シ一時的仕事カ被雇傭者傭入ノ時ヨリ賃銀高キ場合ニハ其ノ高キ賃銀率(第六十四條)ニ依リ支拂ハルヘシ

第三十七條　被雇傭者ヲ或ル企業ヨリ他ノ企業ニ移シ若ハ企業又ハ營造物ト共ニスル場合ト雖或ル地方ヨリ他ノ地方ニ移スコトハ勞働者若ハ從業員ノ同意ヲ要ス若シ斯ル同意ナキ場合ニハ當事者ノ何レヨリモ勞働契約ヲ取消スコトヲ得但シ右何レノ場合ニモ第八十九條ニ依リ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ解雇手當ヲ交附スヘシ

第三十八條　永續的性質ノ仕事ノ場合ニハ雇入レ決定前筋力勞働者ハ六日以內資格ヲ要セサル責任ノ輕キ仕事ニ從事スル從業員ハ二週間以內又責任ノ重キ仕事ノ從業員ニ對シテハ一ケ月以內ノ試驗期ヲ設クルコトヲ得

第三十九條　試驗ノ結果ニ依リ決定的ニ被雇傭者ヲ雇入レ又ハ解雇スルコトヲ得被雇傭者ヲ解雇スル場合ニハ試驗期間中ノ勞働ニ對シ雇傭主ハ被雇傭者雇入當時ニ於ケル仕事ノ等級ニ應シ定メタル賃銀率ニ依リ賃銀ヲ交附スヘシ

第四十條　雇傭主ハ試驗ノ結果(採用若ハ解雇)ニ關シ遲滯ナク勞働部當該機關(第七條)ニ届出ツヘシ試驗期經過前ノ勞働者ハ勞働部機關ニ登錄シタル名簿ノ順位ヲ保有ス

第四十一條　若シ雇傭主若ハ企業管理部カ被雇傭者ヨリ身元證明書ヲ取リタル場合ニハ被雇傭者ノ請求ニ依リ雇入ノ要求ニ依リ期限ヲ附セシテ締結シタル勞働契約ヲ取消シ又期限ヲ附シタル契約ヲ其ノ期限前ニ取消スコトヲ得

(イ)企業、營造物若ハ經濟團體ノ一部分又ハ全部解散シ竝ニ其ノ仕事ヲ縮少シタル場合

(ロ)生產上ノ原因ニ依リ一ケ月以上ニ亙リ仕事ヲ中止スル場合

(ハ)被雇傭者カ其仕事ニ不適當ナルコトノ判明シタル場合

(ニ)被解傭者カ相當ノ理由ナクシテ契約又ハ內部管理規則ニ依リ其ノ負擔スヘキ義務ヲ規則的ニ履行セサル場合

(ホ)被雇傭者カ直接其仕事ニ關聯シテ犯罪ヲ行ヒ裁判ノ宣告カ實行セラレタル場合竝ニ被雇傭者カ二ケ月以上ニ亙リ逮捕收監セラレタル場合

(ヘ)被雇傭者カ相當ノ理由ナクシテ一ケ月中ニ

約ハ其ノ效力ヲ失ハス

第四十五條　勞働契約ノ期限經過後ト雖勞働關係カ繼續シ且當事者ノ何レモ勞働關係ノ中止ヲ要セサル場合ニハ右契約ハ從來ノ條件ニ依リ無期限ニテ繼續セラレタルモノト見做ス

第四十六條　被雇傭者ハ期限ヲ附セシテ契約ヲ締結シタル場合ニハ隨時之カ取消ヲ要求スルコトヲ得但シ被雇傭者ハ賃銀毎週拂ノ場合ニハ少クトモ一週間前ニ雇傭主ニ對シ豫告スルコトヲ要ス

第四十七條　雇傭主ハ第三十六條及第三十七條ニ規定シタル場合ノ外左記ノ場合ニ於テノミ其ノ要求ニ依リ期限ヲ附セシテ締結シタル勞働契約ヲ取消シ又期限ヲ附シタル契約ヲ其ノ期限前ニ取消スコトヲ得

(イ)企業、營造物若ハ經濟團體ノ一部分又ハ全部解散シ竝ニ其ノ仕事ヲ縮少シタル場合

(ロ)生產上ノ原因ニ依リ一ケ月以上ニ亙リ仕事ヲ中止スル場合

(ハ)被雇傭者カ其仕事ニ不適當ナルコトノ判明シタル場合

(ニ)被解傭者カ相當ノ理由ナクシテ契約又ハ內部管理規則ニ依リ其ノ負擔スヘキ義務ヲ規則的ニ履行セサル場合

(ホ)被雇傭者カ直接其仕事ニ關聯シテ犯罪ヲ行ヒ裁判ノ宣告カ實行セラレタル場合竝ニ被雇傭者カ二ケ月以上ニ亙リ逮捕收監セラレタル場合

(ヘ)被雇傭者カ相當ノ理由ナクシテ一ケ月中ニ

合計三日間以上作業ニ出頭セサル場合（一九二七、八、二二全露中央執行委員會議決定）

（ト）被雇傭者カ一時的ニ勞働不能トナリ其ノ時ヨリ二ケ月ヲ經過スルモ尙缺勤スル場合竝ニ姙娠中及分娩後ノ者ハ第九十二條ニ規定シタル四ケ月ノ期間ノ外更ニ二ケ月間復業シ得サル場合

備考一　（ハ）及（ニ）ニ規定シタル場合ノ契約取消ハ評價爭議委員會ノ決定ニ依ラザレハ之ヲ行フコトヲ得ス

備考二　契約取消ノ際被雇傭者カ製造工場委員會若ハ此ノ種機關ノ一員タル場合ニハ本法第百六十條ノ規則ニ從フモノトス

備考三　（イ）（ロ）及（ハ）ノ場合ニ契約ヲ取消シタル時ハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ二週間ノ解雇豫告ヲ與フヘシ此ノ場合ニハ一般ノ規定（第八十八條）ニ依リ賠償金ヲ支拂フモノトス

第四十八條　被雇傭者ハ左記ノ場合ニハ期限ヲ附シタル勞働契約ヲ其ノ期限經過前取消スコトヲ得

（イ）期限ニ際シ約束ノ賃銀ヲ支拂ハレサル場合

（ロ）雇傭主カ契約ノ義務ヲ履行セス若ハ勞働法規ニ違反スル場合

（ハ）雇傭主、管理部代表者若ハ其ノ家族カ被雇傭者ヲ虐待シタル場合

（ニ）仕事ノ衞生狀態カ變化シテ不良トナリタル場合

（ホ）一般的ニ法律ニ依リ規定シタル其他ノ場合

備考　（イ）（ロ）及（ハ）ニ規定スル場合ノ實否ハ雇傭主ノ抗議ヲ俟テ其地ノ評價爭議委員會ニ於テ之ヲ決定ス若シ同委員會ノ設置ナキ場合ニハ爭議決定ノ手續ニ依リ解決ス

第四十九條　總テノ勞働契約ハ職業組合ノ請求ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得、企業家カ職業組合ノ請求ヲ承諾セサル場合ニハ爭議決定ノ手續ニ依リ解決ス

第六章　內部管理規則

第五十條　內部管理規則ハ五人以上ヲ雇傭スル總テノ企業、營造物及經濟團體ニ於ケル勞働條件ヲ調節スル爲之ヲ制定スルモノトス右規則ハ所定ノ手續（第五十二條乃至第五十五條）ニ基キテ制定シ且總テノ勞働者ニ通達セラレタル場合ニ於テノミ總テノ被雇傭者ニ對シテ拘束力ヲ有ス

第五十一條　內部管理規則ハ勞務者ト管理部トノ一般的及特殊ノ義務竝ニ是等義務的違反ニ對スル責任ノ範圍及手續ヲ明確詳細且出來得ル限リ全般ニ亙リ規定スルヲ要ス

第五十二條　內部管理規則ニハ勞働ニ關スル法令竝ニ當該企業若ハ營造物ニ行ハレ居ル團體契約ニ違反スル規定ヲ設クルコトヲ得ス

第五十三條　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」及最高國民經濟會議ト協議シ模範的內部管理規則ヲ制定ス

備考　或企業若ハ營造物ニ於テ內部管理規則ヲ起草シ當該官憲ノ認可ヲ受クル迄ハ（第五十四條）第五十三條ニ依リ制定セラレタル模範的內部管理規則カ其企業及營造物ニ對シ效力ヲ有ス

第五十四條　個々ノ國家、公共及私人ノ營造物及企業ノ內部管理規則ハ企業管理部ト當該職業組合ノ地方支部トノ協議ニ依リ起草シ且ツ勞働監督官ノ認可ヲ要ス勞働監督官ノ決定ニ對シテハ地方勞働部ニ訴願スルコトヲ得但地方勞働部ノ決定ヲ以テ最終トナス

第五十五條　產業及國民經濟ノ各部門、中央營造物若ハ企業、直接聯合シタル企業ノ團體竝ニ特ニ國家ニ重要ナル企業及營造物ノ爲適用スル內部管理規則ハ當該職業組合ノ中央委員會ト管理部トノ協議ニ依リ直接中央ニ於テ起草シ勞働部ノ認可ヲ可クルコトヲ得又是等團體ニ加入セル個々ノ營造物及企業ノ爲本法第五十三條同備考及第五十四條ノ規定ニ準據シテ內部管理規則ノ追加規則ヲ制定スルコトヲ得

第七章　生產高ノ標準

第五十六條　生產高ノ標準ハ企業若ハ營造物ノ管理部ト職業組合若ハ當該職業組合機關トノ協議ニ依リ（第百五十一條及第百五十六條）之ヲ定ムルモノトス

第五十七條　被雇傭者ノ過失ニ依リ普通ノ勞働條件ノ下ニ於テ生產高ノ標準ニ達シ得ザル場合ニハ被雇傭者ハソノ爲シタル仕事ノ量ニ應シテ賃金ヲ受クルモノトス但始何ナル場合ニ於テモ賃銀率ノ三分ノ二以下トスルコトヲ得ス生產高カ規則正シク標準ニ達セサル場合ニハ雇傭主ハ第

四十七條及同備考ニ依リ該被雇傭者ヲ解雇スルコトヲ得

備考一　本條ニ於テ普通ノ勞働條件トハ左記ノ諸項トス

（イ）機械、旋盤及備品ハ整正シタル狀態ニアルコト

（ロ）作業遂行ニ心要ナル材料及器具ヲ適時ニ供給スルコト

（ハ）材料及器具ハ適當ナル數量ヲ有スルコト

（ニ）作業場ニ適當ノ衞生設備（必要ナル採光、暖房其ノ他）ヲナスコト

備考二　全日極ニアラスシテ時間極ニテ勞働スル未成年者ニ對シテハ成年者ノ生產高標準ニ應シ未成年者ノ爲定メラレタル勞働時間ニ比例シテ未成年者ノ生產高標準ヲ定ムルモノトス

第八章　勞働ニ對スル報酬

第五十八條　勞働ニ對シ被雇傭者カ報酬トシテ受クル額ハ團體契約及勞働契約ニ依リ之ヲ定ム

第五十九條　報酬額ハ適當ナル關家機關カ當該各時期ニ付當該種類ノ勞働ニ對シ定メタル強制的最低賃銀ヨリモ小額ナルコトヲ許サス

第六十條　報酬額ハ或ハ普通ノ勞働時間（第九十四條）以下ニ據リ時間拂トシ或ハ仕事ノ出來高拂トシテ契約ニ於テ之ヲ定ムルモノトス規定ノ時間外ノ勞働ニ對スル報酬ハ特ニ契約ニ之ヲ指定スヘシ但最初ノ二時間ニ對シテハ普通ノ報酬ノ一倍半又其以後每一時間竝ニ休日若ハ祭日

（第百九條以下）ノ就業ニ對シテハ二倍以下タルコトヲ得

備考一　本條ニ於テ普通ノ勞働條件トハ左記ノ諸項トス

（イ）機械、旋盤及備品ハ整正シタル狀態ニアルコト

（ロ）作業遂行ニ心要ナル材料及器具ヲ適時ニ供給スルコト

（ハ）材料及器具ハ適當ナル數量ヲ有スルコト

（ニ）作業場ニ適當ノ衞生設備（必要ナル採光、暖房其ノ他）ヲナスコト

備考二　全日極ニアラスシテ時間極ニテ勞働スル未成年者ニ對シテハ成年者ノ生產高標準ニ應シ未成年者ノ爲定メラレタル勞働時間ニ比例シテ未成年者ノ生產高標準ヲ定ムルモノトス

第八章　勞働ニ對スル報酬

第五十八條　勞働ニ對シ被雇傭者カ報酬トシテ受クル額ハ團體契約及勞働契約ニ依リ之ヲ定ム

第五十九條　報酬額ハ適當ナル關家機關カ當該各時期ニ付當該種類ノ勞働ニ對シ定メタル強制的最低賃銀ヨリモ小額ナルコトヲ許サス

第六十條　報酬額ハ或ハ普通ノ勞働時間（第九十四條）以下ニ據リ時間拂トシ或ハ仕事ノ出來高拂トシテ契約ニ於テ之ヲ定ムルモノトス規定ノ時間外ノ勞働ニ對スル報酬ハ特ニ契約ニ之ヲ指定スヘシ但最初ノ二時間ニ對シテハ普通ノ報酬ノ一倍半又其以後每一時間竝ニ休日若ハ祭日

第六十一條　未成年者ノ勞働賃銀ハ短縮シタル勞働時間ヲ以テ相當等級ノ全日ノ勞働ト見做シ支拂フモノトス勞働部ニ對シ產業ノ當該部內ノ性質及條件ニ應シ未成年者ノ勞働賃銀ノ計算及標準制定ノ手續ヲ定ムルノ權利ヲ附與ス

第六十二條　被雇傭者カ數種ノ等級ニ屬スル仕事ヲナス場合ニハ其ノ內最高ノ等級ニ依リ（第三十六條）報酬ヲ受クルモノトス

第六十三條　被雇傭者カ特殊ノ知識若ハ特別ノ準備ヲ要スル仕事ニ從事スルトキハ特別ノ技能修得ニ關スル學位（卒業證書）若ハ證明書ヲ所持セサル場合ニ於テモ當該種類ノ仕事ノ爲定メラレタル範圍ノ賃銀ヲ支拂ハルヘキモノトス

第六十四條　被雇傭者ヲ賃銀ノ低率ナル仕事ニ移シタル場合ニハ其ノ移動ノ日ヨリ二週間ハ從前ノ賃銀ヲ支拂フモノトス

第六十五條　仕事カ恒久的性質ヲ有スル場合ニハ二週間ニ一回以上ノ割ヲ以テ定期的ニ賃銀ヲ支拂フヘシ二週間以內ノ一時的若ハ偶然的ノ仕事ニ對スル賃銀ハ仕事ノ完了シタル後直ニ支拂フヘシ

第六十六條　賃銀ハ通貨竝ニ勞働契約若ハ團體契約ニ規定アル限リ現品（食料、個人的必要品ノ供給ニヨリ）ヲ以テ支拂フモノトス現品ニ依ル賃銀支拂ノ條件及其ノ計算方法ハ契約ニ依リ之ヲ定ム

第六十七條　賃銀ハ勞働時間中且勞働ニ從事スル場所ニ於テ之ヲ支拂フモノトス

第六十八條　被雇傭者カ自己ニ無關係ナル理由ニ依リ仕事ヲ完了セサル場合ニハ其ノ平均日給額ニ依リ賃銀ヲ支拂フモノトス

備考　平均賃銀決定ノ方法ハ勞働部ニ於テ之ヲ定ム

第六十九條　定期休暇中ニ在ル勞働者及從業員ハ休暇期間ニ對シ其ノ平均賃銀ノ前渡ヲ受クルモノトス

第七十條　出來高拂若ハ個數拂ノ支拂ハ當該等級ノ所定ノ日給額ヲ生產高標準（第五十六條）ニ割リ當ツル方法ニ依リ之ヲ定ム契約ニ規定シタル場合ニハ他ノ出來高計算法ニ依ルコトヲ得

第七十一條　出來高拂ノ仕事ノ準備ニ要スル時間ニ對スル支拂ハ團體契約ニ依リ之ヲ定ム

第七十二條　出來高拂ニ依リ特種ノ仕事ノ交附アリタル場合ニハ被雇傭者ハ其ノ仕事ノ完了前ニ所定ノ計算期日ニ（第六十五條）自己ノ等級ノ賃銀率ノ範圍內ニ於テ前拂ヲ受クルモノトス

第七十三條　出來高拂ニ依ル仕事カ所定賃銀ニ達セサル場合ニハ出來高ニ應シテ支拂フモノトス但シ被雇傭者ノ賃銀率ノ三分ノ二以下タルヲ得ス（第五十七條）

第七十四條　被雇傭者カ自己ニ關係ナキ理由ノ爲出來高拂ノ仕事ヲ未完了ノ儘中止スル場合ニハ爲シタル仕事ノ部分ニ對シテハ前拂金（第七十二條）ヲ控除シ其他ノ評價爭議委員會ノ爲シタル評價ニ依リ又同委員會ノ設置ナク且當事者間ニ於テ協定ノ成立セサル場合ニハ爭議手續ニ基キ支拂ヲ爲スモノトス

第七十五條　出來高拂ノ仕事ヲ引受タル未成年者

ハ其ノ仕事ノ遂行ノ際成年者ト同一ノ出來高計算ニヨリ且ツ其ノ普通賃銀率ニ依ル二時間分ノ割增ヲ附シテ支拂ハルルモノトス

第七十六條　時間拂ノ賃銀率ノ變更アリタル場合ニハ出來高拂ノ仕事ニ對スル計算モ之ニ應シ變更セラルルモノトス

備考　出來高拂ノ仕事ニ依ル賃銀率變更前終了シタル仕事ニ對シテハ評價爭議委員會ノ定ムル賃率ニ依リ支拂フヘシ若シ同委員會ノ設置ナキ場合ニハ當該職業組合トノ協議ニ依ルコトトシ尙協定成立セサル場合ニハ爭議手續ニ依リ解決ス

第九章　保障及賠償

第七十七條　當該國家機關ニ依リ勞働時間中ニ選擧權ノ行使ヲ許可セラレ居ル場合ニハ選擧權行使ノ爲ニ要スル時間中ハ勞働者及從業員ニ對シ平均賃銀（第六十八條）ヲ支拂フモノトス

第七十八條　證人、鑑定人及立會人トシテ出廷ヲ命セラレタル勞働者及從業員ハ司法官憲ニ依リ命セラレタル義務ヲ履行スル全期間中平均賃銀ノ支拂ヲ受クルモノトス

第七十九條　國家、職業組合及消費組合等ノ諸機關ニ依リ招集セラレタル代表者ノ大會協議會及集會ニ委員トシテ參加スル爲選擧セラレタル勞働者及從業員ニ對シテハ自己ノ義務ヲ履行スル爲要スル勞働時間中平均賃銀ヲ支拂フモノトス

第八十條　赤軍ニ召集セラレタル勞働者及從業員ハ召集ノ爲退職ノ際向フ二週間分ノ平均賃銀ヲ

受クルモノトス

第八十一條　勞働者及從業員カ雇傭主ノ用務ノ爲メ出張スル場合ニハ其ノ出張ノ全期間中地位ヲ維持シ且平均賃銀ノ外一日ニ付一ケ月ノ賃銀額ノ三十分ノ一ヨリ少カラサル率ニ依リ日當ヲ支拂ハルルモノトス右ノ外勞働ニ於テ定メタル手續ト範圍ニ依リ出張ニ關スル實費ノ補償ヲ受クルモノトス

註　政府企業及之ト同資格ノ企業營造物ノ勞働者從業員ノ出張ニ關聯セル日當及雜費及雜費ノ補償ハ特別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム（一九二七、五、九制定）

第八十二條　勞働者及從業員カ雇傭主ノ移轉ニ依リ他ノ地方ニ移轉シ住所ノ變更ヲ要スル場合ニハ移轉ニ依ル出費ヲ支拂ヒ且實際賃銀ヲ保有シ涂中ニ滯在期間竝ニ爾餘ノ六日間一日ニ付一ケ月ノ賃銀ノ三十分ノ一ノ計算ニ依リ日當ノ支拂ヲ受クルモノトス右ノ外尙從來ノ職務ニ依リ受ケ居タル一ケ月ノ賃銀ヲ保有シ且實際賃銀ヲ保有シ涂中ニ滯在期間竝ニ爾餘ノ六日間一日ニ付一ケ月ノ賃銀ノ三十分ノ一ノ計算ニ依リ日當ノ支拂ヲ受クルモノトス右ノ外尙從來ノ職務ニ依リ受ケ居タル一ケ月ノ賃銀率ニ依リ臨時手當ヲ受クルモノトス又勞働者及從業員カ其ノ家族ヲ同伴スル場合ニハ一人ニ付本人ノ手當ノ四分ノ一ノ額ノ追加臨時手當ヲ受クルモノトス手當及移轉ニ要スル支出ノ支拂條件及手續竝ニ一般規則ノ例外ハ特別規定ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條　被雇傭者カ不注意若ハ內部管理規則不履行ノ爲備品、製作品及材料ヲ毀損シタル場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ二週間分ノ賃銀ニ相當スル解雇手當ヲ支拂フカ又ハ二週間前ニ解雇ノ豫告ヲ與フヘシ

第八十四條　雇傭主ハ仕事ニ必要ナル器具及備品ヲ無料ニテ被雇傭者ニ提供スヘシ

第八十五條　被雇傭者カ企業上必要ナル爲自己ノ器具ヲ使スル場合ニハ雇傭主ハ器具ノ損料トシテ相當ノ補償ヲ支拂フヘキ義務ヲ有ス但其額ハ團體契約ニ依リ定ムルモノニシテ團體契約ナキ場合ニハ勞働部ノ決定ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第八十六條　作業ノ條件カ被服及履物ノ毀損ヲ早ムルカ如キ企業ニ於テハ雇傭主ハ勞働部カ特ニ定メタル職業表及標準ニ依リ其ノ被雇傭者ニ對シ無料ニテ被服及履物ヲ支給スヘキ義務ヲ有ス勞働部ノ地方機關ノ決定ニ依リ右現品ノ支給カ不可能ナリト認メラレタル場合ニハ雇傭主ハ實費ニ相當スル金額ヲ以テ之ヲ補償スヘシ

第八十七條　一ケ月未滿ノ期間作業ヲ休止シタル企業及營造物ニ於ケル勞働者及從業員ニ對シテハ其ノ賃銀率ニ依リ賃銀ヲ支拂フモノトス

備考　企業若ハ營造物ニ於テ三日以內ノ期間作業ヲ休止シタル場合ニハ被雇傭者ニ對シ其ノ休業期間中平均賃銀ニ依リ（第六十八條備考）支拂フモノトス

第八十八條　第四十七條ノ（イ）（ロ）及（ハ）ニ規定シタル理由ニ依リ期限附若ハ期限ヲ附セサル勞働契約カ取消サレタル場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ二週間分ノ賃銀ニ相當スル解雇手當ヲ支拂フカ又ハ二週間前ニ解雇ノ豫告ヲ與フヘシ

第八十九條　第三十六條（第二項）、第三十七條、第四十八條及第八十條ニ規定シアル理由ニ依リ勞働契約ノ取消サレタル場合ニハ被雇傭者ニ二

週間分ノ賃銀ニ相當スル解雇手當ヲ與フルモノトス

第九十條　第四十七條ノ（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）及第四十九條ニ規定シタル理由ニ依リ勞働契約ノ取消サレタル場合竝ニ被雇傭者自身ノ希望ニ依リ勞働契約ノ取消サレタル場合ニハ被雇傭者ハ解雇手當ヲ受クルヲ得ス

第九十一條　企業若ハ營造物カ評價爭議委員會ノ認可ニ依リ又同委員會ノ設置ナキトキハ當該職業組合ノ認可ニ依リ基本的休暇（第百十四條）ヲ與ヘサル場合及必要ニ際シ追加ノ休暇（第百十六條）ヲ與ヘサル場合ニハ勞働者及從業員ハ金錢ニ依ル補償ヲ受クル權利ヲ有ス但其ノ補償率ハ補償交附ノトキニ於ケル其ノ平均賃銀ニ依リ之ヲ定ム

第九十二條　臨時的勞働不能トナリタル勞働者及從業員ハ病氣ノ場合ハ三ケ月ヨリ少ラサル期間又姙娠及分娩ノ場合ハ四ケ月ヨリ少ラサル期間（第四十七條及第百三十二條）營造物若ハ企業ニ於テ其ノ現職ヲ保留ス

第九十三條　雇傭主ノ破產ノ場合ニハ團體契約又ハ勞働契約ニ基ク勞働者及從業員ニ對スル一切ノ支拂ハ民法第百一條及民事訴訟法第二百六十六條ニ準據シ第一順位ニ於テ行ハルヘキモノトス

第十章　勞働時間

第九十四條　生產竝ニ生產ノ爲必要ナル補助的仕事ニ於テ標準的勞働時間ハ八時間ヲ超過スルヲ得ス

備考　勞働ニ對シ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ本條ノ規定ニ依ル時間ノ制限ヲ受ケサル責任アル政治上、職業上及「ソヴイエト」ノ勞務者ノ種目ヲ定ムル權利ヲ附與ス

第九十五條　左ニ揭クル者ノ勞働時間ハ六時間ヲ超過スルコトヲ得ス

（イ）十六歲以上十八歲以下ノ者

（ロ）生產ニ直接關係ヲ有スル仕事又ハ精神的及事務的勞務ニ從事スル者

（ハ）勞働部ノ作成シタル職業表ニ依ル地下勞働ニ從事スル者

特別ニ困難ニシテ且健康上有害ナル生產事業ニ從事スル者ノ爲勞働部ニ於テ定メタル職業表及標準ニ從ヒ勞働時間ヲ短縮ス

第九十六條　第九十四條及第九十五條ニ規定シタル勞働時間ハ夜間作業ノ場合ニハ一時間ヲ夜間ト交替ニ依ル仕事若ハ間斷ナキ當直勤勞ニ際シ夜間ニ亙ル勞働時間ハ晝間ト同一ニ見做ス但シ此ノ場合ニ於テ夜間ニ亙ル勞働時間ハ晝間ノ七分ノ一時間ハ晝間ノ一時間ニ當ル（夜間ノ一時間ハ八（第九十四條）及五分ノ六（第九十五條）ヲ支拂フ）

出來高拂ニ依ル仕事ニ對シテハ此ノ場合ニ於テ勞働者ハ出來高ニ依ル賃銀以外ニ夜業各一時間ニ付其ノ該當スル種類ノ時間拂賃銀ノ七分ノ一ノ割增手當ヲ受ク

備考　午後十時ヨリ午前六時迄ノ間ヲ夜間ト爲ス

第九十七條　家庭勞働、修繕作業、農業勞働其ノ他ニ從事スル勞働者ニ對シテ月拂ニテ常傭セラレ居ル者ハ其ノ勞働時間ヲ適當ニ分割スルコトヲ得但勞働中ノ休憩時間ハ一日二回ヲ超過セサルコト又一ケ月ノ全勞働時間ハ一ケ月ノ標準勞働時間ヲ超過セサルコト（第九十四條）ヲ要ス

第九十八條　雇傭主ハ勞務者ニ對シ普通ノ勞働時間中ニ休憩及食事時間ヲ與フヘシ但シ休憩及食事時間ハ勞働時間ニ算入セス

備考　中斷ヲ許ササル仕事ニアリテハ雇傭主ハ勞働者ニ對シ勞働時間中食事ノ時間ヲ與フヘシ但シ內部管理規則ニハ食事ノ場所ヲ規定スヘシ此ノ種仕事ノ一覽表ハ勞働部ニ於テ作成ス

第九十九條　被雇傭者ハ自由ニ休憩時間ヲ處理スルコトヲ得且休憩時間中被雇傭者ハ勤務ノ場所ヲ離ルル權利ヲ有ス

備考　特種ノ性質ヲ有スル企業ニ於ケル本條規定ノ例外ハ當該職業組合ノ同意及勞働部機關ノ認可シタル場合ノミ許可セラルヘシ

第百條　規則正シク間隔ヲ置ク仕事ニアツテハ始業後每四時間以內ニ休憩ヲ與フヘシ但シ其ノ休憩時間ハ三十分以上二時間以內ト休憩時間ノ長短ハ前記ノ範圍內ニ於テ內部管理規則ニ依リ之ヲ定ム

備考　授乳ノ母親ニ對スル特別ノ休憩時間ニ關スル規則ハ第百三十四條ニ規定ス

第百一條　始業、終業竝ニ勤務中ノ休憩時間ハ內部管理規則ニ依リ之ヲ定ム

第百二條　交替ニ依ル仕事ニアリテハ作業ヲナスヘキ各組ハ標準勞働時間中勞働ニ從事スヘシ交替ノ爲作業ノ順當ナル進行ヲ妨クルコトナク內部管理規則ニ基キ定メタル時間ニ依リ交替ヲ行フヘシ

第百三條　標準勞働時間ヲ超過スル勞働（殘業）ハ原則トシテ之ヲ禁止ス

第百四條　左ニ揭クル除外的場合ニ限リ殘業ヲ許ス

（イ）共和國ノ國防上必要ナル仕事及社會的災禍ト危害ヲ避クルニ必要ナル仕事ヲ行フ場合

（ロ）水道、點燈、下水、運輸、郵便、電信及電話ノ聯絡ニ關スル社會的ニ必要ナル事業ニシテ其ノ正確ナル運行ニ對スル偶發的若ハ豫期セサル障害ヲ除去スヘキ仕事ヲ行フ場合

（ハ）既ニ着手シタル仕事ニシテ技術上ノ條件ニ基キ豫期ゼサル若ハ偶發的ノ障害ニ依リ標準的勞働時間中ニ完了セサル場合且既ニ着手セル仕事ノ中止カ材料若ハ機械ヲ毀損セシムル場合之ヲ完了スル爲

（ニ）機械若ハ設備ノ毀損ヲ放棄セハ多數ノ勞働者カ仕事ヲ中止スルニ至ル場合ニ於テ右機械若ハ設備ノ修繕及調節ニ關スル臨時的仕事ヲ行フ場合

備考　本條ニ規定スル殘業ノ適用ハ地方評價爭議委員會ノ決定ニ依リ又同委員會ノ設置ナキトキハ當該職業組合ノ同意ニ依リ且勞働監督官ノ認可シタル場合ニ限リ又至急ヲ要スル際ハ事後勞働監督官ニ通報スル條件ノ下ニ許可セラルヘシ

第百五條　十八歲以下ノ者ハ絕對ニ殘業ニ從事スルコトヲ禁ス

第百六條　各被雇傭者ニ對シ一ケ年ヲ通シ殘業ノ總計百二十時間ヲ超過スルコトヲ許サス又二日間ニ亙ル殘業ノ總計ハ四時間ヲ超過スルコトヲ許サス

備考　季節的性質ヲ有スル產業ノ各分派ニ於テハ勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」ノ同意ニ依リ殘業ノ時間數ヲ規定シタル限度ノ標準以上ニ增加スルコトヲ得

第百六條ニ規定シタル時間ヲ補フ爲メ殘業ノ遲刻ニ依リ失ヒタル時間ヲ許サス

第百七條　殘業ヲ課スルコトヲ許サス

第百八條　各殘業ニ付テハ被雇傭者ニ殘業ノ特別帳簿ニ殘業ニ對シ被雇傭者ノ受ケタル手當ヲ記入スヘシ

第十一章　休暇

第百九條　總テノ勞務者ハ每週四十二時間ヨリ少カラサル繼續的休暇ヲ受クルモノトス每週ノ定休日ハ地方勞働課ニ於テ職業組合「ソヴイエト」トノ協議ノ上之ヲ定ム而シテ右定休日ハ其ノ地方ニ於ケル勞働者及從業員ノ民族及宗教的構成ヲ考慮シ日曜日又ハ其ノ他ノ週日ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百十條　仕事ノ性質ニ依リ一般的ニ規定シタル週定休日ヲ得ルコト能ハサル企業營造物及經濟團體ニ於ケル勞務者ニ對シテハ彼等ノ爲都合ヨキ他ノ週日ニ休暇ヲ與フヘシ本規定ハ仕事ノ性質上間斷ナキ作業ヲ要スル企業ニ於テ勞働スル者ニモ適用ス後ノ場合ノ企業ニアリテハ勞務者ノ各組ニ對シ一般的ニ規定シタル定休日ノ代リニ特別ノ休日ヲ定ム

第百十一條　左ニ揭クル祭日ニハ勞働ニ從事スルコトヲ禁ス

（イ）一月　一日　元旦

（ロ）一月二十二日　即チ舊露曆千九百五年一月九日記念日

（ハ）三月十二日　獨裁政治顚覆記念日

（ニ）三月十八日　巴里「コムミユン」記念日

（ホ）五月　一日　「インターナショナル」記念日

（ヘ）十一月七日　無產階級革命記念日（一九二七年以降ハ、十一月七日八日ノ二日間休日ノコト一九二七、一〇、二六中央執行幹部會規定）

第百十二條　地方ノ勞働課ハ縣職業組合「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ第百十一條ニ規定シタル祭日以外ニ地方ノ狀況、住民ノ構成及民族的祭日ヲ考慮シ一ケ年ニ付十日間以內ノ特別ノ休日ヲ定ムルコトヲ得（一九二八年以降特別休養日ハ聯邦共和國勞働法ニテ定メラルル手續ニヨリ一ケ年七日トス一九二七、一〇、二六全露中央執行委員會規定）

備考　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ其ノ仕事ノ性質上前揭ノ條項ニ於テ規定シタル休日及祭日中仕事ノ中絕ヲ許ササル企業及營造

物ノ一覽表ヲ作成スヘシ

第百十三條　休日及祭日（第百九條乃至第百十一條）ノ前日ニ於ケル勞働時間ハ六時間ヲ超過スルコトヲ許サス此ノ場合ニハ全日ノ賃銀ヲ支拂フヘシ又出來高拂ノ仕事ニアリテハ本條ノ規定ニ基キ就業セサル時間ニ對シテハ相當等級ノ賃銀率ニ依リ割增手當ヲ支拂フヘシ

備考　月拂ニ依リ賃銀ヲ受クル者ハ祭日及祭日ノ前日ノ爲メ其ノ賃銀ヲ差引カルルコトナシ

第百十四條　五ケ月半ヨリ短カラサル期間繼續シテ勤務シタル總テノ者ニ對シ一年ニ一回二週間ヲ下ラサル定期休暇ヲ與フルモノトス又十八歲未滿ノ者ニ對スル定期休暇ハ一個月ヲ下ルコトヲ得ス

備考　第百十四條ニ依リ定期休暇ノ權利ヲ與フル仕事ノ繼續ハ管理部ノ命令ニ依リ勞務者カ或企業若ハ營造物ヨリ他ノ企業若ハ營造物ニ轉シ又ハ勞務者カ仕事ヲ中絕スルコトナク或國家ノ營造物若ハ企業ヨリ他ノ營造物若ハ企業ニ轉シタル場合ニ於テ中斷セラルルコトナシ

第百十五條　特ニ健康上有害ニシテ危險ナル企業ニ於テ作業スル者ハ第百十四條ニ規定シタル休暇以外ニ二週間ヲ下ラサル期間追加ノ休暇ヲ受クルモノトス追加ノ休暇ヲ與フヘキ生產業及職業ノ一覽表ハ勞働部ニ於テ之ヲ作成ス

第百十六條　第百十五條ニ規定シタル追加ノ休暇竝ニ未成年者ノ定期休暇（第百十四條）ハ勞働部ノ特別ノ決定ニ依リ又ハ第百十四條ニ規定シタル定期休暇ノ一部ヲ與フル場合ニ於テハ此等ノ休暇ハ之ヲ分割スルコトヲ得

第百十七條　第百十四條ニ規定シタル定期休暇ノ權利ヲ與フル仕事ノ繼續ハ管理部ノ命令ニ依リ勞務者カ或企業若ハ營造物ヨリ他ノ企業若ハ營造物ニ轉シ又ハ勞務者カ仕事ヲ中絕スルコトナク或國家ノ營造物若ハ企業ヨリ他ノ營造物若ハ企業ニ轉シタル場合ニ於テ中斷セラルルコトナシ

第百十八條　休暇ハ一年ヲ通シテ適時之ヲ受クルモノトス但シ企業、營造物及經濟團體ニ於ケル作業ノ順當ナル進行ヲ妨クルヘキ時期、手續及順序ハ第百十四條及第百十五條ニ規定シタル定期休暇及追加休暇ニ關スル勞働部ノ特別ノ決定ニ依リ之ヲ決定ス若シ同委員會ノ設置ナキ場合ニハ企業、營造物及經濟團體（第百五十六條）トノ協議ニ依リ一般的ニ規定シタル場合ニハ企業、營造物及經濟團體ノ管理部ト勞働者ノ代表機關（第百五十六條）トノ協議ニ依リ之ヲ決定ス

本問題ニ關シ雙方ノ意見一致セサル場合ニハ爭議手續ニ依リ之ヲ解決ス

第百十九條　規定ノ手續ニ依リ疾病若ハ分娩ノ爲勞務者ニ與フヘキ休暇ハ第百十四條及第百十五條ニ規定シタル定期休暇及追加休暇ニ含マルルモノトス

第百二十條　勞働者自身ノ過失ニ基カスシテ年內ニ定期休暇ヲ受ケス又勞務者カ其ノ代リトシテ補償ヲモ受ケサルトキハ（第九十一條）其ノ受ケサリシ休暇期間タケ次年度ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得但シ右休暇ノ併合ハ二個年以上ニ亙ルコトヲ許サス

第十二章　徒弟制度

第百二十一條　徒弟學校、教習隊及教習工場リアルニ者竝ニ熟練ナル職工ノ指導ノ下ニ生產作業中ニ各個人ノ教導ヲ受ケツツアル者ヲ徒弟トス

第百二十二條　徒弟ノ期間ハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央（ソヴイエト）及教育人民委員部（以下單ニ教育部ト記ス）トノ協議ニ依リ各職業ニ付之ヲ決定ス但シ最モ熟練ヲ要スル勞働ニ對シテモ四ケ年ヲ超過スルコトヲ許サス

第百二十三條　團體契約締結ノ際取極ムル徒弟ノ數ハ勞働部カ職業組合全露中央「ソヴイエト」及中央經濟機關トノ協議ニ依リ當該產業部門ノ爲メ定ムル標準ヲ下ルコトヲ許サス團體契約ノ締結ナキ場合亦同シ

第百二十四條　徒弟ニ對シテハ其ノ專門ノ研究ニ關係ナキ始何ナル仕事ヲモ爲サシムルコトヲ得ス

第百二十五條　總テノ企業ハ勞働部、教育部及最高國民經濟會議竝ニ必要ノ場合ニハ相當經濟機關カ共同シテ發布スル決定ニ從ヒ未成年者ヲ正確ニ教育スル爲メ必要ノ手段ヲ講スルノ義務ヲ有ス

第百二十六條　規定ノ期間ニ或特殊技能ノ教育ヲ終了シタル徒弟ニ對シ試驗ヲ行フ尤モ徒弟ハ規定ノ徒弟期間終了前ニ於テモ試驗ヲ受クル權利ヲ有ス

第百二十七條　勞働部ハ徒弟制度ノ標準及規則ニ關スル義務的決定ヲ發布スルノ權利ヲ有ス

第百二十八條　勞働部ノ諸機關ハ徒弟制度ノ正シキ設定ニ付監督及監視ヲ爲ス義務ヲ有ス

第十三章　婦人及未成年者ノ勞働

第百二十九條　特ニ困難ニシテ健康上有害ナル作業及地下ノ仕事ニ婦人及十八歲以下ノ者ヲ雇傭スルコトヲ禁止ス

婦人及未成年者ノ爲特ニ困難ニシテ不健康ナル

仕事ノ一覽表竝ニ婦人及未成年者ノ運搬スル重量ノ限度標準ハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上之ヲ定ム

第百三十條　婦人及十八歳以下ノ者ヲ夜業ニ從事セシムルコトヲ禁止ス

備考　特ニ夜業ヲ必要トスル或種ノ生産業ニ於ケル成年婦人ニ對シテハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上之ヲ許可スルコトヲ得

第百三十一條　妊娠中又ハ授乳中ノ者ニ對シテハ絕對ニ夜業ニ從事セシムルコトヲ禁ス

第百三十二條　筋肉勞働ニ從事スル婦人ニ對シテハ產前及產後各八週間又事務及智識勞働ニ從事スル婦人ニ對シテハ產前產後各六週間勞働ヲ免除ス（第百八十一條）

備考　特種ノ狀況ノ爲產前產後ノ休養ヲ各八週間ト定ムヘキ事務及智識勞働ノ職業一覽表ハ勞働部ニ於テ之ヲ作成ス

第百三十三條　婦人ハ妊娠五ケ月目ヨリ起算シ其ノ以降ハ本人ノ承諾ナクシテ普通作業ノ場合以外ニ派遣スルコトヲ得ス

第百三十四條　授乳ヲ要スル母親ニ一般休憩以外ニ（第百條）授乳ノ爲メ餘分ノ休暇ヲ與フルコトヲ要ス休憩時間ノ詳細ハ內部管理規則ニ依リ之ヲ定ム而シテ授乳ノ休憩ハ每三時間半以內ノ間隔タルヘク且三十分以上繼續スヘキモノトス

右授乳ノ休憩時間ハ勞働時間ニ算入ス

第百三十五條　十六歳未滿ノ者ノ雇傭ヲ禁止ス

備考　例外的ノ場合ニハ勞働監督官ニ對シ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上發布スル特別ノ訓令ニ基キ十四歳以上ノ未成年者ヲ雇傭スルコトヲ許可スルノ權限ヲ附與ス

第百三十六條　十六歳未滿ノ者、若ハ第百三十五條ノ備考ニ於テ勞働スル者、基キ雇傭セラルル者ハ一日ニ付四時間勞働トス

第百三十七條　產業ノ各種部門ニ雇傭セラルヘキ未成年者ノ最少人員數ハ勞働部ニ於テ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上發スル特別ノ決定ニ依リ之ヲ定ム

第十四章　勞働ノ保護

第百三十八條　如何ナル企業モ勞働監督官竝ニ產業衛生機關及技術監督機關ノ承諾ナクシテ開設、作業開始若ハ他ノ建築物ヘノ移轉ヲ爲スコトヲ得ス

第百三十九條　總テノ企業及營造物ハ勞働部ニ於テ發スル各種生產業ニ關スル一般的及特別的義務的決定ニ從ヒ勞働ノ有害ナル條件ヲ除去若ハ減少シ不幸ノ事故ヲ警戒シ作業場ノ適當ナル衛生及健康狀態ヲ保持スルニ必要ナル方法ヲ講スヘシ

第百四十條　技術上ノ條件ニ依リ機械、調革、旋盤ノ停止不可能ナル場合若ハ之等ヲ通風、給水、點燈其ノ他ノ用ニ供スル場合ヲ除キ休憩時間中及從業員ノ勞働保護ニ關スル總テノ現行法規ヲ見易キ場所ニ掲示シ且ツ勞働部ノ決定ノ要求スル帳簿ヲ備ヘ付クルコトヲ要ス

第百四十一條　特ニ健康上有害ナル作業若ハ異常ノ溫度、濕氣アル場所ニ在ルコト若ハ身體ヲ不潔ナラシムルコトニ關聯スル作業竝ニ一般衛生上必要トスル場合ニハ企業者ハ自己ノ負擔ニ於テ勞働部ノ定ムル勞働一覽表及其ノ標準ニ依リ勞働者ニ對シ特別ノ被服ト護裝用具（眼鏡、覆面具、呼吸用「マスク」石鹼其ノ他）ヲ交附スヘシ

第百四十二條　職業上中毒ノ危險アル生產ニ在リテハ勞働部ノ定ムル表及範圍ニ於テ勞働者ニ對シ消毒ノ爲メ脂肪分若ハ其他消毒品ヲ交附スヘシ

備考　特別ノ被服護裝用具若ハ消毒品（第百四十一條及第百四十二條）ヲ交附セラレサル場合ニ於テ勞働者カ自身ニ買入レタルトキハ勞働者ニ對シ其ノ實費ヲ支拂フヘシ

第百四十三條　勞働部及勞働部ノ地方機關ハ特ニ健康上有害ナル生產若ハ企業ニ於ケル勞働ニ從事セントスル總テノ者若ハ勞働者ノ各團（婦人及未成年者）ニ對シ豫メ强制的檢查ヲ行ヒ竝ニ定期的ニ再檢查ヲ行フ權利ヲ有ス

第百四十四條　勞働部ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」ト協議ノ上夜業ヲナスコトヲ特ニ必要トセス且ツ勞働者ノ健康上特ニ有害ナル影響ヲ及ホスヘキ企業ニ於ケル夜業ヲ禁止スルノ權限ヲ有ス

第百四十五條　企業、營造物及經濟團體ハ勞働者及從業員ノ勞働保護ニ關スル總テノ現行法規ヲ見易キ場所ニ掲示シ且ツ勞働部ノ決定ノ要求スル帳簿ヲ備ヘ付クルコトヲ要ス

第百四十六條　勞働部ノ管下ニアル勞働監督、技

術監督及衛生監督ハ總テノ營造物、企業、經濟團體及私人ニ於テ勞働條件及勞働者ノ健康及生命ノ保護ニ關スル本法、命令、訓令、指令及團體契約中ニアル條項ノ實行ヲ監督スル責任ヲ有ス

第百四十七條　勞働監督官ハ一定ノ任期ヲ以テ職業組合「ソヴイエト」ニ於テ之ヲ選擧シ勞働部ノ認可ヲ受クヘキモノトス

第百四十八條　第百四十六條所載ノ目的ヲ達成スル爲勞働監督機關ハ左記任務ヲ行フ

(イ)自己ノ管轄地ニ於ケル總テノ企業、營造物及經濟團體及作業ノ行ハレ居ル總テノ場所竝ニ之ニ附屬スル勞働者ノ爲ニ存在スル總テノ設備（住宅、病院、托兒所、浴場其他）ヲ晝夜隨時ニ臨檢スルコト

(ロ)企業、營造物及經濟團體ノ所有者若ハ管理人ヨリ必要ナル說明竝ニ總テノ必要ナル帳簿、書類及報告ノ提出ヲ要求スルコト

(ハ)企業ノ全部若ハ其ノ一部分ノ始業許可ニ關シ決定ヲ與フルコト

(ニ)國家的公共的及個人的營造物、企業、經濟團體及個人ニ對シ其ノ發見シタル勞働保護ノ範圍內ニ於ケル違反其ノ他不備ノ點ヲ除外セシムル爲メ拘束力ヲ有スル訓令ヲ發スルコト

(ホ)勞務者ノ生命及健康ノ保護ヲ目的トスル本令、命令、訓令、指令及「ソヴイエト」官憲ノ命令書ノ規定ノ違犯ニ付行政處分又ハ裁判手續ニ依リ責任ヲ問フコト

第百四十九條　前諸條ニ揭ケタル手段ノ外勞働監督機關ハ特別ノ法律訓令若ハ勞働部及其ノ地方機關ノ決定及指令ニ依リ規定セラレ居ラサル場合ト雖直接勞働者ノ生命及健康ヲ危クスル條件ヲ除去スル爲メ非常手段ヲ講スル權限ヲ有ス

第百五十條　勞働部ノ衛生及技術監督官ハ職業上ノ衛生、工場ノ衛生及技術上ノ安全ニ關スル指令、規則及決定ノ正確ナル適用ト實行トヲ監督スル責任ヲ有ス

第十五章　企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職業（生產的）組合及其ノ機關

第百五十一條　國家的公共的及個人的企業、營造物及經濟團體ニ於テ雇傭關係ニ依リ勞働ニ從事スル人民ノ聯合タル職業（生產的）組合ハ團體契約ヲ締結セル當事者ノ一方トシテ雇傭ニ依ル勞働者ノ名ニ於テ各種ノ機關ニ對シ行動シ竝ニ其ノ勞働及生活ニ關スル總テノ問題ニ付勞働者ヲ代表スル權限ヲ有ス

第百五十二條　此等團體ノ當該大會ニ於テ定ムル原則ニ基キ組織セラルル職業（生產的）組合ハ會社及組合ノ爲メ定メタル登錄ヲ國家機關ニ於テ爲スヲ要セス而シテ此等職業組合全露大會ニ於テ定ムル手續ニ依リ同組合ヲ統一スル聯合機關ニ登錄スルモノトス

第百五十三條　第百五十二條ニ從ヒ聯合機關ニ登錄ヲ了セサル總テノ他ノ團體ハ職業（生產的）組合ト稱シ又ハ職業組合ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ス

第百五十四條　職業生產的組合ハ左ノ權利ヲ有ス

(イ)財產ヲ取得シ及之ヲ所有スルコト

(ロ)現行法律ノ規定ニ基キ總テノ種類ノ契約取引其ノ他ヲ取極ルコト

備考　職業（生產的）組合ノ有スル總テノ權利ハ同組合ノ聯合團體ニモ之ヲ附與ス

第百五十五條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第十六條ノ規定ニ依リ總テノ國家的機關ハ職業（生產的）組合及其ノ聯合團體ニ對シ勞働會館職業組合用家屋建設ノ爲備附アル建物ヲ提供シ、郵便、電信、電話、鐵道及水路ニ依ル交通機關等ヲ利用スル特權ヲ提供シ以テ凡ユル援助ヲ與フル義務ヲ有ス

第百五十六條　企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル職業組合ノ基礎機關ハ勞働者及從業員ノ委員會（製造工場、鑛山、建築、地方其ノ他ノ諸委員會）若ハ委員會ニ代ル組合ノ代表議員ナリトス

備考一　當該企業、營造物、若ハ經濟團體ノ勞働者カ委員會ヲ選擧スル方法ハ當該職業（生產的）組合ニ於テ之ヲ定ム

備考二　陸軍及海軍部ニ於テハ勞働者及從業員委員會ハ勞働部カ軍事革命委員會及職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ定ムル特別ノ決定ニ基キ之ヲ組織シ且行動ス

第百五十七條　本法第五十六條ニ規定セラレ且當該職業（生產的）組合ニ於テ承認セラレタルモノ

以外ハ企業、營造物、若ハ經濟團體ニ於ケル如何ナル他ノ委員會ト雖第百五十八條乃至第百六十條ニ依リ附與セラレタル權利ヲ行使スルコトヲ得ス

第百五十八條　委員會（第百五十六條）ハ左ノ權限ヲ有ス

（イ）勞働者ノ勞働及生計ノ諸條件問題ニ關シ其ノ企業、營造物及經濟團體ノ管理部ニ對シ委員會ニ依リ統一セラルタル勞働者及從業員ノ利益ヲ代表シ且擁護スルコト

（ロ）政府及公共機關ニ對スル關係ニ於テ代表者タルコト

（ハ）企業、營造物若ハ經濟團體管理部ニ於ケル勞働保護、社會保險及賃銀支拂ニ關スル決定ノ標準、衞生及技術上ノ安全規則其ノ他ノ正確ナル實行ヲ監視シ竝ニ勞働保護ニ關スル國家機關ト協力スルコト

（ニ）勞働者及從業員ノ文化的及物質的狀態ヲ改善スヘキ手段ヲ講スルコト

（ホ）國家企業ニ於ケル順當ナル生產力ヲ協助シ且當該從業（生產的）組合ヲ通シテ國民經濟ノ調節ト組織ニ參加スルコト

第百五十九條　委員會ノ選擧及其ノ事務ノ開始ニ關シテハ管理部ニ通告スルモノトス

委員會ノ事務ヲ行フ爲メ日常ノ作業ヲ免除セラルル勞働者及從業員委員會ノ委員數ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル勞働者ノ總數	全就業時間中仕事ヲ免除セラルル委員ノ數
三百名以下	一名以下
三百名乃至一千名	二名以下
一千名乃至五千名	三名以下
五千名以上	五名以下

委員會委員ノ就業免除ハ委員會ノ決定ニ基キ管理部ニ於テ之ヲ定ム

第百六十條　委員會ニ於ケル日常ノ事務ヲ行フ爲メ就業免除ノ委員會委員ニ對シテハ本人ノ該當スル種類ノ賃銀ヲ留保スルモノトス

但シ此ノ場合ニハ當該管理部ニ對シ委員會委員ハ代表期終了後ニ於テ選擧前ニ存在シタル雇傭契約及委員在任中契約ニ加ヘラレタル變更ニ基キ當該企業營造物若ハ經濟團體ニ於ケル雇傭ノ繼續ヲ保障スルコト

（ロ）委員會委員ノ會合モ亦一般規則トシテ勞働時間以外ニ於テ開催スヘシ右集會カ國家機能（勞農「ソヴイエト」及社會保險機關ヘノ選擧）ヲ行ヒ若ハ職業組合大會ノ代表者ヲ選擧スル場合ニハ勞働時間內ニ開會スノコトヲ得、其他例外ノ場合ニハ管理部トノ協定ニ依リテノミ之ヲ許可スルモノトス此ノ規定ハ職工組合ニ於ケル集會ニモ適用ス

（ハ）勞働者及從業員ノ採用ニ關シテハ管理部ハ三日間內ニ委員會ニ通告スルヲ要ス其ノ解雇豫定ニ關シテモ亦同シク通告スルヲ要ス

第百六十二條　勞働者及從業員委員會維持費ハ當該職業組合ノ認可スル豫算ニヨリ企業、營造物若ハ經濟團體ノ管理部ニ於テ支辨ス其ノ率ハ該企業、營造物若ハ經濟團體ニ於ケル勞働者及從業員ノ賃銀總額ノ百分ノ二ヲ超過セサルモノトス

第百六十三條　第百六十二條ニ指示シタル維持費ノ支出ハ當該職業組合ニテ定メタル方法ニ依リ委員會ニ於テ之ヲ行フ而シテ直接指定シタル以外何等ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第百六十四條　職業（生產的）組合ハ委員會ノ維持費トシテ企業、營造物若ハ經濟團體ノ管理部ニ對シ適時資金ノ拂込ヲ要求シ且其ノ收支ヲ適當ニ監督スル權限ヲ有ス

第百六十五條　企業、營造物及經濟團體ノ管理部ハ該委員會竝ニ委員會ニ依リ統一セラルル勞働者ノ總會及代議員會ノ集會用トシテ凡ユル設備暖房及燈火付ノ必要ナル建物ヲ無料ニテ提供シ且委員會ノ仕事ノ爲メニハ同建物ニ自由ニ出入スルコトヲ許可スルコトヲ要ス

第百六十六條　職業組合ノ管理部員及特別委任ニ依ル代表者竝ニ委員會委員（第百五十一條及第百五十六條）ハ企業、營造物若ハ經濟團體ニ於

ケル總テノ工作場、職工組合、支部、實驗室等ニ自由ニ出入スル權利ヲ有ス

第百六十七條　本法第十五章ニ規定スル企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職業（生產的）組合及其ノ機關ニ關スル規則ニ違反スル者ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國刑法第百三十五條ニ依リ處罰ス

第十六章　爭議解決及勞働ニ關スル法規違反事件審理機關

第百六十八條　勞働ニ關スル法規違反事件竝ニ雇傭勞働適用ニ關シ發生スル總テノ爭議ハ人民裁判所ノ特別法廷ニ於ケル强制的手續又ハ評價爭議委員會、調停委員會及爭議當事者ノ同數代表者ニ依リ組織セラルル仲裁裁判所ニ於ケル仲裁手續ニヨリ解決ス前記ノ機關ハ凡テ各特別ノ規程ニ基キ行動スルモノトス

第百六十九條　勞働法、勞働ニ關スル其他ノ凡テノ法規竝ニ團體契約ノ違反ニシテ刑事手續ニ依リ追訴ヲ受クヘキモノハ凡テ人民裁判所ノ特別法廷ニ於テ審理ス同法廷ハ議長タル人民判事及委員二名ヲ以テ構成ス委員ノ一名ハ勞働部代表者トシ他ノ一名ハ職業組合團體ノ代表者トス

雇傭主ト勞働者及從業員間ノ總テノ單獨的及委員的ノ爭議ニシテ若シ之ヲ調停委員會ニ附セラルトキハ前記人民裁判所ノ特別法廷ニ於テ審理スルコトヲ得

第百七十條　調停委員會及仲裁裁判所ニ於テハ左ニ揭クル事件ヲ取扱フコトヲ得

（イ）團體契約若ハ賃銀取極ノ締結、實行、解釋及修正ニ關スル一切ノ爭議

（ロ）勞働契約ニ關シ兩當事者間ニ發生スル一切ノ爭議ニシテ當事者雙方カ此解決法ニ對シ同意スル場合但シ第百六十九條第一項ニ規定シタル爭議ヲ除ク

第百七十一條　事件ハ當事者雙方ノ同意ニ依リ調停委員會ニ附ス、團體契約ノ實施ニ關係アル事件ハ當事者雙方ノ同意ニヨリ之ヲ仲裁裁判ニ附ス國家營造物及企業ニ於ケル爭議ノ場合ニハ勞働部ノ機關ハ職業組合ノ請求ニ依リ仲裁裁判所ヲ組織スル國家企業及營造物ハ右仲裁裁判所ヲ承認スル義務ヲ有ス、國家ノ安全ヲ危クスル激烈ナル爭議ノ場合ニハ國家ノ最高機關（全露中央執行委員會、人民委員會議及勞働國防會議）ノ決定ニ依リ仲裁裁判所ヲ組織スルコトヲ得

第百七十二條　評價爭議委員會ニ於テハ國體契約及勞働契約ノ適用ニ關シ發生スル爭議竝ニ特ニ本法ニ規定シタル問題ニ限リ審議ス評價爭議委員會ニ於テハ事件ハ當事者雙方ノ合意ニ依リ之ヲ解決ス若シ當事者ノ合意ナキトキハ該事件ヲ上級機關ニ移スコトヲ得

備考　團體契約ノ本質ニ反スル爭議、團體契約ノ一部廢棄ノ要求竝ニ團體契約ニ新條件若ハ補足ノ條件ヲ挿入スル要求ハ評價爭議ニ屬セス

第百七十三條　評價爭議委員會ノ權限ニ屬セス求ハ評價爭議委員會ノ決定、契約ノ效力ヲ有スル調停委員會ノ協定竝ニ仲裁裁判所ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第百七十四條　調停委員會ノ協定ハ當事者自身ニ於テ之ヲ實行スルモノトス雇傭主カ仲裁裁判所ノ決定ヲ任意ニ履行スルコトヲ希望セサル場合ニハ同裁判所ノ決定ハ之ヲ勞働部ノ機關ヲ經テ人民裁判所ニ移ス人民裁判所ハ二十四時間以內ニ强制手續ニ依右決定ノ實行ニ關スル記入ヲ爲ス

勞働者ニ關シテハ仲裁裁判所ノ決定ハ職業組合ニ於テ之ヲ實行ス

第十七章　社會保險

第百七十五條　社會保險ハ國家、公共、コオペラチーヴ、利權、租借、合辨若ハ個人經營ノ企業營造物若ハ經濟團體又ハ私人ノ下ニ雇傭勞働ニ從事スル總テノ人々ニ對シ其ノ仕事ノ性質及繼續期間竝ニ賃銀支拂ノ方法ニ關係ナク之ヲ適用スルモノトス

第百七十六條　社會保險ハ左ニ揭クル事項ヲ包含ス

（イ）醫療上ノ援助ヲ與フルコト

（ロ）一時的勞働不能（疾病、不具、檢疫、姙娠、分娩、家族ノ病人看護）ニ際シ手當ヲ交附スルコト

（ハ）補足ノ手當ヲ交附スルコト（例ヘハ幼兒ノ養育、病人看護、埋葬ノ爲）

（ニ）失業ニ際シ手當ヲ交附スルコト

(ホ)不具癈疾ニ際シ手當ヲ交附スルコト
(ヘ)雇傭ニヨル勞務者ノ死亡若ハ扶養者失踪ノ場合ニ其ノ家族ニ對シ手當ヲ交附スルコト

第百七十七條　社會保險實施ノ爲、交附セラルル賃銀ノ一定率ノ保險料ヲ拂込ムモノトス保險料ノ率ハ其ノ企業ノ健康ニ有害ナルコト及危險ノ程度ニ依リ人民委員會議ノ特別ノ決定ヲ以テ之ヲ定ム

備考　保險基本金ハ嚴ニ勞働者及從業員ノ保障ノ爲ニノミ使用シ如何ナル他ノ必要ノ爲ニモ之ヲ支出スルコトヲ得ス

第百七十八條　保險料ハ雇傭勞働ヲ利用スル企業、營造物、經濟團體若ハ私人ニ於テ拂込ムモノニシテ之ヲ被保險者ヨリ取立又ハ賃銀ヨリ差引クコトヲ得ス

第百七十九條　總テノ被保險者ハ其ノ原因ニ關係ナク一時的勞働不能(第百七十六條ノ(ロ))トナリタル場合ニハ手當交附當時該企業若ハ營造物ニ於ケル相當等級ノ賃銀率ノ範圍ニ於テモ右手當ヲ受クルモノトス且如何ナル場合ニ於テモ右手當ハ勞働不能トナリタル當時本人カ實際受ケタル賃銀ヨリ少カルヘカラス

第百八十條　一時的勞働不能ニ依ル手當ハ勞働不能トナリタル日ヨリ其ノ回復ノ日若ハ不具癈疾ト確定シタル日迄交附スルモノトス

第百八十一條　姙娠及分娩ニ對スル手當ハ被保險者ニ對シ本法第百三十二條及同條備考ニ規定シタル休暇期間中之ヲ交附ス

第百八十二條　社會保險中央機關ハ資金ノ不足シタル場合ニハ一時的勞働不能者ニ交附スル手當(第百七十九條)ノ率ヲ臨時減額スルコトヲ得但シ當該種類ノ賃銀率ノ三分ノ二以下タルコトヲ得ス

第百八十三條　嬰兒出産ノ場合ニハ被保險者及其妻ニ對シ第百八十一條ニ規定シタル手當以外ニ出生シタル嬰兒世話料トシテ當該地方ニ於ケル平均一ケ月分ノ賃銀ノ範圍ニ於ケル一時的補足手當竝ニ嬰兒ノ養育料トシテ當該地方ニ於ケル平均一ケ月分ノ賃銀ノ範圍ニ於ケル養育手當ヲ交附ス養育手當ハ嬰兒出生ノ日ヨリ九ケ月間毎月之ヲ交附ス

第百八十四條　被保險者及被保險者ノ扶養ヲ受クル勞働不能ノ家族ノ埋葬ニ對スル手當ハ普通市民ノ葬儀ニ要スル平均費用ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム但當該地方ニ於ケル平均一ケ月ノ賃銀ヨリ多額ナルヲ得ス

第百八十五條　失業手當ハ當該地方ニ於ケル平均賃銀ノ六分ノ一ヲ下ラサル範圍ニ於テ失業者ノ屬スル部類及失業ノ時迄ノ雇傭ニ依ル仕事ノ行程ニ應シ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

備考　未成年者ノ失業手當ハ雇傭ニ依ル仕事ノ行程ニ關係ナク本人ノ屬スル種類ニ關係ナク本人ノ屬スル種類ニ依ル仕事ノ行程ニ關係ナク本人ノ屬スル種類ニ依リ之ヲ定ム

第百八十六條　失業手當交附ノ期間ハ勞働ノ種類ト行程ニ係リ當該機關ニ於テ之ヲ定ム但シ手當交附ノ最低期間ハ六箇月以下ナルヲ得ス

第百八十七條　不具癈疾ニ際シ社會保障ヲ受クル權利ハ雇傭勞働ニ從事シ居タルモノニシテ不具、疾病若ハ老衰ノ爲勞働能力ヲ失ヒタル總テノ者ニ於テ之ヲ有ス

養老手當ヲ受クル權利ヲ生セシムル勞働ノ繼續期間ハ人民委員會議ニ於テ之ヲ定ム

第百八十八條　不具癈疾者ニ對スル扶助料交附ノ標準及形式ハ不具癈疾ノ性質、程度及不具癈疾者ノ財產ノ狀態ニ應シ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

第百八十九條　雇傭ニ依リ勞働ニ從事スル者カ死亡シ若ハ失踪シテ適當ナル方法ニヨリ之ヲ確證セラレタル場合ニハ充分ナル生計ノ資金ヲ有セス且被保險者ノ扶養ヲ受ケ居タル左ニ揭クル家族ハ社會保障ヲ受クル權利ヲ有ス

(イ)未成年ノ子、兄弟及姉妹ハ十六歲ニ達スル迄

(ロ)勞働不能ノ兩親及配偶者

(ハ)前記家族ニシテ勞働能力ヲ有スルモ八歲以下ノ小兒ヲ有スル者

第百九十條　被保險者死亡若ハ失踪シタル場合ニ被保險者ノ家族ヲ保障スル標準及形式ハ保障セラルヘキ者ノ年齡及財產狀態ニ應シ當該機關ニ於テ之ヲ定ム

第百九十一條　企業、營造物、經濟團體及個人ニシテ其ノ拂込ヲ要スル保險料(第百七十八條)ヲ支拂ハサル場合ニ於テモ雇傭ニ依リ其ノ下ニ勞働スル者ハ本法第百七十六條及其ノ以下ニ規定シタル一切ノ手當ヲ受クル權利ヲ失フコトナシ

第百九十二條　本法竝ニ其ノ他ノ法令ニ依リ定メタル社會保險ニ關スル規則ニ違反シタル者ハ刑法ノ當該條項ニ依リ刑事上ノ責任ヲ負フモノトス

千九百二十三年十月三十日莫斯科「クレムリン」

全露中央執行委員會議長
エム・カリーニン
勞働人民委員
ヴェ・シュミツド
全露中央執行委員會書記官
ア・エヌキツゼ

勞力雇傭手續ニ關スル規定(全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定)

千九百二十五年一月二日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定(一九二五年法令集第二號第十五項)ニ基キ且法典改訂手續ニ關スル第十回「ソヴイエト」大會ノ全露中央執行委員會第二回會議ノ決定(一九二三年法令集第五十四號第五百三十七項)第二條ノ規定ニ從ヒ全露中央執行委員會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ左ノ通リ決定ス

第一條　勞働法第五條乃至第十條ニ規定セル勞働人民委員部ノ機關即勞働取引所ヲ經テ爲ス勞力ノ義務的雇傭及提供ノ手續ハ之ヲ癈止ス

第二條　總テノ企業、營造物、經濟團體(國家、公共及個人的)及個々ノ雇傭者ニヨル勞力ノ雇傭竝ニ就職ハ勞働取引所ヲ經由シ又ハ之ヲ經由セスシテ行フコトヲ得

第三條　調査綜合ノ目的ノ爲メ雇傭者ニ對シ雇傭シタル勞力ニ關シ統計的報告ヲ義務的ニ提出セシム

前項ノ報告提出ノ手續及時期ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部之ヲ定ム

第四條　勞力ノ雇傭及求職ニ關スル仲介ハ專ラ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ノ機關之ヲ行フモノトス

第五條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ニ對シ本決定ニヨリ定メタル勞力雇傭手續ニ適應シテ勞働取引所ノ組織及執務規定ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ノ命令ヲ以テ之ヲ定ム

勞働取引所ノ組織及執務規定ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國中央執行委員會議長
エム・カリーニン
人民委員會議長代理
ア・レジヤワ
同
人民委員
全露中央執行委員會書記官
ア・キセリヨフ

千九百二十五年五月四日莫斯科「クレムリン」

評價爭議委員會ノ規程

第一章　總　則

第一條　評價爭議委員會ハ次ノ目的ヲ以テ國營、公營及私營ノ企業及營造物內ニ組織セラルルモノトス

イ、團體契約及賃銀率協定ヨリ生スル總テノ規則ヲ實施スルコト

ロ、企業ニ於ケル管理部ト勞働者從業員トノ間ニ生スル爭議衝突ヲ解決スルコト

ハ、內部管理規則案ノ作製

第二章　評價爭議委員會ノ權限

第二條　團體契約及賃率協定ニ關シテノ評價爭議委員會ノ權限左ノ如シ

イ、勞働及職務ヲ分類シテ勞銀率ヲ各等級ニ配屬セルモノヲ審査シ之カ裁可ヲ與フルコト

ロ、團體契約又ハ賃銀率協定ニ從ヒ生產力及請負仕事ノ評價ノ標準ヲ審査シ之カ裁可ヲ與フルコト

ハ、各種ノ勞働又ハ職業ニ關スル試驗及檢査ノ方法ヲ決定スルコト

ニ、休暇ニ關スル規則ヲ制定スルコト

備考　イ、ロ、ハ、ニノ各項ニ記載シタル問題ハ企業管理部又ハ技術標準査定機關ニ於テ豫メ作製シ評價爭議委員會ノ審査及裁可ヲ得ル爲メ提出スルモノトス

ホ、一般又ハ各個人ノ賃銀支拂ニ關スル不法計算ノ審査及不法ニ行ハレタル職業檢査及試驗ノ審査ニツキ勞働者各自又ハ工場委員會ヨリ提出シタル申告書ノ審査ヲナスコト

第三條　企業及營造物ニ於テ團體契約ノ解釋及履行ニ付生シタル爭議竝ニ勞働契約ニ關スル爭議ハ評價爭議委員會ニ於テ爭議決定ノ權限ヲ有ス

備考　左記各項ハ評價爭議委員會ノ權限外トス

イ、團體契約ノ本質ニ反スル爭議、同契約ノ一部廢止ノ要求竝ニ團體契約又ハ賃銀率協定ニ新條件又ハ追加條件ヲ挿入スル要求

ロ、勞働法規及社會保險規則違反ノタメ生シタル事件

第四條　內部管理規則案ノ作成ハ評價委員會ノ職權ニ屬ス

第三章　評價爭議委員會ノ組織

第五條　評價爭議委員會ハ對等權ヲ原則トシ左記代表者ノ平等ナル數ヲ以テ組織セラルルモノトス

一、組合(工場委員會、地方委員會代表者

二、企業又ハ營造物ノ管理部代表者

團體契約ニ特記シアラサルトキハ各企業ノ代表者ノ數ハ雙方ノ協定ニヨリテ定ム

備考一　各種工場及各分科ヲ多數ニ有スル大規模ノ企業ニアリテハ對等權ヲ原則トナシ各工場毎ニ評價爭議委員會ヲ組織シ勞働及職業ノ等級別分類及標準檢査請負仕事ノ評價等ノ審査ヲナスヲ得

右委員會ノ事務ハ一般工場評價爭議委員會ニヨリ審査セラレ且裁可セラルルモノトス

備考二　三十名以下ノ勞働者及從業員ヲ有スル企業及營造物ニアリテハ勞働者側ヲ代表スル評價爭議委員會ノ委員ノ任務ハ組合ニ於ケル勞働者代表者(全權委員)ニ於テ負フモノトス

第六條　雙方各自ノ議長一名、書記一名ヲ選出スル

評價爭議委員會ノ會議ニアリテハ議長及書記ノ任務ハ一方ノ代表者カ順番ニ實行スルモノトス

但シ同一會議ニ於ケル議長及書記ノ代表者カ實行スルコトヲ得ス

第七條　評價爭議委員會ノ會議ハ公開ニテ行ハルルモノトス秘密會ノ開會ハ其都度委員會ノ決議ニヨリ行ハルルモノトス

備考　評價爭議委員會ノ雙方ノ協定ニヨリ承諾サレタルモノハ決定的ノモノニシテ雙方ニ於テ實行ノ義務ヲ負ヒ且異議申出ヲ許サレサルモノトス

備考　評價爭議委員會ノ決定ニシテ法ニ違反スルモノハ無效トス勞働部ノ機關ハ書類ヲ以テ共理由ト法律違犯ノ點トヲ指示シテ評價爭議委員ニ通報シ決定ノ再審議ヲ勸告ス

第八條　評價爭議委員會ニ提出セラレタル問題ハ評價爭議委員會ニ於テ審議セラレ其決議ハ議長及書記ノ署名セル調書ニ作成シ二日以內ニ見易キ場所ニ揭ケテ一般ニ公示スル事ヲ要ス

第九條　評價爭議委員會ノ會議ハ一週間ニ一回以上開會セラレ爭議ノ性質ヲ有スル事件ハ其評價爭議委員會ニ提出セラレタル時ヨリ二十四時間以內ニ審議ニ着手セラルルモノトス

第十條　本條令第二條ニ記載シタル問題ハ雙方委員ノ任意ノ數ニ於テ單ニ多數決ニヨリ解決セラルルモノトス

備考　多數決ニヨリ解決セラレタル問題ハ二十四時間以內ニ組合機關又ハ工場管理部ヨリ評價爭議委員會ノ再審議ニ附スルコトヲ得此場合ニハ多數決ニヨラス雙方ノ協定ニヨリ決定スルモノトス

第十一條　本條第三、第四條ニ記載シタル諸問題ハ雙方ノ協定ニヨリテモ解決セラルモノトス

第十二條　評價爭議委員會ニテ決定セラレサリシ諸問題ハ爭議ノ狀態ノ儘爭議ニ關スル規定ノ規則ニヨリ解決ノタメ組合ヲ經テ廻付セラルルモノトス

第十三條　評價爭議委員會ノ決定ニシテ雙方ノ協定ニヨリ承諾サレタルモノハ決定的ノモノニシテ雙方ニ於テ實行ノ義務ヲ負ヒ且異議申出ヲ許サレサルモノトス

備考　評價爭議委員會ノ決定ニシテ法ニ違反スルモノハ無效トス勞働部ノ機關ハ書類ヲ以テ共理由ト法律違犯ノ點トヲ指示シテ評價爭議委員ニ通報シ決定ノ再審議ヲ勸告ス

第十四條　評價及爭議委員會ニテ爭議審査ノ際刑法ニ規定スル行爲ヲ發見セハ直ニ刑事々件ヲ分離シ人民裁判所ニ廻付スルモノトス

第十五條　評價爭議委員會委員ノ事務ハ勞働時間中ニ行ハレ企業又ハ營造物ハ自己ノ負擔ヲ以テ賃銀率ニヨル委員ノ平均賃銀ヲ下ラサル金額ヲ支拂フモノトス

勞働人民委員　ヴエ・シユミツド

同　爭議課長　ア・ストバニ

(一九二二年十一月二十二日、新聞勞働第二六三號ヲ以テ公布ス)

季節的勞働ノ勞働條件ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通決定ス

第一條　季節的勞働トハ自然的又ハ氣候的條件ニ因リ週年行フヲ得ス且六ケ月ヲ超ヘサル一定ノ期間(季節)行ハルル勞働ヲ謂フ

備考　國民經濟ノ各部門別ニ依ル季節的勞働表ハ關係官廳之ヲ作成シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員部ニ於テ聯邦職業同盟本部ト協議ノ上之ヲ認可ス

地方ノ事情ニ依リテハ關係國家機關カ作成シ當該共和國ノ勞働人民委員部カ當該共和國職業同盟本部ト協議シテ認可スル季節勞働追加表(鐵道、運輸、通信ニ關スルモノヲ除ク)ヲ定ムルコトアルヘシ

第二條　雇傭ニ依リ季節的勞働ニ從事スル者ニ對シテハ本決定ニ定ムルモノヲ除キ勞働ニ關スル一般法令ヲ適用ス

第三條　季節的勞働ニ於ケル勞働條件ハ當該企業機關又ハ經濟單位ニ於テ行ハレ居ル團體契約(「タリーフ」契約)ニ於テ之ヲ定メタル場合其ノ範圍內ニ於テ右契約ニ依リ調整セラルヘシ

季節的勞働ニ於ケル勞働條件ハ右ノ外各個ノ團體契約(「タリーフ」契約)ニ依リテ調整スルコトヲ得

第四條　季節的勞働ニ對スル雇傭ノ期間(イ)全季節(ロ)特定ノ期間及(ニ)不定ノ期間ヲ得

第五條　一時勞働ナキ場合ニ於テハ雇傭者カ其ノ業務ニ直接關聯シテ行ヒタル行爲ニ付刑事上ノ責任ニ問ハレタルカ又ハ被雇傭者カ二週間以上在監スル場合

(ヘ)被雇傭者カ正當ノ理由サク一ケ月三日以上休業シタル場合

(ト)被雇傭者カ勞働能力ノ一時的喪失ニ因リ一ケ月以上休業シ又ハ其他ノ正當ノ理由ニ因リ二週間以上休業シタル場合

備考第一　季節的勞働ニ雇傭セラレタル者カ實際ニ一ケ月以下勞働スル場合ニ本條ニ列擧シタル事由アリタルトキハ豫メ、評價爭議委員會ノ決定ヲ受クルヲ要セス但被雇傭者ハ爭議手續ニ依リ解雇ニ付キ爭フ權利ヲ有ス

備考第二　不當解雇ニ關スル異議ハ解雇ノ日ヨリ一ケ月以內ニ之ヲ申立ツルヲ要ス

第六條　勞働契約ハ當事者ノ合意ニ依リ又ハ雇傭期間ノ滿了若ハ契約所定ノ業務完成ニ依リテ終了ス但シ如何ナル場合ニ於テモ季節終了ヨリ遲カラサルヲ要ス

第七條　勞働契約ハ被雇傭者ニ對シ三日ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得

第八條　勞働契約ハ左記各號ノ場合ニ於テ雇傭者之ヲ解除スルコトヲ得

(イ)企業、機關又ハ經濟單位ノ全部的若ハ一部的清算又ハ其ノ事業ノ縮少ノ場合

(ロ)生產的性質ノ理由ニ因リ二週間以上事業休止ノ場合

(ハ)被雇傭者ノ作業ニ適セサルコト發見セラレタル場合

(ニ)被雇傭者カ契約又ハ內部管理規則ニ依リ課セラレタル義務ヲ正當ナル事由ナク組織的ニ履行セサリシ場合

第九條　不當勘定ニ關スル請求ハ解雇後最終決算ノ行ハレタル日ヨリ三ケ月以內ニ之ヲ申立ツルヲ要ス

第十條　季節的勞働ニ於ケル成年勞働者ノ勞働時間ハ一日八時間ト定ム但シ地下又ハ不健康ナル勞働ニ從事スル勞働者ニ付テハ右ニ關スル現行規則ニ依リ勞働時間ヲ相當短縮スヘシ事務員及智的勞働者ニ付特ニ規定アル場合亦同シ

季節的勞働ニ於テ自然的又ハ技術的條件ニ因リ一定ノ期間特ニ强行勞働ヲ必要トスル場合ニ於テハ雇傭者ト當該職業同盟ト協議ノ上相當賃金ヲ增加シテ一定期間勞働時間ヲ延長スルコトヲ得延長シタル勞働時間及其ノ適用ノ期間竝ニ賃金ノ額及支拂手續ハ雇傭者職業同盟ト協議ノ上

之ヲ定ムヘシ勞働時間ヲ延長シ得ヘキ勞働ノ表ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員部、聯邦職業同盟本部ト協議ノ上之ヲ定ム

第十一條　十六歳以上十八歳未滿ノ未成年者ノ勞働時間ハ六時間ヲ又勞働從事ヲ許可サレタル十四歳以上十六歳未滿ノ未成年者ノ勞働時間ハ四時間ヲ超ユルヲ得ス

勞働時間ノ延長ヲ實施シ居ル季節的勞働（第十條）ニ於ケル未成年勞働者ノ勞働時間ニ付テハ成年勞働者ノ勞働時間ノ延長ニ相當シタル時間ヲ增加スルモノトス

第十二條　超過勞働ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員部及聯邦各共和國勞働人民委員部ノ定ムル範圍竝ニ規則ニ從ヒテ之ヲ行フコトヲ得

第十三條　女子ハ姙婦及乳兒ヲ有スルモノヲ除キ季節的勞働ノ夜業ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第十四條　未成年者ノ短縮勞働時間（四―六時間）ニ對スル賃銀ハ普通勞働時間ニ對スル同額トス未成年勞働者ノ勞働時間ノ延長ノ場合ニ於テハ賃銀ニ對シ相當ノ增額ヲ爲スヘシ

第十五條　被雇傭者カ雇傭者ノ指圖ニ依リ勞働ヲ行ハサリシ場合ニ於テ二週間ヲ超エサル空費時間ニ對スル賃銀ハ賃銀率表ノ定額ニ依リテ支拂フヘシ其他被雇傭者カ自己ニ由因セサル理由ニ因リ勞働ヲ行ハサリシカ又ハ被雇傭者カ雇傭者ノ指圖ニ依リ二週間以上勞働ヲ行ハサリシ場合ニ於テハ空費時間ニ對スル賃銀額ハ當事者ノ協定ニ依ル

第十六條　義務的兵役ニ徵集セラルル者ニ付當該決令ヲ以テ定メタル特典ハ其ノ定ムルトコロニ從ヒ季節的勞働ニ從事スル者ニ之ヲ適用ス但シ左ノ事項ニ付テハ此ノ限ニアラス

（イ）職及所定額ノ賃銀ハ一ケ月以內之ヲ維持スヘク其ノ期間ハ如何ナル場合ニ於テモ第六條ニ揭クル期間ヲ超ヘサルモノトス

第二十二條　季節勞働ニ從事スル者ノ社會保險ニ付テハ勞働及國防會議ノ特別決定ニ依ル

第二十三條　本決定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス聯邦ノ共和國中央執行委員會ハ本決定全部ヲ其ノ勞働法典ニ含マシムヘシ

千九百二十六年六月四日莫斯科「クレムリン」ニ於テ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議長
エム・カリーニン
同　人民委員會議長代理
ウエ・クイブイシエフ
同　中央執行委員會書記官
ア・エヌキツゼ

臨時勞働者竝ニ從業員ノ勞働條件

一九二七年一月十四日附ソヴイエト社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議決定

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議ハ左ノ通リ決定ス

第一條　臨時勞働者並ニ從業員ト認ムルモノハ左ノ如シ

（イ）二箇月ノ範圍內ニ於テ一定期間ヲ定メ雇傭セラルルモノ又ハ二箇月ヲ超エサル期間內ニテ期間ヲ定メス雇傭セラルル勞働者並ニ從業員

（ロ）法律的根據ニヨリ自己ノ職責ノ保留サレアル一時休職中ノ勞務者ノ代理トシテ二箇月ヲ超ユルモ四箇月以內ノ範圍ニ於テ雇傭セラルル勞働者並ニ從業員

第二條　臨時勞働者並ニ從業員トシテ雇傭セラルルモノニ對シテハ勞働契約締結ノ當初ニ於テ其旨豫告スルコトヲ要ス

第三條　臨時勞働者並ニ從業員ニ對シテハ本決定ノ以下逐條項目ニ規定セラレタル例外ヲ除キ一般勞働法規ノ效力ヲ適用ス

第四條　當該企業、營造物或ハ經濟團體ニ於ケル現行團體契約（賃銀協定）ハ本協定ニ規定セル場合並ニ範圍內ニ於テノミ臨時勞働者並ニ從業員ニ適用サルルモノトス

第五條　臨時勞働者並ニ從業員ニ對シテハ雇傭期間ノ如何ニ拘ラス若シ二週間以上雇傭セラレタルカ又ハ實際二週間以上勞働セル場合ニハ賃銀帳ヲ交附セラル

第六條　被雇傭者ハ作業退去前一晝夜ノ間ニ雇傭者ニ豫告シテ勞働契約ヲ解除スルコトヲ得

第七條　臨時勞働者並ニ從業員ヲ一定期間雇傭スルニ當リ雇傭者ハ左記ノ場合勞働契約ヲ解除スルコトヲ得

（イ）企業、營造物或ハ經濟團體ノ全部若ハ一部整理又ハ企業、營造物或ハ經濟團體ニ於ケル事業縮少ノ場合

（ロ）生產的性質ヲ有スル原因ニ依リ企業或ハ經濟團體カ一週間以上事業ノ休止ヲ爲ス場合

（ハ）被雇傭者カ雇傭セラレタル作用ニ不適當ナルコト判明シタル場合

（ニ）被雇傭者カ勞働契約ニヨリ課セラレタル義務或ハ內部管理規則ヲ履行セサル場合

（ホ）被雇傭者カ直接自己ノ作業ニ關聯シテ行ヒシ當該官憲機關ニヨリ刑事上ノ訴願ヲ爲スノ權利ヲ有スル場合又ハ被雇傭者カ一週間以上拘禁セラレタル場合

（ヘ）被雇傭者カ正當ノ理由ナクシテ一箇月ニ三日以上休業シクル場合

（ト）被雇傭者カ一時的勞働能力喪失ノ爲メ一週間以上休業シタル場合或ハ其他ノ正當ナル理由ニヨリ三日以上連續休業シタル場合

備考　本條ニ列記セル場合ニ於テハ解雇ニ際シ豫メ評價爭議委員會（PKK）ノ決定ヲ要セサルモ被雇傭者ハ爭議手續ニヨリ對シテ訴願ヲ爲スノ權利ヲ有ス

第八條　一定期間雇傭シタル臨時勞働者並ニ從業員ヲ企業、營造物、經濟團體ノ閉鎖、事業縮少或ハ一週間以上ニ亙ル事業休止（第七條（イ）項）ニヨリ解雇スル場合ニハ雇傭者ハ解雇前三晝夜迄ニ豫告ヲ爲スヲ要ス、豫告ナカリシ場合ニハ平均賃銀ノ三日分ニ相當スル解雇手當ヲ支給スルコトヲ要ス

第九條　臨時勞働者並ニ從業員ヲ不定期間ニテ雇傭シタル場合ニハ雇傭者ハ解雇前一晝夜ノ豫告ヲ以テナスカ或ハ豫告セサル時ハ平均賃銀一日分ヲ支拂ヒ理由ヲ說明スルコトナク何時タリトモ契約ヲ解除スルノ權利ヲ有ス

第十條　雇傭者カ自己ニ引受ケタル義務違背ノ結果勞働契約ヲ解除シタル時ハ被雇傭者カ一ケ月以上ノ一定期間雇傭セラレタル場合平均賃銀三日分ニ相當ヘル解雇手當、其ノ他ノ場合ニ於テハ平均賃銀一日分ニ相當スル解雇手當ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十一條　臨時勞働者並ニ從業員ノ作業カ一週間以上繼續シタル場合ニハ之カ賃銀ハ被雇傭者ノ要求ニヨリ一週間一回以上支拂フ可キモノトス

備考　本條規定ハ一時休職中ノ勞務者ノ代理トシテ雇傭セラレタルモノ（第一條（ロ）項）ニハ適用セサルモノトス

第十二條　賃銀精算ノ不當ニ關スル異議ハ最終決算ノ行ハレタル日ヨリ一ケ月以內ニ之ヲ申立ツルヲ要ス

第十三條　雇傭期間ノ六日以上ニ亙ラサル時ニハ此ノ六日ノ範圍內ニ於ケル每週ノ休日、祭日及特別休日ニ於ケル勞働ニ付テハ評價爭議委員會及勞働監督官ノ認可ヲ要セス、且ツ約束賃銀以上ノ高率賃銀ヲ支拂フヲ要セス

此ノ場合ニ於テ又每週ノ休日及祭日ノ前日ニ於ケル勞働時間ノ短縮モ同樣義務的ノモノナラス

第十四條　臨時勞働者並ニ從業員カ雇傭者ノ作業

中止ノ指圖ニヨリ作業ヲ遂行セサリシ場合一週間以内ノ空過時間ニ對シテハ規定ノ賃銀率ニヨル賃銀ヲ支拂フヘキモノトス

被雇傭者カ自己ニ因由セサル原因ニヨリ作業ヲ遂行セサリシ場合並ニ雇傭者ノ指圖ニヨリ一週間以上作業ヲ遂行セサリシ場合ニ於テハ空過時間ニ對スル賠償額ハ當事者ノ協定ニヨリ決定セラルルモノトス

第十五條　臨時勞働者並ニ從業員カ一九二五年九月一八日附義務兵役法律（「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦法令集一九二五年第六二號第四六三條）ニヨリ課セラレタル義務履行ノ爲メニ召集セラレ其ノ結果作業ヲ中止スル場合ニハ其ノ職責及賃銀ハ保留セラレサルモノトス

當該場合ニ於ケル一時手當ハ一箇月以上勞働セル者ニ對シテハ平均賃銀一週間分又六日以上一箇月以内勞働セルモノニ對シテハ同三日間分ヲ支給スルモノトス六日以内勞働セルモノニ對シテハ手當ハ支給セサルモノトス

第十六條　雇傭者ハ被雇傭者カ代表者トシテ職業組合又ハ消費組合機關ノ召集ニ係ル大會、會議又ハ代表評議會ニ參加スル爲メ作業ヲ離レタル期間ニ對シテハ勞働賃銀ヲ支拂フノ義務ヲ有セス

第十七條　雇傭者ノ指圖ヲ以テ臨時勞働者並ニ從業員ヲ一ノ作業場ヨリ他ニ移シタル場合ニハ移轉費用ハ被雇傭者ニ賠償セラルルモノトス

其ノ他ノ種類ノ賠償並ニ移轉期間中ノ勞働賃銀ハ當事者間ノ協定ニ依リ決定セラルルモノトス

第十八條　被雇傭者ノ所屬ニ係ル器具ノ損料賠償ハ當事者ノ協定ニヨリ勞働賃銀中ニ包含スルコトヲ得

第十九條　臨時勞働者並ニ從業員ハ休暇或ハ之カ代償ヲ受クルノ權利ヲ有セス

第二十條　臨時勞働者並ニ從業員ニ對シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ特別訓令ニ基キ特別被服（手套、前掛ケ、其ノ他）及生産ノ有害危險豫防必要具（呼吸器眼鏡其ノ他）ヲ支給スルコトヲ要ス

第二十一條　臨時勞働者並ニ從業員ノ社會保險ハ勞働國防會議ノ特別決議ニヨリ之ヲ調整ス

第二十二條　本決定ハ次ノ場合ニ於テハ之ヲ適用セサルモノトス

（イ）臨時勞働者或ハ從業員カ勞働關係延期ノ爲メ第一條（イ）及（ロ）項ニ揭ケタル期間ヲ超エテ勞働シタル場合

（ロ）鮮雇サレタル臨時勞働者或ハ從業員カ一週間以内ノ間斷ヲ置キ再ヒ同一企業、營造物或ハ經濟團體ニ雇傭セラレ且ツ間斷ノ前後ニ於ケル勞働期間ノ通算カ二箇月或ハ四箇月ヲ超ユル場合

前記二項ノ場合ニ於テ、勞働者並ニ從業員ハ雇傭者被雇傭者ノ間ニ勞働關係ノ生シタル當初ヨリ臨時的ト看做サルルモノトス

但シ臨時勞働者並ニ從業員ハ休暇或ハ之カ代償タル場合ニ於テハ移動迄ニ支拂ヒタル社會保險納附金ノ再算ハ爲ササルモノトス

第二十三條　季節的勞働ニ從事スル臨時勞働者並ニ從業員ハ本決定第一條ヨリ第二十二條ニ至ル各條ノ外ニ次ノ規定ヲ適用セラル

（イ）勞働時間、賃銀支拂手續並ニ其ノ額ハ當事者間ノ協定ニヨリ當該季節的勞働ニ從事セル當該種類ノ他ノ勞務者ト同一根據ニ基キ決定セラレ得ルモノトス

（ロ）時間外勞働ノ許可モ亦當該季節的勞働ニ從事セル當該種類ノ他ノ勞務者ニ對スルト同一ノ手續ヲ以テ與ヘラル

（ハ）季節的勞働終了ノ爲メ臨時勞働者並ニ從業員ヲ解雇スル場合ニハ解雇豫告或ハ解雇手當ヲ與フルヲ要セス

第二十四條　本決定ハ公布ノ時ヨリ效力ヲ發生ス

聯邦中央執行委員會ニ對シ本決定全部ヲ聯邦勞働法ニ包含スルコトヲ提議ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議長
エム・カリーニン

同　人民委員會議長代理
ア・ツールツブ

同　中央執行委員會書記
ア・エヌキツゼ

一九二七年一月一四日於莫斯科「クレムリン」

勞働組合

勞働をもつて立國の大本とする現在のソヴイエト聯邦に於ては、勞働者の組織機關たる勞働組合の規模は極めて廣汎なものがあり、その勢力も亦絶大である。「勞働組合は社會主義の學校である」といふマルクスやレーニンの信條はこのことを反映してゐる。そして現在のソヴイエト聯邦が有するやうな強大な勞働組合の組織は、十月革命前のロシヤは勿論のこと今日の世界のいづれの國にも存しない。

一九一八年一月	（第一回勞働組合大會）	
一九一九年一月	（第二回同	大會）
一九二〇年三月	（第三回同	大會）
一九二一年五月	（第四回同	大會）
一九二二年九月	（第五回同	大會）
一九二四年十一月	（第六回同	大會）
一九二六年十二月	（第七回同	大會）
一九二七年		

第五回勞働組合大會當時戰時共產主義から新經濟政策への轉換を完成するにあたり、從來國營企業の一部として國家から勞働賃銀を受けてゐた家內手工業者が獨立の私營企業として國家の手を離れ從つて勞働組合の成員から去るに及んで、組合員の激減を見た外、他は全く不斷に增加の趨勢を辿つてきてゐる。

そして現在二十三の產業別勞働組合に分れ、左の如き組合員の分布狀態を示してゐる。

（單位一千人）

	一九二三年一月一日	一九二七年一月一日
一、農業及林業	二五三・六	一、一〇八・七
二、製紙業	二〇・五	四三・二
三、鑛業	二三七・七	四二八・二
四、大工業	九一・九	一七三・二
五、皮革	六、金屬	七、印刷
八、食料	九、製糖	一〇、紡織
一一、化學	一二、裁縫	一三、建築
一四、水上	一五、鐵道	一六、地方運輸
一七、郵電	一八、藝術	一九、醫藥
二、六三八、八一二人		
三、四二二、〇〇〇人		
四、二二七、〇〇〇人		
八、四八五、〇〇〇人		
四、五四六、〇九七人		
六、四三〇、五〇〇人		
九、二七八、四〇〇人		
一〇、〇〇〇、〇〇〇		
一二一・二	八二・七	
八四三・九	四四四・四	
一一〇・四	六五・五	
四四二・二	二〇六・四	
一〇六・二	三三・二	
八一三・九	四三五・五	
二三六・六	一三七・四	
七三・二	四九・三	
五九九・三	一〇七・二	
一五七・三	一二〇・四	
一、〇八七・二	四六〇・二	
一七七・七	一一六・七	
一一四・四	一〇七・二	
八八・五	六七・七	
四八八・六	二八三・〇	

十月革命前一九一七年全露勞働組合第三回大會當時、九百六十七箇の產業別勞働組合に於ける組合員數一百四十七萬五千四百二十人を算したものが革命後には次の如き趨勢を辿つて增加してゐる。

二〇、教育	三八一・六	七四六・八
二一、國營商業	五一二・八	一、一七三・七
二二、公共事業	一四〇・七	二四一・二
二三、國家保健	四一・八	二四八・二

勞働組合全聯邦中央委員會幹部會員

議長	エム・ペ・トムスキー
秘書	ア・イ・ドガドフ
會員	エム・ベ・ウラジミロフ
同	ア・ア・アンドレーフ
同	イ・イ・シウアルツ
同	エス・ア・ロゾフスキー
同	ヴエ・ヴエ・シミツト
同	エム・エム・ミハイロフ
同	ゼ・エム・ベレニキー
同	エヌ・エヌ・エヴイレーノフ
同	イ・イ・レプセ
同	グ・エス・メリニチヤンスキー
同	ア・エフ・ラドチエンコ
同	エフ・ヤ・ウガーロフ
同	エル・ア・チホミローウア

各勞働組合中央委員會議長

製紙勞働組合	ア・エヌ・ニコラエフ
水上勞働組合	ア・が・イシチエンコ

鑛山勞働者組合　イ・イ・シワルツ
大工勞働者組合　ゲ・イ・カバノフ
鐵道勞働者組合　プ・ア・アンドレーフ
皮革勞働者組合　イ・エス・ユゼフオウイチ
自治機關勞働者組合　ア・エヌ・テレショフ
製藥勞働者組合　エフ・エム・セニュシキン
令屬勞働者組合　イ・イ・レプセ
地方運輸勞働者組合　エム・ペ・ヴラデーミル
國民保育勞働者組合　ヴエ・エス・ボポフ
國民郵電勞働者組合　ヤ・ケ・ヤグロフ
印刷勞働者組合　エヌ・イ・デルブイシエフ
食品勞働者組合　エス・ヤ・クローリ
農林勞働者組合　エヌ・エム・アンツエロヴイツチ
教育勞働者組合　ア・ア・コロステーレフ
藝術勞働者組合　ユ・エム・スラヴインスキー
製糖勞働者組合　ア・ヴエ・ルゴボイ
行政、商業、社會各機關並に企業勞働者組合　ユ・ペ・フイガトネル
建築勞働者組合　エヌ・ペ・ボグダノフ
紡織勞働者組合　グ・エヌ・レベデフ
化學工業勞働者組合　ヴエ・ヴエ・ドブロヲリスキー
同裁縫勞働者組合　グ・エム・ソコリンスキー

革命十年間の露國勞働狀態

（最高國民經濟會議發行「十年間のソヴイエト工業」所載）

一、勞働利用の第一期

一九一七年から一九二七年に至る過去十年間のソヴエート聯邦に於ける勞働力利用は、全く異なれる二つの時期に區分することが出來る。

その一つは、ソヴイエト政權が存在を始めた最初の期間であつて、同胞戰の時代、プロレタリヤ國家存續のための鬪爭時代、勞働者大衆を生産から引きはなした所の慘酷なる饑饉と嚴寒の時代であつた。ソヴイエト政權存在の最初の一年間に於て、勞働者の生産能率は四五・四%に低下し、大工業の總產額は五三・七%に減少した。他方面に於て、當時の勞働者の生活水準は四九・四%といふ著しい低下をなした。それのみではない、最初の期間に於て熟練勞働者大衆が同胞戰に參加したために、生產に從事せる勞働者の質は著しく下落した。ソヴイエト政權第一年間に於ける就業日數は、一九一七年の二百三十七日に低下した。而して此等の事態は、燃料や原料、其他の困難と相共に作用して勞働者の仕上力の低下と各種工業部門の不振とを惹起した。其の後、一九二〇—二一年までは、工業に從事せる勞働者の數に於ても、亦勞働者の一年間に於ける仕上高に於ても益々低下して行つた。

二、第二期以後の發展

同胞戰が終つて平和的建設に移ると共に、プロレタリヤ國家存在の第二の時代が始まつた。此の新時代の初年の特質とも見るべきものは、從來の缺損が無くなつたこと、解體しかゝつたプロレタリヤ勞働軍が迅速に恢復を始めたこと、及びソヴイエト工業、運輸、建設が恢復し鞏固となるに從つて雇傭勞働者の數も著しく增大したこと等である。

此の行程——即ち最初は工業勞働者の解體と勞働者の仕上高の低下、それに次いで工業に於ける勞働力の增大、勞働能率の向上——は次の表に見ることが出來る。

年次	勞働者數	一人當り一年の仕上高
一九一七	二、四二八・八（千人）	一、一五九（留）
一九一八	一、九九六・六	六三〇
一九一九	一、六三四・六	五七四
一九二〇	一、二七三・二	五一三
一九二〇—一	一、一八八・六	五三五
一九二一—二	九九八・六	九六九
一九二二—三	一、一六一・一	一、〇八八
一九二三—四	一、三〇八・七	一、二四二
一九二四—五	一、五二九・九	一、六七三
一九二五—六	一、九一九・三	一、八六四
一九二六—七	二、〇二一・八	二、〇九九

勞働者一人當りの仕上高減少の傾向は、既に世界大戰當時から現はれてをつたが、一九二〇—二一年に至り最大の減少となり、戰前の夫れに比較すれば二一・九%に過ぎなかつた。然し一九二一—二二年からは生產力が急速な恢復過程に向ひ、一九二六—二七年に至り一人當りの仕上高は工業全體を通じて戰前の水準に到達した。若し大工業のみについて見るならば、一人當りの仕上高は次の如くになる。

年次	一人當り一日の仕上高	一九一二—一三年に對する戰前留%
一九一二—一三	三・四七	一〇〇
一九二三—二四	四・〇六	一一七・〇
一九二四—二五	五・六五	一六三
一九二五—二六	六・三二	一八二
一九二六—二七	六・九四	二〇〇

右の表に明かな如く、仕上高の最も急速に增大したのは平和建設の初年、即ち一九二四—二五年までであつた。當時、仕上高の增大に決定的影響を與へたのは、我が工業の進展と、豫備のうちにあつた機械の利用及び組織上及び技術上の缺陷の排除等であつた。一九二二—二三年で比較すれば一九二六—二七年末の勞働者一人當りの仕上高は二倍に增加してゐる。最近の二ケ年の仕上高增加は一〇—一一%程度であつて幾分か固定化して來た。これは、豫備的な機械設備品を利用し盡したためと、生產開發の技術的可能性が漸減して來た爲めである。之れを打開する方策としては五ケ年計畫實施後に最も技術的に完成された生產單位を活動せしむることになつてゐる。

三、勞働時間の短縮

勞働者一人當りの仕上高動態を分析するに當つて見落してならぬことは、勞働時間が戰前（一九一三年には十時間）よりも二三%短縮されてゐるにも拘らず、前經濟年度（一九二六—二七年度）に於て戰前の生產能力の水準を若干突破するに至つたことである。

十月革命の大なる勝利の一つに數ふべきものは、八時間勞働の規定を實施し得たことである。

西歐の資本主義諸國の勞働者が勞働時間短縮のために猛烈な爭鬪をしてゐる時に當つて、ソヴイエト聯邦は既に十ケ年に亘つて勞働時間の短縮を實施して、勞働階級の地位を大いに改善する所があつた。戰前のロシヤに於ける加工々業の勞働時間は、男子は十時間、女子及び年少者は九、七時間であつた。然るにソヴイエト制度になつてからは、法律に規定された、八時間勞働制が實施されてゐるばかりではなく、更に此の時間が實際的に年々短縮されて行く傾向がある。例へば、中央統計局の發表に依れば、ソヴイエト聯邦に於ける工業勞働者の平均勞働時間は、一九二六—二七年末の勞働者一人當りの仕上高は一九二五—六には七、四時間であつた。此の勞働時間の組織的な短縮は時間外勞働の縮少と相待つて勞働階級の物質的文化的狀態の改善に著大な影響を及ぼしてゐる。

我々が勞働時間を短縮し仕上高を增大せしむることが出來た事實は、十年記念祭にソヴイエト中央執行委員會の宣言した七時間勞働制を近き將來に實現し得ることを證するものである。此の七時間勞働制は過去十年間に於けるソヴイエト工業の達成に鑑み、實現の可能性ある實際問題として取扱はるゝに至つたのである。西歐やアメリカの富裕なる資本主義諸國に於ては九時間、十時間の勞働時間を短縮して八時間となすことさへ幻想的に考へられてをり、更に植民地に於には未だ十四時間若は十六時間、勞働が行はれてゐる時に當り、我が國に於ては勞働時間短縮といふ反對現象が行はれた、又現に行はれつゝある。

勞働時間の短縮は、生產の合理化と機械設備品のより良き利用及び多くの勞働者の勤務交替等に隨伴されるものであつて、延いては資本の蓄積と新建設促進との可能か保證さるゝに至るのである。尙ほ此の勞働時間の短縮は、勞働階級の文化的增大に刺戟を與ふるばかりではなく、社會主義的工業化と社會主義的建設運動に勞働階級を益々吸引する動機ともなるものである。

四、勞働者數の激增

右に述へた勞働者一人當りの仕上高の增大及びこれと關聯せる我が工業進展の速度は、同時に從業勞働者數增加の著しき速度を伴つた。即ち前年度に於ける管理工業の勞働者數は、戰前の二百五十五萬五千人なるに對し二百六十七萬四百人（一九二七年七月現在）に達した。若し最高國民經濟會時の計畫下にある國營大工業について見るならば、左の如き勞働者數の動態となる。

年次	勞働者數	增加數	前年度に對する增加率
一九二一—二二	九八〇・六（千人）	—（千人）	
一九二二—二三	一、一六一・一	一八〇・五	一三・六
一九二三—二四	一、三〇八・七	一四七・六	一二・八

一九二四—二五	一、五九九	三二・二	一六・九
一九二五—二六	一、九九三	三九・四	二五・四
一九二六—二七	二、〇三一	一〇一・七	五・三

此等の數字に依つて明かなる如く、最高國民經濟會議の計畫下にある國營工業の就業勞働者數は最近の五年間に二倍の增加をなした。然し一九二六—七年度に至り勞働者數增加の速度は可成り少くなつた。これは、工業の進展が幾分澁滯したのと恢復期が一段落をなしたのに起因してゐる。

國營工業の就業勞働者の數が恢復されると同時に、戰前時代に比較してよりよく資格づけられた勞働者の養成事業も根本的に改造された。戰前のロシヤに、今日と異つて技術的に後れてをつたのみではなく、就業勞働力の質が低下してをり、勞働時間も長かつた。ソヴイエトの主權になつてから過去十年間に、先づ職業的に技術を敎ふる機關を造り、之によつて、增大しつゝある生産の要求を滿足せしめるため新なる工業勞働者を養成すると共に、技術的に益々複雜せる生産の任務によりよく順應せしめるため既に就業してゐる勞働者をも敎育してゐる。進展しつゝある産業の要求と任務に少しも合致してをらなかつた戰前の徒弟學校は、今日では工業敎育のより完全な形式に改變されてゐる。即ちソヴイエト聯邦には目下工場勞働者養成學校網がある。之は、合理的に組織されをつて資格勞働者養成の最も當を得たる形式となつてゐる。此等の學校の就學期間は長期であつて目下五萬人餘の年少者が就學してゐる。此の外に、小人數を一纏にして敎へる機關も漸次に發展して來てゐる。これは中以下の資格を有する勞働者を短期間に養成するのを目的としてゐる。職業的に技術的敎育をなす制度は、目下大なる達成を有してゐるが、然し學校で養成された社會性は、未だ十分に生産の要求に合致してゐない點がある。之れは漸次に改善されねばならぬことであつて、目下工業は之れが排除に專ら力を注いでゐる。

五、勞働者生活水準の向上

十月革命は、勞働階級の生活水準の向上にも少なからざる影響を與へてゐる。他の領域に於けると同樣に、過十年間に於ける勞働階級の生活水準の向上に於ても、國內の政治的經濟的狀態の如何に依つて種々なる過程が行はれた。然し概して言ふならば、勞働者の物質的文化的生活水準の向上方面に現はれたる變化は、その速度から言つても意義から云つても全く異常なものであつて、世界の資本主義的諸國には一つもその例を見ることが出來ないものであつた。例へば戰前に於けるロシヤ勞働者の勞銀は、ドイツ勞働者の勞銀の二分の一以下で、フランス勞働者の七五%以下であつたが、既に一九二五—二六年に於ては、ロシヤの勞働者は、實質勞銀に於てパリーの勞働者より二〇%少なく、ベルリンの勞働者より二〇%少ない。戰前に比較すれば目覺しい增大と云はねばならぬ。

十月革命は、勞銀を調節する主義と方法とを根本的に變革した。資本主義諸國に於ける勞銀は、勞働市場の狀態と勞働階級の組織程度に依つて決定されるものであつて、自然發生的調節法に過ぎないのであるが、ソヴイエト經濟の條件下に於ける。此の調節は自然發生的性質ではなく計畫的性質を有してゐる。資本主義的戰前のロシヤに於ける勞銀の水準は、勞働と資本の勢力の相關々係に依つて決定されてをつた當時のロシヤに於ては、今日のアメリカやヨーロツパの勞働者と同樣に、鬪爭の手段としては罷業以外に何も持つてゐなかつた。帝政時代のロシヤや、我々を壓迫してゐる資本主義諸國の工場主の有する勞働階級に對する鬪爭方法は、ロツクアウトである。然しソヴイエトロシヤに於ては、勞働條件と勞銀の調節形式は團體契約である。目下我が國に於て、紡織、金屬、石炭等の工業部門に就業してゐる勞働者は、殆んど全部團體契約者である。又、小企業（裁縫、食料等の部門）に就業してゐる勞働者の九六%も同樣に團體契約者である。一九二七年一月現在に於ける團體契約に依つて就業してゐる勞働者數は、七百八十七萬二千人にして、そのうち三百萬人以上は諸工業同盟の手に依つて契約されたものである。一九二五、二六年の二ケ年間に二百七十二萬人の勞働者が團體契約に依つつ就業した。此の增大は諸工業同盟のみならず國內に於ける雇傭勞働者のために此の團體契約が勞働條件及び勞銀調節の唯一手段となつてゐることを物語るものである。

勞銀方面に於ける過去十年間は、工業の恢復方面及び勞働者一人當りの仕上高增加に於ると同樣明白に異れる二つの時期に分けることが出來る。

第一期は市民戰時代にして、實質勞銀が向下過程にあり一九二一—二二年まで續いた。實質勞銀の向下過程は、一九一四年から始まり。革命の

あつた一九一七年には既に戰前の七三・四%に過ぎなかつた。

六、勞銀の增加趨勢

第二期は、平和的建設時代にして勞働者の實質勞銀が組織的に向上過程にあり、一九二六—二七年度には、全工業を通じて平均一〇四・六%に達した。若し勞働時間の短縮を考慮に入れて、月額勞銀を一時間の勞銀に換算すれば、一九二六—二七年度の實質勞銀は戰前の一二八・二%となり、最近二ケ年間の增大は二七となる。左に過去十年間の勞銀の動態を示す。

次年	月額勞銀 留一九一三年に對する%	一時間當りの勞銀 一九一三年に對する%
一九一三	三〇・四九	一四・二 一〇〇・〇
一九一四	二九・六五	一五・〇 一〇五・六
一九一五	二八・六七	一四・七 一〇三・五
一九一六	二八・〇六	一三・二 九三・〇
一九一七	二三・三八	一二・七 八九・四
一九一八	一三・三四	八・五 五九・八
一九一九	一〇・六四	七・〇 四九・三
一九二〇	一〇・四〇	六・六 四六・五
一九二一	一〇・一五	五・四 三八・〇
一九二二	一二・一五	四一・〇 二九・四
一九二三	一五・八八	七・三 五一・四
一九二四	一三・七五	八・一 五六・九
一九二五—六	二八・五七	九・三 六五・七

此の表に明かな如く、最近の五ケ年間に勞銀は一九一三年の勞銀に對しては四二・四倍に增加し、一九一七年の勞銀支拂方面に於ける有ゆる達成を示すものではない。何んとなれば右の數字のうちには、勞働階級の狀態改善事業に於て大なる意義を有する要素が悉く含まれてをる譯ではないからである。

七、勞銀と補助支出

目下工業が勞働者の勞力に對し勞銀以外に社會保險、各種の社會的特典及文化的要求に支出してゐる金額は、戰前の八・九%なるに對し、工業全體を通じ三一%以上に及んでゐる。戰前に於ては勞働者の勞力に對する勞銀以外の支出は、資本家にとつて勞銀增額を拒絕する口實ともなり、時には勞銀低下の口實ともなつてをつて、各工業部門に普及してをつたが、我が社會主義的工業の條件下に於ては、此の勞銀以外の支出は全く別な性質を有してゐる。勞力に對する工業の補助的支出は、勞働階級の狀態の實際的改善の手段となつてをり、勞働者の實際的勞銀を著しく增加して彼等の生活の一般的水準を向上せしむるに大いに役立つてゐる。

勞働者の勞力に對する此の補助的な支出が彼等の家計に於て如何なる意義を有してゐるかは左の表に依つて判斷出來る。

年次	月額勞銀 勞銀に對する補助支出の%	一九一三年に對する% 兩者を合算せる額	補助支出額	兩者を合算せる額
一九一三	八・九八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九一四	八・四九	九六・二	一一・七	一〇六・九
一九一五	八・〇五	八八・八	一〇・七	九九・四
一九一六	七・七六	八五・四	一〇・一	九四・三
一九一七	七・〇九	七八・〇	九・八	八八・一
一九一八	六・六七	七三・五	九・二	八二・七
一九一九	六・一一	六七・二	八・五	七五・七
一九二〇	五・八一	六四・〇	八・〇	七二・〇
一九二一	五・一〇	五六・二	七・一	六三・三
一九二二	四・九七	五四・七	六・九	六一・六
一九二三	四・七〇	五一・七	六・五	五八・二
一九二四	四・四七	四九・二	六・二	五五・九
一九二五—六	四・二七	四七・〇	五・九	五三・〇

留であつたが、一九二七—八年度には九億三千三百萬留となつた。そのうちの三億留は、一時的に

勞働能力を喪失した勞働者に對しその恢復に必要なる期間中の全額勞銀を毎年支拂ふことが出來、五十一萬三千人の勞働者を休養所や療養所に收容することが出來、四十六萬人の失業者の救濟を保證し、七十萬人の恩給者（戰爭や勞働の癈人）に國家的援助をなすことが出來る。

尙ほ無料宿舍や其他の社會的特典を勞働者に提供してゐるがこれらが、ソヴイエト條件下に於ける勞働者の生活の實際的水準の向上事業に如何なされてゐるのみならず、低額の勞銀を得てゐる勞働者の數が著しくなつた。左表は此等の過程を示せる勞働組合中央同盟及び勞働人民委員部の調査である。

勞働者百人に對する勞銀の分布狀態（%）

年次	三十留以下	自三十留至五十留	自五十留至七十留	自七十留至百留	自百留至百五十留	百五十留以上	合計
一九二四年三月	三九・六	三三・五	一五・六	八・〇	二・五	〇・八	一〇〇
一九二五年同	三九・八	三七・四	一八・三	九・七	三・七	一・一	一〇〇
一九二六年同	一五・八	三一・〇	二四・二	一七・七	八・八	三・六	一〇〇
一九二七年同	九・四	二八・三	二七・五	三一・二	一〇・八	三・〇	一〇〇

此の表に明かなるが如く、月額三十留以下の勞銀を得てゐる勞働者の數は三九・六%から九・四%に減少し、三十留乃至五十留の勞銀を得てゐる勞働者の比率も減少してゐる。それと同時に七十留以上を得てゐる勞働者の比率は一一・三%から三四・八%に增加してゐる。此の增加は專ら低額勞銀を得てゐる勞働者が多額を得るやうになつた結果として生じた現象である。

勞銀が增加し、勞働者の家計が增加した結果、彼等の支出の割合も變化した。勞銀の頗る低下してをつた一九一八—二〇年間に於ける彼等は、その收入の七二・五%を食料に向けてをつたが、一九二六年末には四六%となつた。然も營養價のある植物性の食料を多量に需要するやうになり、肉類や脂肪類も戰前よりは遙かに多く要求するやうになつて來た。

次に主要なる工業部門に就業してゐる勞働者の勞銀を示す。

單位	留	一九一三年に對する%
工業部門	一九二六—七年の平均勞銀（補助額を含まず）	一九二六—七年第四期勞銀（補助額を含めたる勞銀）	一九二六—七年の平均勞銀（補助額を含まず）	一九二六—七年第四期勞銀（補助額を含めたる勞銀）
全工業の平均	三一・九〇	三三・九三	四九・七四	一〇四・七	一二一・三	一三四・二
內譯						
金屬部門	三七・三七	四〇・九三	四九・四七	八六・七	九四・九	一一二・五
紡織部門	二六・〇八	二七・三五	三八・〇八	一二七・四	一三二・一	一七一・九
化學部門	三一・八七	三三・五一	四四・〇〇	一三三・五	一三八・三	一七四・七
印刷部門	三七・一三	三七・七五	四六・三八	一〇四・四	一〇六・三	一二九・九
製紙部門	三〇・四八	三二・四五	四三・四六	一三三・八	一四二・四	一八六・六
木工部門	二九・九〇	三二・四八	四一・二〇	一〇七・四	一二六・六	一四九・八

我々は、勞働者の物質的文化的生活水準の向上に於て大なる達成をなしてゐるが、他方に於てはまだ幾多の大なる困難が橫はつてゐる。この困難は、失業、住宅問題、生產合理化の實施等に關聯してゐるものであつて、之れに打勝つためには經濟機關及び勞働階級は、今後益々大なる努力を傾注せねばならぬ。

一九二四—五年度に住宅建設方面に支出した額は一億五百五十萬留であつたが、一九二七—八年度には三億八千三百萬留の豫算であつて三倍餘に增加してゐる。住宅建設（主として工業勞働者の）に對する此等の巨額を以つて四百二十萬平方米の住宅を增加せしむることが出來る。然しこれを以つてしても勞働者一人當りの住宅面積の定量に達することが出來ず住宅難は依然として未解決の儘であつて尙ほ多くの努力を必要とする。

住宅難にもまして複雜且つ困難な問題は、失業防止問題である。失業問題と云つても、資本主義諸國とは異つてソヴイエト聯邦に於ては全く別な性質をもつてゐる。卽ち資本主義國に於ける失業者の增加は、工業に就業してゐる勞働者の數を縮少して勞働時間を延長せしむる結果であるが、我が國に於ける失業は一時に行はれる勞働時間の短縮と工業勞働者、運輸及び土木に從事する新しい勞働者の著しい增大に依る。我が國の失業者の增大の他の原因は、主に農村から絕えず農業勞働者が流入して來るからである。此れは、農業が十分な發展をなしてをらないためと、農民と勞働者の物質的文化生活の水準が異つてゐるために行はれるものである。

ソヴイエト聯邦各地にある勞働取引所（職業紹介所）二百八十一ケ所の取扱つてゐる失業者の數の動態を示せば次の如くである。

一九二五年十月一日	九十二萬四千人
一九二六年四月一日	百五萬六千五百人
一九二六年十月一日	百七萬八千人
一九二七年四月一日	百四十七萬七千九百人
一九二七年八月一日	百五萬二千人

失業總數中、最大を占めてゐるのは資格の低い勞働者（未熟練勞働者）と勤務者であつて、全體の四分の三に達してゐる。失業者中で長い間失職してゐるのは、謂ゆる知的勞働者と筋肉勞働者である。

失業防止は急速には出來ない。長期に亘つて周到な注意と努力を要する。防止手段としては色々あるが、先づ、(イ)過剩勞働者を他地方に轉住せしめること、(ロ)甜菜及び綿花栽培や茶園を盛んにすること、(ハ)勞働を二回若しくは三回更替にすること、(ニ)手工業を盛んにすること、(ホ)勞働時間を更に短縮すること、(ヘ)新規工業を增設する等の手段を講ずることも必要である。

一方政府に於ても左表の如く失業救濟のために年々多くの支出をなしてゐる。

（單位百萬留）

	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—八年
總額	三三・五	五七・八	八六・三	一三三・〇
內譯				
扶助金	三三・九	三八・七	六〇・九	一〇三・七
物質的援助	一六・六	一九・一	二五・四	二八・三

此の三年間に於て失業者に對する救濟費總額は約四倍に增加してゐる。そのうちで殊に增加してゐるのは失業者に對する扶助金である。これは主として扶助金を給與する失業者の範圍とその金額を增加せしめた結果である。

失業問題の解決は、新建設の速度及び生產の合理化の速度に依存するものである。新建設を促進せしめる一面に於て生產の合理化は、社會主義建設の主要因子の一である。尙ほ生產の合理化は、生產品の原價を低下せしむる方面に重要なる役目を果さねばならぬ。若し、我が工業が年を逐うてその事業の生產原價の低下を着々實現し質を改善して行き、生產原價の低下を着々實現して行くならば、斯る條件下に於てのみ、公有化された領域の陣地、殊に國民經濟の一般的系統に於ける指導的基礎としての工業の陣地を鞏固にせしめ、且つ數百萬の農民を工業に導き入れることが出來るのである。

西歐に於ては勞働時間を延長しやうとする傾向があるが、我が國に於ては之と反對に、生產の合理化の方策を講じて勞働時間を益々短縮しやうと努力してゐる。而して此の合理化は、勞働者の物質的狀態を益々改善せしめ、新建設を促進發展せしむる根源とならねばならぬ。

此等の諸問題を解決するためには、勞働大衆を此の事業に吸引し、未だ就職してをらない技術家を起用すると共に、社會主義建設の新しい活動家の幹部を組織せねばならぬ。そして彼等をして外國の最近の科學や技術を悉く利用せしめつゝ最も發展せる資本主義諸國を凌駕せしめ、短期間のうちに國內の工業化を實現せしむる樣にせねばならぬ。

外國船舶無電規則

「ソヴイエト」聯邦内水領水ニ於ケル外國艦船ノ無線電信使用規則

ロシヤ社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸又ハ内水ニアル外國艦船ノ無線電信使用規則ヲ左ノ通定ム

第一條　本規則ハ「ロシヤ」社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ内水及領水ニアル外國軍艦商船及個人所有船ニ對シ强制的効力ヲ有ス

第二條　左ノ各項ノ場合ニハ本規則ヲ適用セス

イ、海難ノ狀態ニアル船舶ノ無線電信所、遭難防止ノタメノ通信

ロ、遭難船ヲ救助スル船舶ノ無線電信所又ハ氷海中ノ船舶ヲ救出ノタメニ作業スル船舶ノ無線電信所

ハ、最近距離ノ露國沿岸無線電信所又ハ無線電信所ノ存在セサル沿岸ヨリ十海里以上ノ距離ニアル船舶間ニ於テ通信交換ノ場合

第三條　外國商船及私有船舶ニシテ距離十海里以内ノ海面ニアリテ本規則ノ許可スルトコロニ從ヒ無線電信ヲ使用スル場合ニハ國際無線電信條約及無線電信業務規則ヲ遵守スヘキモノトス

第四條　第二條イロノ場合ヲ除キ海岸無線電信所ヨリ十海里以内ニ於テハ外國商船及私有船舶ニ對シ無線通信交換ヲ禁ス但シ波長調整器（バザー）及測波器ヲ使用シテ發信裝置ヲ調節スルニハ特ニ許可ヲ得ルヲ要セス

沿岸無線電信所ノ設備アル港灣ニ入港スル船舶カ該無線電信所ト通信交換中ノ場合ニハ右通信ヲ終了スル迄交信ヲ許可ス但シ船舶無線電信所ノ電力ヲ適度ニ減少スルヲ要ス

第五條　海岸無線電信所ノ設備ナキ港灣ニ於ケル船舶ハ期限付ニテ又ハ共和國寄港ノ都度港務部長ヨリ發給ヲ受クルニ非サレハ無線電信ヲ使用スルヲ得ス但シ此ノ場合普通ノ交信ヲ許ス

第六條　外國商船及私有船舶ノ無線電信ノ交換ハ最近港灣ノ港務部長ノ命令ニヨリテ之ヲ禁止スルコトアルヘシ尚前記船舶カ距離十海里ノ圈内ニアル間ハ終始無線電信所ヲ閉鎖セラルルコトアルヘシ

第七條　距離十海里ノ圈内ニアル外國軍艦ノ爲メ規定シタル無線電信條約及無線電信業務規則並適時公表セラレタル「ソヴイエト」共和國現行無線電信規則及外國軍艦カ共和國港灣ニ入港後陸軍當局者ニ依リ外國軍艦ニ通報セラルヘキ同無線電信規則ヲ遵守スヘシ

第八條　地方ノ海軍指揮官ハ十海里ノ圈内ニアル外國軍艦ノ無線電信使用時間並使用區域ニ付キテ制限ヲナス權利ヲ有ス如何ナル場合ニ於テモ暗號ノ使用ヲ許サス

右規定ニ依ル無線電信使用ノ請願ハ無線電信使用ノ波長ヲ記載シテ該地方ノ無線電信局長ヲ經由シテ提出スルコトヲ得

第九條　碇船中ノ外國船舶カ檢疫其ノ他特別ノ場合ニ該地方沿岸ノ無線電信ト交信ノ必要アル時ハ該電信所ノ指定スル日時ニ於テ船舶ノ無線電信ノ電力ヲ適度ニ減少スヘキ條件ノ下ニ之カ使用ヲ許スコトヲ得

第十條　本無線電信規則ニ關スル一切ノ場合ニ官廳ト交涉ヲ爲スニハ外國船舶ノ指揮者ヲ以テ全權代表者ト看做スモノトス

第十一條　本規則ハ露國カ交戰中ニ非サル場合及非交戰國ニ對シテノミ之ヲ適用ス

第十二條　本規則ハ公布後一ケ月ヲ經テ効力ヲ生ス

第十三條　本規則ニ違反スルモノハ刑法ノ他ノ條項ニ抵觸セサル限リ刑法第二百十八條ノ規定ニ依リテ之ヲ處罰スヘシ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領海内ニ於ル外國商船及私有船舶上ノ無線裝置使用ニ關スル訓令

「ロシヤ」本土及聯合「ソヴイエト」共和國ノ沿岸若クハ領水内ニ在ル外國船舶ノ無線電信使用規則（一九二三年一月十六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ノ發セル法令）ニ對スル追加トシテ發布セラレタル一九二三年三月二十三日ノ郵便電信人民委員會訓令ハ茲ニ之ヲ廢止ス

第一條　一九二三年一月十六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ノ發セル法令ニ依リ示サレタル海上國境地帶及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ諸港ニ在ル外國船舶（軍艦ニ非ス）上ノ無線裝置ノ運用ハ無線通信ニ關スル海商港長官ノ管理ニ從フモノトス

第二條　外國船舶カ第一條記載ノ海上國境地帶若クハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ港ニ入リ來リタルトキハ、同外國船舶ノ碇泊期間中其ノ無線送受信機ハ海商港長官若クハ其代理人ノ命令ニ依リ當該港務局ノ封印ヲ以テ閉鎖セラルヘキモノトス

第三條　外國船舶カ海岸ニ無線局存在セサル港ニ在ルトキ（一九二三年一月十六日人民委員會ノ發セル規則第五條）又ハ輸出若クハ他ノ業務ニ從事スル經濟關係者カ水深淺キ港（船舶カ入港スルコトヲ得ス從テ港外碇泊地ニ留ル）ニ在ルトキハ船舶上ニ於ケル各無線運用裝置ノ封印及閉鎖ハ之ヲ省略スルコトヲ得、之ニ對スル特別許可ハ最寄リ國境守備處ノ同意ヲ得タル上海商港長官ニ於テ其都度之ヲ與フルモノトス

右許可書ニハ船舶ハ特定ノ期間中公開無線電信通信ノミヲ行フコトヲ許可セラレ且ツ秘語若ハ隱語使用ノ權利ナキ旨ノ記載ヲ含ム

第四條　外國船ニ裝置セラレタル一切ノ無線送受信局ハ檢疫船旗カ引下サレタル後且稅關及旅券手續履行前ニ於テ該送受信裝置ノ備ヘラルル室ト共ニ閉鎖封印セラルヘキモノトス、地氣通信回路ノ位置ニ取附ケラレタル「アンテナ」スウイツチ」ハ特別ノ鉛ヲ以テ封印セラルヘキコトヲ注意スルコトヲ要ス

第五條　無線送受信裝置及機器ノ開放及開封ハ稅關手續ノ履行及外國行船舶ノ乘客乘込終了後海商港長官ノ命令ニ依リ之ヲ行フ

第六條　外國船舶及乘組員ハ本裝置及補助裝置故障ノ場合其船舶ヲシテ無線電話ヲ可能ナラシムル無封不閉ノ送受信局ヲ船内ニ於テ所有スルコトヲ禁ス

第七條　船長若クハ乘組員ノトコロニテ無線送受信機カ檢閱ヲ逃レテ隱匿シアルコト稅關ニ依リ發見セラレタル場合ハ外國船舶ノ船長ハ稅關法ニ依リ處罰セラレ且「ロシヤ」本土ノ刑法（一九二六年修正）第八十三條第一項若クハ共和國聯邦ノ刑法當該條項ニ從ヒ起訴セラル、前記無線機器カ稅關檢閱ヲ逃レテ之ヲ隱匿シタル船客ノトコロニテ發見セラレタル場合ハ同船客ハ法律ニ從ヒ起訴セラル、

第八條　一九二三年一月十六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ニ依リ承認セラレタル「ロシヤ」本土及「ソヴイエト」共和國聯邦ノ沿岸若クハ領水内ニ碇泊中ノ外國船舶局ノ無線電信使用規則並ニ本訓令ハ水路部ニ於テ「航海者ニ對スル公告」中ニ之ヲ公示ス

聯邦警務部長官代理　ヤゴダ
郵便電信人民委員代理　ルボヴイツチ
交通人民委員代理　ポストニコフ
商務人民委員代理　マクシモフ

「ソヴイエト」聯邦海底電線保護命令

（一九二七年三月八日附勞農赤軍陸海軍命令第五五號）

「ソヴイエト」聯邦ノ領海内ニ於ケル海底電信線ノ切斷及破損ヲ豫防スル爲竝千八百八十四年三月十日巴里ニ於テ調印セラレタル海底電信線保護萬國聯合條約ヲ實施ノ爲左ノ通リ規定ス

第一條　海底電信線ノ全延長ニ於テ電信線ノ兩側ノ幅員四分ノ一哩ノ地帶ヲ左記諸關係ニ於テ禁止地帶ト看做シ船舶ニ對シテハ左ノ事項ヲ禁止ス

（イ）　船體ノ難破及其船員遭難ノ虞アル場合ヲ除キ投錨スルコト

（ロ）　電信線ヲ沿岸ニ引キタル事ヲ示ス標識ヲ以テ圍マレタル場所ノ沿岸ニ接近スルコト

第二條　電信線ヲ偶然水面ニ引揚ケタル場合（拔

錨ノ際起コルコトアルヘシ）ハ如何ナル場合ト雖モ電信線ノ切斷ヲ許可セサルモノトス

斯カル場合ニ於テハ注意深ク電信線ヲ錨ヨリ放シ然ル後無線電信若クハ其他ノ方法ニヨリ電信線偶然引揚ノ日時電信線引揚場所ノ緯經度ヲ示シ此ノ旨最寄港ニ即報スヘキモノトス

第三條　海底電信線ノ敷設若クハ修理ニ從事スル船舶ハ海上船舶衝突豫防規則第四條規定ノ信號ヲ有ス

前記信號ヲ見タル若クハ見得ル總テノ船舶ハ電信線ノ敷設ニ從事スル船舶ヨリ一哩以上ノ距離ヲ保チ若クハ通過スヘキモノトス

第四條　電信線ノ敷設、破損若クハ切斷ノ場合其位置ヲ示ス爲使用セラルル標識ヲ發見シ若クハ發見シ得ル船舶或ハ水路測量部通達書ヲ調査シ若クハ航路管理局（第五條ノ告示ニ依リ前記標識ノ位置ヲ知リ得ル船舶ハ之等標識ヨリ少クトモ四分ノ一哩ヲ隔テテ存在スルコトヲ要ス

第五條　電信線ノ所在地ハ水路測量部通達書及當該航路管理局ノ航海者ニ對スル告示中ニ公表スル方法ニヨリ一般通知トシテ布告スヘシ

第六條　海底電信線ノ破損ヲ避クル爲錨ヲ犧牲ニセル船舶ノ船長ハ當直日誌ニ錨損亡ノ事實ヲ記載シ入港後二十四時間以内ニ其旨港務長ニ報告スヘキモノトス若シ該港カ「ソヴイエト」聯邦ノ港ナラサル時ハ船舶カ外國航海ヨリ歸還後最初ノ到著港ノ港務長ニ報告スルモノトス

第七條　本命令第一條乃至第四條ニ違反セル船長及故意若クハ不注意ニ海底電信線ヲ切斷若クハ破損シタル船長ハ「ソヴイエト」諸共和國刑法ノ當該條項ニヨリ刑法上ノ責任ヲ問フモノトス

外國人の法律的地位

「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ法律上ノ地位

第一編　總　論

第一章　外國人ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ根本原則

「外國人法」ナル觀念ハ一定ノ土地ニ於ケル外國人ノ地位ヲ規定スル規範ノ總體ヲ指スモノトス

外國人ニ對シ內國人ニ對スル同樣ノ權利ヲ與フル主義ハ大多數ノ國ニ於テ承認セラレタル「外國人法」ノ一般原則ト言フコトヲ得ヘシ

政治的權利ハ暫ク措キ個々ノ場合ニ於テ外國人ニ制限ヲ加フルハ前記一般原則ニ對スル例外タルヘシ

外國人ニ關スル「ソヴイエト」國法ハ其根底ニ於テ前記原則ヲ採用シ權利能力ニ關シテハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法施行法第八條（市民ノ權利能力及行爲能力ニ關スル章）ニ於テ又一般權利ニ關シテハ「ウクライナ」（第四條）及ヒ白露（第十七條）ノ「外國人ニ關スル規定」ニ於テ特ニ外國市民ト「ソヴイエト」聯邦市民トノ權利上ノ平等ヲ言明シ居レリ

若干ノ場合ニ於テ「ソヴイエト」國法及慣習ニ依リ認メラルル外國市民ノ權利ノ些少ノ制限ハ外國人タル勞働者ニ對シテハ絕對ニ及フコトナシ外國人タル勞働者ハ無條件ニ且ツ凡テノ關係ニ於テ聯邦ノ市民タル勞働者ニ等シ

一九一九年ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第二十條ハ他ノ「ソヴイエト」共和國ノ憲法ノ同樣ノ條文ニ於テ反覆サレ且ツ現在國籍ニ關スル聯邦共通ノ法律ニモ含マレ居ルモノナル處右ニ依レハ勞務ヲ爲ス爲メニ「ソヴイエト」聯邦ニ居住スル外國人ニシテ勞働階級又ハ雇傭勞力ヲ利用セサル農民階級ニ屬スルモノハ「ソヴイエト」聯邦ノ市民ノ有スル總テノ政治上ノ權利ヲ享有ス然レトモ勞働階級ニ屬セサル外國人ニ付テモ「ソヴイエト」國法ハ原則トシテ市民タル權利能力及行爲能力ノ問題ニ於テ「ソヴイエト」聯邦市民ニ準スヘキコトヲ規定ス

法律ハ外國資本ノ代表者タル外國人ノ經濟的活動ニ對シ特別條件ヲ定ム右ハ「ソヴイエト」聯邦及諸外國間ノ經濟組織ノ甚シク相違セルニ鑑ミ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ前記行爲ヲ規律スル必要アルニ依右ハ又相互主義ニ依テ外國人ニ各種ノ權利ヲ付與スヘシト爲ス「ソヴイエト」立法ノ傾向ヲ示スモノナリ

第二章　外國人ノ觀念

聯邦ノ立法ハ外國人ノ觀念ノ定義ヲ示サスシテ單ニ聯邦共和國ノ市民ハ聯邦ノ市民タルコト竝「ソヴイエト」領土內ニ在ル者ハ反對ノ證據ノ存セサル限リ之ヲ聯邦ノ市民ト看做スコトヲ示スニ止マル（聯邦國籍ニ關スル規定第一條及ヒ第三條）

一九二二年八月四日附白露社會主義「ソヴイエト」共和國ノ外國人ニ關スル規定及一九二二年三月二十八日附「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ外國人ニ關スル規定竝ニ「ウクライナ」國籍ノ得喪ニ關スル手續ニ關スル規定ハ白露又ハ「ウクライナ」市民ニ非ル者ハ白露社會主義「ソヴイエト」共和國又ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國人ト看做スト爲シ以テ外國人ノ觀念ヲ定ム他面ヨリ之レヲ觀レハ外國人タルカ爲ニハ何レカ一國ノ國籍ヲ有スルコトヲ要ス白露、後高架索及「ウクライナ」ノ旅券規定ニ依レハ外國人ニシテ居住券ヲ得ムトスル者ハ其ノ者ノ屬スル國家ノ證明書ヲ提示スルコトヲ要ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ行政慣例モ亦右ト同樣ナリ

依之觀之外國人タルコトヲ承認セラルルカタメニハ二箇ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス卽チ一、「ソヴイエト」立法ニ依リ「ソヴイエト」聯邦ノ市民タ

ラサルコト及ヒ二、他國ノ國籍ヲ有スルコトノナリ

第三章　外國法人ノ觀念

各聯邦共和國ニ於ケル現行民法ハ法人ノ觀念ヲ定義シテ人ノ集團、營造物若ハ團體ニシテ自ラ財産上ノ權利ヲ得義務ヲ負ヒ裁判所ニ於テ原告トナリ又ハ被告トナルコトヲ得ルモノト爲セリ（露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法第十三條）

法人ノ權利能力ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テハ其ノ定款或ハ該法人ニ關スル規約ノ認可セラレタル時ヨリ發生ス但シ法律カ法人ノ登記ヲ要求スル場合ニ於テハ其ノ登記ノ時ヨリ發生ス（露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法第十四條）玆ニ注意スヘキハ民法ハ合名會社、合資會社、有限責任會社及株式會社ノ強制的登記ヲ規定スル而シテ後者（株式會社）ノ定款ハ豫メ內國商業人民委員部ノ紹介ニ依リ勞働國防會議ニ於テ認可セラルルコトヲ要ス但同會社ニ外國資本ノ參加セサルトキハ中央利權委員會ノ紹介ニ依リ人民委員會議ニ於テ認可セラルルコトヲ要ス

法人ノ國籍ニ關スル問題ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ聯邦共和國ニ於ケル外國商館ノ營業及代表機關ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議決定ニ基ク一九二三年五月十二日附訓令ニ依リ解決セラル該訓令ハ第一條ニ於テ外國商館ヲ定義シテ「個人的又ハ團體的合名會社、合資會社、株式會社等ノ企業ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ聯邦共和國領土外ニ於テ設立セラレ其所在國ニ於テ商行爲ヲ行フ權利ヲ法規上獲得シタルモノ」ト爲セリ斯クテ「ソヴイエト」國法ハ外國法人ノ國籍ヲ其ノ設立地法ニ依リ決定セムトスル傾向ヲ有スルコト明カナリ

「ソヴイエト」立法ハ外國法人ノ經濟的活動ヲ許容スルニ當リ特別ノ條件ヲ定ムルト同時ニ斯ル活動ヲ許容セラレサル外國法人ニ對シ或種ノ權利及行爲能力ヲ付與ス

諸聯邦共和國ニ於テ採用セラルル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法施行法第八條備考ニ曰ク「露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ業務ヲ執行スルノ許可ヲ有セサル外國法人ハ相互主義ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領土外ニ於テ發生シタル請求ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國內ニ居住スル被告ニ對スルモノニ付裁判上ノ保護ヲ受クル權利ヲ享有ス」

請求（一定範圍ノ外國法人カ裁判上ノ保護ヲ受クル權利ヲ有スルトコロノ）ノ範圍ヲ制限シタル聯邦領土內ニ於テ行ハルル取引ニ右ノ權利ヲ及ス權利ヲ認ムルコトナルヲ以テナリ然ルニ外國法人ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ經濟的活動ヲ爲スノ權利ヲ認ムルコトハ依ルヘキヲ以テナリ

依リ訴訟能力ヲ付與スルコトハ「ソヴイエト」共和國及其他ノ聯邦共和國ニ於ケル外國法人ノ特色ニ非スシテ外國ノ立法ニ於テモ亦之ヲ認メタルトコロナリ

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ裁判上ノ保護ヲ受クル外國法人ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ經濟的活動ヲ爲スコトヲ許サレサル外國法人中其本國ニ於テ「ソヴイエト」聯邦ノ法人カ同樣ノ權利ヲ享有スル國ニ屬スルモノニ限ル譯ナリ法律ニ依リ經濟的活動ヲ爲スコトヲ許サレタル外國法人カ訴訟關係ニ於テ完全ナル權利ヲ有スルコトハ言フ迄モナシ

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ外國法人ニ經濟的活動ヲ許スコトニ付テハ利權手續ニ於テモ規定アリ該手續ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ業務ニ關スル一九二三年四月十二日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國中央執行委員會及人民委員會議決定及該決定ニ基ク一九二三年五月十二日附訓令竝「ソヴイエト」聯邦人民委員會議附屬中央委員會ノ設立ニ關スル一九二三年八月二十一日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會決定ニ於テ詳細ニ規定セラル

一九二三年四月十二日附決定及該決定ニ基ク訓令ノ效力ハ「ソヴイエト」聯邦ノ全領土ニ及フ之レ該決定訓令ヲ適用スル中央利權委員會カ全聯邦的機關ナルカ爲ナリ

前記決定ニ關スル諸問題ハ第二編第一章第八節（營業ノ自由）ニ於テ詳說スヘシ

第二編　各論

第一章　公權

第一節　國籍

「ソヴイエト」聯邦ノ憲法ハ第七條ニ於テ聯邦ニ加盟セル各共和國ノ市民ノ爲メ全聯邦共通ノ單一國籍ヲ制定ス同條ノ內容ヲ一層明白ナラシムル爲「聯邦國籍ニ關スル規定」發布セラレタリ

國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ハ獨立セル主義ヲ有ス右主義ハ外國人タル勞働者ニシテ「ソヴイエト」ノ國籍ヲ取得スル場合ハ之ニ廣汎ナル特典ヲ付與スト云フニ在リ

世界各國勞働者ノ連帶觀念ニ基キ露西亞憲法第二十條ハ斯クノ如キ外國人ニ對シ何等煩鎖ナル形式ニ依ルコトナク露西亞ノ國籍ヲ賦與スルノ權能ヲ地方「ソヴイエト」ニ與フ

國籍ヲ取得スルカタメニハ十八歲以上ノモノタルコトヲ要ス多クノ外國立法ニ於テ認メラルル要件即チ一定ノ土地ニ居住スル年月ノ多キコト、物質的保證等ハ「ソヴイエト」立法ノ認メサルトコロナリ之レ國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ第一ノ特色ナリ第二ノ特色ハ國籍ノ取得カ主權者トシテノ地方「ソヴイエト」ニ依リ直接實現セシメラレ中央政府ニ依ラス且ツ特別ノ立法ニ依ラサルコトニ在リ

聯邦國籍ニ關スル規定第七條ニ從ヘハ外國人ニシテ勞務ノ爲メ居住シ且ツ勞働階級ニ屬シ又ハ雇傭勞力ノ利用セサル農民階級ニ屬スルモノ竝社會的行動ノ爲追跡セラレ逃避所ヲ求ムルモノノ國籍取得ハ縣郡又ハ其ノ他ノ當該執行委員會ニ依リ行ハル但シ縣別ナキ自治共和國ニ在リテハ右共和國ノ執行委員會ニ依テ行ハル

聯邦共和國ノ領土內ニ居住スル其他ノ外國人ノ國籍取得ハ共和國ノ中央執行委員會之ヲ行フ

外國ニ在ル者ノ國籍取得ハ外務人民委員部ノ紹介ニ基キ聯邦中央執行委員會ニ於テ又各聯邦共和國人民委員會附外務人民委員部代表ノ紹介ニ基キ各聯邦共和國中央執行委員會ニ於テ行ハル

現行ノ國籍取得手續ハ左ノ如シ

十八歲ニ達シタル者ハ自ラ出頭シ三通ノ質問書ニ解答ヲナシ寫眞三葉居住證明書竝ニ「ソヴイエト」市民二名ノ證明書ヲ提出スルヲ要ス

屆書ノ受理ハ當該行政部ニ於テ之ヲ行ヒ外國ニ於テハ領事部ニ於テ之ヲ行フ許可アリタル場合ニハ屆出人ハ憲法擁護ニ關スル署名ヲ爲スヘク呼出サレ「ソヴイエト」國籍證明書ヲ受取ルモノトス

國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ノ第三ノ特色ハ妻ノ國籍カ夫ノ國籍ト何等關係ヲ有セサルコトナリ之レ全ク男女同權ノ觀念ニ基クモノナリ國籍ノ取得ハ性及既婚未婚ノ如何ヲ問ハス定年者ノ自由ニ行ヒ得ルトコロナルヘキモ婚姻ナル事實自體ハ配偶者ヲシテ夫ノ國籍ヲ取得スル根據トナラサルモノトス

聯邦國籍ニ關スル規定ハ婚姻ニ依リテ國籍ノ變更ヲ來ササルコトヲ前述ノ如ク明カニスルモ他面婚姻ニ際スル國籍變更ノ簡易手續ヲ定メ居レリ

終リニ國籍ニ關スル「ソヴイエト」立法ニ依リ定メラレタル制度ハ他國ノ立法ニ於テ見ルヘカラサル男女同權ノ原則ニ基ク今一ツノ特色ヲ有ス右特色ハ兩親ノ國籍異ナル場合子ノ國籍ハ必スシモ父ノ國籍ニ依ラサルノミナラス婚姻上ノ子タルト婚姻外ノ子タルトハ子ノ國籍ニ何等ノ影響ヲ及ホササルコトノミナラス婚姻上ノ子タルト婚姻外ノ子タルトハ子ノ出生ノ時ニ於テ父母カ子ノ國籍ヲ有セサルトキハ子ハ父母ノ國籍ニ從フモノトス父母ノ國籍異ル時ハ其ノ子ハ「ソヴイエト」市民タル父又ハ母ノ國籍ヲ取得ス但シ父母ノ中何レカ子ノ出生ノ時「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ生活スル場合ニ限ル父母カ共ニ外國ニ生活スル場合ニ於テハ父母ノ承諾ニ依リテ問題ヲ決ス此場合聯邦ノ法律ニ依リ規定セラルル簡易手續ニ依リ國籍ヲ取得スル權利ハ子ニ留保セラル

父母カ國籍ヲ變更スル場合即父母共ニ外國人トナルカ或ハ共ノ反對ノ場合ニ於テハ十四歲未滿ノ子ハ父母ノ國籍ニ從ヒ十四歲以上ノ子ハ從來ノ國籍ヲ保有ス父母ノ國籍變更ニ依リ外國人トナレル子ハ屆出ニヨリ再ヒ「ソヴイエト」市民タルコトヲ得

第二節　政治的權利

政治上ノ權利ヲ外國人ニ付與セサルコトハ西歐諸國ニ於ケル法律ノ一般的原則ナリ「ソヴイエト」國法ハ此ノ點ニ於テ其國籍ノ如何ニ關セス「ソヴイエト」聯邦內勞働者ノ完全ナル平等ヲ規定ス右規定ハ各聯邦共和國ノ憲法中ニ存置セラル但シ政治上ノ權利ヲ享有シ得ル外國人ハ專ラ勞務ノ爲メ「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スルモノニ限ラル「ソヴイエト」憲法ハ政治上ノ權利ヲ外國人ニ付與スルニ當テ各國ノ法律カ認ムル意味即「ドミシール」ノ意味ニ於ケル不斷ノ居住ヲ要求スル主義ヲ採用セス單ニ勞務ノ目的ヲ以テ居住スルコトヲノミ要求スルモノトス

第三節　兵役及公務

兵役義務ハ「ソヴイエト」市民ニ對シテノミ之ヲ定ムル外國人ハ義勇兵タル資格ニ於テノミ兵役ニ就クコトヲ得（兵役義務ニ關スル一九二二年九月二

十八日附全露中央執行委員會命令第一條及六條）

官廳及ヒ國家企業勤務ノ暫行規則ニ關スル一九二二年十二月二十一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ現行命令ハ外國人ノ國家勤務ニ就クコトヲ制限セス

第四節　租稅及賦役

「ソヴイエト」聯邦內ニ在ル外國人ハ一般規則ニ依レハ聯邦市民ト同一ノ納稅義務ヲ負ヒ同一ノ租稅ヲ納ムルモノトス右ハ外國人ニ關スル「ウクライナ」及ヒ白露ノ規定ニ於テモ同樣ナリ

「ウクライナ」規定ハ左ノ如シ、「外國人ハ「ウクライナ」市民ト同樣一時的又ハ定期的對人稅及財產稅ヲ負擔スルモノトス」賦役義務ニ付テハ同規定ハ左ノ如シ、「外國人ハ總テノ賦役ニ付「ウクライナ」市民ト同一ノ條件ニ服ス」右規定ノ例外ハ兵事上ノ賦役ナリ

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ課セラルル主ナル租稅中賦課制度ノ衝突（所謂二重課稅）ヲ生スル可能性ノアル最タルモノハ所得財產稅ナリ同稅ハ累進的性質ヲ有シ收入ノ發生スル場所ニ於テ徵收セラルルヲ原則トス從テ外國ニ定住スル外國市民ト雖モ「ソヴイエト」聯邦內ニ存スル企業及財產ヨリ收入ヲ得ルモノナルニ於テハ其收入ニ對シ課稅セラルルモノトス反之「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スル外國市民ト雖モ其收入カ聯邦領土外ニ於テ發生スルモノナルニ於テハ其收入ニ對シ所得財產稅ハ賦課セラレサルモノトス「ソヴイエト」聯邦內ニ存スル外國企業ニ於ケル外國從業員ハ假令出張ノ形式ヲ採ルト雖モ北勞銀ニ對シ收入發生地課稅主義ニ依リ課稅セラル

聯邦內ニ於テ事業ヲ營ム外國人モ亦「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ得ル所ノ所得ノ範圍ニ於テ課稅セラル尤モ所得財產稅ニ關スル規定ハ相互主義ノ下ニ右ノ如キ外國法人ニ對シ例外ヲ設ク此場合ニ於テハ二重課稅ヲ避クル爲メ特ニ外國ト特別ノ協定ヲ爲スモノトス「ソヴイエト」聯邦カ締結セル國際條約ハ課稅問題ニ關スル限リ國內立法ト同一ノ原則ヲ採ル即外國人ハ課稅及賦役ノ關係ニ於テ「ソヴイエト」聯邦市民ト平等ノ地位ニ立ツ但シ外國人ハ兵事上ノ賦役納金ヲ負擔セス

第五節　犯罪人引渡及逃避權

「ソヴイエト」國法ハ引渡シニ關スル協約ニ依ル場合ノミナラス斯ル協約ノ存セサル場合ニ於テモ犯罪人ノ引渡シヲ認ム但シ後者ノ場合ニ於テハ犯罪人ノ引渡シハ「ソヴイエト」政府ノ承認ヲ要ス外國人ニ關スル白露ノ規定第二十四條及ヒ「ウクライナ」ノ規定第二十一條ノ內容モ亦同樣ト犯罪人引渡シヲ認ムル一般的原則ニ對シテハ政治上又ハ宗教上ノ犯行ノ爲メ訴追セラルルモノニ付逃避權ノ形ニ於テ例外カ認メラル右例外ハ「ソヴイエト」聯邦ヲ構成スル總テノ共和國ノ憲法ニ於テ規定セラル前記犯行カ政治的部類ニ屬スルヤ宗教的部類ニ屬スルヤ將又一般刑事上ノモノナルヤハ「ソヴイエト」聯邦裁判所ノ認定ニ依ル

刑事責任ノ範圍

刑事責任ノ領土的範圍ノ問題ニ付テハ「ソヴイエト」國法ハ大多數ノ國家ノ認ムルトコロノ原則ニ從ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」政府ノ承認ヲ要ス外國人ニ關スル白露ノ規定第二十四條及ヒ「ウクライナ」ノ規定第二十一條ノ內容モ亦同樣ト犯罪人引渡シヲ認ムル一般的原則ニ對シテハ政治上又ハ宗教上ノ犯行ノ爲メ訴追セラルルモノニ付逃避權ノ形ニ於テ例外カ認メラル右例外ハ「ソヴイエト」聯邦ヲ構成スル總テノ共和國ノ憲法ニ於テ規定セラル前記犯行カ政治的部類ニ屬スルヤ宗教的部類ニ屬スルヤ將又一般刑事上ノモノナルヤハ「ソヴイエト」聯邦裁判所ノ認定ニ依ル

第六節　刑事責任ノ範圍

刑事責任ノ領土的範圍ノ問題ニ付テハ「ソヴイエト」國法ハ大多數ノ國家ノ認ムルトコロノ原則ニ從ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其ノ同盟「ソヴイエト」聯邦內ニ存スル外國企業ニ於ケル外國從業員ハ假令出張ノ形式ヲ採ルト雖モ北勞銀ニ對シ收入發生地課稅主義ニ依リ課稅セラル

一樣ニ適用セラル

外國人カ外國ニ於テ爲セル犯罪ニ付處罰セラルルハ其犯行カ各共和國ノ國家組織及戰鬪力ニ對スルモノナル場合ニ限ル

第七節　移住

外國人ノ「ソヴイエト」聯邦移住ハ農工業上ノ移民ヲ管理スル勞働國防會議內ノ一常設委員（一九二二年十一月二十三日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議命令ニ依リ設置）ノ指揮ノ下ニ行ハル移民ニ對スル入國許可ハ外務人民委員會ニ於テ前記常設委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ與フ（「ソヴイエト」聯邦入國ノ許可手續ニ關スル一九二四年二月十九日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議命令）移民ノ中ニ算ヘラルルモノハ農業及工業ノ勞務ニ服スル目的ヲ以テ「ソヴイエト」聯邦內ニ移住スル者竝高級勞務者（技師、技術家）及自由職業者（醫師、法律家）トス

農業移民ノ移住地ニ充ツル爲一九二三年二月二日附及一九二三年七月八日附勞働國防會議命令ヲ以テ同肯地ヨリ二十二萬「デシヤチン」ノ「デシヤチン」ハ我一町一段四畝）ヲ分割シタルカ右ハ主トシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ東南地方及「ウオルガ」沿岸地方ニ於テ行ハレタリ

移民ハ「ソヴイエト」市民ト同樣一切ノ租稅及賦役ヲ負擔ス移民ハ各種ノ特典ヲ享有ス例ヘヘ勞具並ニ家具ヲ最モ廣キ範圍ニ於テ無稅ニテ輸入スルヲ得ルコト（一九二三年三月十六日勞働國防會議命令）聯邦領土內ニ於テ旅行及物資ノ運搬ヲ割引賃率ニテ爲シ得ルコト（前述二月二日附命令）等ノ如シ

右ノ外移住並ニ最初ノ施設ヲ容易ナラシムルタメ種々ノ特典カ與ヘラル團體ヲ以テ移住スル移民ノ入國許可ハ旅行者名簿ニ添付セラルル團體查證ノ形式ニ於テ行ハル單獨移民ノ入國ハ一般原則ニ依リテ行ハル

第八節　營業ノ自由

第一款　外國商館

「ソヴイエト」國法ハ「ソヴイエト」聯邦ノ特殊ナル經濟組織ニ基キ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ外國人ノ經濟的活動ヲ許容スル條件ヲ規定スルニ至レリ之カ爲メニ存在スル法規ハ「ソヴイエト」聯邦ノ全領土ニ於テ現ニ行ハレツツアル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ商事業務ニ關スル一九二三年四月十二日附中央執行委員會及人民委員會議決定及該決定ニ基ク中央利權委員會ニ關スル一九二三年八月二十一日附規程ナリ

前記決定ニ依レハ外國商館ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ外國貿易人民委員部ノ決定ニ基ク利權ノ手續ニ依リテノミ商事業務ヲ行フコトヲ得一九二三年五月十二日附訓令第一條ニハ「外國商館トハ總テノ個人的又ハ團體的合名會社、合資會社、株式會社等ノ企業ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國竝其ノ同盟「ソヴイエト」共和國領域外ニ於テ設立セラレ且其ノ所在國ニ於テ商事業務ヲ行フ權利ヲ法律上取得シタルモノヲ云フ」ト規定セリ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於テ經濟的活動ヲ爲ス利權ヲ取得セムトスル外國商館ハ外國貿易　民委員部ヘ左記事項ニ關スル報告ヲ添ヘ願書ヲ提出スヘシ右報告ニハ之ヲ證明スヘキ文書ヲ附屬スルコトヲ要ス

（イ）企業及管理者ノ名稱、業務圍範、所在地

（ロ）企業設立年月日、所在國ニ於ケル合法的存在ノ證據

（ハ）企業カ所在國ニ於テ活動スル根據タル條款（定款、商館契約）ノ認可又ハ登記ノ年月日及期限若シ條款（定款、商館契約）ニ其ノ定メアラハ

（ニ）企業ノ存續期限若シ其ノ定メアラハ

（ホ）企業ノ屬スル株式會社又ハ有限責任會社ノ屆出資本額及拂込資本額

（ヘ）企業戰前及一九一七年迄ノ戰時ニ於テ露西亞ト商事業務ヲ行ヒシコトアリヤ若シアリトセハ如何ナル地方ニ於テ如何ナル商館ト行ヒタリヤ

（ト）企業ハ一九一七年後露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟共和國ニ於テ又ハ其ノ在外國通商代表ト取引ヲ爲シタルコトアリヤ若シアラハ如何ナル取引ナリヤ

（チ）企業ヲ行ハムトスル商事業務ノ種類（輸出、輸入、內國貿易）取引區域、商品ノ種類、企業ノ計畫セル商業機關、計畫セル行動ノ規模、流動資本ノ額、商業ノ經營ハ自己ノ計算ニ依ルヤ又ハ委託販賣ノ形式ニ依ルヤ

（リ）企業ハ商品販賣ヲ國家的機關ニ委託スルコトヲ希望スルヤ若シ希望ストセハ如何ナル條件ヲ豫定スルヤ又ハ企業ハ商品販賣ヲ一私人ニ委託スルコトヲ希望スルヤ若シ希望ストセハ右私人ノ姓名住所

「ソヴイエト」聯邦ニ於テ經濟的行動ヲ許サレタル外國商館ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ常設ノ代理店支店、事務所等ヲ有セサルヘカラス（前記訓令第九條）外國商館ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟「ソヴイエト」共和國ニ於ケル一切ノ行動ニ關シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟「ソヴイエト」共和國ニ於ケル一切ノ行動ニ對シ其何處ニ在ルヲ問ハス凡テノ動產、不動產ヲ以テ責任ヲ負フモノトス「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル企業財產及企業ニ對シテ爲サルヘキ一切ノ支拂ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル企業ノ商事業務ヨリ生スヘキ企業ニ對スル請求ヲ優先的ニ滿足スル爲メ使用セラルヘシ（前記訓令第二十一條）

「ソヴイエト」國法ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ商事業務ヲ許ス意味ニ於テハ各種外國商館ノ間ニ何等ノ區別ヲ設ケス例ヘハ商館、產業團體、汽船會社、銀行等ニ對シ一律ニ利權手續ヲ規定セルカ如シ但外國保險會社ハ之レカ例外トス

第二款　保險業

保險事業ハ總テノ種類（財產保險、火災保險、生命保險、海上保險等）ヲ通シ國家ノ獨專事業ヲ形成シ國家保險局ニ依リ行ハル從テ外國保險會社ハ「ソヴイエト」聯邦內ニ於テ其ノ形式ノ如何ヲ問ハス（海難委員任命ノ形式ニ於テモ）業務ヲ行フコトヲ得ス一九二一年十月六日附人民委員會議命令第六條ハ「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ在ル財產ヲ

外國保險會社ニ附保スルコトヲ禁止ス但シ外國保險會社ニ附保スルコトニ對シ具體的場合ニ於テ人民委員會議ニ於テ許可ヲ與ヘタルトキハ此限リニ非ラス

第三款　鑛業

「ソヴイエト」立法ニ依レハ經濟的活動ノ二、三ノ部門ニ付テハ外國人（假令「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スルモノト雖モ）ハ多少聯邦人民ト異リタル條件ノ下ニ之ヲ行フコトヲ許容セラルルモノアリ斯ル部門ハ埋藏物ノ開發、漁業及狩獵ナリ鑛業的業務即埋藏物ニ關スル規定中ニ定メラレタル特別ノ條件ニ依リ有用鑛物ノ探索、試堀、採堀及加工ヲ爲ス權利ハ地中埋藏物及其ノ採堀ニ關スル一九二三年七月十三日附規定第三條ニ依リ「ソヴイエト」聯邦ノ總テノ市民及法人ニ許容セラル前記ノ鑛業的業務ヲ爲ス權利ハ具體的場合ニ於テ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ノ許可ヲ得ルニ非レハ外國人及「ソヴイエト」聯邦ニ於テ認メラレタル外國法人ニ付與セラレタルコトナシ

第四款　漁業

總テノ漁業地ハ一九二二年九月二十五日附全露中央執行委員會及人民委員會議ノ命令ニ基キ國家ノ所有ニ屬ス右命令ハ一九二四年二月二十一日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定ニ依リ海上狩獵地ニモ適用セラル

漁業地ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ

（イ）現在農務人民委員部漁業局ノ管轄ニ屬シ該局自ラ經營シ居ルカ又ハ租借經營セシメ居ル一般國家的意義ヲ有スル營業用漁場

（ロ）縣又ハ郡執行委員會ノ管轄ニ屬シ地方經濟機關ニ依リ經營セラレ居ルカ又ハ租借經營セシメ居ル地方的意義ヲ有スル漁場及

（ハ）「ソヴイエト」聯邦市民ノ自由ニ利用シ得ヘキ非營業漁場

外國人ニ許可セラレサルハ非營業的地域內ノ漁場ノミニシテ其他ノ營業的地域內ノ漁場ノ租借ハ法律上外國人ニ對シ制限セラルルコトナシ

極東ニ於テハ一九二三年三月二日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會命令ニ基キ日本海「オホーツク」海及「ベーリング」海ノ沿岸ニ沿フ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領水ニ於テ漁業及海獸獵ニ從事スル權利ハ營業用漁區ノ一般入札ニ依ル貸付方法ニ依リ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其同盟「ソヴイエト」共和國市民ニ付與セラル但シ軍略上ノ考慮ニ依リ外國人ニ漁業ヲ禁止シタル港灣及「ロシヤ」移民及土着民族カ移住シタル又將來移住シ得ヘキ地方ノ河川及河口ハ此ノ限リニ非ス

第五款　航海業

「ソヴイエト」海法ハ一般ニ承認セラレタル平等ノ原則ヲ基礎トスルモ之レト同時ニ右二原則ハ各國カ其ノ沿岸ニ於ケル外國船ノ取締ナキ行動ノ結果ヲ豫防スルカ爲施サルヲ得サル處置及自國商船隊ノ維持發展ニ對スル各國ノ自然的利害關係ニ依リ避クヘカラサル制限ヲ受ク從テ「ソヴイエト」國法ハ外國商船ノ自由港ニ自由ニ入ルコトヲ許シ又或ル範圍ニ於テ之ニ對スル自國ノ裁判管轄權ヲ制限シ又之ニ對シ「ソヴイエト」ノ商船ニ對スルト同樣ノ制度ヲ適用スト雖モ同時ニ或種類ノ自國航海及海產業ヲ專ラ自國船舶ノ利用ニ委ネ又若干ノ場合ニ於テ自國船舶ニ特別ノ優先權ヲ付與ス

十二浬（註）ノ領海線內ニ於テハ外國商船ハ沿岸防禦機關ノ監督ニ屬ス該機關ハ臨檢スル權利、不法手段ニ依リ潛入シタル者ヲ抑留スル權利、犯罪人ヲ逮捕スル權利、適當ノ船舶記錄、積荷證書ヲ有セサル船舶、不法ナル（即許可ヲ得スシテ規定地點外ニ於テ）商品ノ荷揚及積込、人員ノ上船及下船ニ從事シ及不法ナル漁撈及海獸獵ニ從事スル船舶ヲ抑留スル權利ヲ有ス

（註）最大干潮線ヨリ起算シ十二浬トス但シ國際條約及協定ニ於テ別段ノ定メアルトキハ此限リニ非ス

港內ニ在ル外國商船ニ關シテハ船舶ノ內部生活ニ對スル地方官憲ノ不干涉主義カ適用セラル但シ右ハ港內ニ於ケル秩序維持ノ必要ヲ誘致セス又犯行カ海岸ニ於テ行ハレサル場合ニ限ル

「ソヴイエト」立法ハ普通「ソヴイエト」竝外國船舶ニ國旗ノ平等ヲ認メ外國船舶ヲシテ所謂自國制度ニ從フコトヲ得セシム但シ特ニ法律（註）ニ規定セラレ又ハ外國人及海上慣習ニ關スル一般法規ノ適用ヨリ生スル例外往々アリ

外國船舶ニ對シテ適用セラルヘキ制限ハ次ノ三部類ニ區別セラル（一）前述ノ如ク主トシテ外國資本ノ活動範圍ヲ問題トスル外國人ニ關スル一般法令ヨリ生スル制限（二）自國ノ商船隊ヲ優勢ニ維持スル必要ヨリ生スル制限（海產業、沿岸航海海上勤務ニ關スル制限入港稅（三）相互主義ニ基ク條件附制限（積載量證明書ノ承認）

特殊ノ法規ニ於テハ海上船舶ノ所有ニ關スル問

題アリ外國人ハ「ソヴイエト」聯邦ノ國旗ノ下ニ在ル船舶ヲ所有スルコトヲ得サルノミナラス（右ハ諸外國ノ立法中ニ於テ何等カノ形式ニ於テ見出サルル規定）「ソヴイエト」國旗ノ下ニアル船舶ヲ特別ノ許可ナクシテ取得スル事ヲ得ス右「ソヴイエト」聯邦ノ特例ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テハ個人及社會ハ全然海洋船舶ヲ所有、讓渡スルノ權利ヲ有セサル事情ニ依ル個人及會社ハ一定種類ノ船舶ヲ所有スルコトヲ得ルノミニシテ右船舶ヲ讓渡スルトキハ一定ノ許可手續ニ依ルヲ要ス條約上ノ權利ハ前述ノ「ソヴイエト」立法ノ原則ニ基キ「ソヴイエト」船舶ノ同一地位船舶ヨリ徵收スル諸稅ノ平等ヲ規定ス

（註）「ソヴイエト」聯邦ト協定ヲ有セサル外國ノ船舶ニ對シテハ船舶稅ノ稅率ハ六倍トス

「ソヴイエト」聯邦ハ長大ナル海岸線ヲ有スル數多ノ國家ト同樣ニ大、小沿岸航行ノ優先權ヲ自國船舶ニ留保ス外國航路ニ於ケル海上輸送及大小沿岸航行ニ關スル一九二四年七月八日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議決定ニ依リ同一海（小沿岸航行）及異ナレル海（大沿岸航行）ニ於ケル「ソヴイエト」諸港間ノ乘客及貨物ノ輸送ハ「ソヴイエト」聯邦ノ國旗ノ下ニ在ル船舶ノ獨占的權利ト看做サル「ソヴイエト」聯邦政府ニ於テ自國ノ一港ヨリ別ノ海ニ沿フ自國ノ他ノ一港ニ向ケ至急貨物ヲ輸送スル必要アル場合該目的ノ爲「ソヴイエト」聯邦國旗ノ下ニアル適當ノ船舶ナキ場合ハ右大沿岸航行實行ノ權利ハ個々ノ場合ニ於テ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議議長（註）又ハ其ノ議長代理ニ依リ外國船舶ニ付與セラルルコトヲ得「ソヴイエト」

聯邦人民委員會議ノ右決定ニ依リ「ソヴイエト」聯邦港ト外國港トノ間ノ乘客及貨物ノ輸送ハ「ソヴイエト」聯邦ト條約關係ニアル國ノ國旗ノ下ニ且ツ相互主義ノ原則ニ基キテノミ外國船舶ハ之ヲ行フコトヲ得

（註）最近該手續ハ廢止セラレ外國船舶ハ交通部及對外貿易部間ノ協定ニ依リ許可セラルルコトトナレリ

第二章　私　權

第一節　權利能力

外國人タル自然人ノ權利能力ニ關スル問題ヲ解決スル基礎法ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民法施行法第八條ナリ同條ハ「ウクライナ」共和國及白露社會主義「ソヴイエト」共和國ニ於テ採用セラレ後高架索社會主義共和國ニ於テ單行法トシテ公布セラルル同條ニ曰ク「露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國及白露社會主義「ソヴイエト」共和國ニ於テ單行法トシテ後高架索社會主義「ソヴイエト」共和國白露社會主義「ソヴイエト」共和國（「ウクライナ」市民（又ハ白露市民）ト同樣ノ權利及ヒ義務ヲ有ス但シ本規定ニ生スルコトアルヘキ變化ニ從フ（「ウクライナ」規定第四條、白露規定附則第十七條）斯クテ外國人ニ關スル規定ハ民法第八條ノ總則ヲ一層具體的ニ記述シタルモノナリ玆ニ特記スルヲ要スルハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ權利能力ヲ規定スル民法施行法第八條ハ民法ニ包含セラレ且ツ同法第五條ニ列擧セラルル權利ノ總體ヲ指スコトナリ民法第五條ハ「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於ケル自由ナル移動、職業ノ選擇、財產ノ得喪、取引ノ完成、義務ノ負擔竝商工企業ノ組織ニ關スル權利ヲ規定ス

物權ノ取得ニ關スル外國人ノ權利ハ外務人民委員部同意ノ下ニ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國及白露社會主義「ソヴイエト」共和國ニ於テ採用セラレ後高架索社會主義共和國ニ於テ單行法トシテ公布セラルル同條ニ曰ク「露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國及白露社會主義「ソヴイエト」共和國ニ於テ單行法トシテ後高架索社會主義「ソヴイエト」共和國白露社會主義「ソヴイエト」共和國（「ウクライナ」市民（又ハ白露市民）ト同樣ノ權利及ヒ義務ヲ有ス但シ本規定ニ生スルコトアルヘキ變化ニ從フ（「ウクライナ」規定第四條、白露規定附則第十七條）斯クテ外國人ニ關スル規定ハ民法第八條ノ總則ヲ一層具體的ニ記述シタルモノナリ玆ニ特記スルヲ要スルハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ權利能力ヲ規定スル民法施行法第八條ハ民法ニ包含セラレ且ツ同法第五條ニ列擧セラルル權利ノ總體ヲ指スコトナリ民法第五條ハ「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於ケル自由ナル移動、職業ノ選擇、財產ノ得喪、取引ノ完成、義務ノ負擔竝商工企業ノ組織ニ關スル權利ヲ規定ス

民法施行法第八條ニ規定セラルル外國人法ノ第二ノ淵源—權利能力ノ或ル要素ニ付外國人ヲ制限スル聯邦共和國中央機關ノ權限—ハ今日ニ至ル迄實際ニ適用セラレタルコトナシ

民法施行法第八條ニ述ヘタル外國人市民權ノ第三ノ淵源—國際條約—ハ固ヨリ外國人ノ權利ヲ制限スル能ハス或ル國際條約ハ此ノ問題ニ付國民待遇ヲ定メ又或條約ハ最惠國待遇ノ原則ヲ定ム

第二節　行爲能力

「ソヴイエト」立法ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ行爲能力ニ付特別ノ規定ヲ有セス「ソヴイエト」國法ノ一般的傾向ヨリ觀ルトキハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テハ領土主義カ適用セラル即特別ノ條約ニ別段ノ規定ナキ限リ「ソヴイエト」聯邦ノ法律カ效力ヲ有スト結論セサルヲ得ス

民法上完全ナル行爲能力ハ丁年ニ達スルニ依リテ始マル丁年ハ之ヲ十八歲トス不完全ナル行爲能力ハ十八歲未滿ノ者モ之ヲ享有ス十八歲未滿ノ者ハ自己ノ勞銀ヲ自由ニ處分スルノ權利ヲ有ス

第三節　訴訟能力

外國人ノ訴訟能力ニ關シテハ一般規定ニ據リ「ソヴイエト」聯邦ノ市民ト同等ノ權利ヲ有ス「ウクライナ」及白露ノ外國人ニ關スル規定ハ特別ノ箇條ニ於テ右ノ事項ヲ規定ス右規定ハ「ソヴイエト」聯邦ト(外國人ニ訴訟能力ヲ認ムル)諸外國トノ間ノ條約ニ於テ採用セラル

第四節　物　權

「ソヴイエト」ノ物權ハ「ソヴイエト」制度ノ特性ニ基キ他國ノ物權ニ比シ其內容ニ於テ制限セラル土地、地中埋藏物、森林、水面、一般ノ使用ニ供スル鐵道、其ノ輪轉材料、航空機、二十人以上ノ勞働者ヲ有スル企業、電信及ヒ概シテ國家的意義ヲ有スル設備竝ニ國有又ハ市有ニ歸シタル建設物ハ一般取引ノ目的物タルコトヲ得サル場合ニ於テハ金錢上ノ賠償ヲナスコトヲ規定スルモノ多シ

第五節　債　權

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民事訴訟法ハ總テノ聯邦共和國ニ於テ採用セラル其第七條ハ次ノ如ク規定ス「裁判所カ外國ニ於テ締結セラレタル契約又ハ法律行爲ヲ審査スル場合ニハ右契約又ハ法律行爲ノ成立地ニ於ケル現行法ヲ參酌ス但シ契約又ハ法律行爲カ勞農法律上及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ト其領域內ニ於テ契約又ハ法律行爲ノ成立シタル國家トノ間ノ條約上有效ナル場合ニ限ル」

「ウクライナ」及白露ノ外國人ニ關スル規定モ右ノ趣旨ニ於テ本問題ヲ取扱ヘリ即チ外國人相互間竝ニ「ウクライナ」(又ハ白露人)ト外國人トノ間ニ成立シタル法律行爲ノ形式及成立條件ハ成立地ノ法律ニ依リ之ヲ判定スト爲セリ而テ「ウクライナ社會主義「ソヴイエト」共和國又ハ白露社會主義「ソヴイエト」共和國ノ法律ニ依リ禁セサル限リ法律行爲ノ內容ハ適法ナルモノト認メラレ「ウクライナ」共和國(又ハ白露共和國)領土內ニ於テ之カ適用ヲ許容セラル(外國人ニ關スル「ウクライナ」ノ規定第八條及白露ノ規定第十七條)

第六節　無體財產權

第一款　著　作　權

「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル著作權ヲ規定スル法律ハ「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議ノ著作權ノ原則ニ關スル一九二五年一月三十

日附命令ナリ聯邦憲法ニ從ヒ該命令ノ根本原則(權利ノ主體、權利ノ客體、著作權ノ有效期間等)ハ一般聯邦立法ノ內容ヲ成ス該根本原則ヲ敷衍シ各聯邦共和國ニ於テ地方的條件ニ應スル法律ヲ制定スルモノトス一般聯邦立法ニ於テハ權利ノ客體ニ付「ヨーロツパ」諸國ノ民事立法及文學上ノ協約ニ於テ普通法律上ノ保護ヲ受クル著作物トシテ列擧スル所ノモノヲ採用ス

茲ニ注意スルヲ要スルハ著作權ハ前述ノ規定ニ據リ單ニ二十五年間效力ヲ有シ(但シ舞曲及映畫ノ著作物ハ十年間、寫眞ノ著作物ハ五ケ年間)最初ニ出版セル時ヨリ二十五年ノ期間ヲ經過セサル以前ニ著作者ノ死亡シタル場合ニ於テノミ著作權ハ十五ケ年間ヲ限度トシ相續セラルルコトヲ得彼我法規ノ衝突ニ關シテハ該規定ハ領土主義ヲ把持ス但シ特別ノ協約ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニ非ス

斯ノ如ク「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於テ出版セラレタル著作物ニ對スル著作權ハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス「ソヴイエト」聯邦領土內ニ居住スル著作者竝其ノ權利繼承者ニ對シ認メラル外國ニ於テ出版セラレタル著作物ニ對スル著作權ハ「ソヴイエト」聯邦ト當該著作物ノ始メテ出版セラレタル國ノ政府トノ間ノ協約ニ於テ規定セラルル範圍ニ依リ認メラル

第二款　工業所有權

第一項　特　許　權

一九二四年九月十二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議ノ發明特許ニ關スル規定ニ依リ外國人ハ「ソヴイエト」聯邦市民ト同樣發明ニ對シ特許ヲ受クルノ權利ヲ有ス「ソヴイエト」聯邦領土外ニ居住スル者ハ右規定ニ依リ生スル權利ヲ實行スル「ソヴイエト」聯邦內ニ其代表者ヲ指名スルコトヲ要ス

發明ニ對スル申請ハ書面ヲ以テ前述ノ發明事務委員會ニ申出ツヘキモノトス下附セラルル特許ノ有效期間ハ十五年トス

第二項　意匠及新案權

工業見本(意匠及模型)ニ關スル問題ハ同樣ノ方法ニ依リ解決セラル一九二四年九月十二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議ノ命令ノ第十二條ニ依リ外國人ハ聯邦市民ト同樣見本ニ對スル權利ヲ有ス「ソヴイエト」聯邦內ニ居住スル者ハ其ノ權利ヲ實行スルタメ「ソヴイエト」聯邦內ニ其代表者ヲ指名スルコトヲ要ス

見本ニ對スル申請ハ書面ヲ以テ前述ノ發明事務委員會ニ申出ツルコトニ依テ行ハル登錄サレタル見本權ハ三ケ年ト規定セラル

第三項　商　標　權

商標權ハ一九二二年十一月一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令ヲ以テ規定セラル同法第二十一條ニ依リ外國人タル自然人及ヒ法人ハ「ソヴイエト」聯邦ノ領土內ニ於テ聯邦ノ自然人及法人ノ爲メニ設ケラレタル手續ニ依リ商標權ヲ享有ス但シ民法施行法第八條ニ依リ外國人タル自然人又ハ法人ニ市民ノ權利能力カ認メラルル場合ニ限ル

民法施行法ハ外國人タル自然人ニ對シ何等ノ制限ヲ設ケサルカ故ニ外國自然人ハ聯邦市民ト平等ノ基礎ニ於テ商標擁護ニ對スル權利ヲ享有スヘシ一九二五年三月四日附訓令第六條ニ依リ(一九二五年「ソヴイエト」政府法令集第七十六號)外國法人ハ「ソヴイエト」聯邦領土內ニ於テ取引ヲ行フコトヲ許容セラレタル場合又ハ其本國ニ於テ「ソヴイエト」聯邦ノ法人ニ商標登錄權ヲ付與スル場合ニ於テ自己ノ商標ヲ擁護スル權利ヲ有ス商標登錄ノ申請ハ「レーニングラード」ニ在ル「ソヴイエト」聯邦最高國民經濟會議附屬發明事務委員會商標部ニ對シテ爲スモノトス聯邦領土外ニ存在スル企業ニ付テハ企業ノ存在スル國ニ於ケル同一ノ商標ノ登錄ニ關スル證明書ノ一定方式ニ依ル認證謄本竝ニ其ノ露譯ヲ提出スルヲ要ス

第七節　親　族　權

第一款　婚　姻

婚姻、家族及後見ノ權利ニ關スル問題ハ右權利ニ關シ內外ノ規定カ衝突スル場合ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ市民ノ身分行爲竝婚姻、家族及後見ノ權利ニ關スル法典及他ノ聯邦共和國ノ右ニ該當スル法律竝外國人ニ關スル「ウクライナ」及白露ノ規定ニ依リ解決セラル「ソヴイ

エト」國法ハ法律上ノ效力ヲ有スル婚姻ノ形式ヲノミ規定ス

「ソヴイエト」聯邦ノ領土ニ於テ取結ハレタル凡テノ婚姻ハ婚姻者ノ國籍ノ如何ヲ問ハス「ソヴイエト國法ニ準據シテ行ハルルコトヲ要ス右ハ婚姻ノ形式竝其條件(婚姻者ノ年齡其他)ニ付テ然リトス

例ヘハ「ウクライナ」規定第十五條第二項ニ曰ク「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於ケル外國人相互間又ハ外國人「ウクライナ」市民間ノ婚姻ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ法律ニ準據シテ行ハルルコトヲ要ス」

一般的ニ言ヘハ外國ニ於テ其土地ノ法規ニ從ツテ取結ハレタル婚姻ヲ認ムルハ「ソヴイエト」立法ノ傾向ナリト云フコトヲ得ヘシ「ソヴイエト」國法ハ婚姻自體ハ之ヲ其土地ノ法規ニ依ラシムル原則ヲ採ルモ婚姻ノ效果例ヘハ夫婦間ノ個人的又ハ財產的關係ノ如キハ之ヲ自國ノ法律ニ從ハシム現行法ニ依レハ「夫婦間ノ合意又ハ共一方ノ希望ハ離婚ノ原因タルコトヲ得」民法第八十七條)

離婚問題モ婚姻ニ關スル問題ト同シク領土主義ニ依ル即「ソヴイエト」國法ハ聯邦ノ領土內ニ居住スル外國市民ニ對シテ適用セラルルモノトス夫婦ノ離婚ニ依リ完了スヘキ離婚手續ノ要件ハ少クトモ一方ノ離婚ニ關スル意思表示ニシテ「ソヴイエト」立法ノ見地ヨリスレハ右意思表示ヲ以テ離婚完了ノ爲十分ナリト認メラル從テ外國ニ於テ其國ノ法律ノ命スル手續ヲ踏ミテ行ハレタル離婚ハ「ソヴイエト」聯邦ニ於テ其國ノ離婚手續ノ形式ノ如何ヲ問ハス承認セラルルモノトス

第二款 後見

後見ノ問題ハ市民ノ身分行爲ニ關スル前記法典第百八十四條乃至第二百四十六條ニ依リ解決セラルル第百八十五條ハ在外「ソヴイエト」聯邦代表者ヲシテ在外「ソヴイエト」聯邦市民ニ對シ後見ノ職務ヲ執行セシム同樣ニ未成年ノ外國人ニ對シテハ其外國人ノ居留スル外國ノ代表者ニ依ツテ後見ノ職務カ執行セラルルコトヲ得ルモノトス若シ外國ノ代表者カ後見ヲ拒絕スル場合ニハ未成年ノ外國人ニ對スル保護ハ地方敎育部ノ手ニ移リ同部ニ於テ之ヲ實行スルモノトス

第八節 相續權

各聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ採用セラルル相續法ニ據レハ法律及遺言ニ依ル相續ニ關スル問題ヲ直接ニ解決スヘキ規定ヲ存セス但シ外國人ニ關スル「ウクライナ」及白露ノ規定ニ於テハ若干ノ規範ヲ存ス例ヘハ「ウクライナ」規定第七條ハ「外國人ノ死後殘存スル財產ノ運命ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ法律ニ依リテ決定セラル但シ「ウクライナ」社會主義共和國ト他ノ諸國トノ國際條約ニ於テ特ニ別段ノ規定ヲ爲セル場合ハ此限リニ非ス」ト規定ス

乍然條約ノ規定ノ存セサル場合ニ於テモ「ソヴイエト」政府ハ動產ニ付テハ死者ノ本國法ノ適用ヲ認メ其ノ動產ヲ領事若クハ外交代表者ニ委ネ其ノ國ノ法律ニ從ヒテ之ヲ處分スルコトヲ得セシム「ソヴイエト」政府ハ條約關係ニアル國トハ一定ノ慣例ニ依リ相續分中ノ動產ノ交換ヲ喜ンテ爲スヘシ此ノ原則ハ既ニ「ゼノア」會議當時「ソヴイエト」代表ノ覺書中ニ於テ宣言セラレタリ相續者ノ本國法ヲ適用スル主義ハ「ソヴイエト」聯邦ノ名ニ於テ締結セラレタル凡テノ後ノ條約中ニ採用セラル最初ノ諸條約ニ於ケル相續ニ關スル條項ノ全文ハ「締約國ノ市民ノ死後殘存スル財產ハ全部其ノ死亡者ノ屬スル國家ノ領事若クハ夫レニ相當スル代表者ノ管理ニ移サルルモノトス」ト云フニ歸ス最初ノ諸條約ニ於テハ概シテ動產不動產ノ區別ヲ設ケス遺產全部ヲ死亡者ノ本國法ニ從ハシメタリ

其後「ソヴイエト」ノ國際的慣行ハ相續ニ付二重主義ヲ固執セリ(即チ動產ハ死亡者ノ法律ニ據リ不動產ハ領土主義ニ據ル)但シ現行民法ハ斯ル區別ヲ設ケス從テ(ソヴイエト)國法ハ相續法規ノ衝

現行民法ニハ「ソヴイエト」聯邦ニ於ケル外國人ノ相續ニ關スル問題ヲ直接ニ解決スヘキ規定ヲ存セス但シ外國人ニ關スル「ウクライナ」及白露ノ規定ニ於テハ若干ノ規範ヲ存ス例ヘハ「ウクライナ」規定第七條ハ「外國人ノ死後殘存スル財產ノ運命ハ「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國ノ法律ニ依リテ決定セラル但シ「ウクライナ」社會主義共和國ト他ノ諸國トノ國際條約ニ於テ特ニ別段ノ規定ヲ爲セル場合ハ此限リニ非ス」ト規定ス

乍然條約ノ規定ノ存セサル場合ニ於テモ「ソヴイエト」政府ハ動產ニ付テハ死者ノ本國法ノ適用ヲ認メ其ノ動產ヲ領事若クハ外交代表者ニ委ネ其ノ國ノ法律ニ從ヒテ之ヲ處分スルコトヲ得セシム「ソヴイエト」政府ハ條約關係ニアル國トハ一定ノ慣例ニ依リ相續分中ノ動產ノ交換ヲ喜ンテ爲スヘシ此ノ原則ハ既ニ「ゼノア」會議當時「ソヴイエト」代表ノ覺書中ニ於テ宣言セラレタリ相續者ノ本國法ヲ適用スル主義ハ「ソヴイエト」聯邦ノ名ニ於テ締結セラレタル凡テノ後ノ條約中ニ採用セラル最初ノ諸條約ニ於ケル相續ニ關スル條項ノ全文ハ「締約國ノ市民ノ死後殘存スル財產ハ全部其ノ死亡者ノ屬スル國家ノ領事若クハ夫レニ相當スル代表者ノ管理ニ移サルルモノトス」ト云フニ歸ス最初ノ諸條約ニ於テハ概シテ動產不動產ノ區別ヲ設ケス遺產全部ヲ死亡者ノ本國法ニ從ハシメタリ

其後「ソヴイエト」ノ國際的慣行ハ相續ニ付二重主義ヲ固執セリ(即チ動產ハ死亡者ノ法律ニ據リ不動產ハ領土主義ニ據ル)但シ現行民法ハ斯ル區別ヲ設ケス從テ(ソヴイエト)國法ハ相續法規ノ衝突問題ニ付テハ主トシテ條約上又ハ條約外ノ相互主義ニ據ル(條約協約及國際慣例)

相續稅ノ徵收ハ一九二五年一月十二日露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國中央執行委員會及人民委員會議ノ裁可セル遺產及贈與ニ依リ移轉セル財產ニ關スル租稅令ニ基キテ行ハル右租稅令ノ施行規則ニ依リ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國民事訴訟法ノ追加タル相續稅ニ關スル一九二三年五月十八日附露西亞共和國訓令ハ廢止セラレタリ前記租稅令ニ基キ各相續者ノ相續分ニ對シ累進的賦課ヲ爲ス外國人ノ相續分ニ對スル課稅ニ付テモ前記租稅令ハ外國トノ條約及協約ニ於テ別段ノ規定ナキ限リ適用アルモノトス

「ソヴイエト」立法ハ遺言ノ公證形式ヲ認ム乍然外交代表者及領事ニ於テ取扱ヘル遺言モ亦之ヲ認ム蓋シ領事規定ニ從ヘハ領事ニハ公證ノ權能カ付與セラレ居ルヲ以テナリ民事訴訟法第七條ハ遺言行爲ノ形式ヲ遺言完了地ノ法律ニ委ネタリ

極東露領

極東露領の行政機關

露領中地理的理由から日本と最も關係密接なるは極東露領、ダリニウオストーチヌイ・クライであるが、此地方は露西亞共和國を構成する一行政地域で、其中央行政機關たる極東地方ソヴイエト執行委員會の職員左の如し。

極東地方ソヴイエト執行委員會議長　チュツカーエフ
同　代理　ツエリーシチエフ
同　書記官　マーモノフ
同　ネズナーヒン
極東地方ソヴイエト執行委員會幹部會員　ガマルニク
チュツカーエフ　ツエリーシチエフ
イヅマイロフ　スモローヂン
コシュカリヨフ　マーモノフ
メドヴイエーデ　ラーヂン
リーデマン　トプトウーソ
スタリコフ　アナニイン
プロコペンコ
クダコフ
同　幹部會員候補者　アハニヤン
ネズナーヒン　スヴエトフ
コプイテン　ローボフ
スリユサレンコ
トウルンターエフ　グニリツキー
極東地方ソヴイエト執行委員會財務部長　リーデマン
同　教育部長　ポノマリヨフ
同　行政部長　チユヂヨウロフ
同　保健部長　ラーヂン
同國民經濟會議議長　スタリコフ
同　會議員　ピヨールシュキン
ベルコーヴイチ
ラストルグーエフ
同　商業部長　マスレンニコフ
同統一國家政治局長　ボロズニコフ
同　交通部長　オレイニコフ
同　勞働支部長　スウエトフ
同　社會保全部長　メドウエーヂ
同　極東統計局長　スリユサレンコ
同　極東自治部長　グニリツキー
同　稅關管理長官　ベレゾフスキー
同　漁獵局長　コブイチン
同　通信管區長官　フヨードロフ
同極東地方裁判所長　フレゴントフ
極東地方執行委員會幹部會附屬編成部長　ゴロフスコイ
朝鮮人事務に關する代表者　ベルグマン
タゴエフ
ソフローノフ
キム・ギリオン

極東露領の行政區劃

一九二六年一月四日露西亞共和國中央執行委員會幹部會の決議をもつて極東地方行政區劃の改變を行ひ舊來の四縣を廢して九管區（オクルーグ）を設置されるに至つたが之は主として經濟的考慮の下に成されたのであつた。

管區名	面積
チタ	一五八、八〇〇平方露里
スレチエンスク	七八、五〇〇
ゼーア	三九五、四〇〇
アムール	二〇七、八〇〇
ハバロフスク	一八九、八〇〇
ウラヂヲストク	七一、七〇〇
ニコラエフスク	四九九、六〇〇
サハリン	三三、七〇〇
カムチヤツカ	八七〇、〇〇〇
計	二、四九五、三〇〇

前表の如く新管區の面積は最小サハリンの三萬四千平方露里から最大カムチヤツカの八十七萬平方露里迄である、各管區の中心から極東地方の中心たるハバロフスクに到る距離は七百十九露里乃至四千三百十四露里で、平均一千四百五十二露里となる。全極東地方に於ける人口密度は一平方露里に付〇・七人である。

此等の九管區は南北二部に大別することが出來る。北部管區にはニコラエフスク、ゼーヤ、アルダン、カムチヤツカ、サハリンの四で、南部管區は浦鹽、ハバロフスク、アムール、スレーチエンスク、チタの五である。

北部四管區の面積は百七十八萬九千平方露里人口は十萬四千世帶數は一萬三千五百、である。又耕地面積は二萬二千三百デシヤチン、牧草地は二萬一千五百デシヤチンにして、馬一萬八千四百頭牛二萬三千頭、羊、山羊七百頭、馴鹿六十七萬四千七百頭、橇犬三萬五千八百頭を有する。

南部五管區の面積は七十萬六千七百平方露里、人口は百五十二萬二千、世帶數は二十萬二千三百である。而して耕地面積は百二十四萬九十デシヤチン、牧草地は四十九萬デシヤチンにして、馬五十萬三千頭、牛八十一萬三百頭、羊、山羊五十九萬四千五百頭、馴鹿三千三百頭を有する。

極東露領の人口

一、都市と農村

一九二六年十二月十七日に行はれた人口調査を基準とせる極東地方の推定人口は百八十七萬八百三十九人である。此內四十七萬四千四百七十四人は（二五・二%）都市及之れに準ずる部落の住人で百三十九萬六千三百六十五人（七四・八%）は農村に住んでゐる人である。

之を地方別に示せば左の如くである。

管區	都市及び之に準ずる部落の人口	農村の人口	小計	全體に對する%
チタ	九四、二八〇	二九三、一六九	三八七、四四九	二〇・八
スレチエンスク	二二、二七八	一八一、三八八	二〇二、六六六	一〇・八
ゼーヤ	二一、五二二	二六、六三二	四八、一五四	二・五
アムール	一〇〇、六七一	三〇〇、九〇二	四〇一、五七三	二一・四
ハバロフスク	六一、四二三	一二六、三二一	一八七、七四四	一〇・二
ウラヂヲストク	一六一、九一四	四〇三、六八二	五六五、五九六	三〇・二
ニコラエフスク	八、一九四	（二七、一七九）	三五、三七三	一・九
サハリン	二、五二二	（七、六七九）	一〇、二〇一	〇・五
カムチヤツカ	一、六七〇	（二一九、四一三）	三一、〇八三	一・七
計	四七四、四七四	一、三九六、三六五	一、八七〇、八三九	一〇〇・〇

備考　括弧內の數字は前回の調査人口

表の示すが如く、各地方の人口分布は頗る不同である。第一位を占むるものは、ウラヂヲストーク管區にして、極東地方人口の三分の一を占めてゐる。之に次ぐものは、アムール、チタ、スレチエンスク及ハバロフスク等の管區であつて、四萬八千人（ゼーヤ）乃至一萬人（サハリン）の人口を有する管區もある。

次に人口數の順位に依つて都市及小都市を列擧せば左の如くである。

一、ウラヂヲストーク（近郊を含む）	一〇七、四〇五人
二、ブラゴヴエシチエンスク	六四、九九九
三、チタ（近郊を含む）	六二、〇九〇
四、ハバロフスク	四九、六八八
五、ニコリスクウスリースキー	三二、一二一
六、スパースタ	一〇、六〇四
七、スレチエンスク	一〇、二五一
八、スヲボードヌイ	一〇、二四一
九、ボチカレオ	七、八四七
一〇、ニコラエフスク	七、四五六
一一、ペトロフスク（ザバイカル）	七、三〇一

一二、ネルチンスク
一三、イマン
一四、ゼーヤ
一五、アレクサンドロフスク(サハリン)
一六、ペトロパウロフスク

都市に準ずる部落は三十五ケ所であつて、其人口は八四、八五三人である。一部落は平均二、四二五人當りであるが、中には小都市に近い人口を有するものも數ケ所ある。例へばスーチヤン 六、八六九人、ヒロクー 五、〇二四人、チェルノフスキー炭坑—四、七一〇人、ザヴイタヤ—四、二九八人、モゴーチヤー三、九六九人、ルーフロヲー三、三四三人等の如き之れである。而して、此種の部落にして人口の小なるものは、オリガ—八六八人、トイグダ—八五九人、ウシムーン—八二六人、アマザール—七四二人、オホーツスク—七三八人、ダームブキ四九三人等である。

二、性別上より見たる人口

極東地方の人口を性別上から見れば、其數男子は九九六、六〇一人であつて女子は八七四、二三八人である。故に、男子一、〇〇〇人に對し、女子八七七人の割合となる。女子の割合が斯くの如く低いのは支那人(男)が多く居住してゐるためである。

都市と農村に於ける男女の割合を示せば左の如くである。

	男子一、〇〇〇人に對する女子の割合
都市及小都市	一六、六二
都市に準ずる部落	三九、四二六
農村	六六六、一六三

此の表に依れば、都會から農村に行くに從つて女子の割合が增加してゐるのが解る。

三、前回の人口調査との比較

前回の人口調査は、一九二三年に行はれたが、それから以後今回の調査に至るまでの人口動態を見るに、その間著しき人口の增加を認めざるを得ない。最近三年間に於ける極東地方の人口增加は二五六、一六七人であつて、前回の人口一五九%に當る。即ち一年に平均五%以上の增加である。之は移民が實施されたばかりの今日に於て、五%の增加は僅少とは言へない。

之れを管區別に示せば左の如くになる。

管區	三年間の增加人員	增加率(%)
タスレチエンスク	四四、五六八	一三•〇
ゼーヤ	一七、〇六五	九•一
アムール	四六、五五九	一三•一
ハバロフスク	四六、〇九二	三二•五
ウラヂヲストヅク	八二、二三二	一七•〇

比率上大なる增加をなしてゐるのは、ハバロフスク(三二•五%)とゼーヤ(三一•六%)の二管區である。前者は極東の行政的中心となれるため(ハバロフスク市だけで四五%も增加した)後者は該管區内にある金鑛が復興せるためである。實數上大なる增加をなしてゐるのは、ウラヂヲストーク管區の八二、二三二人、之れに次ぐものはアムール及チタの管區である。最少はスレチエンスク管區の九•一%にして辛うじて 自然增加率を追越してゐるに過ぎない。其他の管區(ニコラエフスク、サガレン及カムチヤツカ管區)に關しては未だ調査材料を入手せざるため玆に比較する譯には行かない。

一九二三年に對する一九二六年の人口增加を都市及農村別に示せば左の如くである。

	增加人員	增加率(%)
都市及小都市	三二、二五一	九•一
都市に準ずる部落	二三、一三八	三七•五
農村	二〇〇、六七八	一六•八

都市の人口增加は一般に少ない。若しハバロフスク市の增加率は僅か四•八%に過ぎない。ウラヂヲストーク、チタ、ブラゴヴエシチエンスク、ニコリスク等の大なる諸市は始んど不動である。夫れは區劃變更の結果、此等の諸市は行政的意義を幾分減殺されたからである。之れに反して行政上の中心になつたハバロフスク市は四五%、スレチエンスク市は三五四%の增加をなしてゐる。

最も大なる增加をなしたのは、都市に準ずる部落であつて、極東地方全體で三七•五%に達してゐる。其主なる原因は、地方行政區劃の變更や鐵道の便利等に依つて、中心化されたためであつて、チエルノフスキエ炭坑、モゴチヤ、エロフエイ•パウロウイチ、マグダガーチ等は之れである。

農村の增加率は、一六•八%であるから、極東地方全體の增加率(一五•九%)よりもやゝ多い譯である。

之を要するに最も多く人口の增加したのは、都市的部落にして、農村の增加は略々極東地方全體の增加率に近く、都會の增加は最少であつて、自然增加率よりもやゝ多いだけである。

註—因みに露國は近年多數の極東露領移民を歐露西伯利方面より送致しつゝあるので現在の住民數は前計數よりも遙かに增加せるものと見做される。

極東露領の產業狀態

(ハバロフスク發刊「チーホオケアンスカヤ•ズヴエズダ」紙所載)

本文は極東地方國民經濟會議長の要職に在りしスタヽコフ氏の第二回勞働組合大會の席上に於ける報告演說の抄譯である。

一、產業の發達

去る一九二六年一月に開催された第一回勞働組合大會に於て當地方の產業の振興問題が審議されたが、その結果、輸出品生產に從事してゐる產業の發展、產業の財政的確立、原價の低減、現存企業の完備、新企業の組織及び此等企業に從事する勞働者住宅の建設等の諸問題を實現することに決議した。第一回大會から今日に至るまで此等の諸問題が如何なる程度に實現されてゐるかをこれから述べる。

先づ產業の狀態が如何なる程度まで發達してゐるかと云ふに、一九二六—七年度の產業は著しく飛躍をなしてゐる。例へば一九二五—六年度の當地方產業總生產額は四千八十九萬留であつたが、一九二六—七年度には五千二百萬留に達し、前年度の約二七%の增加をなしてゐる。新年度に於ては六千萬留(前年度の二二•九%增し)に增加せしむる豫定である。この額のうちには、當地方國民經濟會議の管掌から分離したグリゾロト•トラスト(極東採金トラスト)の生產額が含まれてゐない。最初の豫算査定數字に依れば、新年度の增加率がもつと多かつたのであるが、詳細なる審査の結果、中央部よりの融出額の減少及び漁業の一部が當國民經濟會議の管掌から分離したることを考慮して二二•九%に決定したのである。

一九二五—六年度の產業生產品輸出は一千百萬留であつたが、一九二六—七年度には一千五百七十八萬七千留に達した。新年度に於ては一千六百萬留を輸出する豫定である。增加率の少ないのは漁業の一部が國民經濟會議の管掌から離れたゝめである。若し此の額を加算すべき二千萬留に達する豫定である。主要なる輸出機關は、石炭業、漁業、森林業で、其他の產業部門は輸出方面に於て重要なる役割を演じてゐない。

二、產業の財政狀態

一九二六—七年度に於ける產業發達の狀態を示すものは、大建設問題と產業運轉資金充足問題である。是等の狀態を數字で示せば次の如くである。一九二五—六年度に於ける大建設に投下せる資金は、大修繕及び新建設を加へ約三百萬留であつたが、一九二六—七年度に於ては六百六十四萬八千留に增加した。此の額のうちにはグリゾロトの分が含まれてゐない。新年度の大建設費は九百五十萬留の豫算である。

運轉資金充足問題はどうであるか? 一九二五—六年度に於ける當地方產業の運轉資金は、三百八十五萬留であつたが、一九二六—七年度には四百二十三萬二千留に增加した。新年度は四百三十四萬一千留の豫算である。此の增加は餘りに僅少であるが、グリゾロトや漁業の一部は右豫算のうちに入つてをらぬからである。斯の如くに、當地方產業の建設及び運轉資金として投下されてゐる金額は、一九二五—六年度には六百萬留一九二六—七年度に一千八十八萬留にして、新年度には一千三百九十萬留投ぜらるゝ豫定である。この一千三百萬留のうちには、當地方豫算超過額から支出さるゝ分が含まれてゐない。斯る超過額は、新年度に於ては約五百萬留に達する豫定である。從來の例に依れば、當地方產業は右五百萬留のうちの五〇%を受くることが出來る。故に若し此の額を加へれば、新年度の產業に對する投下額は一千五百萬留を超ゆることになる。

第一回勞働組合大會から今日に至るまでの間に當地方の諸機關、殊に當國民經濟會議は、中央當局の大なる注意を我が產業に向けしむることが出來た。その結果を數字に現はせば次の如のである。

一九二五—六年度に於て、當地方產業が中央當局から受けた融資額は四百五十萬留、昨年度には七百七十萬留であつたが、新年度には七百八十萬留融資さるゝことになつてゐる。若し、「ダリ、ゾロト」及び今回新たに組織された漁業企業、即ちカムチヤツカ漁業株式會社（略稱、アコ）に振り向けられる支出額を前記の額に加ふれば、新年度に於て當地方產業に對する中央當局からの融通額は、一千四百七十萬留に達し、前年度の約二倍に相當する。中央からの斯る財政的援助は、疑ひもなく當地方產業の發達に大なる飛躍を與ふべきは疑ひない。既存の諸企業の固定資本は殆んど完全に利用されてゐるから、以下に於て新なる大建設新企業及び新工場の設置問題について述べることにする。

三、當地方建設の狀況

一九二六—七年度の當地方に於ける新建設は左の方面に行はれた。「ダリ、ゾロト」のために二臺の漉爺機械を購入した。ペトロフスキー鑄鐵工場に小規模の增設をなした。バリヤギンスキーに工場を新設する爲め準備作業が着手された。カムチヤツカに魚類罐詰工場が完成された。

新年度に於ける建設は尙ほ一層擴張さるゝ筈である。前年度に於て起工された諸建設を完成すると共に、新企業の建設に着手する。漁業トラストが沿海地方に二つの魚類罐詰工場を新設し、且つ冷凍船及び罐詰工船の買入れを行ふ。此等に要する金額は約百四十萬留に達する豫定である。ペトロフスキー鑄鐵工場に於ける建設費は九十萬留その內七十萬留は中央よりの支出、二十萬留は前年度の繰越金を以つて充當される。

共他、本年度に於ては、ザバイカルに建設さるゝ樹脂樹油製造所の建設準備作業及びブクチヤチンスキー鑛區の試掘、北樺太に於ける石炭企業の完備等が行はれる。新年度に於ては、ザバイカルに建設さるリスクの油脂凝化工場にして、これが建設費は五十萬留に達する。尙ほ、同地に製油工場建設の準備作業も着手さるる筈である。斯くの如く、新年度に於ける新建設費は、「ダリ、ゾロト」及び「アコ」を除いても約四百四十萬七千留に達し、前年度の約二倍である。

前年度に於ける鑛業は、主として探査及び試掘に全力を注いだ。極東地方は諸鑛物の豊富な所であるが、今日に至るまで餘りによく調査されてゐない。前年度に於て探査及び試掘に支出された額は、極東國民經濟會議關係のものだけで二十萬留に達してゐる。勿論この額のうちには「ダリ、ゾロト」の五十萬留が加算されてゐない。此等の試掘の結果、既にある箇所に於ては好果を擧げてゐる。石炭方面に於ける狀況は殊に良好にして、新に發見されたブクチチェンスコー炭層の如きは良質のコークス炭である。又レチヌイ半島のタウリンスキー炭坑の如きは多大なる埋藏量を有することが明かになつた。スーチャン炭坑の如きも十年の壽命を有するに過ぎないと推定されてをつたが、地質的研究の結果、二倍半も多くの埋藏量を有することが明かになつた。

四、各產業部門の狀態

極東地方に於ける重要なる產業部門の狀態は何うであるか、先づダリザヲード（前の浦鹽造船所）から述べることにする。

今日に至るまでのこの營業狀態は決してよい狀態ではなかつた。その主たる原因は確固たる事業計畫を持たないためであつた。故に生產上に必要なる材料を仕入れる譯にも行かず仕事の上に多大の支障を來たしてをつた。新年度に於ては從來の遣り方を一變し、整然たる計畫のもとに生產をなす方針を立てた。その結果新年度に於ける生產綱領を前年度の二倍に增加せしむるに至つた。此工場には造船部、ボイラー製造部、漉金機製造部、船舶修理部を新設する計畫である。此がためにはモスクワより相當の資金を得ることが出來る筈である。その曉には當工場の財政狀態が改善されて、生產綱領が完全に行はるゝに至るであらう。

新年度に於ける「ダリレス」（極東林業トラスト）の生產綱領は殆んど前年度と大差ない。その原因は、第一に伐採林の一部は營業價値のないものがあるためと、第二に「ダリレス」は或る地方に於て勞働力を利用し盡してゐる所があるためと、第三我が木材の外國市場の不利な展開等である。周知の如く、「ダリレス」の生產木材の八五—八〇%は輸出されてをり、その大なる輸出先は日本である所が、目下日本の政府筋では原木に輸入稅を課せんとする論議が盛んに行はれてゐる。同國に於ては製材に對しては既に輸入稅を課してをるが、今回原木一立方呎に對し十一哥の課稅をなさんと試みてゐる。若し此が實現の曉には我が國の林業發達に可成の障害を齎すべきは明かである。玆に於て、此の障害を出來るだけ少ない程度に止めるためには他の輸出先を見出すと共に、內國市場に於ける販路を開拓せねばならない。

漁業は前年度に於て組織上に或る種の變化を生じた。カムチヤツカ漁業株式會社が組織され、オホーツク地方カムチヤツカ地方の有ゆる漁業が右の會社に合併された。從つて漁業トラストの活動は、地理的には餘程局限された。にも拘らず一九二七—八年度には八百萬留の生產綱領を立てた。前年度の六百五十萬留に比較すれば可成りの增加率であるが、當地方水域には豐富なる魚群を有するから實現の可能がある。

次に石炭業に付て述べる。我々は當地方の石炭業を一つのトラスト「ダリウゴリ」に統一し、これを聯邦的意義を有する企業たらしめんとし、モスクワに要請した。今日まで石炭業は他の產業部門に比較して開發が後れてをり、石炭の輸出は殆んど問題の圈外にあるかの如き觀があつたが、若し石炭業開發のために巨額の投資を行へば從來の面目を一新することが出來る。但し、當地方の豫算を以つてしては此の問題を解決することが出來ぬので、「ダリヴゴリ」トラストを組織して中央の資本的援助を必要とするに至つたのである。目下このトラストに加入してゐるのは、チェルノフスキー炭坑、キウデンスキー炭坑、アルテム炭坑、タウリチャンカ炭坑、スーチャン炭坑、サハリン炭坑である。

極東露領各種報告

（ロシヤ共和國人民委員會議に於ける極東地方執行委員會長チウチカエフ氏の報告）

一、ソヴイエト主權の確立運動

極東地方に於けるソヴイエト主權確立運動は、その地理的政治的に特殊な事情にあるため、可成り永續的にして且つ困難なものであつた。その關係上浦潮の如きは、一九二二年十月二十五日に至つて始めて外國の武力干涉と組織的な反革命から解放された。此の日を以つて、市民戰は終りを告げ武力干涉や、擊破された白軍殘黨と戰つて來た勞働者や農民の勇士的な數年が終りを告げた。同時に、極東地方を中央から隔離して置く必要がなくなり、强要的な緩衝國も自然消滅した。

斯る次第であるから、ソヴイエト聯邦の十月革命及びソヴイエト政權の十年祭當時、極東地方にだけ抱擁し、且つその住民を最大限に增加せしめその生活水準を全般に高め、これに依つて經濟的於けるソヴイエト政權はやうやく五年を數ふるに文化的建設の優秀なる典型を造らうとしてゐる。過ぎない。ソヴイエト政權の經濟と文化に睨く併極東地方の領域は、ソヴイエト聯邦の八分の一合した極東は、ソヴイエト化に後れた歲月を取りを占めてをり、その人口は一九二七年の調査に依返すために大なる意志と精力を傾注した。斯くしれば百九十萬八千八百人にして、その增加率は四て極東地方の經濟文化の建設は大なる結果を收む一五%に達し、聯邦の他地方よりも多くなつてゐるに至つた。る。都市と農村に於ける人口の相對關係も異つてゐる、即ち聯邦に於ける都市の人口は人口總體ら

極東地方はその領域廣大なるため、氣候的事情も動物棲息地帶も多種多樣にして、大氣の乾濕著しく、氣壓の動搖も甚しい。此の地は廣漠にして一般に人口が稀薄である。而して自然富源は豐富である。海岸線は一萬八千粁餘に及んでゐるが、產業的にも經濟的にも價値のあるのは西方及び大陸方面であつて、海岸は殆んど全部無價値である。

極東地方は、その地理的事情に依りソヴイエト聯邦に於て特殊な地位を占めてゐる。聯邦の中央から最も離れてゐる極東地方は太平洋諸國に直接に面してゐる關係上、聯邦のためには、發展しつゝある世界生活と經濟的及文化的に接觸する重要な地點の一つとなつてゐる。

斯る意義を保證するものは先づ第一に鐵道によつてシベリヤと聯邦の中央とを聯絡してゐる不凍（?）港の浦潮である。急速に增大しつゝある貨物取引高は浦潮をして世界的意義を有する港たらしめる。別方面に於ては、莫大な自然富源は、極東地方の大なる經濟的將來を約束してゐる。

ソヴイエト聯邦は、極東地方の生產力を出來るだけ發揮し、

一六%であるが、極東地方は二六%に達してゐる。人口の密度は、カムチヤツカを除き、一平方露里に一・三人當りである。聯邦の平均は六、六人朝鮮は八三人、日本は一五一・七人になるに對比すれば甚しい相違である。

三、極東地方の富源

極東地方總面積のうち農業に適してゐる土地は三分の一、即ち八十萬平方粁である。而して既に住民の利用してゐる土地及び近き將來に利用さるべき土地は、二千七百萬ヘクター近くである。そのうちには、(米作五十萬ヘクター)及び大豆栽培(數百萬ヘクター)に利用し得べき土地が含つてゐる。然し、耕作適地の割合は、ソヴイエト聯邦全體では約三五%を占めてゐるにも拘らず、極東にありては僅か一五%を占むるに過ぎない。

極東地方に於ける森林地總面積は、カムチヤツカを除き九千六十萬ヘクターにして、聯邦森林地面積の二二%以上である。

漁業に關しては、最近此の方面の研究に着手したばかりであるから、水産富源の組成、年産額の豫想等を數字的に示すべき十分なる材料がない。然し、極東地方の水産富源は宏大なものであることは明かである。この領海に於ける漁獲高は、ソヴイエト聯邦に於て第二位にして即ち裏海に次ぎその收入に於ては聯邦水産收入の過半を占めてゐる。

領域内に埋藏してある鑛物富源に至つては、實に偉大なものである。その一端を數字的に示せば左の如くである。金は八千百九十噸、石炭は三十五億噸鐵は九百萬噸、銀は一萬一千四百噸、亞鉛は百八十八萬三千噸、重石は二千三百噸、鉛は二百四萬七千噸、石油は地質協會の算定に依れば五億噸である。

極東地方を研究するに從つて、その鑛物の埋藏量も益々的確になつて行く。最近二ケ年の調査の結果、北樺太に多量の石油と良質の石炭が埋藏されてゐることが判明し、極東地方の石油石炭業の發展に大なる可能性を與へた。

四、極東地方産業の發展

極東地方は約一年前に産業の恢復を完了し、今や今後の發展に取り掛つた。

一九二六—七年度に於ける地方國民經濟の總產額は三億七千五百萬留(其内、農業產額は二億千七百萬留、工業產額は一億一千八百萬留)に達し最近二年間に於ける增加率は、毎年平均一三%になつてゐる。

同年度に於ける一人當りの總收入は、百九十一留五十哥にして、聯邦のそれよりも遙かに多い。然し、此の地方の總產額及び實際的收入の實數が聯邦よりも多くなつてゐるが、その增加率は聯邦の平均速度の四分の三に過ぎない。故に今日に於て地方產業の發展方策を講じないならば、聯邦の生活水準から著しく後るゝ恐れがある。

五、農產と工業

極東地方は、その現在の經濟組織から見れば農業原料地と言ふことが出來る。農業產額は國民經濟總產額の七〇%を占めてゐるからである。殊に、最近の農業は特種栽培(米、大豆、向日葵)に變化しつゝあり、その耕作地面積も年々增加してゐる。

極東地方の工業は、革命前に於ては一般的水準に達してをらなかつた。革命後に於ては地方の各種富源を利用して工業の復興に着手した。

生產物の量から見れば、國營工業(採金業を含ます)は戰前の水準に達してゐるが、戰後に於ける地方市場に出廻る商品は本質的變化をなし、地方產商品の意義は著しく高まつて來てゐる。

一九二六—七年度に於ける仲介的商品取引額は三億六千三百五十萬留に達し二四五年度の殆んど三倍に當り、その增加率は毎年二四—三二%であつた。最近に於ける外國貿易は常に輸出超過となつてゐる。

浦潮港の取扱貨物は既に戰前の水準を突破し、一九二〇年には僅々五十五萬八千噸に過ぎなかつたが今日では百九十萬噸に達してゐる。浦潮港の取扱貨物はその量から見れば聯邦の第二位(バクウ港に次ぐ)にして、世界の港灣のうちでも優秀なる地位を占めてゐる。而して前記の百九十萬噸のうち百四十萬噸は浦潮港通過貨物にして、此の點に於ては聯邦唯一の港灣である。現在此の港に二千萬留の技術的改良費を支出することになつてゐる。尙ほ北樺太のアレクサンドロフスクにも築港事業を起すべきことが問題となつてゐる。此の地は、產業的に大發展をなしてゐるので、その生產物や製品の輸送を容易ならしむることが必要である。

極東に於ける貨物輸送道路は頗る不十分であ

る。之れを改善するためには多額の地方豫算を必要とする。道路の改修は移民事業と相關聯してゐるから、之れに要する費用の一部は移民機關から誘致する必要がある。

六、國營化されし產業の狀態

商業及び生產業方面に於て國營化された產業狀態は頗る良好にして、國營工業及び鑛山業の如きは八五%を占めてゐる。但し採金業の如きは未だ後れてをつて金產額の五〇%以上は個人企業の占むる所である。

商業仲介的商品取引方面に於ける國營及びコーペラーツイヤ機關の活動は目覺しいもので、此の方面に於ける取引額の七二、四%を占めてゐる。小賣方面に於ける個人商店は今日に於ても相當な役割(四四、六%)を演じてゐるが、然し最近三年間に幾分(約一〇%)の減少をなしてゐる。

社會文化的建設方面に於ける雇傭人は七%增加してをり、三年間に於ける實質勞銀の增加は三九%である。

醫療事業はまだ〳〵滿足すべき狀態に達してをらぬため、目下地方の機關は之に十分なる注意を拂つてゐるから今後は改善されて行くであらう。

國民教育に於ては、地方機關が一般初等教育の實現に努力してゐる。住民も悅んで之れに援助を與へ、物質的にも可成り寄與してゐる教育方面に於ても最も困難を感じてゐるのは、職業的技術的教育である。

極東地方の缺點として擧ぐべきものは、住民の稀薄なことである。然も移民事業は非常に困難である。密輸入が可成り行はれてをつた諸縣を、極東地方と名づくる一つの經濟的行政的單位に統一した區劃變更事業は、一九二五年に完了した。これは極東の將來に最も重大なる意義を與ふるものである。

區劃變更の結果は、實施後短期間なるにも拘らず、既に經濟的鞏固と發達の意味に於ても亦ソヴイエト建設の意味に於ても好成績を擧げてゐる。今回の區劃變更は、極東地方を十管區に分け、更に七十七區に分け、これを三千八百三十五部落に細分してゐる。從來、經濟的に微力な鄉村を、有力なる經濟的及び行政的單位に合併して一つの區を創成すると共に、全般的に行政機關を縮少した。其の結果、下級機關は質的に改善され、大衆に接近して來た。區劃變更の結果は選擧方面に於ても觀取される、即ち住民の參加率は年々增加してをり、一九二六—七年度に於ける增加率は農村は五〇%、都市は五二%にして、選擧に依つて組織されてゐる機關の質も改善されて來てゐる。即ち、區機關の成員中の大部分は中農貧農が占むるやうになつた。

八、土着民に對する活動

ソヴイエト聯邦領内に居住してゐる北方土着民の數は十四萬六千人にして、そのうち極東地方領域に居住してゐる數は三萬餘である。而も此等の土着民は、有ゆる方面から見て多種多樣である。人種的に見れば二十種餘に分れてをるが、大半はパンアジアト族かマレイ族か若しくはマンヂウリ、トングス族の孰れかに屬してゐる。

經濟的關係に於ては、狩獵のみをなすものと馴鹿飼育をなすもの、漁撈のみをなすものと海獸捕獲をなすものとあるが、季節に從つて一つの職業から他の職業に轉ずるものもある。文化的發展方面に於ても斯樣な多樣性が觀取される。極東地方のソヴイエト化に着手した當初から、ソヴイエト官憲は此等土着民に對し、最善の方策を講じて、文化的、社會的、經濟的、行政的にロシヤ人と同樣な地位を與へ且つ彼等の自覺と經濟的活動の振興を計つた。一九二六—七年度には百二ケ所に土着民のソヴイエトが組織された。一九二七—八年度には土着民の十區の機關が組織される筈である。

土着民の國民教育方面に於ても相當の達成をなし、學校網が可成り擴張され、一九二七—八年度には三十九校に於て授業される筈である。其他、浦潮大學及びハバロフスクの師範學校に土着民部が開設されてゐる。

一九二六—七年度に於て、極東地方土着民地區のために、保健人民委員部の一移動隊と赤十字の五移動隊が組織され、各土着民地區を巡廻して診療を行つた。一九二七—八年度には、十個の醫師移動隊を組織して巡廻せしむる豫定である。

ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ АКЦИОНЕРНОГО ОБЩЕСТВА „НИППОН ГИОМО СЕНГУ КАЙША“

Акционерное общество „Ниппон Гиомо Сенгу кайша“, с того момента когда между Союзом ССР и Японией возобновились нормальные дипломатические и экономические отношения и у Союза ССР выявилась значительная потребность в рыболовном оборудовании для советских промыслов взяло на себя обязательства по снабжению советских промыслов в Приморье, Николаевске на Амуре, Охотске и на Камчатке как неводами для рыбалок лососевых, сельдей, сардин, крабов, дельфинов, трески и других промыслов, так и принадлежностями рыболовства, рыболовными снастями, маслом, парусами и т. д., через Торговое Представительство Союза ССР в Японии, при чем потребители оставались весьма довольными качеством поставляемых обществом товаров.

Последнее об'ясняется тем, что общество „Ниппон Гиомо Сенгу кайша“, имея в своем распоряжении опытных инженеров, прежде чем выпустить товары своего производства на рынок, ведет тщательное и подробное исследование качества товара, после которого для испытания передает их в Об'единенное Рыболовное Общество, Японское Краболовное общество, Японское Траллерное общество или в другие заинтересованные предприятия рыбной и морской промышленности и только после того выпускает эти товары на рынок для продажи.

Общий оборот общества за первое полугодие 1928 года достиг 3.500.000 иен.

Районы обслуживания продуктами производства общества весьма обширны и включают всю Японию от Сахалина до острова Формозы, острова южного полушария, СССР и другие страны.

Правление общества находится в Симоносеки, Ханано-чо № 23 (телефоны №№ 1013, и 926) и его отделения в следующих пунктах Японии:

Отделение в Токио: Маруноучи, Маруноучи Бильдинг, комната № 861.
Телефон: Маруноучи 2840.

Отделение в Осака: Осака, Кита-ку, Дозима Бильдинг, комната № 405.
Телефон: Кита 2435.

Отделение в Хакодате: г. Хакодате, Суэхиро-чо № 103. Телефон: № 1469-1689.

Отделение в Килуне: Формоза, город Килун, Шосеито. Телефон: № 765.

Во главе правления общества состоят следующие лица:

Директор председатель правления—Х. Сузуки (член Нижней Палаты).

Директора распорядители: Я. Широяма и С. Миноде.

Основной капитал общества — 1.000.000 иен.

Ниже мы помещаем перечень предметов производства общества „Ниппон Гиомо Сенгу кайша“:

Рыболовные невода, судовые принадлежности, окраска неводов и веревок, заказы по таковой окраске, снасти и веревки, металлические части судов, инструменты для промыслов, различные масла, жестяная ленточная обивка, паруса, пергамент, плавучие сети, сигнальные фонари, керосиновые и нефтяные моторы, телеграфные аппараты, радио и др.

最近の二ケ年間に土着民の穀物倉庫を創設するため國家が十萬留以上を支出してゐる。

昨年「カムチヤツカ」株式會社が創立されたので、土着民に對する工業品供給問題が有利に解決されるであらう。

北方土着民の經濟的文化的發展のためソヴイエト機關の開始した事業は、今後益々深化せしめ擴張せしめて、地方土着民の大なる要求を十分に滿足せしめねばならぬ。

九、極東地方の經濟的文化的發展の五ケ年計畫

極東地方の經濟的文化的發展計畫の根本的重點は、地方の住民の增加と、勞働者農民の生活水準の向上に置いてある。今後五ケ年間の住民の增加は、自然增加とソヴイエト聯邦中央から計畫的に移民される勞働者農民及び手工業者等の移民と自由移民とに依つて決定される。五ケ年間に計畫的に移民さるべきものは、四十七萬五千人の農民移民、七萬五千人の勞働者、職人移民であつて計畫外に流入して來るものは約十二萬人と豫想してゐる。

斯の如く、五ケ年後即ち一九三二年一月一日に於ける極東地方の人口は、自然的及び人工的增加を加算すれば約二百九十一萬二千六百人にして、五ケ年間に九十五萬六千五百人、卽ち五ケ年計畫實施當時の四九%增加する見込である。

産業復興は、農業よりも工業により多く注意を拂ふことになつてゐるので、地方國民經濟の今後の產額にも反映して來る。五ケ年計畫に依れば農業の產額は七四·二%(一九二六—七年)から六八、八%(一九三一—三二年)に低下するものと見、之れに反し、工業の產額は二五、八%から三二、二%に增加するものと見てゐる。今後の農業は、特種栽培(米、大豆)の發展に重點を置くことになつてゐるから、產額の內容も餘程違つて來る。林業及び漁業の產額を增加せしむるためには一方からは新らしい地區及び新しい種類(卽ち林業に於てはエゾ松とトド松、漁業に於ては鱈)を包攝し他方からは新らしい工場製材工場パルプ製紙工場魚類罐詰工場を新設して合理的に加工製造することになつてゐる。

工業を發展せしむるには、主として國營工業、殊に現存の各種部門—石炭、紅屋板製造、製粉、食料品製造、冶金等の部門—を擴張し、尙ほ新しい工業部門—石油、各種鑛業、紡績、精油等の部門—を新設する。勞働能率の增進及び生產の合理化を計ることに依つて、五年後には生產費の原價及び卸値を低下(大工業生產品にありては二〇%小工業生產品にありては一五%)せしむることが出來る。農產物の値段も約一一、五%低下せしむることが出來るから、現存の如き兩者の値開きが短縮されるであらう。毛皮の値段は今日よりも幾分引き上げて、外國市場の値段との開きを少なくして今日行はれてゐるが如き密輸出を防止する。

「日露年鑑」奥付

【定價金拾圓】

昭和三年十二月二十五日發行
昭和三年十二月二十三日印刷

不許複製

編纂者 東京市麹町區有樂町一丁目一番地 茂森唯士

發行者 東京市麹町區有樂町一丁目一番地 上田半治郎

印刷所 東京市京橋區木挽町一丁目十一番地 山崎印刷所

印刷者 東京市京橋區木挽町一丁目十一番地 安藤忠一

發行所 三菱二十一號館 日露貿易通信社
電話丸の內(四四)六四四五番
振替東京四三〇一五番

туда где в нем была нужда и было в первых рядах по устройству в Японии различных группировок, преследовавших культурные цели и прибывавших в Японию. Так было тогда, когда Японию весной 1926 года посетил известный советский писатель Борис Пильняк и когда весной 1927 года в Токио и Осака была открыта выставка произведений советского изобразительного искусства. В последней организации общество не мало потрудилось вместе с другими организациями для ее осуществления. Летом 1928 года по случаю гастроли японских артистов японского классического театра „кабуки" общество выпустило специальную брошюру на русском языке с целью ознакомления русской публики с японским театром „кабуки" вообще и гастролями японских артистов в СССР в частности.

Несмотря на то что обществу в исполнении намеченных им заданий зачастую приходится ходить по мукам, из за недостатка средств и встречаться с различными затруднениями, оно в предстоящем 1929 году, вступая в 4-ую годовщину своего существования, намерено расширить круг своей деятельности.

ОБЩЕСТВО „МОСКВА КАЙ".

В октябре 1928 года в Токио создалось весьма оригинальное общество под именем „Москва кай". Членами общества могут состоять лишь те японцы, которые побывали в Москве после восстановления дипломатических сношений между Японией и СССР и создано с целью об'единения и обмена мыслями и воспоминаниями между членами общества на собраниях устраиваемых обществом „Москва кай". Общество это было создано по инициативе следующих лиц: Фурусава Какухон, Иокои Хансабуро, Яманоучи Киодзи и Хасигучи Цукума.

Членами общества в настоящее время состоят следующие лица:

Мацумура Синичиро,	Охама Киичиро,	Хасимото Дзиппи
Косида Токузиро,	Иде Масатака,	Иосида Сакае,
Ниси Харухико,	Симада Масакиио,	Оката Сейшуку,
Сасаки Сейго,	Уэда Сентаро,	Иокой Хансабуро,
Умеура Кенкичи,	Нарита Тадамаса,	Такигучи Кичиносуке,
Сенума Какусабуро,	Исигами Риндзиро,	Каваками Тосихико,
Окумура Масао,	Тасака Ичироо,	Икеда Кензоо,
Яманоучи Киодзи,	Сато Жюничи,	Накамура Масааки,
Катоо Исозоо,	Наказато Сигедзи,	Ямада Бундзи,
Кониси Масутаро,	Фурусава Какухон,	Накатани Садамори,
Сасаки Хейдзиро,	Хирацука Цунедзиро,	Хасигучи Цукума,
Готоо Симпей,	Маеда Тамон,	Танака Сейдзиро,
Мори Коозо,	Секине Сейичи,	Сагаки Кан,
Ясуги Садатоси,	Ионекава Масао,	Яманоучи Хосуке,
Акита Ужяку,	Осе Кеиси,	Цукахара Кайичиро,
Гундзи Гороо,	Такаку Дзинносуке,	Нагахара Сигеки,
Ябе Томое,	Кухара Фусаносуке,	Ито Бункичи,
Ватанабе Нин.		

ТАЙРО КЕЙЗАЙ ДАНВА КАЙ.*)

(Общество дружеских собеседований заинтересованных в экономической связи с СССР японских деятелей)

15-го сентября 1924 года, по инициативе г. г. Матано, Каватани, Ясака и др. в Японии было организовано общество „Ничиро Дзицугио Данва кай" (Японо-русское общество дружеских совещаний деловых людей), которое 10 октября 1927 года, изменив свое название на „Тайро Кейзай Данва кай" (Общество дружеских собеседований заинтересованных в экономической связи с СССР японских деятелей) с тех пор существует под этим именем. Важнейшие пункты устава этого общества в общих чертах сводятся к следующему:

Общество ставит своей целью улучшение и развитие экономических связей между обоими странами и увеличение благополучия обоих народов.

Для достижения вышеуказанной цели, общество занимается изучением и исследованием экономической жизни обоих стран и обменом мнениями между своими членами по этому поводу.

Главное правление общества помещается в городе Токио и отделения в других местах Японии.

Членами общества могут состоять лица, имеющие экономические связи с СССР.

Правление общества составляется из нескольких распорядителей, из среды которых выбирается один председатель правления.

Распорядители избираются на Общем Собрании членов общества.
на срок 2 года.

Распорядители составляют президиум общества, распоряжаются всеми делами общества и разрешают все важные вопросы.

Главный распорядитель или председатель правления общества является представителем общества.

Очередное Общее Собрание общества созывается один раз в год ежегодно.

Совещания правления созываются председателем его или открываются по просьбе не менее 5 распорядителей.

Членский взнос для членов общества устанавливается в следующих размерах:

Для частных лиц ... ... 6 иен в год.

Для юридических лиц или группировок ... 20 иен в год.

В состав правления общества в настоящее время входят следующие лица:

Ивасаки Наото,	Ясака Масадзи,	Ирино Торазоо,
Яманоучи Киодзи,	Сузуки Сигехару.	

Число членов общества на 1 октября сего года исчислялось в 38 человек внутри Японии и 15 человек на иностранной территории.

Постановления общества могут быть изменены по согласию более двух третей присутствующих на Общем Собрании членов общества.

---

* **Примечание**: По характеру, который носит эта группировка ее можно было бы отнести к группировкам, имеющим своей целью установление экономических связей с СССР, но в виду того что эта группировка в действительности не производит никаких экономических сделок, а собирается лишь для собеседований и обмена мнениями, мы включили ее в число группировок преследующих культурное сближение между обоими народами.

граф Гото. До конца марта сего года училище выпустило 267 учеников, успешно закончивших весь курс училища.

Общество в настоящее время насчитывает 453 человека членов.

Ниже мы приводим состав президиума общества, его директората и список действительных членов общества.

Президент общества — Его Императорское Высочество Принц Кан-ин-номия

Председатель общества — Граф Симпей Гото.

Почетный председатель общества — Полномочный Представитель СССР в Японии А. А. Трояновский

Члены Совета:

Ионезиро Ито, Зюнносуке Ито, Виконт Кикузиро Исии,
Еизо Исизука Кинтаро Хаттори, Зиро Харада,
Кеизиро Хори, Кахеи Оотани, Кацусабуро Ватанабе,
Кейсабуро Като, Такези Кавамура, Чокуон Катаока,
Корекио Такахаси, Тоиокичи Такамацу, Такума Дан,
Зюичи Соеда, Токугоро Накахаси, Кейзи Наката,
Барон Юзиро Накамура, Киоси Нонака, Куметаро Ямамото,
Мотохачи Яги, Ханичиро Ясухиро, Барон Иоу Мацуока,
Барон Такаси Масуда, Барон Тораносуке Фурукава, Барон Хейтаро Фузита,
Райта Тояма, Барон Сеиносуке Гоо, Тейдзио Егучи,
Барон Иосиро Сакатани, Сюнкичи Минобе, Сюнзи Мияо,
Такеси Сирани, Виконт Ейичи Сибусава, Симакичи Сузуки.

Директора:

Томитаро Хара, Синтаро Оохаси, Канзи Като,
Тосихико Каваками, Райзо Тацуй, Барон Гиичи Танака,
Масатаке Накасима, Тецукичи Курачи, Садатоси Ясуги,
Киохей Магоси, Гентаро Симура, Мичинари Суэнобу.

Управляющий канцелярией общества:

Сейичи Секине.

Почетный член общества:

А. Н. Венцель.

Чрезвычайные члены общества в Токио и Иокохама:

Барон Кюя Ивасаки, Барон Коята Ивасаки, Кинтаро Хаттори,
Рокуро Хара, Томитаро Хара, Кейсабуро Хасимото,
Сузу Хосино, Синтаро Оохаси, Кахей Оотани,
Корекио Такахаси, Тонокичи Такамицу, Хейхачи Танака,
Гинносуке Танака, Зюичи Соеда, Хисахиро Найто,
Токугоро Накахаси, Симбей Кунизава, Камесабуро Ямасита
Куметаро Ямамото, Зензабуро Ясуда, Киохей Магоси,
Барон Тораносуке Фурукава, Гинзиро Фузивара, Граф Симпей Гото,
Барон Хейтаро Фузита, Тецума Акахоси, Юносуке Сасаки,
Барон Сейносуке Гоо, Сюнкичи Минобе, Соичиро Асано,

Барон Хачирозаемон Мицуй, Касуке Сибуя, Гентаро Симура,
Виконт Ейичи Сибусава, Мичинари Суэнобу.

Чрезвычайные члены общества в провинции:

Тецутаро Икеда, Акакичи Ида, Кейзиро Хори,
Уситаро Очиай, Сеибей Кавариси, Наокичи Канеко,
Садасуке Таки, Сеймей Соне, Тоиосабуро Накай,
Ямази Муто, Фузимацу Янагита, Козиро Мацуката,
Нанаме Масуда, Барон Зеннемон Коноике, Таданао Акияма,
Такеносуке Юаса, Сейги Хино, Сюро Мори,
Ивазиро Сузуки, Ионе Сузуки.

ЯПОНО-СОВЕТСКОЕ ЛИТЕРАТУРНО-ХУДОЖЕСТВЕННОЕ ОБЩЕСТВО.

В марте 1923 года друзьями СССР, с целью изучения выдающихся произведений советской литературы и искусства и рекомендации их японской публике, обмена произведениями искусств и другими культурными ценностями между СССР и Японией и культурного сближения обоих стран было организовано Японо-советское литературно-художественное общество, при котором были учреждены следующие отделы:

1. Издательский отдел. Отдел этот в настоящее время издает ежемесячный журнал-орган общества „Японо-советское исскуство“, в котором рекомендует японским читателям произведения советских выдающихся писателей и в незначительной степени произведения японских пролетарских или других писателей)
2. Отдел изучения советской литературы, искусства и культуры.
3. Лекционный отдел. На обязанности этого отдела лежит организация лекций по вопросам японо-советской литературы, искусства и культуры. За небольшой промежуток времени своего существования общество организовало уже достаточно много лекций докладов, большая часть которых имела целью рекомендацию советской литературы и искусства.
4. Финансовый отдел.

Для выполнения функций каждого отдела из среды членов общества избирается несколько комиссий, которые из своей среды избирают распорядителей, из которых и организуется президиум общества.

Правление общества находится в Токио Сигай Камимегуро № 1949.

В настоящее время президиум общества состоит из следующим лиц: Акита Удзяку, Ида Коохей, Осанай Каору, Ионекава Масао, Сигемори Тадаси, Канеда Цунесабуро, Авая Кесадзи, Сава Сейчо, Такахаси Бансей и Накане Хироси.

За истекший период времени с учреждения общества до сих пор общество проявило значительную активность в ознакомлении японской читающей публики с произведениями советских литераторов, а также творений советского мира искусства вообще. Не имея достаточных средств для осуществления своих желаний, общество все же хотя и не в значительной степени съумело дать несколько образцов произведений японских писателей для ознакомлеиия с ними советских читателей. Общество всегда шло охотно

известный деятель Японии, крупная величина в торговопромышленном мире Японии, занявший пост министра почт и телеграфов после своего возвращения в Японию.

В этом же году в декабре месяце с той же целью из Японии выехал другой известный политический деятель виконт Гото (в связи с коронованием Императора пожалованный титулом графа), в свое время положивший не мало труда для восстановления дипломатических и экономических отношений с СССР.

Перечисленные посещения, конечно, сыграли большую роль в углублении и укреплении культурных связей между народами.

В 1928 году с 10 по 16 сентября в СССР было организовано празднование столетнего со дня рождения юбилея великого мыслителя земли русской Льва Николаевича Толстого, на которое из Японии был приглашен известный руссовед профессор Нобори Шому.

С 11 по 21 октября 1928 года, по инициативе Всесоюзного общества культурной связи с заграницей и при содействии Полномочного Представительства Союза ССР в Японии, в Историческом Музее в Москве была устроена выставка литературных произведений японских детей, которая дала блестящие результаты.

В последнее время в СССР интерес к литературе, живописи и другим отраслям искусства Японии и Востока возрос до необывалых размеров, благодаря чему мы в настоящее время являемся свидетелями того что многие японские произведения переводятся на русский язык японоведами в СССР.

Гастроль японского классического театра „кабуки“ в СССР.

Наибольшим же вкладом в дело культурного сближения между Японией и СССР явилась гастроль артистов японского классического театра „кабуки“, организованная по приглашению из СССР от Всесоюзного общества культурной связи с заграницей.

Труппа артистов японского классического театра „кабуки“ была составлена из лучших артистических сил театра „кабуки“, во главе с известными актерами Ичикава Садандзи, Сиочо, Арадзиро, Эншио и других, общим числом в 47 человек. Труппа выехала из Японии в августе 1928 года и провела в Москве и Ленинграде больше месяца, дав ряд спектаклей в обоих городах на сценах наиболее крупных театров.

Спектакли артистов японского классического театра „кабуки“ вызвали большой интерес и пользовались особенным успехом, как в советском мире искусства, так и в широких кругах советской общественности. Последнее отчасти об'ясняется тем, что новое советское искусство ищет новой формы для вложения великого содержания современной эпохи на классовом базисе.

Попытка Всесоюзного общества культурной связи с заграницей познакомить советского зрителя с подлинным японским театральным искусством имела громадное значение в смысле обмена культурными ценностями народов для достижения идеи культурного сближения народов друг с другом.

Приведенное выше является лишь весьма кратким очерком достижений в культурных отношениях стран друг с другом. Без сомнения, что самые даже незначительные соприкосновения советских и японских общественных кругов играют значительную роль в деле укрепления и углубления культурных связей, которые в будущем обещают стать более тесными и значительными.

ГРУППИРОВКИ, СТАВЯЩИЕ СВОЕЙ ЦЕЛЬЮ КУЛЬТУРНОЕ СБЛИЖЕНИЕ НАРОДОВ ОБОИХ СТРАН.

ЯПОНО-СОВЕТСКОЕ ОБЩЕСТВО „НИЧИРО КИОКАЙ“

Японо-советское общество „Ничиро Киокай“ организовалось под именем „японо-русского общества“ в 1906 году с целью поощрения научных исследований России и установления дружеских связей между обоими странами.

В 1911 году председателем этого общества был избран граф М. Тераучи и его товарищем барон С. Гото. В 1912 году Его Императорское Высочество принц Кан-ин-номия выразил свое согласие занять пост президента общества и с тех пор общество стало под руководство Принца Кан-ин-номия.

С развитием деятельности общества после его организации, оно в 1911 году имело основной капитал, собранный от членов общества в сумме 142.200 иен, который впоследствии в 1917 году, по распоряжению председателя временной комиссии общества, был пополнен собранным вторично в сумме 370.000 иен.

В 1917 году общество, принимая во внимание то обстоятельство, что в Японии очень мало молодых людей знают и интересуются русским языком и Россией решило организовать вечерние курсы русского языка с ускоренным выпуском. Однако курсы эти не смогли продолжить долго своего существования и выпустив в конце этого же года экстренный выпуск окончивших курсы в числе 60 человек, вслед затем закрылось. Вместо этих краткосрочных курсов русского языка в Токио, впоследствии было организовано училище русского языка общества „Ничиро Киокай“ в Харбине, которое существует по настоящее время.

В этом же 1918 году японо-русское общество, по поручению Министерство торговли и земледелия организовало в Харбине Коммерческий Музей со всевозможными образцами японских товаров. Этот Музей существует до сих пор и в течение вот уже 10 лет играет роль посредника в торговых сделках между японскими, русскими и китайскими коммерсантами и издает детальные обзоры торговых отношений между Японией, СССР и Китаем в целях развития и укрепления коммерческих связей между ними.

После смерти председателя общества графа Тераучи в ноябре месяце 1919 года председателем общества избран барон Гото, а его заместителем барон Мегата, занимавший пост заведующего отделом исследований торговых отношений между обоими странами с 1911 года, когда был организован этот отдел. (Барон Мегата скончался в сентябре 1926 года и его место осталось вакантным до сих пор).

Японо-русское училище в Харбине было открыто обществом в сентябре 1920 года. В числе прочих предметов в качестве обязательного предмета введено преподование русского языка для японской молодежи, имеющей намерение выступить со своими знаниями на общественном или другом поприще или в различных отраслях торговли, в России или в Китае. Постоянным и несменным директором этого училища является

Советские выставки в Японии.

В апреле 1925 года Японо-советское литературно-художественное общество открыло выставку произведений нового советского искусства в Токио, затем в январе 1926 года Японо-советское общество Ничиро Киокай организовало выставку русского быта в Осака и летом того же года Полномочное Представительство Союза ССР в Японии открыло выставку „Современный СССР“ в помещении Полномочного Представительства в Токио для ознокомления японской публики с настоящим положением СССР. Кроме перечисленных выставок, в крупных городах Японии был устроен ряд выставок произведений искусства детей СССР.

Все перечисленные выставки сопровождались не малым успехом и оставили у японской публики самое лучшее впечатление.

В июне и июле 1928 года по инициативе Всесоюзного общества культурной связи с заграницей и Токийской и Осакской газеты „Асахи Симбун“, при поддержке Полномочного Представительства в Японии и содействии Японо-советского общества Ничиро Киокай и Японо-советского литературно-художественного общества открылась выставка произведений нового советского изобразительного искусства. В этой выставке были представлены произведения выдающихся художников СССР, исполненные масленными красками, пателью, тушью и карандашем, гравюры, а также образцы советских афиш и др., веего до 400 произведений. Среди больших полотн были представлены произведения художников Архипова, Кончаловского, Машкова, Кустужева, Пахомова и других.

Эта выставка вызвала большой интерес в мире искусства Японии и в широких кругах японской публики.

Посещение Японии выдающимися советскими учеными, литераторами, художниками и другими строителями новой культуры Советов.

Весной 1926 года Японию посетил известный советский писатель Борис Пильняк, проведший в Японии некоторое время. Через него японские литературные круги и японская общественность смогли ближе познакомиться с советской литературой и новыми направлениями в советском мире искусства вообще. Спустя некоторое время японская публика имела удовольствие услышать у себя в столице концерты советского симфонического оркестра и видеть и слышать большую советскую оперу, организованную Рабисом и давшую свои гастроли на сцене Императорского театра в Токио. Особенным успехом у японской публики пользуются и по сие время советские музыканты. За небольшой сравнительно промежуток времени в Японии прошел ряд концертов, данных советскими музыкантами, как например Эрденко, Бриндель, Ковалев и другие.

В связи с открытием в Токио Всетихоокеанского съезда ученых, из СССР была командирована группа русских ученых во главе с известным журналистом-востоковедом Виленским-Сибиряковым. Группа эта провела продолжительное время в Японии и дала возможность японским научным кругам познакомиться с советской наукой о Тихом океане. Некоторые из членов этой делегации выступили с весьма интересными докладами-лекциями, устроенными в помещении Полномочного Представительства Союза ССР в Японии, перед обширной аудиторией слушателей, приглашенных на лекции.

Большое оживление и интерес вызвал беспосадочный перелет Москва—Токио, сделанный советским летчиком Шестаковым и механиком Фуфаевым.

Приезд не так давно в Японию известных японскому обществу японоведов г. г. Конрад и их доклады здесь также вызвали большой интерес к СССР в широких кругах японской общественности.

Мы не ошибемся, если скажем, что все перечисленные посещения Японии советскими известными деятелями, учеными, литераторами, художниками, артистами и другими строителями новой молодой культуры Советов, принесли большую пользу делу культурного сближения Японии и СССР.

Переводы советских изданий в Японии.

Кроме выставок и посещений Японии советскими деятелями в укреплении культурных связей не малую роль играют также и различные переводы советских изданий, весьма распространенные в Японии, как например переводы в области литературы, театра, кино, других видов искусства, образования, науки, политики, социальной и экономической жизни СССР. Многочисленные произведения Ленина, Бухарина, Сталина, Троцкого, Доборина, Луначарского, Колонтай и др. переведены на японский язык и выпущены на книжный рынок Японии в виде брошюр или сборников.

Кроме того в Токио выпускаются издания, на японском и русском языке посвященные освещению специальных вопросов о СССР-журнал „Японо-советское искусство“— для ознакомления японской чатающей публики с советской литературой и советским искусством вообще, издаваемый Японо-Советским Литературно художественным обществом и известия „Ничиро Цусин“ и журнал „Голос Японии“, посвященные освещению экономических отношений между СССР и Японией и экономической жизни СССР.

Интерес к японской культуре в СССР и посещения его японскими деятелями.

В хронологическом порядке первыми посетившими СССР, после восстановления дипломатических отношений между СССР и Японией, были доктора Фукута Токузоо, Мацумура Шоонен и профессор Ясуги Садатоси, выехавшие туда в 1925 году по случаю юбилея Советской Академии Наук. Посетившие СССР лица уже тогда отметили некоторый интерес СССР к японской жизни и японской культуре. В апреле 1926 года, как следствие возникшего интереса к Японии, по инициативе Всесоюзного общества культурной связи с заграницей в Москве открылся „вечер японской литературы“, на котором выявился определенный интерес советских литературных кругов к японской литературе.

К торжественному празднованию десятилетия октябрской революции СССР пригласил на торжества из Японии известного драмотурга и писателя господина Акита Узяку, драмотурга и известного режиссера Осанай Каору и многих других известных лиц из среды японского литературного мира. Из посетивших СССР в это время, известный японский писатель г. Акита Ужяку остался в Москве на некоторое время и провел там 8 месяцев, деятельно изучая советскую литературу и искусство и рекомендуя советским читателям произведения японских литераторов и творения больших мастеров японского искусства вообще.

В 1927 году, благодаря усиливающемуся интересу к СССР со стороны экономических и других кругов Японии, из Японии со специальной миссией ознакомления с экономическим положением СССР в Москву выехал господин Кухара Фусаносуке —

Линия	Азиатская часть СССР		Европейская часть СССР	
	Обыкновенные телеграммы	Для прессы	Обыкновенные телеграммы	Для прессы
Сеул—Владивосток	22 сены за слово	.....	28 сен за слово	12 сен за слово
Нагасаки—Владивосток	42 „	21 „	48 „	22 „
Нагасаки-Шанхай-Кяхта				
Другие	1,83 „	.....	1.67 „	.....

Примечание: Тариф для правительственных телеграмм для обох стран установлен особый: за одно слово по телеграфной линии через Корею—16 сен и через Нагасаки—26 сен.

Общее число передаваемых телеграмм за один месяц в последнее время достигло 1.800 телеграмм.

VI Культурная связь.

ОБЩИЙ ОЧЕРК ЯПОНО-СОВЕТСКИХ ОТНОШЕНИЙ В ДЕЛЕ УКРЕПЛЕНИЯ КУЛЬТУРНЫХ СВЯЗЕЙ.

Старая русская культура, отражавшаяся в произведениях великих русских писателей-великанах ума и сердца-Льва Толстого, и Достоевского и других русских известных писателей, оказывала значительное влияние на японский литературный мир и читающую японскую публику вообще.

Новая культура СССР, создаваемая новым правящим классом в СССР-пролетариатом на базе социально-исторической необходимости вызвала еще большой интерес при чем новой русской культурой заинтересовался не только пролетариат Японии но и широкие круги японской интеллигенции.

Само собой разумеется, что культура на которой базируется быт и жизнь правящих классов Японии и новая культура, которая создается в СССР, как следствие пролетарской революции стоят на противоположных полюсах. Тем не менее мы не можем не отметить громадного интереса, который проявляют японцы к новому быту и новой культуре СССР, несмотря на то что правящий класс Японии ставит различные препятствия к восприятию новым классом Японии новой советской культуры. Последнее является некоторым препятствием для культурного сближения обоих народов. Однако, несмотря на все это, несмотря на разницу в культуре и политике обоих стран, благодаря интернациональности культуры, культурное сближение народов нашло свое отражение в различных образах, как в искусстве обоих народов в частности, так и в общественной жизни их вообще.

В 1925 году в СССР организовалось Всесоюзное общество культурной связи с заграницей (ВОКС), которое проявило активную деятельность в культурном сближении СССР с иностранными государствами, в том числе и с Японией.

К этому же приблизительно времени, вслед за восстановлением дипломатических отношений между Японией и СССР в Японии, в Токио организовалось „Японо-советское литературно-художественное общество“, с целью изучения новой советской литературы и искусства и рекомендации их японской читающей публике, с каковой целью оно сразу же после организации приступило к изданию журнала „Японо-советское искусство“, и обмена произведениями искусств СССР и Японии.

В 1926 году японо-русское общество (Ничиро Киокай) изменило свое название на японо-советское общество и исключило из своих списков членов общества белых эмигрантов, пригласив в качестве почетного председателя общества Полномочного Представителя СССР в Японии господина Трояновского и включив в список членов общества многих советских граждан, чем заложило новый камень под фундамент здания развивающейся японо-советской дружбы.

кратила операции по почтовым пореводам в Японию. Почтовые же переводы из Японии в Россию продолжались беспрепятственно до сентября 1918 года. С этого времени возможность операций по почтовым переводам сохранилась лишь для некоторых пунктов Азиатской России, в сентябре же 1922 года операции по почтовым переводам в СССР совсем прекратились. В январе 1925 года Японское Правительство предложило СССР восстановить операции по обмену почтовыми переводами, на что последний ответил что принципиально он согласен с предложением и что в настоящее время он занят разработкой деталей этого проэкта. Таким образом можно надеятся что осуществление операций по почтовым переводам между обоими странами состоится рано или поздно и весь вопрос лишь во времени.

ТЕЛЕГРАФНАЯ СВЯЗЬ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР.

КРАТКИЕ ДАННЫЕ О ТЕЛЕГРАФНОЙ СВЯЗИ МЕЖДУ ЦАРСКОЙ РОССИЕЙ И ЯПОНИЕЙ.

Находясь в близком соседстве с Россией и сталкиваясь с ней различными интерсами, Япония, с тем чтобы поддержать с ней добрососедские отношения с давних пор должна была установить нормальную телеграфную связь. Благодаря этому обстоятельству история телеграфной связи России с Японией имеет довольно старую историю, начало которой относится к 2-ему году Мейдзи (1867 год), когда Великое Северное Телеграфное общество, с разрешения Японского Правительства, провело один подводный телегрфный кабель между японским портом Нагасаки и русским портом Владивостоком. В дальнейшем, по инициативе Японского Правительства был проведен на этой же дистанции еще один подводный кабель. Установленное таким образом телеграфное сообщение давало возможность странам установить между собой непосредственную телеграфную связь.

В виду того что по этой линии телеграфной связи принималась также телеграфная корреспонденция и в другие страны, кроме Японии и России, телеграфные агентства, обслуживающие ее, оказались перегруженными работой, вследствие чего по истечении тридцати лет остро почуствовалась необходимость установления другого более удобного телеграфного сообщения. Таковое было установлено путем проведения прямого провода на суше между Кореей и Владивостоком и между Северным и Южным Сахалином. Установление этого телеграфного сообщения открыло новую эпоху в телеграфной связи стран, так как кроме выявившихся в результате установления нового телеграфного сообщения удобств в передаче телеграмм, представилась возможность значительно удешевить телеграфный тариф. В дальнейшем эти две телеграфные линии обслуживали непосредственную телеграфную связь между Японией и царской Россией до времени пока в России не вспыхнули революционные и вслед за ними контр-революционные события, нарушившие нормальные отношения между странами. Благодаря последним телеграфное сообщение по этим линиям не поддерживалось в течение не-

которого времени, включительно до 1 марта 1925 года, когда в связи с заключением конвенции об основных принципах взаимоотношений между СССР и Японией оно было снова восстановлено.

Кроме перечисленных линий в царское время в России телеграфная связь с 1915 года обслуживалась также по радиотелеграфу между японской радиотелеграфной станцией на Очиши и русской станцией в Петропавловске на Камчатке. Между прочим установление радиотелеграфной связи с Петропавловском на Камчатке для Японии явилось первым опытом передачи радиотелеграмм вообще

ТЕЛЕГРАФНАЯ СВЯЗЬ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР.

После восстановления дипломатических сношений между СССР и Японией и по настоящее время функционируют следующие телеграфные линии обслуживающие телеграфную связь между СССР и Японией:

Телеграфная линия Сеул—Владивосток.
„ „ Тоиохара (на Южном Сахалине)—г. Александровск.
„ „ Нагасаки—Владивосток.
„ „ Нагасаки—Шанхай.
Радиотелеграф между Очиши и Петропавловском на Камчатке.
„ „ станциями Оотомари и Александровском.

Кроме перечисленных телеграфных и радиотелеграфных линий телеграфное сообщение между СССР и Японией поддерживается через телеграфную линию Индо-Европейского телеграфного общества через Персию и Велико-северного телеграфного общества через Лондон. Однако в виду того, что телеграфный тариф установленный на этих линиях чрезвычайно высок, к ним прибегают только в том случае, когда означенные 6 телеграфных линий почему либо не смогут принять телеграммы или когда в их работе наблюдается тормаз.

Кроме того есть еще несколько линий, по которым можно передать телеграммы между Японией и СССР, но обычно ими пользуются очень редко, также по причине дорогого тарифа.

ТЕЛЕГРАФНЫЙ ТАРИФ ДЛЯ ТЕЛЕГРАММ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР.

Тариф для телеграмм и телеграфной корреспонденции для прессы на всех телеграфных линиях существуют различный. Ниже мы приводим таблицу о телеграфном тарифе между Японией и СССР, отдельно между азиатской частью Союза ССР и Японией и европейской частью СССР и Японией:

ший период времени после заключения договора пароходы общества совершали рейсы по следующему росписанию:

1926 год.

Пароход „Хиросаки-мару“ 1.348 тонн водоизмещения, со скоростью 13,68 мили в час, совершал рейсы с заходом в следующие пункты по пути к месту назначения (Хакодате и Александровск): Маока, Томарии, Эстори, Ясубецум.

1927 год.

Тот же пароход с одинаковым росписанием маршрута.

1928 год.

Пароход „Эйко-мару“ 1.843 тоны водоизмещением, со скоростью 12,88 миль в час, совершал рейсы по следующему росписанию: Хакодате, Аомори, Отару, Оотомари, Маока и Александровск на Северном Сахалине.

СВОДКА СВЕДЕНИЙ О ПОСЕЩЕНИЯХ СССР ИНОСТРАНЦАМИ ЧЕРЕЗ ст. МАНЬЧЖУРИЮ В ПРОШЛОМ ГОДУ.

Согласно данных Китайского железнодорожного управления в течении времени с 1 января до конца июля прошлого 1928 года в СССР и обратно через русско-китайскую границу на станции Маньчжурия проследовало 9.392 человек, из которых 852 японца и 1.905 русских, остальные иностранцы. Распределение пассажиров по отдельным национальностям представляется в следующем виде:

Национальность	В'ехавших в СССР	Выехавших из СССР
Японцев	578 человек	278 человек
Англичан	159 „	52 „
Американцев	100 „	19 „
Немцев	340 „	284 „
Французов	117 „	57 „
Русских	1.210 „	695 „
Китайцев	2.638 „	2.207 „
Прочих национальностей	389 „	275 „
Итого	5.525 „	3.869 „

ПОЧТОВАЯ СВЯЗЬ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И СССР

1. Обыкновенная корреспонденция.

А) Общие правила.

Вся обыкновенная почтовая корреспонденция, обмениваемая между СССР и Японией в настоящее время, должна приниматься на основании международного почтового договора, заключенного в Стокгольме, в Швеции в августе 1924 года и вступившего в силу с 1 октября 1925 года, а также соглашения о почтовых посылках с об'явленной ценностью, заключенного там же и в то же самое время.

Б) Почтовые линии.

Почтовыми линиями, связывающими СССР и Японию являются три следующие линии: (СССР всю свою почтовую корреспонденцию посылает преимущественно по линии Владивосток—Цуруга).

а) Линия через Маньчжурию и Корею:

По этой линии почтовая корреспонденция идет через Симоносеки, Фузан, Харбин и Маньчжурию и через Читу по Сибирской железной дороге 3 раза в неделю.

б) Линия через Владивосток. По этой линии почтовая корреспонденция отправляется следующим образом:

Регулярные рейсы судов, связывающие порт Владивосток с японским портом Цуруга (один раз в неделю), Владивосток—Отару (порт на острове Хоккайдо)—(3 раза в месяц) и Владивосток—Нанао—в месяц 2 раза. Это линия обслуживает почтовые отправления между Японией и Приморской и Амурской областями.

в) Линия в направлении Сахалина и Камчатки.

Почтовые отправления по этой линии отправляются на пароходах, совершающих летние рейсы из портов Хакодате и Отару. В зимнее время почтовое сообщение, по соглашению между почтово-телеграфными конторами Союза ССР на Сахалине и японским Управлением на Южном Сахалине, поддерживается санным путем.

2. Воздушное почтовое сообщение.

Между Японией и СССР до сих пор еще не установлено воздушного почтового сообщения, благодаря чему простая корресцонденция идущая в Смоленск, Харьков, Ростов, Армавир, Минеральные воды, Владикавказ, Грозный, Махач-кала и Баку до Москвы идет по железной дороге, а дальше переотправляется на аэропланах. Впрочем воздушное почтовое сообщение, кроме направления на Смоленск поддерживается всего лишь полгода и в течении времени с 16 октября по 30 апреля операции воздушного почтового сообщения прекращаются.

3. Почтовые посылки.

Обмен почтовыми посылками между Японией и СССР был прекращен в августа 1923 года и вслед затем вопрос об обмене почтовыми посылками остается открытым по сие время. В настоящее время почтовые посылки СССР и Японией отправляются через Англию и Латвию или Францию и Польщу. Японское Правительство начало переговоры об обмене почтовыми посылками между обоими странами вслед за заключением основного японо-советского договора в Пекине в январе 1925 года, не по различным причинам соглашение по этому поводу пока не состоялось. СССР принимает участие в Стокгольмском почтовом договоре, в соглашении же об обмене почтовых посылок с об'явленной ценностью он не участвует, благодаря чему непосредственный обмен посылок им производится лишь с Эстонией, Латвией, Финляндией и Польшей.

4. Почтовые переводы.

До 1913 года почтовые переводы между Японией и Россией производились при содействии английских почтовых контор. В 1913 году между странами было заключено соглашение, на основании которого был установлен непосредственный обмен почтовыми переводами. В виду того, что в 1914 году вспыхнула мировая война, вызвавшая понижение курса русской валюты, Российское Правительство в сентябре 1914 года пре-

нии и Китая и не менее 5.000 тонн для товаров отправляющихся в других направлениях. В случаях когда количество товаров не будет достигать указанных выше норм, наряд исполняется по соглашению сторон.

Различные формальности, связанные с санитарным осмотром, таможенными обрядностями, акцизом и официальные сношения с полицией и др. производятся коммерческим отделением Уссурийской железной дороги. Вмешательство частных транспортеров в данном случае абсолютно не допускается.

Все производимые на территории СССР расчеты по высылке, приему грузов и в других случаях производятся в золотых рублях.

Выдача товаров на месте в порту или железнодорожной станции производится по предъявляемому адресатом дубликату, полученному им заранее от железно-дорожной станции или порта отправления.

С выпуском дубликата право распоряжения товарами принадлежит во первых по именному дубликату товаровладельцу, его доверенному или просто адресату, имеющему дубликат, а вовторых подателю дубликата на пред'явителя (безименного дубликата).

Все эти лица, имеющие право распоряжения товарами, имеют возможность возвратить выданные товары назад на железнодорожную станцию или в порт, задержать их в пути, перегрузить и передать их другому лицу.

Адресат после получения уведомления о прибытии товара в его адрес должен принять его немедленно. В случае замедления товары поступают на склады, где им будет предоставлен 30-тидневный срок хранения. Если по истечении этого срока товары не будут получены адресатом, через два месяца после окончания льготного срока хранения на складах, эти товары продаются с аукционного торга.

Договор этот был подписан в период времени, кода еще не закончились переговоры о заключении основного японо-советского договора, происходившие в Пекине между японским посланником Иошизава и советским уполномоченным Караханом, и когда отношения между Японией и СССР были далеко не благоприятными. О том, что договор этот принес большую пользу сторонам говорит хотя бы то обстоятельство, что в первом году после подписания договора пароходное общество „Кавасаки кисен" транспортировало в общей сложности 180.000 тонн различных товаров, в следующем году число это увеличилось до 400.000 тонн, а за период времени после заключения договора количество транспортированных обществом „Кавасаки кисен" грузов выражалось в 1.400.000 тонн.

ДРУГИЕ ПАРОХОДНЫЕ ОБЩЕСТВА, ИМЕЮЩИЕ СВЯЗИ С СССР

ПАРОХОДНОЕ ОБЩЕСТВО „ОСАКА СИОСЕН КАЙША".

Одно из крупных японских акционерных пароходных обществ „Осака Сиосен кайша", имеющее рейсы своих судов между портами Японии, Китая, Явы, Индии, Америки, Европы и Австралии уже с давних пор имеет связное сообщение с портом Владивостоком. Несмотря на различные события, имевшие место на советском Дальнем Востоке, это сообщение ни разу не прерывалось. В настоящее время общество поддерживает регулярное, еженедельное сообщение между японским портом Цуруга и Уссурийской и Китайско Восточной железными дорогами через порт Владивосток. Для обслуживания этой линии обществом поставлен пароход „Каги-мару", перевозящий как грузы и пассажиров, так и почтовую корреспонденцию.

АКЦИОНЕРНОЕ ПАРОХОДНОЕ ОБЩЕСТВО „КУРИБАЯСИ СИОСЕН КАЙША".

Пароходное общество Курибаяси Сиосен кайша по распоряжению Министерства почт и телеграфов Японского Правительства обслуживает рейсы между японским портом Хакодате и советским портом Петропавловском на Камчатке. Сообщение между этими портами поддерживается только в летний сезон, с апреля по сентябрь месяц, 7 раз за все время навигации, пароходом „Дайго Мурорап-мару" (2.128 тонн), при чем пароход этот перевозит как грузы и пассажиров, так и почту. Японский консул в Петропавловске на Камчатке выезжает на пароходе этого общества в начале мая и возвращается в Японию в сентябре. Первый приказ об обслуживании этой линии общество получило в 1922 году, заключив договор с Правительством на три года. С тех пор это сообщение поддерживается беспрерывно. Рейсы из Хакодате в Петропавловск совершаются с заходом по пути в порт Отару и из Петропавловска на Камчатке по западному или восточному побережью полуострова Камчатки.

ПАРОХОДНОЕ ОБЩЕСТВО „КИНКАЙ ЮУСЕН КАЙША".

Пароходное общество „Кинкай Юусен кайша" по приказу Министерства почт и телеграфов, на основании договора заключенного между этим обществом и Правительством 1 апреля 1926 года, сроком на три года, обслуживает рейсы между японским портом Хакодате и советским портом Александровском на Сахалине. Для обслуживания этой линий согласно договора, общество должно ставить два парохода водоизмещением не менее 1200 тонн каждый и со скоростью не менее 12 миль в час.

На основании договора пароходное общество „Кинкай Юусен", по особому приказу Министерства почт и телеграфов, в 1926 году установило, пользуясь ежегодной субсидией Правительства в размере 1.000 иен в год, новые рейсы между Хакодате и Александровском на Северном Сахалине, один раз в месяц, в течении времени с июня по август для перевозки пассажиров, груза и почтовых отправлений. За истек-

СОГЛАШЕНИЕ МЕЖДУ ЯПОНСКИМ ПАРОХОДНЫМ ОБЩЕСТВОМ КАВАСАКИ КИСЕН И УССУРИЙСКОЙ ЖЕЛЕЗНОЙ ДОРОГОЙ

После того момента когда между Японией и СССР начались неофициальные сношения, долгое время между обоими странами не существовало нормальных путей сообщения, что конечно создавало значительные препятствия в установлении крепких экономических связей между ними. Последнее впрочем, отчасти объяснялось с одной стороны небывалой депрессией в экономической жизни Японии, начавшейся с 1919 года, а с другой стороны тем, что издаваемые вновь Советским Правительством декреты и распоряжания были зачастую весьма сложны и плохо уяснялись японцами.

В целях устранения затруднений в установления более крепких экономических связей между СССР и Японией, японское пароходное общество „Курибаяси" вошло в переговоры с советскими властями, в результате которых заключило общее соглашение о прямом транспортном сообщении с Уссурийской железной дорогой, а также с Амурским Государственным Пароходством, которое было подписано в июне 1924 года.

На основании заключенного соглашения были установлены следующие линии прямого транспортного сообщения:

1. Транспортное сообщение между районами прилегающим к Китайско-Восточной железной дороге (Северная Манчжурия) и к Уссурийской железной дороге (губернии Амурская и Приморская до Ушумун) связываются транспортным сообщением с Японией и Китаем через порт Владивосток и японские порты на берегах Тихого океана, Японского моря и острове Хоккайдо и порты Китая.

2. Транспортное сообщение между японскими портами на берегах Тихого океана, Японского моря, на южной части острова Сахалина и портами Китая через порт Николаевск на Амуре от озера Байкала до Стретенска.

В заключенном соглашении, при установлении этих двух линий прямого транспортного сообщения перечислено 16 японских портов и 4 китайских, в которые по соглашению грузоотправителям представляется возможность направлять свои грузы из разных мест СССР и Манчжурии.

После заключения соглашения японское пароходное общество „Курибаяси" открыло совместную с Уссурийской железной дорогой контору, с отделением в Харбине, при отделении управления Уссурийской железной дороги.

На Владивостокую главную контору были возложены следующие обязанности: предоставление судов, перегрузка товаров из вагонов на железной дороге на суда и наоборот, регулирование подвоза и вывоза товаров, на отделение же в Харбине: выдача дубликатов о прямой перевозке грузов, распределение товарных вагонов Китайско-Восточной железной дороги, сбор и погрузка товаров. Во избежание затруднений в денежных операциях было получено согласие Корейского банка (Чосен гинко) и других кредитных органов об упрощении этих операций. Таким образом, благодаря заключенному соглашению между пароходным обществом „Курибаяси" и Уссурийской железной дорогой, для грузовладельцев представились большие удобства в перевозке их грузов.

Так например, им уже не нужно было заботиться о фракте судна для своих товаров, и перегрузки их с судов, а кроме того представилась возможность на месте получения товара уплачивать плату за железнодорожную перевозку, плату за перегрузку товаров на пристани Владивостока и за перевозку товаров по морю. Такой порядок значительно сокращает расходы по перевозке товаров, представляя в то же время гарантию аккуратности в сроке доставки грузов.

В последствии в виду прекращения деятельности пароходного общества „Курибаяси" соглашение это, вместе со всеми делами и правами общества „Курибаяси" было унаследовано пароходным обществом „Кавасаки Кисен кайша" которое приобретя от пароходного общества „Курибаяси" как дела Владивостокской конторы, так и Харбинского отделения, оставило почти все без изменений, включительно до личного состава служащих.

Договор о наследовании соглашения японского пароходного общества „Курибаяси" с Уссурийской железной дорогой японским пароходным обществом „Кавасаки кисен кайша" был подписан 16 мая 1925 года представителем пароходного общества „Кавасаки Кисен кайша" г. Таро Тоцука и Дальневосточным представителем Наркомпути и Управляющим Уссурийской железной дороги.

Вновь подписаное соглашение состоит из 42 статей, с почти одинаковым содержанием с прежними статьями договора. Действие договора определено в три года, при чем оно может быть продолжено, по обоюдному согласию сторон и с разрешения Наркомпути еще на 6 лет. При подписании договора район перевозок грузов через порт Владивосток был расширен включением Индии и Европы, при чем были подробно перечислены порты захода судов. Перечень этих портов представляется в следующем виде:

ЯПОНИЯ: Кобе, Осака, Иокохама, гавань Исе, Шимицу, Аомори, Фушики, Ниигата, Цуруга, Нанао Отару, Хакодате, Ушина, Модзи. Вакамацу, Нагасаки, Кагошима, Мисуми, Нава, Килун, Такао, Сакай, Ионаго, Майзуру, Садо, Фунакава, Ишихама, Оотомари, Тенсан, Сейшин, Юки, Фусан, Зинсен и Чиннанпо.

КИТАИ: Шанхай, Дайрен, Циндао, Тяньзин, Ханькоу, Хонконг, Кантон и Инкао.

Из новых положений установлениых договором следует отметить следующие:

В случае доставки грузов по дубликату прямого транспортного сообщения на пристань Эгершельд, Уссурийская железная дорога обязуется уведомлять общество „Кавасаки кисен кайша" об этом, с указанием количества товара, его сортов и адреса их дальнейшегв следования. По получении этого уведомления общество „Кавасаки кисен„ обязуется представить на рейд пароход для погрузки этих грузов, с условием, что в том случае если товары направляются в Японию и Китай пароходы для погрузки будут представлены обществом „Кавасаки кисен" в такой срок, чтобы вся погрузка отняла не больше двух недель времени после получения уведомления и не больше четырех недель, если товары отправляются в другие места, указанные в договоре.

Требование о предоставлении парохода для нагрузки товаров из железнодорожных складов, может быть сделано лишь в том случае если для погрузки на суда будет в наличии ие менее 2.000 тонн товара для товаров отправляющихся в направлении Яп-

Соглашение СССР с Китаем и его влияние на отношения дорог.

1924 год ознаменовался на Китайско-Восточной железной дороге установлением совместного управления дорогой СССР и Китая, в связи с заключением договора между СССР и Пекинским Правительством 31 мая 1924 года восстанавливавшего дипломатические отношения и подписанного с советской стороны уполномоченным представителем Караханом и со стороны Китая Пекинским Правительством (Велингтоном Ку) и соглашением СССР с Мукденом, заключенным 20 сентября 1924 года с маршалом Чжан Цзо Лином. В октябре 1924 года был арестован прежний председатель правления Китайско-Восточной железной дороги господин Остроумов и на его место был назначен из СССР господин Иванов со вступлением которого на пост председателя Китайско-Восточной железной дороги снова началась конкуренция между Китайско-Восточной и Уссурийской и Южно-Маньчжурской железными дорогами. Положение перевозок грузов по обоим направлениям в этом году представляется в следующем виде:

Перевозки в направлении на Владивосток 46.463.000 пудов или 40,5%.
Перевозки в направлении на Дайрен — 68.436.000 пудов или 59,5%.

Заключение нового соглашения.

Вследствие начавшейся конкуренции, вслед за установлением совместного русско-китайского управления Китайско-Восточной железной дорогой, дороги снова вступили на путь ненормальной деятельности, в результате чего для дорог создавалось весьма невыгодное положение, так как из конкуренции дорог между собой извлекали выгоды лишь грузовладельцы. Это последнее обстоятельство снова выдвинуло на очередь вопрос о согласованности действий обоих дорог и 16 сентября 1925 года ими снова было заключено соглашение, которое в общих чертах сводится к следующему:

Южно-Маньчжурская и Уссурийская железные дороги заключают соглашение о распределении особых товаров, произведенных в Северной Маньчжурии, как то бобов, бобовых жмыхов, бобового масла, пшеницы, пшеничной муки и отрубей, сдаваемых со станции Китайско-Восточной железной дороги для дальнейшего следования их по по линиям Уссурийской и Южно-Маньчжурской железных дорог, с тем чтобы процент перевозок в направлении Уссурийской железной дороги выражался в 45% и процент перевозок в направлении Южно-Манчжурской железной дороги в 55%. Та железная дорога, перевозки которой за годовой промежуток времени доставки этих грузов составят больше вышеустановленной нормы, обязуется уплачивать другой компенсацию, соответствующую сумме, на которую уменьшилась плата за перевозку. После заключения этого соглашения положение перевозок несколько изменилось и за два года, т.е. за 1925 и 1926 год они выразились в следующем виде:

1925 год. Перевозки в направлении на Владивосток 49.331.000 пудов или 36,1%
Перевозки в направлении на Дайрен — 87.377.000 пудов или 63,9%
1926 год. Перевозки в направлении на Владивосток 70.312 000 пудов или 48,8%
Перевозки в направлении на Дайрен — 73.941.000 пудов или 51,2%

Отношения дорог в последнее время.

В дальнейшей деятельности Южно-Маньчжурской железной дороги и Китайско-Восточной и Уссурийской выявилась определенная тенденция к увеличению перевозок грузов в направлении на Владивосток, благодаря чему СССР уже неоднократно поднимал вопрос о пересмотре заключенного соглашения, считая что подобное движение грузов в направлении на Владивосток об'ясняется естественными причинами, вытекающими из того обстоятельства, что для грузовладельцев более выгодным представляется направлять свои грузы на Владивосток, а не на Дайрен. Однако, Южно-Маньчжурская железная дорога, не соглашается с этим мнением и считает что настоящее положение перевозок есть явление временного характера, благодаря чему между сторонами до сих пор еще не достигнуто соглашения, которое урегулировало бы вопрос в благоприятном для обоих сторон смысле, и они снова готовы вступить в ежесточенную конкуренцию. Япония и Китай, кроме того, принимая во внимание значение дорог для развития Северного Китая, проэктируют и проводят в жизнь постройку новых железнодорожных линий в Северном Китае. Эти новые железнодорожные линии, создаваемые японскими руками, путем вложения японских капиталов и соглашений с мукденскими властями, конечно, имеют целью конкуренцию с Уссурийской и Китайско-Восточной железными дорогами в перевозке масленичных, бобов, жмыхов и хлеба. Из новых дорог, проведенных в Китае, серьезными конкурентами для восточного направления Китайско-восточной железной дороги являются железнодорожные ветки Таонань-Ананчи и Гирин-Дунхуа.

СОГЛАШЕНИЕ МЕЖДУ ОБЩЕСТВОМ ЯМАСИТА КИСЕН И КИТАЙСКО-ВОСТОЧНОЙ ЖЕЛЕЗНОЙ ДОРОГОЙ.

В ноябре 1926 года между японским пароходным ооществом Ямасита Кисен Кабусики кайша и Китайско-Восточной железной дорогой было заключено соглашение о нижеследующем:

1. Общество принимает на себя обязанности по обслуживанию транспортного сообщения между Китайско-Восточной железной дорогой, через порт Владивосток с портами собственно Японии, Кореи, Китая, Индии и Европы.
2. Общество устанавливает периодические рейсы своих судов один раз в месяц между Владивостоком и Шанхаем.
3. Количество погружаемых товаров и провозная плата устанавливаются каждый раз особо по соглашению сторон.

В последнее время срочные рейсы между Шанхаем и Владивостоком временно прекращены, в виду происходивших там событий, и до сих пор не восстановлены.

тать все проездные документы, в том числе и плацкарты, на проезд по КВжд и железным дорогам СССР.

С другой стороны, на станциях и в Коммерческих Агентствах КВжд можно будет приобретать билеты, доплаты за скорость в экспрессных поездах и плацкарты по ЮМжд, Корейским и Японским Правительственным железным дорогам и резервировать себе места на всех японских пароходах, отходяших из Владивостока, Фузана и Дайрена.

Таким образом, пассажиры, как следующие из Северной Маньчжурии в Японию, так и из Японии в рейсы КВжд и на запад, с места уже располагают всеми необходимыми документами и обеспечены местами на всем протяжении пути.

ОТНОШЕНИЯ МЕЖДУ ЮЖНО-МАНЬЧЖУРСКОЙ, КИТАЙСКО-ВОСТОЧНОЙ И УССУРИЙСКОЙ ЖЕЛЕЗНЫМИ ДОРОГАМИ.

Отношения дорог в довоенное время.

Вследствие того что русско-японская война окончилась победой Яцонии, железная дорога на юг от станции Куан-чен-цзы отошла в аренду Японии, под именем Южно-Маньчжурской железной дороги. С занятием Южно-Маньчжурской железной дороги Японией, экономические интересы России и Японии встретились в Маньчжурии и Монголии и с тех пор между ними началась экономическая борьба на этих рынках. Ранее этого империалистическая Россия, имея намерение занять преимущественное, привиллигированное положение на дальневосточном рынке, приняла курс покровительственной политики по отношению к Китайско-Восточной железной дороге, имея в виду развитие и процветание порта Дальнего (нынешний Дайрен). Благодаря последнему обстоятельству жизнь порта Дальнего забила ключем и значительно отличалась от сравнительно спокойной, жизни тогдашнего Владивостока. С занятием же Японией Южно-Маньчжурской железной дороги, Россия перенесла центр своего внимания на Владивосток и приняла ряд мер покровительственного порядка в отношении этого порта, благодаря чему уже в мае 1912 года в порте Дайрене началось депрессивное положение, несмотря на то что между Китайско-Восточной и Южно-Маньчжурской железными дорогами существовало нормальное транспортное сообщение. В этот период времени процент перевозок грузов в восточном направлении (на Владивосток) выражался в 92%, в южном же направлении (на Дайрен) всего в 8%.

Искусственное давление на положение перевозок грузов.

Переходный период в борьбе этих двух портов начался со времени возникновения мировой войны 1914 года. В начале войны процент перевозок грузов в направлении на Владивосток выражался в 79%, в направлении же на Дайрен в 21%. Вспыхнувшая вслед затем в России революция 1917 года окончательно изменило это положение и уже в 1918 году процент перевозок грузов на Дайрен выражался в 69% и на Владивосток в 31%.

В 1920 году процент перевозок грузов в направлении на Дайрен возрос до 88% и в направлении на Владивосток снизился до 12%. Столь неожиданное изменение направления грузов в большей части должно быть отнесено за счет искусственного давления со стороны иностранных держав, державших в то время свои интервентные войска в Приморье и Восточной Сибири, а также беспокойного положения на линии Уссурийской железной дороги и в районе Владивостока, а также того обстоятельства, что провозная плата за перевозку грузов в направлении на Владивосток, благодаря тому что между Харбином и Чанчунем была установлена чрезмерно высокая провозная плата, была значительно выше чем таковая же в направлении на Дайрен.

Первые соглашения дорог.

Без сомнения, что такое неестественное положение не могло не чувствоваться на деятельности как Южно-Маньчжурской, так и Китайско-Восточной и Уссурийской железных дорог и они не раз поднимали вопрос о необходимости соглашения между ними для согласования и урегулирования всех вопросов, мешающих нормальной деятельности дорог. В сентябре 1921 года дорогам удалось найти общий язык и договорится по некоторым вопросам. однако это далеко не могло удовлетврить обе стороны. В связи с эвакуацией японских войск из Восточной Сибири и Приморья в январе 1922 года был снова поднят вопрос о необходимости заключения соглашения между дорогами, вследствие чего в июне 1922 года была созвана новая конференция в Чанчуне, в результате работ которой, наконец, удалось установить прямое связное транспортное сообщение между дорогами, согласно договора заключенного между ними 26 июня 1922 года.

Соглашение 1922 года и его результаты.

В общих чертах заключенное соглашение сводилось к следующему: после 1 июля 1922 года Южно-Маньчжурская железная дорога обязуется не устанавливать удешевленного тарифа на линиях между Южно-Маньчжурской железной дорогой и Китайско-Восточной железной дорогой и между Южно-Маньчжурской железной дорогой и Чанчунской железной дорогой. Советская же железная дорога после этого же дня данного года обязуется пересмотреть тариф, в соответствии с целями регулирования тарифа перевозок.

Благодаря заключенного соглашения экспортерам представилась возможность свободно избирать себе направление грузов, вследствие чего уже в 1922 году процент перевозок грузов значительно выравнялся выразившись в следующем виде:

Перевозки в направлении на Владивосток 44% или 36.992.000 пудов
Перевозок в направлении на Дайрен — 55% или 47.045.000 пудов

В следующем 1923 году процент перевозок грузов уже достиг почти уровня выразившись:

Для перевозок в направлении на Владивосток 49,4% или 43.634.000 пудов
и для перевозок в направлении на Дайрен 50,6% или 56.882.000 пудов.

ских конференций, 13 ноября 1928 года в Праге, столице Чехословакии, открылась 4-ая конференция по установлению прямого связного сообщения, заседения которой продолжаются в настоящее время.

Программа работ этой 4-ой конференции в общих чертах сводится к следующему:

1. О приглашении к участию в международном прямом связном сообщении между Европой и Азией голландских, шведских и финляндских железных дорог.
2. Об упрощении порядка визирования паспортов в СССР.
3. Об упрощении формы проездных билетов.
4. О составлении международного росписания поездов и пароходов.
5. О введении в число станций прямого связного сообщения между Европой и Азией станций Мюнхена и Лепцига (в Германии) и Верхнеудинска и Новосибирска (в СССР).
6. О почтовых посылках.
7. Об установлении единого проездного билета.
8. Об установлении проездных ретур-билетов.

СОГЛАШЕНИЕ О ТРАНСПОРТНОМ СООБЩЕНИИ МЕЖДУ ЯПОНИЕЙ И МАНЧЖУРИЕЙ.

Возникновение прямого Маньчжурско-Японского сообщения относится к 1909 году, когда впервые была заключена конвенция о перевозке пассажиров и багажа.

С тех пор до 1916 года было 5 конференций, вносивших различные дополнения и улучшения в это прямое сообщение.

Как известно, из Северной Маньчжурии в Японию существуют три маршрута: через Владивосток—Цуругу, через Мукдэнь—Фузан и через Дайрен.

После войны восточное направление перестало функционировать, сообщение же через Корею и Дайрен хотя и не прерывалось, однако, самый тариф и условия перевозки пассажиров и багажа значительно отстали от жизни, и требовали переработки на новых основаниях.

Вследствие этого, тотчас же после вступления КВжд в Европейско—Азиатское сообщение, открывающее путь из Западной Европы в страны Дальнего Востока, в том числе и Японию по всем направлениям, появилась мысль о необходимости восстановления восточного направления.

В 1927 году в Токио, после 11-летнего перерыва, была открыта 6-я Конференция по Маньчжурско-Японскому сообщению, переработавшая все сообщение на новых основаниях, в соответствии с Европейско-Азиатским сообщением.

26 апреля 1928 г. в Харбине открылась 7-ая конференция о транспортном сообщении между Японией и Маньчжурией, на которую собрались представители Японских Правительственных и Корейских жел. дорог, ЮМжд, УССжд и пароходств Осака — Шосен — Кайша и Совторгфлота, которые собрались для выработки дальнейших дополнений и усовершенствований Маньчжурско-Японского сообщения.

Одновременно с этим состоялось и Совещание о расписаниях для стран Дальнего

Востока, участвующих в Европейско-Азиатском сообщении, на котором, кроме представителей упомянутых выше транспортных предприятий, присутствовали еще и представители Китайских Правительственных железных дорог.

Всего собралось 26 делегатов.

Открытие Конференции и Совещания по расписанию имело место 26 апреля, а окончание работ — 4 мая.

За это время было 2 пленарных заседания, три заседания Тарифно-Конвенционной Комиссии, одно заседание Рассчетной Комиссии и пять заседаний Совещания по расписанию.

Всего на разрешение Конференции было поставлено 19 вопросов, из коих 14 в первую комиссию, четыре во вторую и один на пленарное заседание.

Вопросы эти касались установления новых удобств для пассажиров, путем продажи к основным билетам дополнительных, для заезда в сторону от маршрута; уточнения некоторых правил перевозки и размеров сборов; и чисто-технические вопросы об упрощении отчетности по продаже билетов и расчетов с пассажирами за непроследованный путь, в случае перерыва путешествия и т. п.

Кроме того, обсуждались вопросы и о снижении проездных плат, в целях привлечения новых пассажиров, причем было отмечено быстрое развитие групповых поездок в Северную Маньчжурию.

В числе постановлений 7-й Конференции, непосредственно касающихся пассажиров, следует отметить:

Установление продажи на станциях отправления дополнительных заездных билетов от Майбара до Нагоя, Иокогамы и Токио, или от Моджи до Нагасаки и обратно, к круговым билетам, благодаря чему путешествующий по Японии турист может посетить все главнейшие центры ее, обеспечив себя заранее билетом и получая на эти заезды ту же скидку, что и на основной билет.

Установление продажи к групповым билетам особых заездных билетов в сторону от маршрута, с теми же льготами, что и для основного билета.

Отмена обязательного объявления ценности багажа на протяжении УССжд.

Уравнение ставок в Европейско-Азиатском и Маньчжурско-Японском сообщениях.

Издание нового тарифа, со включением необходимых сведений по условиям перевозки.

Часть вопросов, впредь до указаний опыта, по соглашению всех заинтересованных сторон, была перенесена на 8-ю Конференцию, которую предположено созвать в начале мая 1929 года в Сеуле.

Одновременно с Конференцией обсуждался с представителями японских перевозочных предприятий и вопрос о взаимной продаже плацкарт и резервировании мест.

Благодаря выработанным соглашениям, пассажиры в Японии могут заранее приобре-